From
the People of Japan

2024年版

開発協力白書

日本の国際協力

外務省

2024年版

開発協力白書

日本の国際協力

外務省

巻頭言

近年、国際情勢は大きく変化しています。ロシアによるウクライナ侵略や現下の中東情勢、また、気候変動や感染症を始めとする地球規模課題など、国際社会は複合的な危機に直面しています。

こうした中、日本は法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に取り組む決意を力強く示すとともに、国際社会における重要性を増しているグローバル・サウスとも協力しながら、価値観や利害の相違を乗り越え、国際社会を「分断と対立」から「対話と協調」へと導いていかなければなりません。

日本の国際協力は2024年に70周年を迎えました。かつて日本が支援してきた開発途上国は、現在、生活習慣病の増加、急速な都市化に伴う交通渋滞や大気汚染等の諸問題、グリーン・トランスフォーメーション（GX）、デジタル・トランスフォーメーション（DX）など、日本と共通の社会課題に直面しています。現代の国際社会では、それらの解決に向けて共に知恵を出し合い、対話と協働を通じた「共創」によって新たな社会的価値を生み出していく、新しい時代の国際協力が求められています。

こうした考えに基づき、日本は2023年に改定した開発協力大綱の下、相手国の課題に対する解決策を共に創り出すため、「オファー型協力」を推進しながら多様な主体との連携を強化してきました。既に複数の国との間で同協力を進めていくことに合意しています。加えて、ODA制度の見直しを行い、ODAを触媒として、民間資金の動員につなげるための取組を推進していきます。

また、新しい時代の国際協力の可能性として「三角協力」の拡大が挙げられます。日本が長年地雷対策を支援してきたカンボジアは、今やその知見を、他国に共有しています。平和のための取組を面で広げていく、いわば「平和の連結性」の構築は、国を越えた連携と、社会や地域の強靭で持続可能な成長の基盤をもたらすものです。

ロシアによる侵略が今なお続くウクライナの未来にとっては、復旧・復興も重要です。前年2月の日・ウクライナ経済復興推進会議では、日本の民間企業の先端技術や投資を通じた、復興への道筋も示すことができました。ウクライナの人々に、引き続き明日への希望を示していく考えです。

また、ガザを始めとする中東情勢に関し、日本は国際社会の責任ある一員として、ODA等を通じて中東地域の平和と安定に向けた支援を実施してきました。引き続き日本にとってエネルギー安全保障上も重要である中東地域の安定化に向けた協力を進めていく考えです。特にガザ情勢に関しては積極的に人道支援を継続するとともに、ガザの将来を見据え、今後訪れる復旧・復興段階においても、役割を果たす決意です。

地球規模課題についても、開発途上国と対等なパートナーシップの下での共創と連帯が求められています。日本はこれまで「人間の安全保障」の理念を重視し、SDGsの達成に取り組んできました。今後も民間の知見や資金を最大限動員し、日本が主導してきた防災分野を始め、SDGsの包括的な達成に向けた国際協力を進めていきます。また、SDGsの達成期限年である2030年以降も見据え、国際的なルール形成に関する議論を主導していきます。

こうした新しい国際協力を推進し、国際社会を対立から協調へ導く上で基礎となるのが、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」のビジョンです。FOIPは、インド太平洋地域の連結性を高め、力や威圧とは無縁で、自由や法の支配が尊重される、豊かな地域にすることを目指すものです。日本は、ASEANによる連結性強化の取組をハードとソフトの両面で支援し、南西アジア地域でも道路、港湾などのインフラ整備を進めてきました。南西アジアからインド洋を越えた先には、人口の過半数が若者であり、大きな潜在力を持つアフリカが存在します。

2025年8月には、横浜で第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）を開催します。アフリカの課題に取り組むにあたっては、民間の活力を動員し、若者や女性の人材育成を進めることが鍵となります。そして、日本とアフリカとの共創により、国際社会の共通課題への革新的な解決策を生み出していきたいと思います。

また、2025年に発足60周年を迎えるJICA海外協力隊は、これまで100か国近くの国に約5万7,000人が派遣され、開発途上国の人々に寄り添い、人と人とを信頼でつないできました。開発途上国の経済・社会の発展や国際社会における日本への信頼醸成に貢献してきたのみならず、帰国後の隊員がその経験をいかし、日本国内において地方創生や多文化共生等の課題にも取り組み、共創の原動力となっています。

変化する国際社会にあっても、相互理解と信頼の重要性は変わりません。国際社会を「分断と対立」から「対話と協調」へと導くため、新たな時代の国際協力を実施していきます。

2024年版開発協力白書は、日本の開発協力の1年間の概要を国民の皆様にご報告するものです。開発協力の実施には、国民の理解と支持が不可欠です。今後も皆様からの声に耳を傾け、開発協力の一層の戦略的・効果的な活用に努めていきます。本書が一人でも多くの方々に読まれ、日本の開発協力の取組や意義に対するご理解の一助となることを願っています。

2025年3月

外務大臣

岩屋毅

開発協力大綱と日本の開発協力

日本の開発協力は、開発協力大綱 注1（2023年6月9日閣議決定）をその根幹としています。同大綱は、開発協力の目的を、(1) 開発途上国との対等なパートナーシップに基づき、開発途上国の開発課題や人類共通の地球規模課題の解決に共に対処し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下、平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献すること、(2) 同時に、日本と世界にとって望ましい国際環境を創出し、信頼に基づく対外関係の維持・強化を図りつつ、日本とその国民の平和と安全を確保し、経済成長を通じてさらなる繁栄を実現するといった日本の国益の実現に貢献すること、としています。国際社会が歴史的な転換期にあり、複合的危機に直面する中で、日本外交の最も重要なツールの一つである開発協力を一層効果的かつ戦略的に活用する方針を打ち出しています。

1　開発協力大綱が掲げる基本方針

開発協力大綱では、「平和と繁栄への貢献」、「新しい時代の『人間の安全保障』」、「開発途上国との対話と協働を通じた社会的価値の共創」、「包摂性、透明性および公正性に基づく国際的なルール・指針の普及と実践の主導」の4つを、日本の開発協力の基本方針としています。

2　開発協力大綱が掲げる重点政策

これらの基本方針にのっとり、「新しい時代の『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」、「平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化」、「複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導」の3つの重点政策に取り組むこととしています。

日本のODA

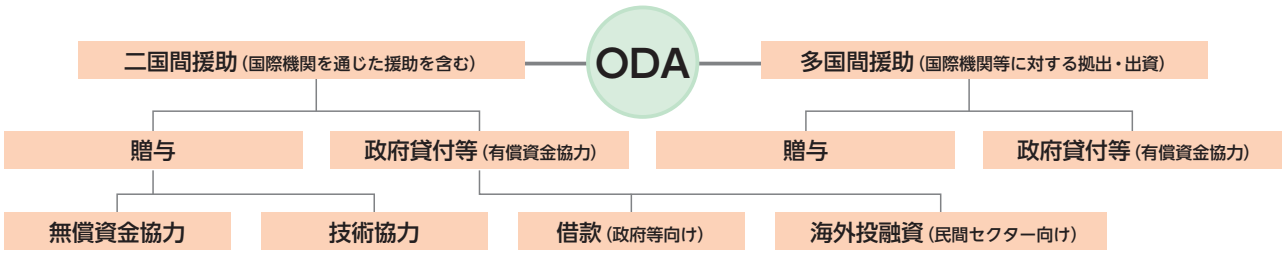

●ODAとは？

開発協力とは、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府および政府関係機関による国際協力活動（開発協力大綱より）」のことで、そのための公的資金をODAといいます。政府または政府の実施機関はODAによって、平和構築やガバナンス、基本的人権の推進、人道支援等を含む「開発」のため、開発途上地域、国際機関または民間セクターに対し、資金協力や技術の提供を行います。

その対象は、経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）の開発援助委員会（DAC：Development Assistance Committee）が作成するリスト（26ページの図表Ⅱ-10を参照）に掲載されています。

●ODAにはどのような種類があるか？

ODAは、**贈与**と**政府貸付等（有償資金協力）**に分けることができます。また、開発途上地域を直接支援する**二国間援助**と、国際機関等に対して拠出・出資する**多国間援助**があります。

二国間援助における贈与は、開発途上地域に対して無償で提供される協力のことで、日本が実施しているスキームとしては、返済義務を課さず、開発途上地域に社会・経済の開発のために必要な資金を贈与する**無償資金協力**と、日本の知識・技術・経験をいかし、開発途上地域の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成を行う**技術協力**があります。なお、国際機関に対する拠出・出資のうち、対象国・事業を指定した拠出は、統計上、二国間援助の実績に含まれます（17ページの図表Ⅱ-1を参照）。

また、日本が実施する二国間援助の**政府貸付等（有償資金協力）**には、低金利かつ返済期間の長い緩やかな貸付条件で開発途上地域に必要な資金を貸し付ける**借款**と、開発途上地域での事業実施を担う民間セクターの法人等に対して融資・出資を行う**海外投融資**があります。

多国間援助には、国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）などの国連機関、国際機関および世界銀行などの国際開発金融機関等への拠出・出資などがあり、多くは贈与として実施していますが、国際開発金融機関向けでは近年は**政府貸付等（有償資金協力）**で実施することもあります。

外務省ホームページ 注2 ではODAに関する様々な情報を掲載しています。

注1 開発協力大綱　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100514690.pdf　vページの二次元コードからもアクセスできます。
注2 ODAに関する情報　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html　vページの二次元コードからもアクセスできます。

開発協力大綱はこちら。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100514690.pdf

2024年版開発協力白書および過去の白書は外務省ホームページでもご覧頂けます。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html

ODAに関する情報はこちら。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html

ODAに関する統計や諸外国の経済協力の概要はこちら（開発協力参考資料集）。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html#section4

ODAの受取国別の情報はこちら（政府開発援助（ODA）国別データ集）。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni.html

ODAメールマガジンの詳細はこちら。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/index.html

【表紙写真説明】

ザンビアにおいて稲作指導を行い、雨の少ない雨期を乗り越えて、地元農家とともに稲の収穫を喜び合うJICA海外協力隊員（写真：JICA）

【裏表紙写真説明】

パレスチナにおける「母子健康手帳のマネジメント（2009年度国別研修）」のフォローアップ協力により、約14年ぶりに内容が更新された母子手帳を手にするパレスチナ人親子（写真：JICA）

ODAマンについて、詳しくは外務省ホームページ（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/event/page22_001008.html）を参照。

本書は、原則として、2024年1月1日から12月31日までの日本の開発協力の概観を記録するものです。ただし、一部の事項については2025年初めまでの動きも記載しています。なお、本文中に登場する人物の肩書きは全て作成時のものです。

パレスチナ

「ガザの子どもたちに食料を！」
撮影者　特定営利活動法人パレスチナ子どものキャンペーン

写真特集（1）～国際協力の現場から～

グローバルフェスタJAPAN2024フォトコンテストの作品から紹介しています。
（詳細は153ページをご覧ください。）

フィジー

「マングローブ植林活動」
撮影者　JENESYS 2022フェーズ2 フィジー派遣団 竹本海月

インド

「幸せのグータッチ」
撮影者　森瑛美

ラオス

「注射、怖くないよ」
撮影者　特定非営利活動法人メドゥサン・デュ・モンド ジャポン（世界の医療団）

ケニア

「青空の下の空手教室」
撮影者　NGOコイノニア教育センター

ウガンダ

「平和村建設　この子たちの夢を叶えるために」
撮影者　一般社団法人Education for Orphans　リンウッド・ガイ・ビショップ

エチオピア

「再会　コロナ禍をのりこえて」
撮影者　アフリカ理解プロジェクト

ベトナム

「みんな真剣」
撮影者　特定非営利活動法人アジア・レインボー　馬場裕美子

コンゴ民主共和国

「笑顔の向こう側」
撮影者　特定非営利活動法人テラ・ルネッサンス

エルサルバドル

「サンミゲル市バイパス建設事業」（有償資金協力）
東部の中心都市、サンミゲル市の発展を支える幹線道路整備を支援。渋滞緩和と交通輸送能力の増強を図り、物流網を強化することで、経済活性化に寄与している。（写真：JICA）

写真特集（2） ～国際協力の現場から～

日本は、開発途上国に暮らす人々の生活や経済活動を支え、国の発展の基盤となる、質の高いインフラ整備に取り組んでいます。

インド

「グワハティ上水道整備事業」（有償資金協力）
上水需給が逼迫（ひっぱく）するインド北東部最大の都市、グワハティ市において、上水道施設の整備および水道事業体の組織強化を支援し、地域住民への安全かつ安定的な上水道サービスの提供に貢献している。（写真：グワハティ都市開発局）

タジキスタン

「ドゥシャンベ変電所整備計画」
（無償資金協力）
老朽化した配電用変電所施設の全面更新および新設により、メンテナンス性の向上と首都ドゥシャンベ市への安定した電力供給拡大に寄与している。（写真：JICA）

キリバス

「ニッポン・コーズウェイ改修計画」
（無償資金協力）

国際港が位置するベシオ島と行政機関および住民が多く居住するバイリキ島を結ぶ唯一の道路の護岸強化、舗装改修、橋梁（りょう）部の拡幅などを支援。安全なライフラインを確保し、人の移動や円滑な物流を支えている。（写真：JICA）

エジプト

「カイロ大学小児病院外来診療施設建設計画」
（無償資金協力）

小児医療サービスの中核的役割を担う病院に対して、外来診療施設の建設と、X線撮影装置など医療機材の整備を支援。長年の多岐にわたる支援により、現地の人々から「日本病院」と呼ばれている。（写真：株式会社日本設計）

バングラデシュ

「ダッカ及びラングプール気象レーダー整備計画」
（無償資金協力）

気象レーダーシステムの更新、レーダー塔の新設などの支援により、同国の気象レーダー観測網の安定性および精度の向上を実現し、気象災害による被害の軽減に寄与している。（写真：株式会社 国際気象コンサルタント）

ギニア

「国道三号線スンバ橋架け替え計画」
（無償資金協力）

西アフリカの国際回廊に位置するスンバ橋の架け替え・拡幅により、渋滞を解消し、円滑な交通と物流を促進。建設にあたっては架設技術や維持管理の手法、5Sカイゼン[注]等ノウハウの移転も行われた。（写真：JICA）

キルギス

「タラス-タラズ道路ウルマラル川橋梁架け替え計画」
（無償資金協力）

キルギスとカザフスタンをつなぐ国際幹線道路上に架かる橋を整備。輸送を道路交通に依存する同国の安定的な経済成長に貢献している。両国友好の証として「桜橋」と名付けられた。（写真：JICA）

モルドバ

「バイオマス燃料有効活用計画」
（無償資金協力）

優れた技術を有する日本企業の機材を活用しつつ、バイオマス燃料の製造設備やボイラーなどを整備。エネルギー・コストの削減と安定的な暖房の確保を実現し、住民の生活環境改善に寄与している。

注 31ページの注6を参照。

第Ⅰ部

ODA70周年
～これまでの実績と培った信頼、これからのODA～ …… 1

日本のODAの軌跡～戦後70年間、力を尽くして積み上げてきたもの～ …… 2

1 日本のODAの軌跡と意義 …… 4

(1) 歩み …… 4
(2) 日本のODAの特徴 …… 5
(3) ODAの意義 …… 8

日本のODA政策や協力に対するパートナーからの声 …… 10

2 これからの日本のODA …… 12

(1) 情勢の変化と開発協力の国際潮流 …… 12
(2) 連帯と共創に向けた政策の実施状況とこれからのODAの方向性 …… 12

第Ⅱ部

実績から見た日本の政府開発援助と他ドナーの援助動向 …… 15

1 実績から見た日本の政府開発援助 …… 16

2 実績から見た主要ドナーの政府開発援助概要 …… 22

3 新興ドナーや民間主体による「開発途上国支援」の増加 …… 25

第Ⅲ部

課題別の取組 …… 27

1 新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 …… 28

(1) 経済社会の自律性・強靭性の強化 …… 28
(2) デジタル・情報通信技術・科学技術 …… 38
(3) 質の高いインフラ …… 43
(4) 債務問題への取組 …… 45

2 平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化 …… 49

(1) 平和構築支援と難民・避難民支援 …… 49
(2) 社会の安全・安定の確保 …… 52
(3) 法制度整備支援、民主化支援 …… 57
(4) 自然災害時の人道支援 …… 61

3 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導 …… 63

(1) 気候変動・環境 …… 63
(2) 保健・医療 …… 68
(3) 水・衛生 …… 73

(4) 防災の主流化と持続可能な都市の実現 …… 74
(5) 万人のための質の高い教育 …… 77
(6) ジェンダー平等で包摂的な社会 …… 79
女性・平和・安全保障（WPS）の推進に向けた日本の開発協力の取組 …… 84
(7) 文化・スポーツ …… 86

第Ⅳ部

地域別の取組 …… 89

1 東アジア地域 …… 90
2 南西アジア地域 …… 95
3 大洋州地域 …… 98
4 中南米地域 …… 101
5 欧州地域 …… 106
6 中央アジア・コーカサス地域 …… 111
7 中東・北アフリカ地域 …… 113
8 アフリカ地域 …… 117

第Ⅴ部

効果的・戦略的な開発協力の推進 …… 127

1 共創を実現するための多様なパートナーとの連帯 …… 128
(1) 民間企業との連携 …… 128
(2) 諸外国・国際機関との連携 …… 130
(3) 日本のNGOとの連携 …… 134
(4) 地方自治体との連携 …… 137
(5) 大学・研究機関等との連携 …… 137
(6) 日本への関心・理解が深い人、在外日系人等との連携 …… 138
2 戦略性の強化ときめ細やかな制度設計 …… 142
(1) 政策と実施の一貫性の強化 …… 142
(2) 日本の強みをいかした協力ときめ細やかな制度設計 …… 144
3 開発協力の適正性確保のための取組 …… 147
(1) 不正行為の防止 …… 147
(2) 国際協力事業関係者の安全対策 …… 147
(3) 開発協力における性的搾取・虐待などに関する取組 …… 148
4 開発協力人材・知的基盤の強化、発信に向けた取組 …… 149
(1) 開発協力人材・知的基盤の強化 …… 149
(2) 情報公開、国民の理解と支持の促進に向けた取組 …… 150

国際協力の現場から

1 コーヒー栽培の技術普及と栄養指導を両輪にラオスの農村で豊かな暮らしの実現をサポート 一般公募
～日本、国際機関、民間企業連携による取組～ 37

2 モンゴルで命をつなぐドローン技術
～日本とモンゴルの協力が生んだドローンによる輸血用血液の配送網の構築～ 40

3 エジプト最大都市圏を走る地下鉄の建設支援を通じた交通インフラの拡充
～日本の優れた技術をいかした交通網の整備～ 46

4 カンボジアと培った地雷・不発弾処理の技術でウクライナの人々を守る 53

5 帰国研修員が促進させた自国の発展と日本との関係
～ネパールで活躍するJICA帰国研修員のネットワーク化と貢献～ 141

6 国際機関で活躍する日本人職員の声
～強制移住の課題に立ち向かう～ 151

匠の技術、世界へ

1 実証AIを活用したパトロール業務の最適化による治安の改善
～ブラジルの警察に最新のデジタル技術を導入して業務効率化を推進～ 58

2 日本の砂防技術でインドネシアの人々の生活を火山災害から守る
～平時も活用できる砂防インフラの整備～ 76

3 「沖縄発」の知見と技術で島国トンガの再生可能エネルギー事業を支援
～災害対応型の風力発電（可倒式風車）の導入～ 131

4 日本が世界に誇る天気予報システムの応用でアルゼンチンの人々の生命と財産を守る 139

開発協力トピックス

1 時代に即した開発のための新しい資金動員の在り方 14

2 未来サミット ～持続可能な開発のための2030アジェンダ達成と未来の世代に向けた「未来のための約束」～ 88

3 第10回太平洋・島サミット（PALM10）の開催と太平洋地域への日本の開発協力 100

4 中南米外交イニシアティブ ～中南米イヤーにおける日本の開発協力の取組～ 105

5 ODA広報 ～ODAをもっと身近に感じてもらうために～ 152

一般公募 のコラムは、外務省のX・Facebook・ODAメールマガジンなどで募集を呼びかけ、応募いただいた題材の中から選出し、作成したものです。

案件紹介

1　イラクにおけるコミュニティを基盤とした融和と再統合　32
イラク　　地元企業と連携した帰還民女性の生活再建支援

2　タンザニア独自の参加型計画作成手法（改良O＆OD）を通じた地方自治強化　60
タンザニア　　コミュニティと行政の協働を通じた包摂的で公正な開発の実現に向けて

3　エチオピア、ソマリア、ケニアにおける洪水被害に対する緊急無償資金協力 一般公募　62
エチオピア、ソマリア、ケニア　　紛争と洪水に苦しむ「アフリカの角」地域の人々の命と生活を守る

4　マニラ首都圏を含む11地域の児童福祉施設及び自治体における子ども達の支援体制強化プロジェクト　83
フィリピン　　困難な状況下のこどもたちの生きる力を育み、社会復帰を支援する

5　マナビ県における博物館免震機材整備計画　87
エクアドル　　日本の防災技術を活用した文化財の保護

6　プノンペンにおける総合交通管理計画及び交通管制センター運営維持管理の能力改善プロジェクト 一般公募　94
カンボジア　　安全で快適な都市交通の実現のための信号システム整備

7　シンド州におけるインフォーマルセクターの女性家内労働者の生計向上および生活改善支援プロジェクト　97
パキスタン　　パキスタンの女性たちが活躍できる仕組みを

8　ソロモン中・西部における不発弾処理支援計画　99
ソロモン諸島　　不発弾のない安心・安全な暮らしへ

9　オデーサ州イズマイール市周辺地域における国内避難民および脆弱な非避難民を対象とした現金・食糧・生活物資の配布事業　110
ウクライナ　　危機に直面するウクライナの人々への支援

10　教育推進のための教職課程構築事業　112
タジキスタン　　障害者も安心して学べる環境を

11　パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）を通じた能力強化　フェーズ2　116
パレスチナ　　技術協力のバトンを日本からインドネシア、パレスチナそして中米へ

12　ルサカ郡総合病院運営管理能力強化プロジェクト/感染症対策のためのラボサーベイランス強化プロジェクト　121
ザンビア　　保健サービス向上と感染症対策の強化～コレラの集団感染への対応と成果～

13　アチモンジャン郡における5歳未満児の栄養改善支援事業 一般公募　136
マダガスカル　　乳幼児の栄養改善を目指して

14　JICA海外協力隊（連携派遣）　職種：コンピュータ技術　146
ベトナム　　コンピュータ技術を現地でいかす

図表

第Ⅱ部　実績から見た日本の政府開発援助と他ドナーの援助動向

図表Ⅱ-1　2023年の日本の政府開発援助実績 …… 17
図表Ⅱ-2　日本の二国間政府開発援助実績の地域別配分の推移 …… 18
図表Ⅱ-3　主要DAC諸国の政府開発援助実績の推移 …… 19
図表Ⅱ-4　DAC諸国における政府開発援助実績の国民1人当たりの負担額（2023年） …… 20
図表Ⅱ-5　DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比（2023年） …… 20
図表Ⅱ-6　日本の政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比の推移 …… 21
図表Ⅱ-7　主要DAC諸国の二国間ODAの分野別配分（2023年） …… 23
図表Ⅱ-8　地域別実績における主要DAC諸国（2023年） …… 23
図表Ⅱ-9　主要DAC諸国の援助形態別実績（2023年） …… 24
図表Ⅱ-10　ODA対象国・地域に関するDACリスト …… 26

第Ⅳ部　地域別の取組

図表Ⅳ　二国間政府開発援助の地域別実績（2023年） …… 122

第Ⅴ部　効果的・戦略的な開発協力の推進

図表Ⅴ-1　ODAを活用した官民連携支援スキーム …… 129
図表Ⅴ-2　PDCAサイクル …… 143
図表Ⅴ-3　日本人が国際機関職員になるための主な方法 …… 150

資料編 …… 155

参考統計

1　2024年度政府開発援助予算（当初予算） …… 156
（1）政府開発援助予算の内訳 …… 156
（2）政府開発援助一般会計予算（政府全体） …… 156
（3）政府開発援助事業予算（区分ごと）内訳（政府全体） …… 157
（4）政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目 …… 158
（5）省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算） …… 159
（6）省庁別政府開発援助予算推移（事業予算） …… 159

2　2023年の日本の政府開発援助実績 …… 160
（1）政府開発援助の援助形態別・通貨別実績 …… 160
（2）二国間政府開発援助分野別配分 …… 161

巻末資料

索引 …… 162

第Ⅰ部

1 日本のODAの軌跡と意義 | 4

2 これからの日本のODA | 12

ODA70周年

～これまでの実績と培った信頼、これからのODA～

上：ボリビア・コチャバンバ県ティキパヤ市の環境教育の一環として、現地住民に家庭用コンポストの指導を行うJICA海外協力隊員（写真：JICA）

中：ラオスにおける技術協力「法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ2）」において、日本人の法律専門家とラオス最高人民検察庁の職員が法律について議論する様子（写真：JICA）

下：ギニアにおける無償資金協力「国道三号線スンバ橋架け替え計画」において、インターンとして参加する現地の学生に対し、鉄筋の組立てを指導する日本人技術者（写真：大日本土木株式会社）

日本のODAの軌跡
～戦後70年間、力を尽くして積み上げてきたもの～

…日本の国際協力の歴史
…日本が援助を受けてきた歴史
…国際社会への参加・貢献

1954
コロンボ・プランに加盟し、技術協力開始

1958
円借款開始
（最初の供与先はインド）

1946～
米国ガリオア・エロア資金からの支援

1953～1966
世界銀行からの借入れ

1956
国際連合加盟

1954 日本のODAのはじまり

世界銀行の支援を受けて建設された東海道新幹線
（写真：世界銀行）

1960
国際開発協会（IDA）（世界銀行最貧国向け基金）にドナー国として加盟

1964
経済協力開発機構（OECD）加盟

1979
G7東京サミット開催（日本初めての議長国）

1989
米国を抜きトップドナーとなる

1960 日本のODAの拡充と多様化

1965
青年海外協力隊
（現：JICA海外協力隊）発足

1968
無償資金協力（食糧援助）開始

1974
JICA（国際協力事業団、現：国際協力機構）設立

1978
ODA第1次中期目標（ODAを3年間で倍増）発表
（アジア中心からグローバルな展開へ）

1987
国際緊急援助隊の派遣に関する法律が成立

1989
小規模無償資金協力
（現：草の根・人間の安全保障無償資金協力）開始

エチオピアにおいて水供給設備の設置を支援。安全な水へのアクセスが向上。
（写真：特定非営利活動法人ホープ・インターナショナル開発機構（ホープ・ジャパン））

1967
借入国から卒業

1990
世界銀行からの借入金を完済

〈日本の動き〉

1951
サンフランシスコ平和条約署名

1964
東京1964年夏季オリンピック競技大会

〈世界の動き〉

1945
第二次世界大戦終結

1950
朝鮮戦争勃発

1961
経済協力開発機構（OECD）設立

1973
第一次石油危機

1975
第1回G7サミット開催

1979
第二次石油危機

数字で見る日本の開発協力の実績*1

支援対象とした国と地域の数

190か国・地域

2023年までの支出総額*2

6,384億ドル
(約78兆円)

JICA海外協力隊員派遣総数

99か国
5万6,000人

研修員受入れ総数

187か国・地域から
69万9,000人

専門家派遣総数

183か国・地域
21万5,000人

＊1　支出総額は1960年から2023年の累積（出典：OECDデータベース（OECD Data Explorer））（2024年12月）、JICA海外協力隊員派遣総数、研修員受入れ総数、専門家派遣総数は1954年から2024年3月末までの実績。
＊2　政府貸付等の返済分を差し引いていない額。

1990 トップドナーとしての取組

1992
政府開発援助（ODA）大綱策定

1993
第1回アフリカ開発会議（TICAD I）開催

1997
第1回太平洋・島サミット（PALM1）開催

2000
G8九州・沖縄サミット開催

2008
G8北海道洞爺湖サミット開催

2016
G7伊勢志摩サミット開催

2019
G20大阪サミット開催

2023
G7広島サミット開催
（日本7回目の議長国）

2000 21世紀の新たな開発課題への対応

2008
JICAとJBIC海外経済協力部門が統合

2015
開発協力大綱策定
＊政府開発援助大綱から名称変更

2017
自由で開かれたインド太平洋戦略発表

2023
開発協力大綱改定

2024
国際協力70周年
第10回太平洋・島サミット（PALM10）開催

2025
JICA海外協力隊60周年
第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）開催（予定）

タイ初となる地下鉄や大量輸送網の整備を支援。バンコク中心部の交通渋滞の緩和と大気汚染など環境問題の改善に貢献。（写真：JICA）

再生可能エネルギーの普及を海外投融資で支援。ベトナムの中でも大規模な風力発電所で、地域経済にも貢献。（写真：株式会社レノバ）

1989 昭和から平成へ
1990 湾岸戦争勃発
1989 冷戦終結
1992 国際平和協力法（PKO法）制定
1995 阪神・淡路大震災
1997 アジア通貨危機
2000 ミレニアム開発目標（MDGs）誕生
2008 リーマンショック
第1回G20サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）開催
2011 東日本大震災
2015 持続可能な開発目標（SDGs）誕生
2016 気候変動に関するパリ協定発効
2019 平成から令和へ
2020 新型コロナウイルス感染症の世界的拡大
2021 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
2022 ロシアによるウクライナ侵略
2024 国連未来サミット開催

1 日本のODAの軌跡と意義

2024年、日本が1954年にコロンボ・プランに加盟し、アジア諸国に対して技術協力を開始してから、70周年を迎えました。この70年間、戦後間もない時期から高度成長期を経て現在に至るまで、日本の政府開発援助（ODA）は、日本が国際社会の責任あるメンバーとして地域や世界の様々な課題への取組に貢献し、それを通じて、日本自身の平和と繁栄を築いていく上でも大きな役割を果たしてきました。

ODAは、二国間関係の強化や日本の信頼向上、国際場裡での支持といった日本にとって望ましい国際環境の能動的な創出にも資するほか、エネルギー資源および食料の安定供給確保、日本企業の海外展開といった日本経済の安定・成長にも貢献してきました。

70年間で、累計190か国・地域に対して行ってきたODAを通じて日本が培った信頼は、例えば、開発途上国における紙幣や切手のデザインに日本の協力が採用されていることや、東日本大震災や近年の災害にあたって、開発途上国を含む世界の国々より、多くのお見舞いや支援が届けられたことにも表れています。また、日本は、国連加盟国中最多の12回にわたり国連安全保障理事会非常任理事国に選出されていることを始め、国際選挙において、開発途上国を含む世界の国々から多大な支持を得ています。これらは、ODAを含む外交努力を通じて日本が培った信頼のおかげであり、国際社会の日本への期待の高さと言えます。

（1）歩み

日本は、1954年にコロンボ・プラン 注1 に加盟し、アジア地域の国々に対して、研修員の受入れや専門家の派遣といった技術協力を開始しました。1958年に初の円借款をインドに供与し、1965年に青年海外協力隊（現JICA海外協力隊）が発足、1968年には無償資金協力（食糧援助）を開始しました。一方で、当時の日本は、同時に先進国や国際機関からの援助の受取国として、鉄鋼、自動車、造船、電力開発、道路等の分野で資金を借り入れており、こうした国際社会の支援が戦後の日本の高度成長の基盤を築きました。

1960年代後半から1970年代にかけて日本の経済力と国際的地位の向上に伴い、日本のODAに対する世界の期待も高まっていきました。1974年にはODAの実施機関である国際協力事業団（現独立行政法人国際協力機構（JICA））が設立され、ODAの実施が本格的に動き出します。70年代後半からは、支援地域もアジア中心から、中東、アフリカ、中南米、大洋州へと広がり 注2 、1980年代を迎えると、国際機関や国内外のNGOを含む様々なパートナーとの連携強化や、支援分野の多様化がなされ、1989年にはODAの総額で米国を抜き、世界第1位のドナー国になりました。

冷戦の終焉とグローバル化の進展に伴い、21世紀の新たな開発課題への対応も意識し、1992年にはODAの政策と実施の指針となる政府開発援助（ODA）大綱を初めて策定しました。ODA大綱は、その後の改定を経て2015年に開発協力大綱に発展しました。

2015年以降、持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、気候変動に関するパリ協定が発効するなど、

注1 1950年に立ち上げられたアジア太平洋地域の国々の経済社会の発展を支援する協力機構。
注2 18ページの図表II-2を参照。

国際的な協力を通じて地球規模課題に取り組む動きが進展しました。その一方で、国際社会は分断と対立の様相を一層深めています。こうした中で、価値観の相違を乗り越えて国際社会が協力することの重要性が増していると同時に、開発協力が果たすべき役割はますます重要になっています。さらに、多様なアクターとの連携や新たな資金動員に向けた取組も求められる中、開発協力を一層効果的・戦略的に活用する方向性を示すべく、2023年には8年ぶりに同大綱を改定しました。

1977年から実施されている「今後の開発協力のあり方」についての世論調査 注3 を見ると、ODAに対する理解は、「積極的に進めるべきだ」および「現在程度でよい」(2023年については79.4%)とする前向きな回答が一貫して6割以上を、2014年以降はほぼ8割を占めています。一方、「なるべく少なくすべきだ」「やめるべきだ」(同16.2%)とする回答も一定数存在します。国際社会の平和と安定、繁栄に貢献し、多くの国との間で信頼関係を構築していくことが、日本自身の国益の増進にもつながることを踏まえ、日本はこれからも、ODAに対する国民の理解と支持を得る努力を続けながら、戦略的・効果的な開発協力を行っていきます。

【事例1】国際社会からの支援を受けた戦後復興の経験

日本は、戦後の荒廃から立ち直り、国を再建・発展させるために、国際社会から多くの支援を受けた。世界銀行からは、50年代には鉄鋼、自動車、造船、ダム建設を含めた電力開発、60年代には、東海道新幹線や東名・名神高速道路など道路・輸送セクター開発のために31件、総額にして約8億6,300万ドルを借り入れ、その後の高度成長の基盤を整備した。日本が最後の借入れを完済したのは1990年であったが、今では世界銀行にとって第2の出資国となっている。

(左) トヨタ自動車株式会社は、日本初の自動車一貫生産工場であった挙母(ころも)工場(現トヨタ本社工場)のトラック・バス用工作機械購入のため、235万ドルの貸出しを受けた。(写真:世界銀行)
(右) 関西電力株式会社は戦後の経済復興における深刻な電力不足に対応するため、2,150万ドルの貸出しを受けて黒部川第四発電所を建設し、関西の主要都市への安定した電力供給を通じて、当時の鉄鋼や造船、繊維など主要産業を支えた。(写真:世界銀行)

(2) 日本のODAの特徴

■ 質の高い経済成長

日本は、戦後の復興の経験を背景に、一貫して包摂的・持続的・強靭(じん)性のある経済成長を通じて貧困削減等を達成することを重視し、インフラ整備を始め、産業人材育成、法制度整備などを通じた開発途上国の産業基盤、投資環境整備を行ってきました。他の主要ドナーが、教育、保健、上下水道などの社会インフラ分野への支援を重点的に行っているのに対して、輸送、通信、電力などの経済インフラ分野への配分が多いこ

注3 内閣府による「外交に関する世論調査」 https://survey.gov-online.go.jp/r05/r05-gaiko/

とは、日本の支援の特徴です[注4]。こうした大規模なプロジェクト支援は、時に貧困削減や財政支援・プログラム支援を重視する欧州諸国との考え方の違いもありましたが、結果的にアジアを始めとする開発途上国の高成長を促し、それらの国々の貧困削減にもつながったことは、国際社会から高い評価を得ています。

日本は、開発途上国における質の高い経済成長の実現のためには、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性等を考慮した「質の高いインフラ」[注5]を整備する必要があることを提唱し、G20など国際場裡において国際社会をリードしています。近年、開発途上国は著しい経済成長を遂げ、抱える課題も複雑化しています。グリーン・トランスフォーメーション（GX）、デジタル・トランスフォーメーション（DX）[注6]、サプライチェーンの強靭化・多様化等を通じた食料やエネルギー安全保障など、日本とも共通する課題についての解決も追求すべく、多様な主体とも連携して幅広い取組を行っています。

【事例2】タイ東部臨海開発

日本は臨海工業地帯の開発による輸出産業育成の経験をいかし、タイ東部臨海地域に技術協力や円借款などを組み合わせた支援を提供してきた。工業地帯として整備された同地域は首都バンコクに次ぐ第2の経済圏に発展し、日本企業を含む自動車産業、電気・電子産業など多様な業種が拠点を構え、タイ経済を牽引（けんいん）している。日本は現在、タイ政府が目指す次世代自動車やスマート・エレクトロニクスなどの新しい産業での成長を後押しすべく、高度産業人材の育成を支援している。

（左）円借款の支援を受けたレムチャバン港。遠浅で大型船が入れないバンコク港の代替として、1991年に開港。今ではタイ最大のコンテナ取扱い港となっている。（写真：OKUNO Yasuhiko/JICA）
（右）レムチャバン港で貨物の積卸しをする船舶（写真：OKUNO Yasuhiko/JICA）

■自助努力の後押し

かつて被援助国だった日本は、戦後復興に必要な多岐にわたる分野で世界銀行等から多額の資金を借り入れ、戦後の高度成長の基盤を築きました。このように、自力で返済することで被援助国から経済発展した自国の経験を背景に、開発途上国が自身の事業として取り組む意識を高めることが、効果的な開発協力のために重要との考えに基づき、日本のODAは、返済義務のある有償資金協力が占める割合が一貫して多くなっています[注7]。

このような背景から、日本は、相手国の意思や自主性を重視し、オーナーシップ（主体的な取組）を尊重して対話・協働に努めてきています。インフラ整備などハード面での支援を行うだけではなく、現地の人々が自らの生活を自立的に発展させていけるよう、人づくり、法制度整備などのソフト面の支援を組み合わせた協力を通じて、開発途上国の自助努力・自立的発展の基礎を支援してきました。

注4 OECDデータベースによる主要DAC諸国（米国、英国、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ）との比較による分析。2023年の実績については23ページの図表II-7を参照。
注5 43ページの第III部1（3）を参照。
注6 38ページの注15を参照。
注7 2023年の実績については24ページの図表II-9を参照。

【事例3】フィリピン沿岸警備隊（PCG）支援

フィリピンの海上安全確保と海上法執行等を担うPCGに対して、日本は、2002年から、法執行や安全な航行、海難救助のための研修から教育システムの構築まで、能力向上と人材育成のための協力を継続的に実施。当時4,000人程度だったPCGの人員は今では3万人を超える。PCGには、円借款で大型巡視船2隻の建造も支援しており、太平洋沿岸地域の国にとって重要なシーレーンに面するフィリピンに対する協力は、日本を含むインド太平洋沿岸地域の国にとって重要なシーレーンの安全の確保、ひいてはインド太平洋地域の平和と安定にもつながる。

（左）日本の支援により供与された巡視船。4,000海里以上の航続距離能力を有するほか、排他的経済水域（EEZ）を監視する能力を持つ通信設備やヘリコプター用設備、遠隔操作型の無人潜水機、高速作業艇等、海洋状況の把握と海事法執行活動に必要な装置や機器を装備している。特に、荒天時の救難活動や沖合・沿岸域での巡回業務において重要な役割を担っている。（写真：JICA）
（右）PCGに対して技術指導を実施。

■ 人間の安全保障

人間の安全保障の実践を先導した緒方貞子氏が、2008年にシリアのアレッポにあるパレスチナ難民キャンプの学校を訪問する様子（写真：JICA）

SDGsにおける「誰一人取り残さない」というキーワードは有名ですが、開発途上国における開発を進める上で、特に配慮すべき存在は社会的弱者です。人間の安全保障とは、貧困・飢餓にあえぐ人々、自然災害、戦争・紛争の被災者、女性、こども、障害者、難民・避難民といった社会的に脆弱（ぜいじゃく）な立場にある人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖や欠乏から免れ、尊厳を持って生きることができるよう、個人の保護と能力強化といった「人への投資」を通じて国・社会づくりを進めるという考え方です。日本は国連開発計画（UNDP）を始めとする国際機関とも連携し、人間の安全保障の考え方の理解促進を図るとともに、感染症や気候変動など深刻化する脅威への対応や、食料、難民、災害対応といった緊急人道支援、医療・教育等基礎的なサービス提供など、様々な分野でこうした社会的に脆弱な人々に支援を届けてきました。

人間の安全保障の考え方は、日本のあらゆる開発協力に通底する指導理念としても位置付けられています。日本は個人の保護と能力強化といった「人への投資」に加え、様々な主体との連帯を新しい時代の人間の安全保障の柱とし、人間の主体性を中心に置いた開発協力を行っていきます。

【事例4】トルコ南東部を震源とする地震被害を受けた人道支援と相互の協力

2023年2月、トルコ南東部を震源とする大地震の発生を受けて、日本は発災直後から緊急援助活動を展開。テントや毛布などの緊急援助物資を迅速に供与するとともに、国際緊急援助隊を派遣し、日本の災害対応の知見をいかし、行方不明者の捜索・救助活動および医療活動、災害救援物資の輸送活動、復旧・復興に向けた円借款の供与等の支援を実施。また、国際機関やNGOとも連携し、緊急無償資金協力を実施した。1890年、和歌山県紀州沖で台風による海難事故に遭遇したトルコからの使節団を救助しトルコへの送還を支援した「エルトゥールル号事件」に交流の端緒を有し、地震多発国としての共通点を持つ両国は、2011年の東日本大震災に際しトルコからの緊急援助隊が宮城県で救助活動を行うなど、長年にわたる相互の協力関係がある。

（左）トルコ南東部を震源とする被災地で活動する日本の救助チームと救助犬（写真：JICA）
（右）東日本大震災時、宮城県で救援活動を行うトルコの救援隊

(3) ODAの意義

日本は、エネルギー資源や食料の多くを国外から輸入し、自動車を始めとする様々な製品を国外に輸出することで、経済を支えています。日本への物流の要所である地域や海峡の安全が確保されなければ、石油やガス、食料などの供給が滞り、日本人の日常生活は大きな影響を受けることになります。他国で発生した紛争や災害を受けて、日本国内の物価が高騰することが少なからずあるように、開発途上国を含む世界と日本は支え合う関係にあり、互いの国の平和と経済成長があってこそ成り立っていると言えます。

諸外国との関係を構築しながら、地域の安定や発展、地球規模課題の解決に向けた取組を行い、そういった取組を通じて日本と相手国との重層的なウィンウィンの関係を作っていくことは、日本と日本国民の平和と安全を確保し、経済成長を通じてさらなる繁栄を生み出すために不可欠な貢献です。

■ 70年間のODAを通じて築かれた信頼と支え合う関係

日本は、重要な外交ツールの一つであるODAを通じて、開発途上国の抱える課題の解決に貢献し、良好な二国間関係を築いてきました。

日本が70年間続けてきたODAは、着実に開発途上国を含む世界からの信頼につながっています。シンガポールの著名なシンクタンク、ISEASユーセフ・イスハク研究所が2019年から毎年東南アジアにおいて実施している調査においても、日本は調査開始以来6年連続で、主要国の中で最も信頼できるASEANのパートナーに選ばれています。また、日本のパスポートで190以上の国にビザなしで渡航できますが、これも、日本がODAなどを通じて諸外国との友好・信頼関係を築いてきた表れです。

日本のODAによる協力は、友好な二国間関係の構築のみならず、日本の経済・社会活動にも寄与してきました。

まず、ODAは、相手国の経済成長を後押しすると同時に、日本企業の海外展開にも寄与してきました。例えば、インドネシアの物流の拠点となるパティンバン港は、同じ島国で埋立地盤改良や岸壁護岸建設などの高い技術を有する日本が、コンテナターミナルや自動車ターミナルの建設や、既存の高速道路をつなぐアクセス道路などの建設を支援しています。首都圏の物流の効率化を図ることで、インドネシアの投資環境改善を支援し、経済成長に寄与しており、2021年には、日本企業が設立した事業会社による自動車ターミナルの

運営、現地に進出する日系企業の自動車の本格的な輸出が開始しました。同港は、自動車関連企業を始めとした日系企業が多く集積する工業団地からのアクセスが良く、インドネシアからの輸出活発化に寄与し、日本企業にも裨益(ひ)することが見込まれています（タイ東部臨海開発の事例は6ページの【事例2】を参照）。

インドネシア・パティンバン港の自動車コンテナターミナル（写真：株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル）

また、ODAは、海の安全確保や維持、航行の自由にも寄与しています。国際航路における船舶の安全な航行は世界貿易にとって重要な意義がありますが、輸出入の約99%を海上輸送に依存する日本にとっても、安定的な日本への物資供給や自動車などの製品の輸出につながります。一例として、原油などエネルギー資源を始めとする物資の日本への輸入ルートの要所であり、多くの日本関連船舶が航行するマラッカ海峡、シンガポール海峡、ソマリア沖・アデン湾等で、日本はODAを通じて沿岸諸国の海上保安機関の能力強化や巡視艇の供与などを行うことで、船舶の安全な航行、ひいては安定な日本への物資供給に寄与しています（フィリピン沿岸警備隊支援の事例は7ページの【事例3】、海洋の安全については54ページの第Ⅲ部2 (2) も参照）。

さらに、ODAは、相手国政府の産業育成を支援すると同時に、日本の食料安全保障にも寄与しています。一例として、日本の食卓では、日本のODAが開発途上国の産業開発を支援し、日本への輸出につながった食材を見ることができます。日本はさけの生息域でさえなかったチリに対して、1969年から養殖技術を伝えるなど約20年間にわたり協力し、チリは世界でも一、二を争うさけの輸出大国に発展しました。今では日本人が消費するさけの約3割がチリから輸入されています。独立間もないモーリタニアへたこつぼ漁を伝えたのも、日本のODAです。当時、同国では魚介類を食べる習慣がなく、漁業という産業は存在しませんでしたが、今やたこ漁は主要産業に成長し、水産物輸出の約86%をたこが占めています。日本は、たこ漁以外にも長年にわたり同国の水産分野に継続的に協力していますが、日本が輸入するたこの約4割はモーリタニア産で、また、日本のまぐろ延縄漁船は同国海域で操業しています。このように長年にわたって築かれた相互互恵の関係は、日本の食料の安定的な供給先確保に寄与しています。

天然さけのいなかったチリでさけの養殖に取り組むJICA専門家（写真：JICA）

■日本国内の課題解決にもいかされる開発協力の知見

海外での開発協力の知見は、日本国内でもいかされています。例えば、中越地震（2004年）、東日本大震災（2011年）、熊本地震（2016年）、能登半島地震（2024年）などにおいて、JICA海外協力隊や平和構築支援など、海外での事業経験が日本国内の被災地支援にいかされています。直近の能登半島地震では、JICA海外協力隊の帰国隊員を中心とした組織である公益社団法人青年海外協力協会（JOCA）および地域の社会福祉法人が、自治体と共に平時から立ち上げていた地域交流施設を拠点として、地震発生間もない時期から救援活動を開始し、地域の復旧・復興に取り組みました。また、JICAもJOCAおよび社会福祉法人と協力して避難所運営支援を行うとともに、並行して被災自治体へのJICA職員等の派遣、外国人技能実習生の被災状況確認など、緊急時から復旧・復興に至るまでの中長期的な支援を行っています（インドネシアにおける火山防災事業への協力が日本の防災にいかされている事例は76ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

公益社団法人青年海外協力協会と社会福祉法人佛子園(ぶっしえん)、JICAによる避難所支援に向けた会議の様子（写真：JICA）

日本のODA政策や協力に対するパートナーからの声

国連開発計画（UNDP）総裁

アヒム・シュタイナー

日本の国際協力70周年に当たり、UNDPは、日本と長年継続しているパートナーシップにより、急激に変化する世界でグローバルな開発課題に共に取り組んでいることを誇りに思います。人間の安全保障や人間の尊厳といった原則の下、人道・開発・平和の連携（HDPネクサス）の実現等、変革をもたらすような解決策を共創する努力を続けます。多国間主義およびUNDPに対する日本政府と国民の皆様の揺るぎないご支援に深謝いたします。次世代により良い機会を残せるよう、SDGsの前進に尽力して参ります。

豊田通商株式会社
代表取締役社長

貸谷 伊知郎

当社はこれまで、日本のODAを活用し、環境に優しく健康な暮らしを支える産業・社会基盤の構築に貢献してきました。例えばアフリカでは、地熱発電所の建設やワクチン保冷車の提供を行っています。日本らしいODAとは、現地のニーズに応じた技術支援や人材育成を通じて信頼関係を築くものであり、国際社会における日本の地位向上に資するものです。これからも日本のODAは、多様なパートナーとの共創により、未来の世代に向けた持続可能な社会の実現に寄与し続けると確信しており、当社もその一翼を担うべく、今後も尽力して参ります。

連携推進委員会NGO側委員代表、
特定非営利活動法人IVY事務局長

安達 三千代

日本のNGOは、ODA資金による事業実施を通じ1990年代から急成長し、現在は法人格を持つ団体だけでも約700団体が世界各地で活躍しています。こうした流れを受け、2023年改定の開発協力大綱ではNGOを「開発協力の戦略的パートナー」とすることが明記されました。NGOは、人道・開発支援に係る高い専門性、現地事情の精通、効率的な資金活用、新しいアプローチや革新的な手法の活用等の強みを有しています。この強みをいかし、政府との協力をより深化させるべく、NGOの参画を促す新たなスキームや他のOECD諸国に比肩する資金の量的拡大を期待しています。

モンゴル日本関係促進協会会長、
元駐日モンゴル国特命全権大使、元鉱業大臣

レンツェンドー・ジグジッド

ODA70周年おめでとうございます。日本のODAはモンゴルにおいて、民主主義の強化と自由市場経済の基礎構築に重要な役割を果たしました。モンゴルのインフラ、農牧業、工業、文化、教育、人道、社会福祉、保健、環境など、全ての分野において支援は成功裡に実施され、モンゴルが社会・経済体制の移行期に直面した様々な困難を乗り越え、将来の発展の基礎を構築することに大きく寄与しました。今日のモンゴルと日本の関係は「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」の下で、安定的に発展しています。モンゴルと日本の友好関係が、今後ますます発展するようお祈り申し上げます。

日本のODAの歴史は、多岐にわたるパートナーと連帯の輪を広げつつ、地域や世界の課題への取組に貢献してきた70年です。
70周年に際して様々なパートナーからいただいたメッセージを紹介します。

アフリカ連合（AU）食料システム特使、元ニジェール共和国首相、
元AU開発庁およびアフリカ開発のための新パートナーシップ計画調整庁
（AUDA-NEPAD）長官

イブラヒム・アッサン・マヤキ

日本のアフリカ協力は、TICADを通じて、持続可能な成長、強靭性、相互尊重を基盤に長期的なパートナーシップを築いてきました。日本はODAを通じて、アフリカのインフラ、医療、教育、ガバナンス強化を支援し、アフリカ諸国の自立を後押ししてきました。今後は技術移転、気候変動対策、人材育成に注力し、グリーンエネルギー、デジタル革新、食料安全保障などの分野で成果を上げることが期待されます。急成長するアフリカに対し、日本は貿易関係の深化と民間セクターの関与を進め、持続可能な発展を実現するための重要なパートナーとなるでしょう。まさに相互信頼とオーナーシップの物語なのです。

ブータン王国首相

ツェリン・トブゲー

ブータン政府および国民を代表して、日本がODA70周年という素晴らしい節目を迎えられたことを心よりお祝い申し上げます。1960年代、ダショー西岡京治*氏の先見的な貢献によって始まった数々のかけがえのないつながりは、両国の変わらぬ友情の絆を示す証です。日本のODAは、農業や農村開発、経済復興と経済インフラの整備、人材育成や教育・医療サービスの向上、さらにはグッド・ガバナンス（良き統治）に至るまで、ブータンの発展のほぼ全ての分野に貢献してきました。日本の援助により、私たちの国は変革し、「国民総幸福（GNH）」の理念と調和した、平和と繁栄と幸福の時代が訪れました。何よりも、この支援を通じて、私たち両国民の間には強い友情の絆が育まれてきたのです。

＊　1964年に農業指導の専門家としてブータンに派遣され、その後28年間にわたりブータンの農業の近代化に貢献し、ブータン国王から外国人としては唯一となるダショーの称号を授与された。

国際社会の持続可能性に関する有識者懇談会委員、G7／G20 Youth Japan、
次世代のSDGs推進プラットフォーム ステアリングコミッティ構成員

近藤 英里奈

日本のODAは70年にわたり、教育、環境保護、女性活躍など、世界の課題解決に貢献し、多くの人々の生活を支えてきました。これらの功績は将来世代への投資として大きな意義を持つものであり、若者世代として、日本がグローバルな連帯を深め、変革をリードする姿勢を誇りに感じています。今後の経済成長と持続的な発展には、資金援助に加え、革新的なアイデアを商業化する支援が不可欠です。日本のODAが多様なパートナーシップを通じ、世界のイノベーションを支援し、国内外の課題解決にさらに貢献することを心より期待しております。

ブエナ・フェ合同会社代表社員、
開発コンサルタント

鈴木 誠

1980年からアジア、南米、アフリカ、太平洋の23か国で、保健インフラ整備に関わるODA事業に携わり、人生の大半を費やしてきました。当初、開発途上国で知られていなかった「JICA」は、現在では多くの国で広く認知されています。日本のODAによる「質の高い」保健医療施設は、開発途上国における多くの住民に、安全で質の高い保健サービスへのアクセスを可能にし、日本が支援した高危険度病原体を扱う現地の研究所は、世界の専門家からも注目されています。将来の公衆衛生危機へ備え、国際協力の重要性はますます高まっています。

2 これからの日本のODA

（1）情勢の変化と開発協力の国際潮流

国際社会は今、歴史的な転換点にあり、複合的危機に直面しています。貧困や紛争、人権の抑圧、感染症や環境問題など、国際社会全体で協力して取り組むべき脅威や地球規模課題は増加しています。

一方で、国際社会の秩序は大きく揺らいでおり、ロシアによるウクライナ侵略、中東情勢の緊迫化など、パワーバランスの変化や地政学的競争の激化の中で、むしろ国際社会の分断リスクが深刻化しています。

このように、国際関係において、対立と協力の様相が複雑に絡み合う時代となっています。こうした中で、グローバル・サウスと呼ばれる新興国・開発途上国の存在感が増しています。2050年にはグローバル・サウスと呼ばれる国々の人口が世界の人口の3分の2を占めるとの予測もあります。

この複合的危機を乗り越え、世界を分断・対立ではなく協調に導く必要があり、平和国家として戦後70年にわたり国際社会に貢献を続けてきた日本は、その役割を担うべきです。そのためには、グローバル・サウスと呼ばれる新興国・開発途上国に今まで以上に関与していくことが求められています。ODAはそのために重要な外交ツールとしての一面もあり、日本自身の将来にも大切な意味を持つことから、変革が求められています。

このような大きな状況変化を踏まえて、日本は2023年、日本の開発協力政策の根幹となる開発協力大綱を改定し、開発協力をこれまで以上に効果的・戦略的に実施していく方針を打ち出しました。以降ODA70周年を迎える2024年は、改定した開発協力大綱の実装に取り組んできています。

（2）連帯と共創に向けた政策の実施状況とこれからのODAの方向性

■オファー型協力

新しい開発協力大綱では、開発協力のより効果的かつ戦略的な実施のための進化したアプローチの一つに「共創を実現するための連帯」を掲げています。民間企業、諸外国・国際機関、日本のNGOや地方自治体、大学・研究機関や知日派・親日派人材、在外日系人等、様々な主体を巻き込み、それぞれが互いの強みを持ち寄り、対話・協働することにより新たな解決策を共に創り上げていくことを目指しています（多様なパートナーとの連帯については128ページの第Ⅴ部1を参照）。

開発途上国のニーズが、経済成長だけでなく社会課題の解決にシフトする中、日本企業の有する課題解決力はますます重要となっています。こうした中で例えば、日本企業が投資するかどうか悩むときに、無償資金協力や技術協力といったODAでの投資環境整備が、企業の海外進出への「呼び水」となる効果があります。民間資金の動員につながるODAを打ち出し、結果として、民間企業の投資にもつながる形で開発効果を最大化するよう取り組めば、相手国の社会課題解決と同時に、日本の経済成長にも資することが期待されます。

日本のODAの強みは、開発途上国との対等なパートナーシップの下、インフラや機材などのハード面にだけではなく、相手国の事情を考慮した人材育成などソフト面にも力を入れ、有償、無償、技術協力のメニューをきめ細かく組み合わせて、対話を通じて自立的な発展を促してきたことです。開発協力を取り巻く現状は、開発途上国が著しい経済成長を遂げたこともあり、一部の国では、グリーン・トランスフォーメーション（GX）やデジタル・トランスフォーメーション（DX）といった日本社会と共通の課題に直面する

ようにもなっています。そのような中、与える・もらう関係ではなく、対等なパートナーとして、同じ目線で社会課題の解決に取り組む「共創」という考え方が重要性を増しています。

改定された開発協力大綱では、こうした強みを発展させる形でオファー型協力を打ち出し、推進しています。オファー型協力は、日本の強みをいかした協力メニューを提案し、相手国と一緒に事業内容を創り上げるのが大きな特徴です。

具体的には、戦略文書の策定を通じ、取り組む分野を選定し、各分野における目標を達成するためのアプローチを公表することで、案件実施の予見可能性を高め、民間企業、国際機関等の様々な主体の積極的参画を促し、多様な協力を組み合わせることで、開発効果の最大化を図っていきます。

2023年12月に、オファー型協力の第1号案件をカンボジアで開始したのを皮切りに、フィジーでも、オファー型協力を進めていくことに合意しています。また、ラオスに対するオファー型協力も検討されています（オファー型協力の実施状況については145ページの第Ⅴ部2（2）を参照）。

■民間資金動員

開発途上国側から見ると、海外から入ってくる資金フローの内容は年々変化してきています。90年代はODAが最大でしたが、2000年代以降、ODAに比して、海外直接投資や、出稼ぎによる海外送金による資金フローが大きく増加しています。2022年には海外直接投資がODAの約2.5倍、海外送金が約2.8倍と、民間資金フローがODAを大きく上回っています[注8]。開発途上国への資金流入において民間資金が大きな割合を占めるようになり、ODAの位置付けが相対化される中で、援助よりもビジネスを呼び込むことにより高い関心を示す国も少なからずあり、多様なアクターが連携して開発に取り組む必要性も高まっています。すなわち、ODAだけで開発途上国の開発課題を解決するアプローチにはもはや限界があると言えます。

開発途上国にとっての民間資金の重要性は拡大しており、利潤追求に加えて社会課題解決にも資する投資の在り方として、特に、環境、社会、ガバナンス課題の解決を目的としたサステナブルファイナンスの重要性が、これまで以上に高まっています。この動きに連動するODAの在り方について議論すべく、2024年3月には、上川外務大臣（当時）の下に、開発のための新しい資金動員に関する有識者会議が立ち上げられ、3月から5月にかけて議論が行われました。開発のための新しい資金動員においてODAが触媒として果たしうる役割を含め、7月には同有識者会議がまとめた提言[注9]が上川外務大臣（当時）に提出されました（14ページの「開発協力トピックス」も参照）。

提言では、ODAとサステナブルファイナンスは、ともに未来志向の「課題解決型の資金」であり、現在の経済社会が内包する課題解決に貢献することで、より良い経済社会の構築を目指すという共通項を有しているとしています。また、民間では取りえないリスクをODAで取りながら、官民双方の連携を強化することで、世界の経済社会のより良い将来のために協働できる潜在性を有していると指摘し、ODAを触媒として、多様な主体が連携し、民間企業・投資家などが、自身が経済合理性に基づく投資を行うことで、結果的に開発途上国の開発へとつながっていくような「エコシステム」が作られ、成長していくことが重要との考えが示されました。さらに、具体的な方策として、例えば、JICAのリスクテイク機能の拡充のために、開発途上国における事業に対して保証を提供することや、開発途上国の事業者が発行するグリーン債やソーシャル債を購入することが提案されています。これらの提言を受け、ODA制度の見直しに向けた検討を重ねていきます。

注8 「世界開発報告（WDR）2023: 移民・難民・社会」（World Development Report 2023: Migrants, Refugees, Societies）https://www.worldbank.org/en/publication/wdr2023

注9 提言書「サステナブルな未来への貢献と成長の好循環の創造に向けて」https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100697332.pdf

開発協力トピックス 1

時代に即した開発のための新しい資金動員の在り方

2024年3月から5月にかけて、上川外務大臣（当時）の下で開発のための新しい資金動員に関する有識者会議が全3回開催され、7月には同会議においてまとめられた提言「サステナブルな未来への貢献と成長の好循環の創造に向けて」[注1]が、同大臣に提出されました。

本コラムでは、同会議の座長である大野泉政策研究大学院大学名誉教授と、同委員金子忠裕株式会社三井住友銀行理事から、有識者会議の議論・提言も踏まえて、今後のODAの展望について寄稿いただきました。

■ 政策研究大学院大学名誉教授　大野　泉

日本は70年余にわたり、ODAにより、開発途上国の経済発展や人材育成に大きく貢献してきた。戦後、平和国家として再出発した日本が、非軍事的な開発協力を通じて、国際社会で広く信頼を築いてきた点は特筆に値する。

非西洋の後発国だった日本は、開発を「学ぶ側」と「伝える側」の二重の経験をもつ。この経験に基づき、日本の開発協力は相手国の固有性と主体性（オーナーシップ）を尊重し、人間中心のアプローチをとり、現場に寄り添った支援を重視してきた。この姿勢を評価する開発途上国政府・組織や人々は多い。

同時に、国際開発の環境は大きく変化しており、「援助から共創の時代へ」と開発協力の発想転換が求められている。背景には、(1) 開発課題が複雑化し、先進国と開発途上国が共に学び合い課題解決に取り組む必要があること、(2) 開発途上国への民間資金がODAを上回る規模になり、持続可能な社会構築のために官民が協働するチャンスが広がっていること、(3) ODA卒業国や新興国パートナーとの連携が重要になっていること、(4) 少子高齢化により、外国人材との共生を含む国際協力の現場が日本国内にも広がっていること等がある。

特に民間セクターでは、ESG（環境・社会・ガバナンス）を重視したサステナブルファイナンスが拡大している。ODAが触媒となり多様なアクターが連携し、地球規模課題の解決や途上国開発につながる民間投資を促すエコシステム構築が鍵となる。日本の開発協力が、従来の良い点は維持・強化しつつ、「共創」の時代に適した仕組みへモデルチェンジしていくことを期待したい。

■ 株式会社三井住友銀行理事　金子　忠裕

近年、気候変動の影響が深刻化する中、持続可能な社会への貢献が企業の責務とされ、先進国を中心にサステナブルファイナンスが大幅に増加している。しかし、開発途上国では政情不安や信用力の課題、プロジェクト推進の主体不足等により、民間資金の提供が難しい状況である。気候変動や生物多様性の問題解決には、開発途上国への資金提供と支援が不可欠であり、ODAが果たす役割が重要である。

開発のための新しい資金動員に関する有識者会議では、ODAとサステナブルファイナンスの連携強化により、持続可能な未来のために協働できる可能性について議論された。ODAを触媒として、多様な主体が連携し、民間企業や投資家の投資活動が途上国の開発につながるエコシステムを構築することを目指し、ODAによるリスクテイクの強化などの具体的な提言が行われた。

株式会社三井住友銀行（SMBC）はJICAと共同で「SMBC-JICAサステナブルファイナンスフレームワーク」を策定し、リスクの分散によるリスクテイクの強化を図っている。本枠組みにより、カンボジアでの農業セクターにおける金融アクセスの改善事業や南アフリカでの再生エネルギー等のインフラプロジェクトの導入支援を行った。

今後、ODAとサステナブルファイナンスの連携による具体的なプロジェクト実績を積み重ねることが重要である。日本政府が推進する「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）」[注2]の枠組みなども活用し、オールジャパンで取り組み、持続可能な未来への貢献と日本の成長の好循環、持続可能な社会の実現に向けた具体的なアクションが推進されることを期待している。

注1　提言「サステナブルな未来への貢献と成長の好循環の創造に向けて」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100697332.pdf

注2　64ページの第Ⅲ部3（1）を参照。

第Ⅱ部

実績から見た日本の政府開発援助と他ドナーの援助動向

1 実績から見た日本の政府開発援助 | 16

2 実績から見た主要ドナーの政府開発援助概要 | 22

3 新興ドナーや民間主体による「開発途上国支援」の増加 | 25

イエメンにおける無償資金協力「アデン港における効率性改善計画（UNDP連携）」において、貨物処理の迅速化を実現するため、港の貨物上屋の改修作業に従事するイエメン人作業員とUNDP職員
（写真：UNDP）

1 実績から見た日本の政府開発援助

2023年の日本の政府開発援助（ODA）の実績[注1]は、2018年から導入された贈与相当額計上方式（Grant Equivalent System：GE方式）[注2]では、約196億37 万ドル（約2兆7,540億円）となり、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）諸国における順位は2021年以降、米国、ドイツに次ぎ第3位[注3]となっています。また、2023年のODAの対国民総所得（GNI）比については0.44%でした（国際的目標は0.7%、DAC諸国のうちEUを除く31か国中では第12位）（図表II-5）。

日本のODAの内訳は、二国間ODAが全体の約81.5%、国際機関向けODAが約18.5%です。二国間ODAは、日本と被援助国との関係強化に貢献することが期待されます。また、国際機関等を通じたODAでは、専門性や政治的中立性を持った国際機関等を通じて、直接日本政府が二国間で行う支援が届きにくい国・地域を含めて、必要な支援をより早急かつ機動的に行うことが可能になります。日本は、これらの支援を柔軟に使い分けるとともに相互の連携を図りつつ、より効果的な支援を積極的に行っていきます。

二国間ODAを援助手法別に見ると、GE方式では、無償で供与された資金の実績は約42億6,137万ドル（約5,987億円）で、ODA実績全体の約21.7%となっています。うち、国際機関等を通じた贈与は、約26億2,581万ドル（約3,689億円）でODA全体の約13.4%です。技術協力は約22億3,874万ドル（約3,146億円）で、ODA全体の約11.4%を占めています。政府貸付等については、貸付実行額は約138億8,280万ドル（約1兆9,506億円）、政府貸付等の贈与相当額は約94億8,172万ドル（約1兆3,322億円）で、ODA全体の約48.4%を占めています。

地域別の二国間ODAの実績値（「開発途上地域」指定国[注4]向け援助を除く）を構成比（支出の総額）順に記載すると次のとおりです[注5]（詳細は18ページの図表Ⅱ-2を参照）。

◆アジア：52.4%（約106億7,210万ドル）
◆中東・北アフリカ：12.7%（約25億9,193万ドル）
◆サブサハラ・アフリカ：9.1%（約18億5,856万ドル）
◆欧州：4.9%（約9億9,244万ドル）
◆中南米：4.4%（約8億9,275万ドル）
◆大洋州：1.2%（約2億4,088万ドル）
◆複数地域にまたがる援助：15.4%（約31億3,428万ドル）

注1 2024年DACメンバーのODA実績確定値は2025年末以降に公表される予定。
注2 政府貸付等について、贈与に相当する額をODA実績に計上するもの。贈与相当額は、支出額、利率、償還期間などの供与条件を定式にあてはめて算出され、供与条件が緩やかであるほど額が大きくなる。2017年までDACの標準であった純額方式（供与額を全額計上する一方、返済された額はマイナス計上）に比べ、日本の政府貸付等の実態がより正確に評価される計上方式と言える。
注3 OECDデータベース（OECD Data Explore）（2024年12月）。
注4 「開発途上地域」指定国とは、JICA法第3条（機構の目的）を踏まえ、ODA対象国・地域に関するDACリストから卒業した国に対して、「開発途上地域」に当たると整理を行い、継続支援している国。2023年のODA実績においては、アラブ首長国連邦、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、オマーン、クウェート、クック諸島、サウジアラビア、セーシェル、セントクリストファー・ネービス、チリ、トリニダード・トバゴ、バハマ、バルバドス、バーレーン、ブルネイ、ポーランドが該当する。
注5 支出総額ベース。

図表Ⅱ-1 2023年の日本の政府開発援助実績

2023年（暦年）	ドル・ベース（百万ドル）			円ベース（億円）		
援助形態	実績	前年実績	増減率（%）	実績	前年実績	増減率（%）
無償資金協力	1,635.56	961.71	70.1	2,298.06	1,263.96	81.8
債務救済	－	3.10	-100.0	－	4.08	-100.0
国際機関等経由	2,625.81	2,293.02	14.5	3,689.42	3,013.68	22.4
技術協力	2,238.74	2,362.31	-5.2	3,145.57	3,104.74	1.3
贈与計（A）	6,500.11	5,620.15	15.7	9,133.05	7,386.46	23.6
政府貸付等（貸付実行額：総額）（B）	13,882.80	14,020.44	-1.0	19,506.17	18,426.82	5.9
（回収額）（C）	5,339.53	5,515.65	-3.2	7,502.37	7,249.12	3.5
（純額）（D）＝（B）－（C）	8,543.26	8,504.79	0.5	12,003.80	11,177.70	7.4
（贈与相当額）（E）	9,481.72	9,257.38	2.4	13,322.40	12,166.82	9.5
二国間政府開発援助計（総額ベース）（A）＋（B）	20,382.91	19,640.58	3.8	28,639.23	25,813.28	10.9
二国間政府開発援助計（純額ベース）（A）＋（D）	15,043.37	14,124.94	6.5	21,136.86	18,564.16	13.9
二国間政府開発援助計（贈与相当額ベース）（A）＋（E）	15,981.83	14,877.52	7.4	22,455.45	19,553.28	14.8
国際機関向け贈与（F）	3,618.54	2,622.39	38.0	5,084.27	3,446.56	47.5
国際機関向け政府貸付等（貸付実行額）（G）	－	－	－	－	－	－
国際機関向け政府貸付等（贈与相当額）（H）	－	－	－	－	－	－
国際機関向け拠出・出資等計（総額・純額ベース）（I）=（F）+（G）	3,618.54	2,622.39	38.0	5,084.27	3,446.56	47.5
国際機関向け拠出・出資等計（贈与相当額ベース）（J）=（F）+（H）	3,618.54	2,622.39	38.0	5,084.27	3,446.56	47.5
政府開発援助計（支出総額）（A）＋（B）＋（I）	24,001.45	22,262.97	7.8	33,723.50	29,259.84	15.3
政府開発援助計（支出純額）（A）＋（D）＋（I）	18,661.91	16,747.32	11.4	26,221.13	22,010.72	19.1
政府開発援助計（贈与相当額）（A）＋（E）＋（J）	19,600.37	17,499.91	12.0	27,539.72	22,999.84	19.7
名目GNI値（単位：10億ドル、10億円）	4,451.23	4,517.51	-1.5	625,425.50	593,728.60	5.3
対GNI比（%）（純額ベース）	0.42	0.37		0.42	0.37	
対GNI比（%）（贈与相当額ベース）	0.44	0.39		0.44	0.39	

（注）
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・［－］は、実績が全くないことを示す。
・換算率：2022年＝131.4283円/ドル、2023年＝140.5061円/ドル（OECD-DAC指定レート）
・ここでいう「無償資金協力」は、日本が実施している援助形態としての無償資金協力ではない。
・「開発途上地域」指定国向け援助を除く（「開発途上地域」指定国向け援助を含めた実績については160ページの「参考統計2（1）政府開発援助の援助形態別・通貨別実績」を参照）。
・「開発途上地域」指定国とは、JICA法第3条（機構の目的）を踏まえ、ODA対象国・地域に関するDACリストから卒業した国に対して、「開発途上地域」に当たると整理を行い、継続支援している国。2023年のODA実績においては、アラブ首長国連邦、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、オマーン、クウェート、クック諸島、サウジアラビア、セーシェル、セントクリストファー・ネービス、チリ、トリニダード・トバゴ、バハマ、バルバドス、バーレーン、ブルネイ、ポーランドが該当する。
・債務救済は、商業上の債務の免除であり、債務繰延は含まない。

図表Ⅱ-2　日本の二国間政府開発援助実績の地域別配分の推移

支出総額ベース

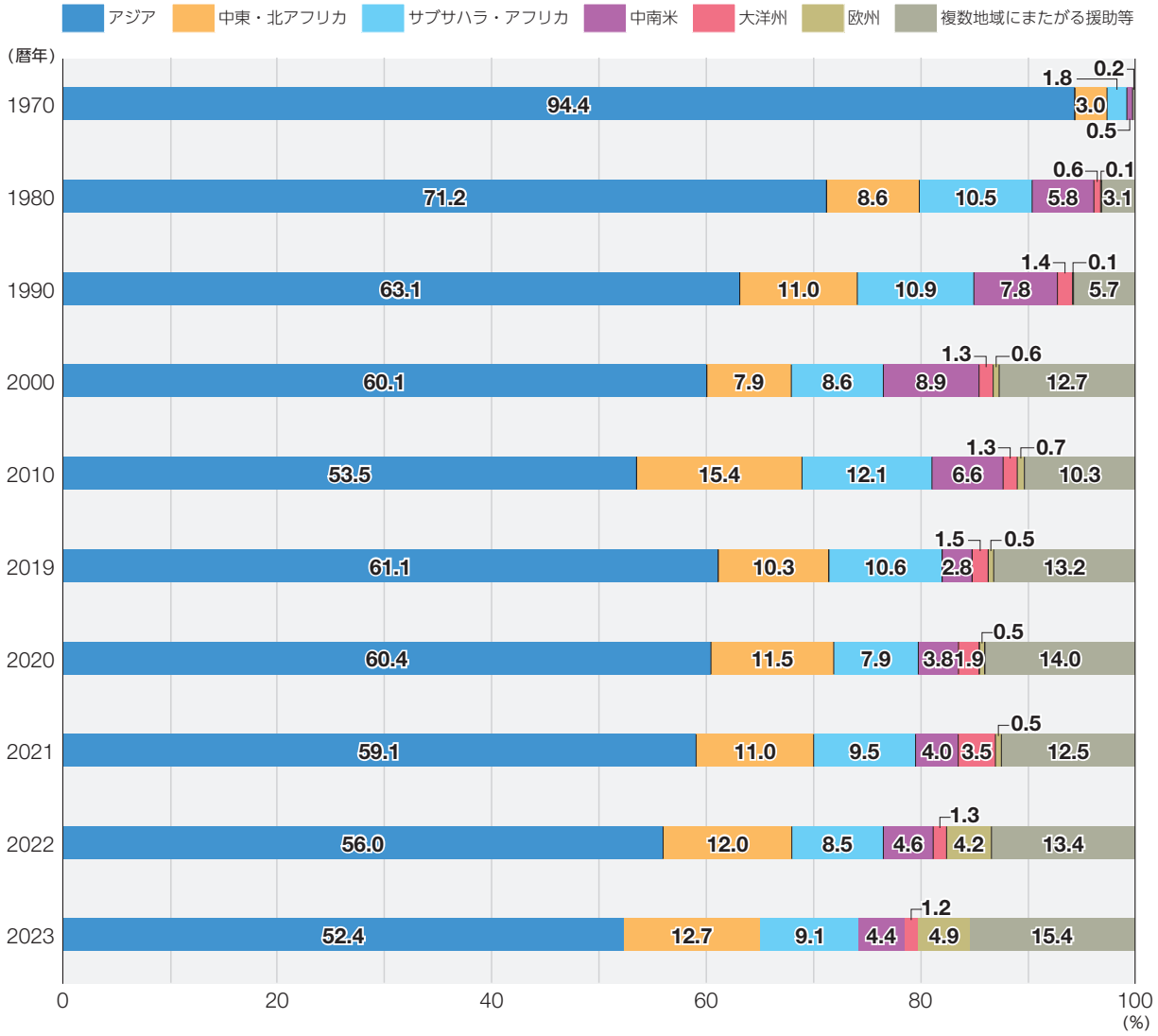

出典：OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2024年12月）

（注）

・複数地域にまたがる援助等とは、地域・国を特定しない国際機関等経由贈与や調査・研究等の技術協力など、地域分類が不可能なもの。

・四捨五入の関係で合計が100%とならないことがある。

図表Ⅱ-3 主要DAC諸国の政府開発援助実績の推移

支出純額ベース（2017年まで）／贈与相当額ベース（2018年から）

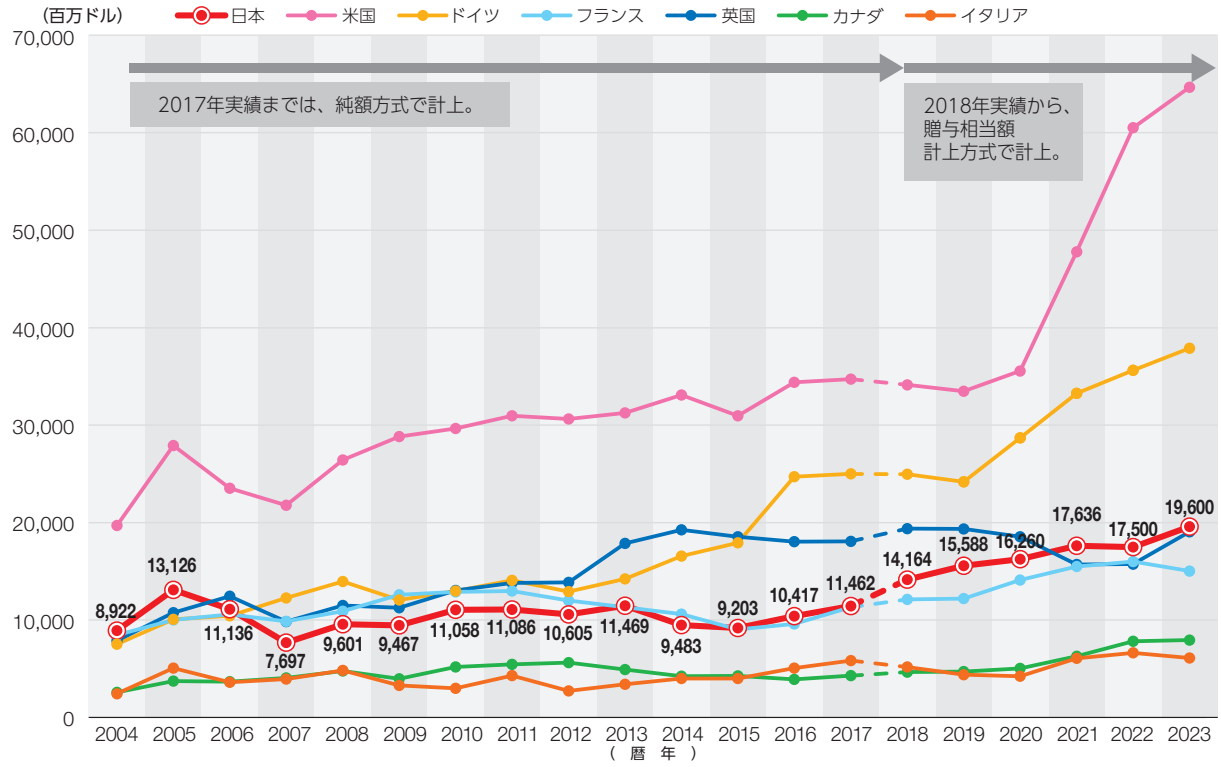

出典：OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2024年12月）

支出総額ベース

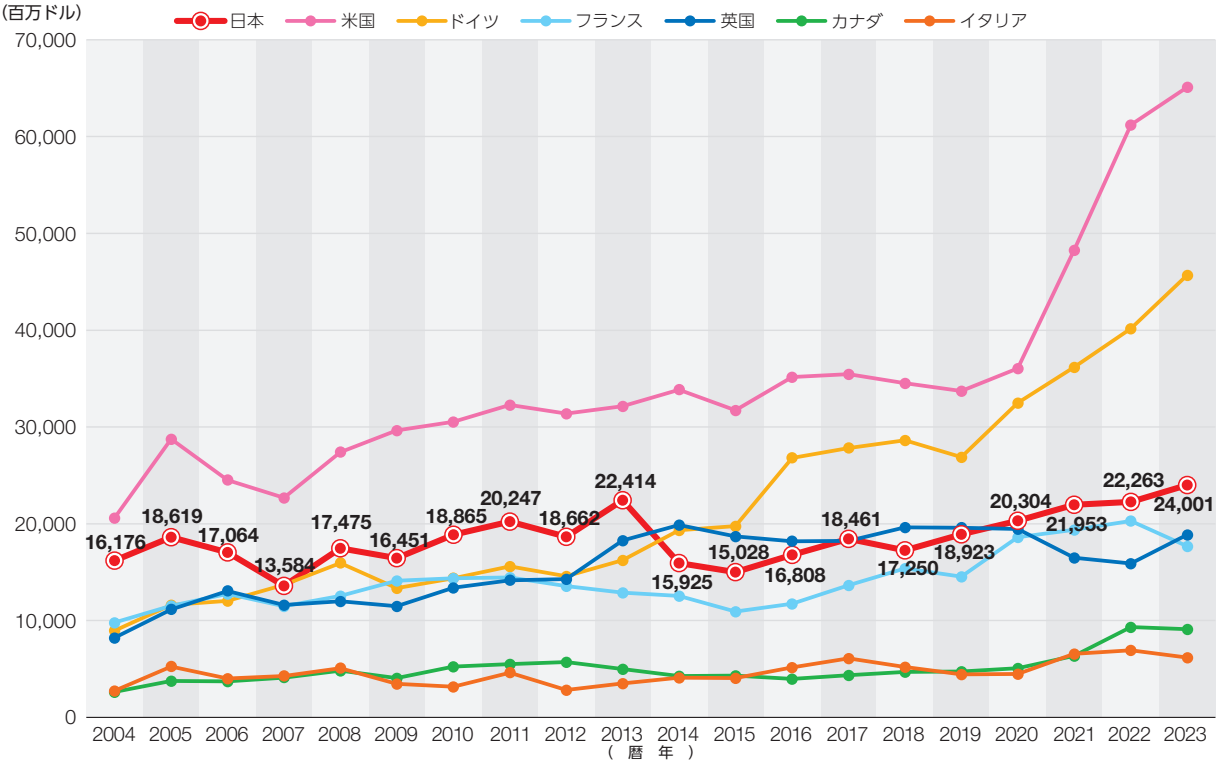

出典：OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2024年12月）

図表Ⅱ-4　DAC諸国における政府開発援助実績の国民１人当たりの負担額（2023年）

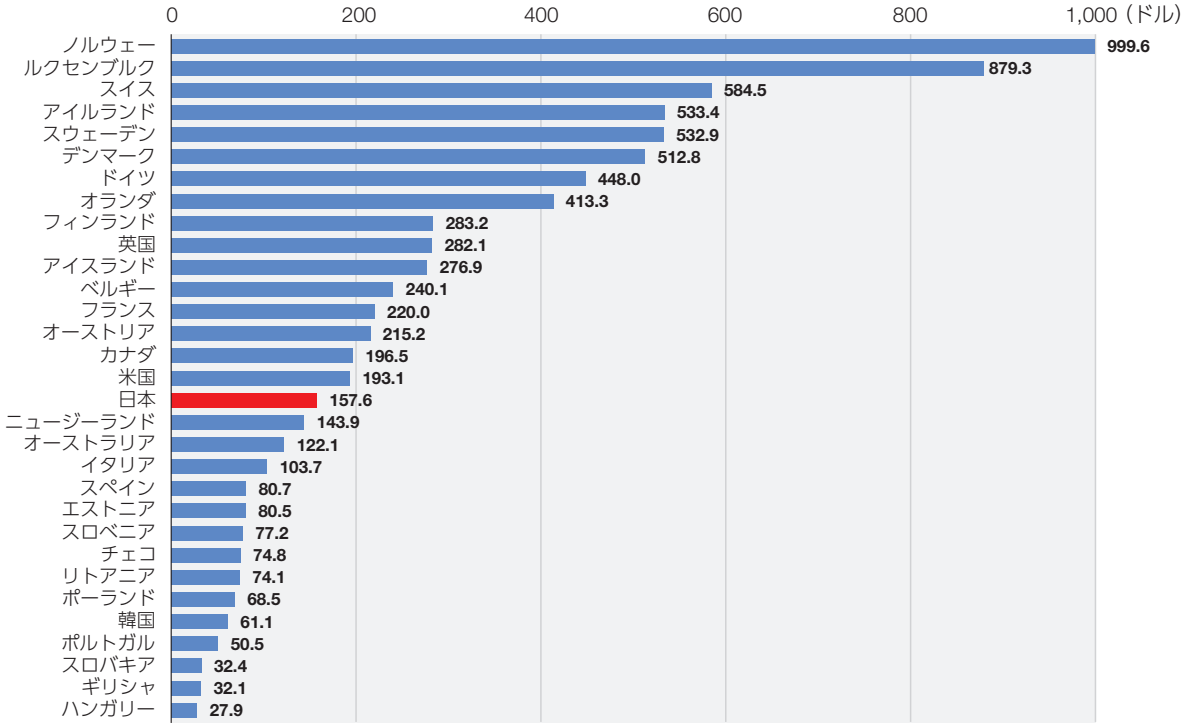

出典：OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2024年12月）
(注)
・贈与相当額ベース。

図表Ⅱ-5　DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比（2023年）

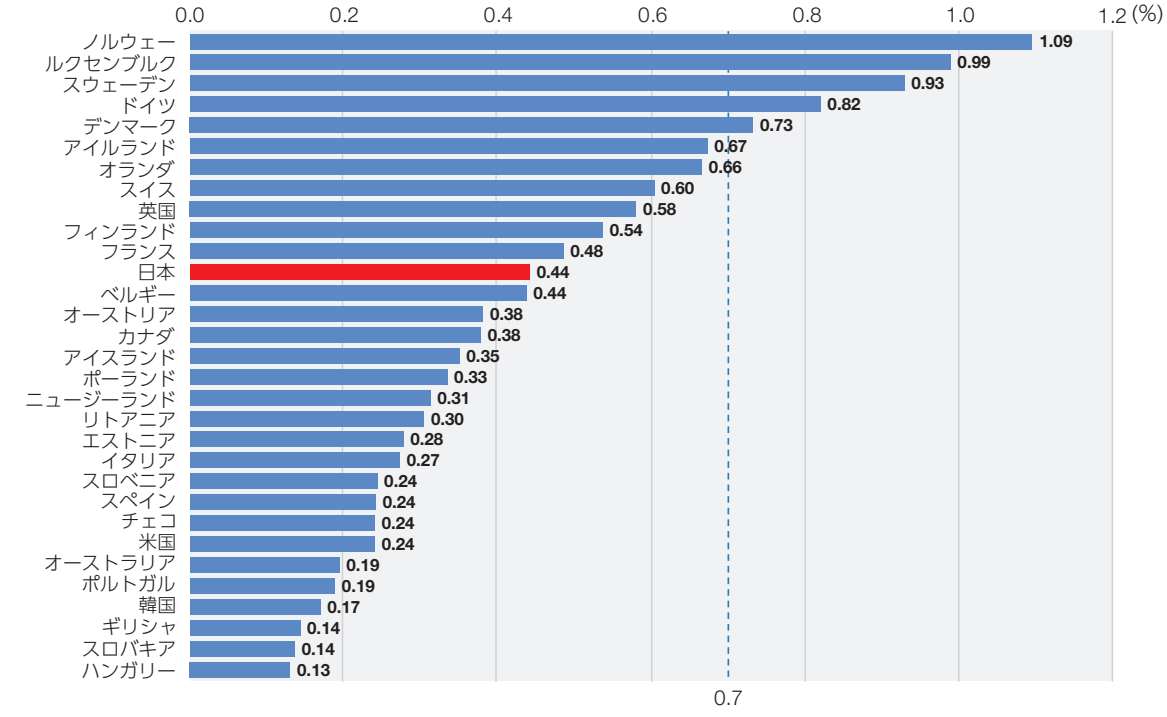

出典：OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2024年12月）
(注)
・贈与相当額ベース。
・1970年、国連総会は政府開発援助の目標を国民総生産（GNP）（現在は国民総所得（GNI））の0.7パーセントと定めた。

図表Ⅱ-6 日本の政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比の推移

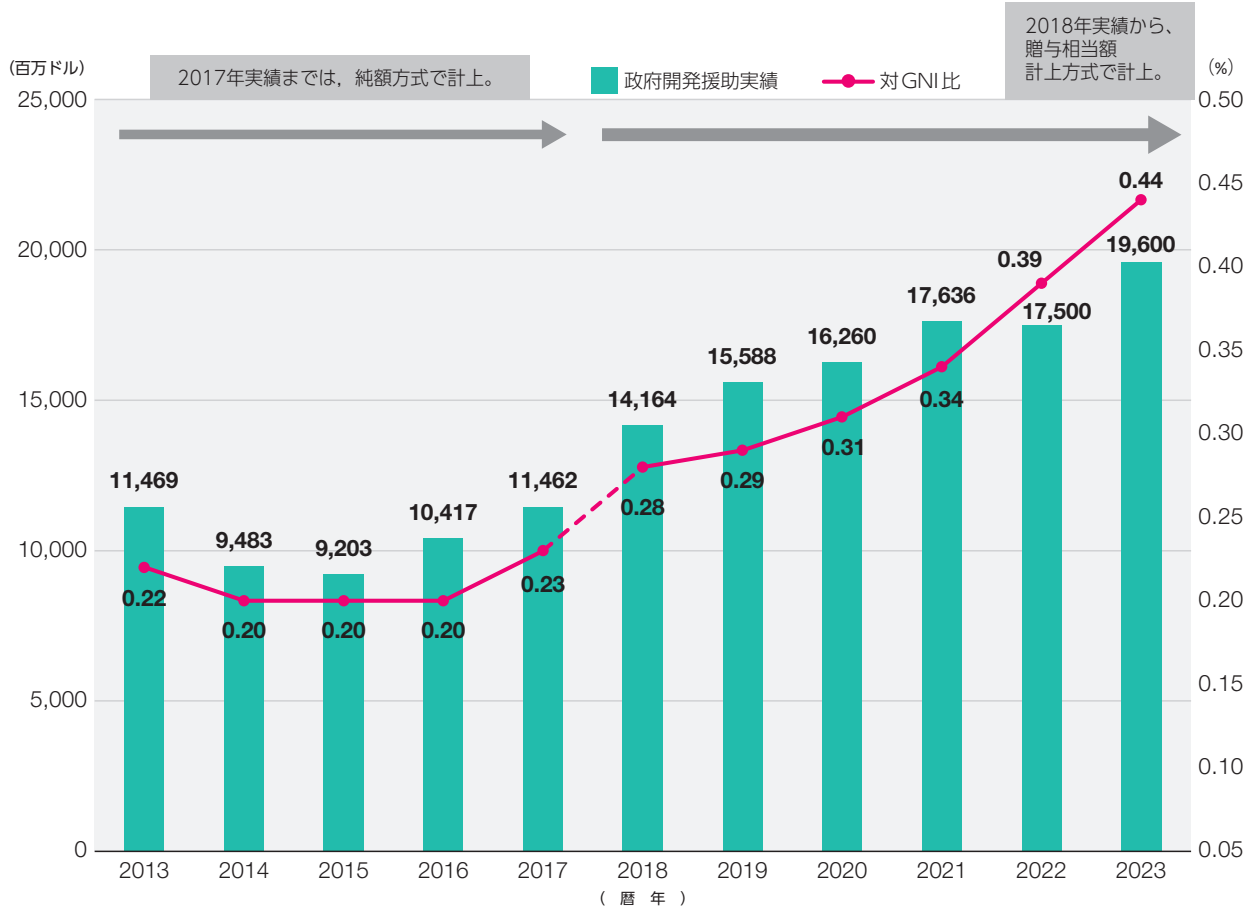

出典：OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2024年12月）
（注）
・2017年実績までは支出純額ベース。2018年実績からは贈与相当額ベース。

2 実績から見た主要ドナーの政府開発援助概要

いかなる協力がODAに該当するのか、それをどのように報告するかについては、OECD/DACが国際的なルールを定めています。DACが定めるルールでは、ODAは、(i) 公的機関またはその実施機関によって供与される、(ii) 開発途上国の経済開発や福祉の向上を主目的とする、(iii) 譲許的性格を有する（政府貸付等の場合、貸付条件（金利、償還期間等）が受取国にとって有利に設定されている）、の3要件を満たすものとされています。

このように、DAC諸国はDACが定めるルールに基づいて開発協力を行っていますが、主要ドナーが実施するODAの内容は国によって異なっています。ここでは、主にG7諸国を中心としたDACドナーの援助概要について2023年の実績を参考に概説します。

■主要ドナーの支援実績

2023年のDAC諸国のODA供与額（贈与相当額計上方式（GE方式））は、約2,233億1,400万ドルでした。国別実績（GE方式、DAC諸国における構成比）では、1位が米国（約646億8,600万ドル、29.0%）、2位がドイツ（約379億500万ドル、17.0%）、3位が日本（約196億ドル、8.8%）、4位が英国（約190億7,300万ドル、8.5%）、5位がフランス（約150億5,000万ドル、6.7%）、6位がカナダ（約79億6,500万ドル、3.6%）、7位がオランダ（約73億6,100万ドル、3.3%）、8位イタリア（約61億2,100万ドル、2.7%）、9位スウェーデン（約56億2,200万ドル、2.5%）とG7諸国が上位を占めています[注6]。

■主要ドナーの支援分野

2023年の実績では、米国、英国、フランス、ドイツ、イタリア、カナダは、教育、保健、上下水道等の社会インフラ分野への支援を重点的に行っています。また、米国はODA全体の20%以上を人道支援等の緊急援助、食糧援助に充てています。一方、道路や橋、鉄道、通信、電力等の経済インフラ分野については、日本が最も多く56.0%を、次いでドイツが17.9%をそれぞれ配分しています。日本の協力に占める経済インフラ分野での支援が大きいのは、自らの戦後の復興経験からも、開発途上国の持続的な経済成長を通じた貧困削減等の達成のためには、まず経済インフラを整え、自助努力を後押しすることが不可欠と考えているからです（図表Ⅱ-7）。

■主要ドナーの支援地域

日本はアジア地域を中心に支援している（2023年の支出総額（以下同）の約52.4%）のに対し（図表Ⅱ-2）、米国、英国、フランス、ドイツおよびイタリアはサブサハラ・アフリカ向け支援が1位（それぞれ25.5%、11.8%、30.6%、16.0%、12.9%）、カナダは欧州向け支援が1位（28.6%）となっています[注7]。また、地域別で見た主要DAC諸国からの支援実績の割合では、米国は中東・北アフリカ（31.2%）、サブサハラ・アフリカ（43.6%）、中南米（37.4%）、および欧州（59.2%）で1位となっています。大洋州ではオーストラリアが総供与額の49.7%を支援しています。このように、各国による支援重点地域は、地理的近接性や歴史的経緯等による影響も受けています（図表Ⅱ-8）。

注6 OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2024年12月）。
注7 OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2025年1月）。

図表Ⅱ-7 主要DAC諸国の二国間ODAの分野別配分（2023年）

（単位：%）

分野＼国名	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC平均
社会インフラ（教育、保健、上下水道等）	11.0	43.8	24.7	41.9	29.9	23.0	21.6	31.5
経済インフラ（輸送、通信、電力等）	56.0	4.1	8.4	16.3	17.9	1.9	1.6	16.8
農林水産分野（農業、林業、漁業等）	2.5	2.4	8.5	3.3	2.9	2.6	3.4	3.3
工業等その他生産分野（鉱業、環境等）	21.5	2.6	10.4	14.4	14.1	6.2	7.4	10.9
緊急援助（人道支援等）、食糧援助	3.8	23.0	0.3	4.5	7.0	7.8	7.8	12.7
プログラム援助等（債務救済、行政経費等）	5.2	24.1	47.7	19.6	28.3	58.5	58.2	24.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2024年12月）
（注）
・約束額ベース。
・四捨五入の関係上、各分野の合計が100%とならないことがある。

図表Ⅱ-8 地域別実績における主要DAC諸国（2023年）

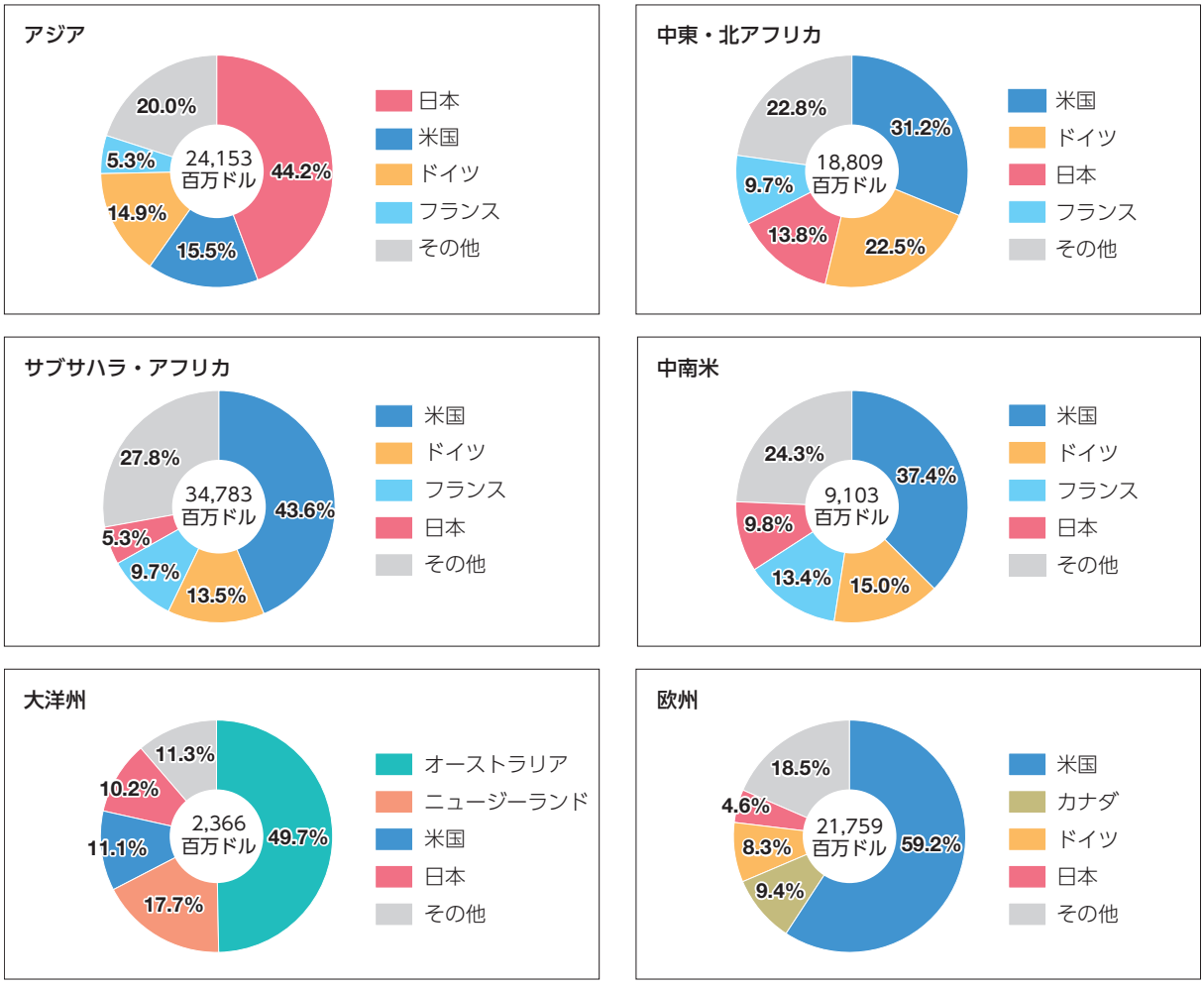

出典：OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2025年1月）
（注）
・支出総額ベース。
・地域分類は122ページの図表Ⅳに同じ。
・グラフ内数値はDAC諸国の援助実績の合計。

■援助形態別の実績

援助形態別に見ると、2023年のDAC諸国全体のODA実績のうち、贈与が約86.0%（二国間無償[注8]：約55.5%、二国間技術協力：約7.8%、国際機関向け贈与：約22.6%）、政府貸付等が約14.0%（二国間：約10.9%、国際機関向け：約3.1%）となっており、日本とカナダ、フランスおよびドイツを除く主要DAC諸国実績上位10か国は、そのほとんどを贈与（二国間無償、二国間技術協力、国際機関向け贈与）の形態で実施しています（図表Ⅱ-9）。

日本のODAに占める政府貸付等（有償資金協力）の割合が多いのは、開発を与えられたものとしてではなく、開発途上国自身の事業として取り組む意識を高めることが、効果的な開発協力のために重要との考えに基づき、開発途上国の人々自らによる経済成長への努力を支援することを目的としているためです（日本のODAの特徴については5ページの第Ⅰ部1（2）を参照）。

図表Ⅱ-9　主要DAC諸国の援助形態別実績（2023年）

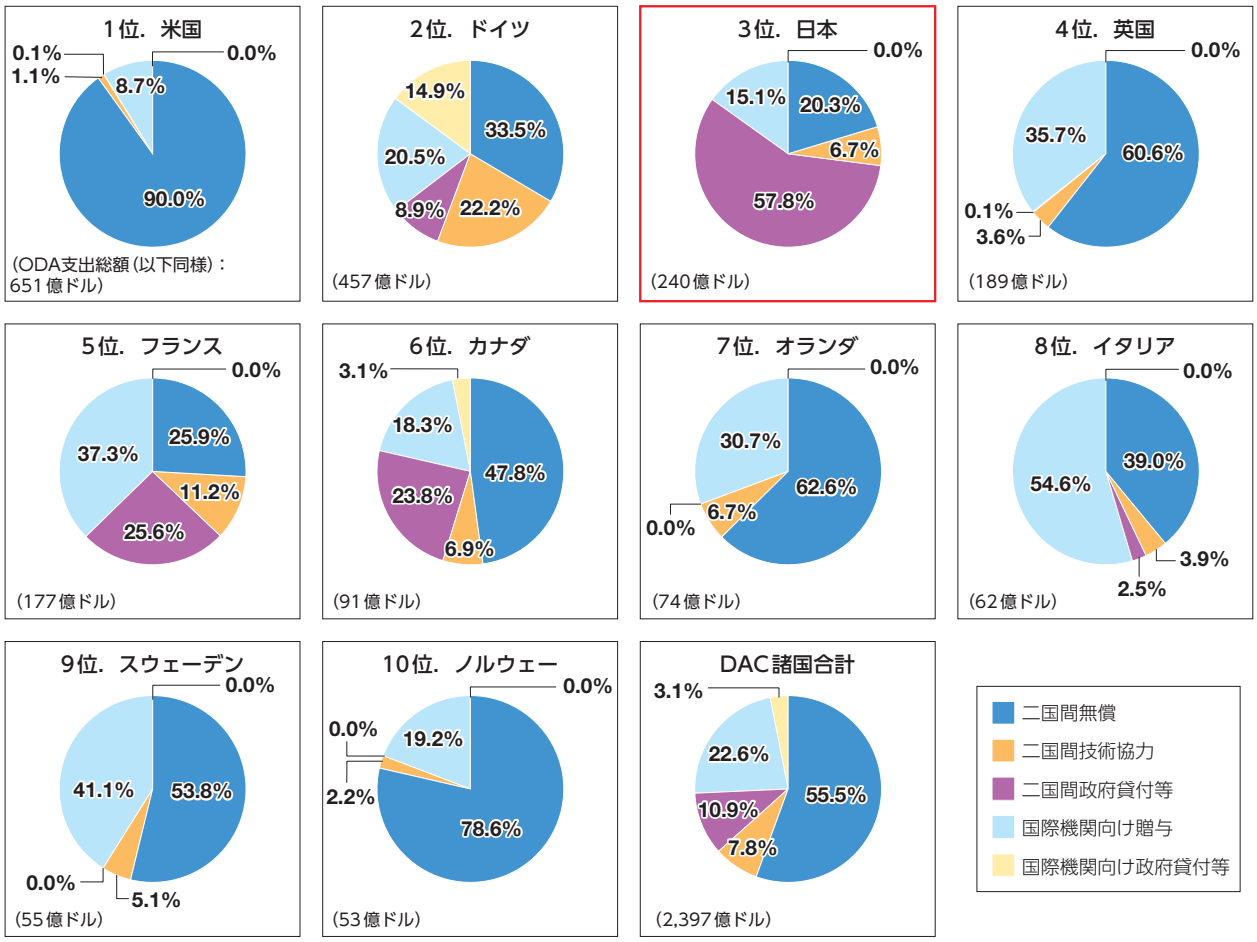

出典：OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2024年12月）

（注）
・2023年DAC実績上位10か国、支出総額ベース。
・四捨五入の関係で合計が100%とならないことがある。

注8　二国間無償は、17ページ図表II-1無償資金協力、債務救済、国際機関等経由を指す。

3 新興ドナーや民間主体による「開発途上国支援」の増加

近年、DACメンバーに加え、DACに参加していない中国、インド、インドネシア、サウジアラビア、ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、トルコ、南アフリカなどの新興ドナーや民間の財団などによる開発途上国支援が増加しています。DACに実績報告を行っている非DAC諸国は少ないですが、DACの統計で集計されているだけでも、2023年では、非DAC諸国による支援は計174億ドル以上、同諸国からの民間資金は約4億ドルとなっています。また、DAC諸国および非DAC諸国のNGOなどの非営利団体による支援は計約600億ドルに達しています[注9]。

2024年9月の未来サミットの機会に国連総会で採択された「未来のための約束」において、開発途上国におけるSDGsの達成に向けた資金ギャップを埋めるため、「あらゆる資金源から、持続可能でアクセスしやすく、透明性があり予測可能な開発資金および必要な実施手段を開発途上国に提供し、動員する」旨言及されているように、SDGsの達成に向けて、様々な主体による資金が開発途上国に向けられることが求められています。

開発途上国への資金の流れが多様化する中、その流れを正確に把握し、限りある開発資金を効果的に活用することは国際社会が連携して開発協力を推進するために不可欠ですが、非DAC諸国などが実施する開発途上国支援の内容は、DACが作成・公表する統計では全てが明らかにならないのが現状です。また、国際ルール・スタンダードに合致しない不透明かつ不公正な貸付慣行の存在も指摘されています。

G7開発大臣会合における議論の様子

柘植外務副大臣（当時）とタヤーニ・イタリア外務・国際協力大臣（写真：Agenzia ANSA/Italian MFA）

こうした状況下、2024 年も様々な国際フォーラムにおいて、開発金融の透明性などについて具体的な議論が行われました。

G7では、2024年4月のG7外相会合コミュニケにおいて、開発金融の透明性を推進していくことが再確認され、続く6月のG7プーリア・サミットでは、岸田総理大臣（当時）から、債務問題にも適切に対処する必要があることを指摘し、国際ルールを遵守した透明で公正な開発金融の重要性につき全ての債権国・債務国が認識を共有することも重要である旨述べました。また、全ての開発協力の実施主体が既存の原則を遵守するために協働することに加え、開発途上国を始めとするパートナー国における融資可能なプロジェクトの開発を発展させていく決意が確認されました。これらの議論も踏まえ、10月のG7開発大臣会合では、柘植外務副大臣（当時）から「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を始めとする国際ルール・基準を遵守し、透明で公正な開発金融を促進していくことが重要である旨訴え、同会合のコミュニケでは、G7として、質の高い、包摂的で持続可能なインフラのための高い基準を引き続き前進させるとともに、民間主体を含む様々なパートナーとの協働を推進する決意が

注9 OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2024年12月）

示されました。

また、G20では、7月のG20開発大臣会合において、穂坂外務大臣政務官（当時）より、全ての開発協力の実施主体が「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を始めとする国際ルールやスタンダードを遵守した透明で公正な開発金融を行うよう、引き続きG20として取り組んでいくことを求めました。また、同会合で採択されたコミュニケでは、G20は、透明性および相互説明責任の重要性に留意しつつ、適用し得る資金関連の原則を尊重した開発金融を促進することの重要性を再確認する旨述べられました。続く11月に開催されたG20リオデジャネイロ・サミットで採択された首脳宣言では、あらゆる資金源から、国内外の新規かつ追加的な資金を動員し、同時にその有効性を高めるよう求めるとともに、透明性および相互説明責任の重要性に留意する旨記載されました。

さらに、日本が議長国を務めた5月のOECD閣僚理事会の閣僚声明では、開発協力の全ての提供者に対し、開発協力の効果、透明性および説明責任を向上させる国際的なスタンダードおよび慣行をより厳密に遵守するよう引き続き要請し、特に開発金融は、既存の国際的なルールおよびスタンダードに沿った透明かつ公正な方法で提供されるべきである旨言及されました。加えて、国際社会に対し、債務データ共有の取組などを含む全ての債権国および債務国による行動を通じて、債務の透明性をさらに向上させることを求める旨が盛り込まれました。

日本として、新興ドナーの開発途上国支援が国際的な基準や取組と整合的な形で透明性を持って行われるように、引き続き国際社会と連携しながら働きかけていきます（45ページの第Ⅲ部1（4）および133ページの第Ⅴ部1（2）も参照）。

図表Ⅱ-10　ODA対象国・地域に関するDACリスト

（2022年～2023年実績に適用）

政府開発援助（ODA）対象国						
後発開発途上国（LDCs）		低所得国（LICs） 一人当たりGNI $1,045以下	低中所得国（LMICs） 一人当たりGNI $1,046 - $4,095以下		高中所得国（UMICs） 一人当たりGNI $4,096 - $12,695以下	
アフガニスタン	ブルキナファソ	[北朝鮮]	アルジェリア	ホンジュラス	アゼルバイジャン	ナミビア
アンゴラ	ブルンジ	シリア	イラン	ミクロネシア連邦	アルゼンチン	ニウエ
イエメン	ベナン		インド	モロッコ	アルバニア	パナマ
ウガンダ	マダガスカル		インドネシア	モンゴル	アルメニア	パラオ
エチオピア	マラウイ		ウクライナ		イラク	パラグアイ
エリトリア	マリ		ウズベキスタン		エクアドル	フィジー
ガンビア	南スーダン		エジプト		ガイアナ	ブラジル
カンボジア	ミャンマー		エスワティニ		カザフスタン	ベネズエラ
ギニア	モーリタニア		エルサルバドル		ガボン	ベラルーシ
ギニアビサウ	モザンビーク		ガーナ		北マケドニア	ペルー
キリバス	ラオス		カーボベルデ		キューバ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
コモロ	リベリア		カメルーン		グアテマラ	ボツワナ
コンゴ民主共和国	ルワンダ		キルギス		グレナダ	マーシャル諸島
サントメ・プリンシペ	レソト		ケニア		コスタリカ	マレーシア
ザンビア			コートジボワール		コソボ	南アフリカ
シエラレオネ			コンゴ共和国		コロンビア	メキシコ
ジブチ			サモア		ジャマイカ	モーリシャス
スーダン			ジンバブエ		ジョージア	モルディブ
セネガル			スリランカ		スリナム	モルドバ
ソマリア			タジキスタン		赤道ギニア	[モンセラット]
ソロモン諸島			チュニジア		セルビア	モンテネグロ
タンザニア			[トケラウ]		セントビンセント	ヨルダン
チャド			ナイジェリア		[セントヘレナ]	リビア
中央アフリカ			ニカラグア		セントルシア	レバノン
ツバル			パキスタン		タイ	[ワリス・フテュナ]
トーゴ			バヌアツ		中国	
ニジェール			パプアニューギニア		ドミニカ共和国	
ネパール			[パレスチナ]		ドミニカ国	
ハイチ			フィリピン		トルクメニスタン	
バングラデシュ			ベトナム		トルコ	
東ティモール			ベリーズ		トンガ	
ブータン			ボリビア		ナウル	

出典：OECDホームページ
(注)
・GNI値は2020年の数値。
・2022年に卒業した国はアンティグア・バーブーダ。
・[　　]は地域名を示す。

第Ⅲ部

課題別の取組

1 新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 28

2 平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化 49

3 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導 63

チリにおける草の根・人間の安全保障無償資金協力「タラガンテ消防団はしご車整備計画」において、はしご車のメンテナンス方法に関する指導を行う日本人技術者（写真：一般社団法人日本外交協会）

1 新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

（1）経済社会の自律性・強靭性の強化

日本はこれまで経済成長を実現すること、そしてその成長を「質の高い成長」解説とすることにより、最も基本的な開発課題である貧困撲滅を目指してきました。「質の高い成長」のためには、発展の基盤となるインフラ（経済社会基盤）の整備が重要です。また、民間セクターが中心的役割を担うことが鍵となり、産業の発展や貿易・投資の増大といった民間活動が活発になることが不可欠です。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復過程において、世界各国の経済に差異が生じています。同時に、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢等の影響を受けて、世界経済は、エネルギーや食料価格の高騰、サプライチェーン注1の混乱といった課題に直面しています。とりわけ開発途上国では、貿易を促進し民間投資を呼び込むための能力構築や環境整備を行うことが困難な場合があり、開発途上国の経済社会の自律性・強靭性の強化の観点から、国際社会からの支援が求められています。

日本の取組

■サプライチェーンの強靭化・多様化、経済の多角化

日本は開発途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、開発途上国が貿易を行うために重要な港湾、道路、橋などの輸送網の整備、発電所・送電網など産業関連インフラの整備といったハード面での協力に加えて、貿易管理・輸出入手続の円滑化に向けて、税関職員や知的財産権の専門家の能力向上などの貿易関連分野における技術協力といったソフト面からも、開発途上国の貿易・投資環境や経済基盤の整備に向けた協力を行っています。

こうした協力を通じて、開発途上国の経済的強靭性と経済安全保障を強化していくことは、開発途上国の質の高い成長を確保しつつ、日本経済への裨益という成長の好循環を確保していく上で喫緊の課題となっています。

こうした観点も踏まえ、日本が議長国を務め、2024年5月に開催された経済協力開発機構（OECD）閣僚理事会では、近年のパンデミックや地政学的リスクの高まりの中、一部の国に過度に重要物資の供給を依存するリスクや経済的依存関係を武器化する動きが顕在化していることが指摘されました。その上で、閣僚声明を通じて、脆弱性を低減し、国際的なルールおよび規範を損なう慣行に対抗することを通じて、経済的強靭性および経済安全保障に関する協力を強化することへのコミットメントなどが確認されました。

同年7月のG7貿易大臣会合では、日本は、経済的威圧への対処の観点から、重要鉱物のサプライチェーン強靭化を含め、G7諸国自身の対抗力を強化すること、G7を超えた連携を促進することの必要性を強調しました。また、G7を始めとする同志国が結束して恣意的な輸出管理を認めず、官民が連携してその影響を緩和していくことの重要性を指摘しました。

サプライチェーン強靭化に資するインフラ支援の一例を挙げると、太平洋とインド洋を結ぶ結節点に位置し、カンボジアで唯一の大水深港であるシハヌークビル港において、円借款や技術協力、無償資金協力などを活用し、1999年からコンテナターミナルの整備・拡張、同港に隣接する経済特区の整備や、港湾公社の経営・運営能力の強化、港湾手続の電子化など、地域の中核港として機能させることを目指した包括的な協力を行っています。2024年9月には、建設工事を終えたコンテナターミナルの使用開始式典が行われました。経済特区には日本企業も進出しており、物流機能の強化などに向け、官民が連携しての協力が進展しています。

注1 原材料の調達から生産、加工、流通、そして販売により需要者に提供されるまでの一連の流れのこと。

日本が円借款等を通じて整備・拡張を支援しているカンボジアのシハヌークビル港の様子（写真：JICA）

全世界を対象にサプライチェーン強靭化、持続的な物流システムの構築およびフードバリューチェーン 注2 強化に関する研修を実施しており、2023年度には計64人の行政官などが参加しました。インドネシアにおいては、2018年から、国境付近の離島6島で、水産施設の整備に加え、離島経済活性化のため水産物の高付加価値化や島外への流通などを整備するための技術協力を実施しています。

開発途上国の貿易を促進するための協力としては、日本は開発途上国産品の日本市場への輸入を促進するため、最恵国待遇関税率より低い税率を適用するという一般特恵関税制度（GSP）を導入しています。特に後発開発途上国（LDCs）解説に対して特別特恵関税制度を導入し、無税無枠措置解説をとっています。

また日本は、開発途上国との経済連携協定（EPA）解説や投資協定を積極的に推進しています。これらの協定により、貿易・投資の自由化（関税やサービス貿易障壁の削減・撤廃、税関手続の円滑化など）および海外に投資を行う企業やその投資財産保護を通じたビジネス環境の整備が促進され、日本企業の開発途上国市場への進出を後押しし、ひいては開発途上国の経済成長にも資することが期待されます。例えば、2024年には、バングラデシュやアラブ首長国連邦との間でEPAの交渉を開始しました。なお、EPAの円滑な実施に関しては、開発途上国の税関に対し、その適正な運用に必要な税関手続に関する技術支援も実施しています。

日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、世界貿易機関（WTO）やOECDを始めとする様々な国際機関などにおいて「貿易のための援助（AfT）」解説に関する議論が活発になっています。日本は、AfTを実施する国際貿易センター（ITC）などに拠出し、開発途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参入するための能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力を付けることを目指しています。2024年には、日本はITCを通じて、アフリカの女性起業家に対する電子商取引の活用に向けた支援、ナイジェリアにおけるワクチンの生産および配布の拡大に向けた技術協力、ナイジェリアを中心とする西アフリカの政府、ビジネス支援機関（貿易振興機関・商工会議所など）、零細・中小企業に対する能力構築支援、ウクライナにおける避難民の就労および起業支援などを行っています。

税関への支援に関しては、ASEAN諸国を中心に、開発途上国の税関職員を対象とした研修や日本の税関職員を現地に派遣する専門家派遣を実施しており、日本の税関が有する専門的知見や経験などの共有を通じて、開発途上国の税関の能力向上を目的とした支援を積極的に行っています。特にASEAN 6か国 注3 には日本の税関職員をJICA専門家として長期派遣し、ニーズに応じた支援を実施しています。さらに、カンボジア、タイ、ラオスでは2024年7月から3か国の広域プロジェクトとしてメコン地域の連結性向上に向けた支援も実施しています。また、世界税関機構（WCO）への拠出を通じて、WCOが有する国際標準の導入や各国のベスト・プラクティスの共有により、国際貿易の円滑化および安全確保の両立などに貢献しています。さらに、JICA／WCO合同プロジェクトであるマスタートレーナープログラムを2016年にアフリカ地域向けに開始し、太平洋島嶼（しょ）国地域および中央アジア・コーカサス地域にも対象を拡大しつつ、2024年現在、計37か国において教官養成や研修教材作成を支援し、持続的な研修能力の向上に貢献しています。

■ 金融・資本市場制度整備支援等

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。金融のグローバル化が進展する中で、新興市場国における金融システムを適切に整備

注2 農家、種・肥料・農機などの資機材の供給会社、農産物の加工会社、輸送・流通会社、販売会社など、多くの関係者の連携を通じて、生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を連鎖させたもの。

注3 カンボジア、タイ、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、ラオスの6か国。

し、健全な金融市場の発展を支援することが大切です。こうした考えの下、JICAの課題別研修を通じて、金融規制監督や証券取引所整備等に関する研修を実施しました。また、金融庁は、アジア地域の金融に関する共通の課題に係る金融当局間の意見交換や協力の強化を目的として、アジア諸国の規制監督当局者の参加を得て、アジア・ハイレベル金融規制当局者フォーラムを開催しました。具体的には、2024年3月に実施した第1回会合では、自然災害プロテクションギャップ、アジアでのトランジション・ファイナンスを扱い、計6か国37人が参加、同年10月に実施した第2回会合では金融セクターの持続性・強靭性強化における規制当局の役割、トランジション・ファイナンスを扱い、計9か国51人が参加しました。

ザンビアにおいて、地方の商工会議所メンバーや中小企業家を対象に、銀行から融資を受ける際に必要な帳簿の付け方を学ぶ会計ワークショップを実施するJICA海外協力隊員（写真：JICA）

■国内資金動員支援

開発途上国が、自らのオーナーシップ（主体的な取組）で様々な開発課題を解決し、質の高い成長を達成するためには、開発途上国が必要な開発資金を税収などの形で、自らの力で確保していくことが重要です。これを「国内資金動員」といい、持続可能な開発目標（SDGs）解説を達成するための開発資金が不足する中、重要性が指摘されており、日本は、国際機関などとも協働しながら、この分野の議論に貢献するとともに、国内資金動員に関連した支援を開発途上国に対して提供しています。例えば、日本は、開発途上国の税務行政の改善などを目的とした技術協力に積極的に取り組んでおり、2024年には、納税者管理、国際課税、徴収などの分野について、フィリピン、ベトナム、ラオスで、国税庁の職員がJICA長期専門家として活動しました。さらに、開発途上国の税務職員などを対象に、国際税務行政セミナー（ISTAX）や国際課税研修なども実施しています。また、タイでは固定資産評価能力プロジェクトが2022年11月から実施されています。国際通貨基金（IMF）やアジア開発銀行（ADB）が実施する国内資金動員を含む税分野の技術支援についても、人材面・知識面・資金面における協力を行っています。

また、多国籍企業などによる課税逃れの防止に取り組むOECD／G20 BEPSプロジェクト解説の実施も、開発途上国の持続的な発展にとって重要です。このプロジェクトを各国が協調して実施することで、開発途上国は多国籍企業の課税逃れに適切に対処し、自国において適正な税の賦課徴収ができるようになります。また、税制・税務執行が国際基準に沿ったものとなり、企業や投資家にとって、安定的で予見可能性の高い、魅力的な投資環境が整備されることとなります。現在、OECD／G20 BEPS包摂的枠組み（BEPSプロジェクトで合意された事項を実施する枠組み）には、開発途上国を含む約145の国・地域が参加しています。経済のグローバル化およびデジタル化に伴う課税上の課題に対応するため、2021年にこの枠組みの下で合意された「2本の柱」の解決策解説の実施に向けて、「第1の柱」の多数国間条約策定などのための議論や、各国による「第2の柱」に係る国内法の改正などの作業が進められており、日本としても国際機関への拠出を通じて開発途上国の「2本の柱」の解決策の実施を支援しています。

■産業人材育成、雇用創出を含む労働分野の支援

質の高い成長の実現には、産業発展を支える産業人材の育成が重要です。日本は、教育・訓練を受ける機会が限られがちな開発途上国において、多様な技術や技能を有する産業人材を育成するため、各国で拠点となる技術専門学校および職業訓練校への支援を実施しています。支援の実施に当たり、日本は民間セクターとも連携し、日本の知見・ノウハウをいかし、教員・指導員の能力強化、訓練校の運営能力強化、カリキュラム・教材の開発・改訂支援などを行い、教育と雇用との結び付きをより強化する取組を行っています。

2024年2月、エチオピアにおいて日本の支援により建設された「カイゼン」を通じた人材育成の拠点であるTICAD産業人材育成センターを訪問する深澤外務大臣政務官（当時）

2016年から2024年の間に、産業界と連携するなどし、15か国21事業を通じて、19の職業技術教育訓練（TVET：Technical and Vocational Education and Training）機関などに対して、施設および機材の整備を含む複合的な支援を行いました。2024年には、20か国・地域13案件で、女性の生計向上を目的とした技能開発にも貢献しました。

アジア地域では、2023年9月に発表した「日ASEAN包括的連結性イニシアティブ」において、今後3年間で5,000人の人材育成を実施することを示しており、課題別研修や人材育成奨学計画（JDS）など様々な事業を通じて、ASEAN諸国の国造りを担う人材育成に協力していきます。

2017年度から実施している「イノベーティブ・アジア」事業では、アジアの開発途上国の優秀な理系学生を対象に、日本での留学や企業などでのインターンシップの機会を提供し、日本とアジア各国との間で高度人材の還流を促進しています。

厚生労働省では、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ラオスを対象に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、これまでに政府および民間において培ってきた日本の技能評価システム（日本の国家試験である技能検定試験や技能競技大会）のノウハウを移転する研修 注4 を日本国内および対象国内で行っています。2023年度にこれらの研修に参加したのは、4か国合計100人で、これにより、対象国の技能評価システムの構築・改善が進み、現地の技能労働者の育成が促進されるとともに、雇用の機会が増大して、技能労働者の社会的地位も向上することが期待されています。

アフリカ地域では一人ひとりの持続的な成長に向けて、産官学連携によるABEイニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ）注5 やアフリカ・カイゼン 注6 イニシアティブ、国際機関と連携した技術支援などを通じて、産業人材の育成を支援しています（ABEイニシアティブについては118ページの第Ⅳ部8および140ページの第Ⅴ部1（6）を参照）。

日本は、労働分野における支援も進めています。社会経済情勢の悪化の影響は、若者、女性を始めとした社会的に脆弱な立場におかれやすい人々に強く表れがちです。安定した雇用を生み出していくためには、それぞれの国が社会的セーフティネットを構築してリスクに備えるとともに、全ての働く人のディーセント・ワーク（SDGsの目標8で設定された働きがいのある人間らしい仕事）の実現に向けた支援や対応が国際的にも強く求められています。日本は、国際労働機関（ILO）への拠出などを通じて、アフリカ、中東、アジアにおいて、若者や女性の雇用の創出、労働安全衛生水準の向上、社会保険制度の整備などの協力を行うなど、世界の様々な地域においてディーセント・ワークの実現に貢献しています。

エチオピアに対する技術協力「コメ生産向上に向けた技術移転能力強化プロジェクト」において、エチオピア人研究員とJICA専門家が試験圃場でイネ根群分布調査を実施する様子（写真：JICA）

注4 「試験基準・試験問題等作成担当者研修」、「試験・採点等担当者研修」などがある。上記本文中の参加者数は、これらの研修の合計値。

注5 121ページの用語解説を参照。

注6 どうすれば少しでも生産過程の無駄を省き、品質や生産性を上げることができるか、生産現場で働く一人ひとりが自ら発案し、実行していく手法。戦後の高度成長期の日本において、ものづくりの品質や生産性を高めるために製造業の現場で培われた取組で、「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ」（5S）などが基本となっている。

案件紹介 1　イラクにおけるコミュニティを基盤とした融和と再統合
国際機関拠出金（2021年4月～2022年9月）
イラク

地元企業と連携した帰還民女性の生活再建支援

2014年、イスラム過激派組織「イラクとレバントのイスラム国（ISIL）」の侵攻により、イラクでは人口の15%に当たる600万人以上が故郷を追われ、家を失い避難民となり、地域社会が破壊される惨禍に見舞われました。現在も100万人近くが国内避難民として生活しており、故郷への帰還のためには、住居の確保、インフラの復旧、教育や職業訓練、ISILの残忍な行為によるトラウマへの心理ケアなど、多くの課題が山積しています。

日本は、ISILの侵攻を受けたイラク北西部において国連開発計画（UNDP）を通じ、キャッシュ・フォー・ワーク[注1]活動や職業訓練、起業支援、家屋修復などの人道支援を重点的に展開してきました。

アンバール県に帰還した元国内避難民の女性が裁縫訓練を受ける様子（写真：UNDPイラク事務所）

その中で、地元企業であるテクノスター社から日本製ミシン100台の寄贈の申し出があったことから、大使館、UNDP、同社で連携し、日本がUNDPを通じて支援しているアンバール県で職業訓練に参加した女性たちに対し、同社がミシンの寄贈を行いました。

ブラザー社のミシンを受け取る女性とこどもたち（写真：UNDPイラク事務所）

ミシンを受け取った女性からは、「故郷に戻っても何も残っていなかった。仕事も無く、特に世帯主を失った家庭や女性にとって、生計手段の確保は非常に厳しい。自分自身も夫を失い仕事もない女性の一人だったが、今回身につけた裁縫技術と寄贈されたミシンで、小さなビジネスを始めたい。」との言葉が寄せられました。

日本による人道支援とイラクの地元企業による貢献によって、イラクの脆弱（ぜい）な女性たちの保護および生計支援が実現しています。日本は今後も、様々な形で国内避難民の保護や帰還民の生活再建を後押ししていきます。

注1　自然災害や人道危機発生時の支援において、被災者や難民を一時的に雇用し、労働の対価を支払うことで自立を支援する方法。

■資源・エネルギーへのアクセス確保

世界で電力にアクセスできない人々は2022年時点で約6.85億人に上ると言われています[注7]。電気やガスなどのエネルギー供給の欠如は、産業発達の遅れや雇用機会の喪失を引き起こし、貧困をより一層深めるといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要は、アジアを始めとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されています。同時に気候変動対策は喫緊の課題です。そのような状況下、エネルギー供給源の多角化やエネルギー源の多様化などを通じて、2050年ネット・ゼロ排出目標達成に向けて脱炭素化をはかりつつ、エネルギー安全保障を確保していくことが重要です。日本は、各地域の経済・開発状況も重視しつつ、地域の特質に沿った支援を続けています。2024年10月、ASEAN関連首脳会議の機会を捉えて開催された日ラオス首脳会談において、ラオスに対するオファー型協力の検討を含め、周辺国との電力連結性強化とラオスのクリーン電力による脱炭素の促進に向けた協力を行いたい旨を表明しました。また、同日実施された第2回アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）首脳会合では、石破総理大臣より、将来的に地域内のクリーンエネルギー供給基地として、地域の脱炭素化に貢献するためにも、ラオスのオファー型協力を検討していきたい旨が述べられました。

インドネシアに対する有償資金協力「アサハン第三水力発電所建設計画」を通じて建設された導水トンネル（写真：Otto Ferdinand）

注7　国際エネルギー機関（IEA）「Tracking SDG7 : The Energy Progress Report, 2024」（「SDG7の進捗状況の追跡：エネルギー進捗報告書2024」）
https://www.iea.org/reports/tracking-sdg7-the-energy-progress-report-2024

日本は、開発途上国の持続可能な開発を推進するため、近代的なエネルギー供給を可能にする支援を提供し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。省エネルギー設備や再生可能エネルギー（水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱など）を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ整備も支援しています（気候変動に関する日本の取組については63ページの第Ⅲ部3（1）を参照）。

日本は、国土が広い海域にまたがり、気候変動の影響に脆弱な太平洋島嶼国地域において、エネルギー安全保障および低・脱炭素社会実現の観点から、グリッド接続型の再生可能エネルギーの主流化に向けた支援を行っています。また、ドミニカ共和国においては、輸入化石燃料に電力供給源の多くを依存する同国のエネルギー効率化を支援するため、円借款により、全国の公道における街灯のLED化などを支援しており、同国の公共セクターの省エネルギー化の促進および温室効果ガス排出量の削減に貢献することが期待されています。

キューバに対する無償資金協力「青年の島における電力供給改善計画」の完工式において、発電所に設置された記念名盤の前で握手を交わすマレーロ・キューバ首相と平田駐キューバ日本国大使（当時）

2022年8月に開催した第8回アフリカ開発会議（TICAD 8）注8では、オーナーシップと共創、機動的な資金動員、多様なパートナーとの連携によるアプローチにより日本の貢献を最大化することを目的として、「アフリカ・グリーン成長イニシアティブ」が立ち上げられました。このイニシアティブに基づく取組として、再生可能エネルギー発電事業への民間投資や地熱発電量の拡大、脱炭素社会の実現に重要となる銅やレアメタルなどの鉱物資源分野での協力が表明されました。アフリカ各国が自然資源と生態系を適正に保全・活用し、持続可能な成長（グリーン成長）を実現するための支援として、アフリカパワープール（国際送電網）、配電網、系統安定化の整備などを実施しています。

■ 食料安全保障および栄養に向けた取組

「世界の食料安全保障と栄養の現状2024」注9によると、2023年には7億1,300万人から7億5,300万人が飢餓状態にあるとされています。また、同報告書では、2030年になっても、約6億人が飢餓に直面すると予測しています。さらに、ロシアによるウクライナ侵略の長期化により、ウクライナ国内では人口の15%に当たる500万人が食料援助を必要としているとされているほか注10、2023年10月に発生したハマスなどによるテロ攻撃以降、ガザ近郊で急性食料不安に苦しむ人口は220万人に上るとされています注11。

飢餓や貧困への国際社会による取組の加速が急務である中、日本は様々な二国間会談や多国間会議の場において、国際社会と連携しつつ、積極的に同問題に取り組む姿勢を示しています。2024年7月にブラジルで開催されたG20「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス設立に関する閣僚級会合」に出席した日本は、同アライアンスが開発途上国の自助努力を支援しつつ、様々な主体と連携し、社会的課題の解決策を「共創」していくという、日本の開発協力の理念と軸を一にしているとして、その設立を支持しました。同年11月のG20リオデジャネイロ・サミットのセッション1「飢餓と貧困との闘い」において、日本は同アライアンスに参加することを表明しました。石破総理大臣は、日本が長年ブラジルで実施しているセラード注12開発を通して、不毛の大地を世界最大の大豆生産地に変えた経験を紹介し、森林伐採をせずに劣化した牧野を畑地へ転換する、持続可能な農業の実現に向けた協力も行っていくことを述べました。また、小規模農家の能力構

注8 121ページの用語解説「アフリカ開発会議」を参照。

注9 FAO、IFAD、UNICEF、WFPおよびWHOが共同で作成した報告書
https://www.who.int/publications/m/item/the-state-of-food-security-and-nutrition-in-the-world-2024

注10 WFPホームページ https://www.wfp.org/emergencies/ukraine-emergency#:~:text=A%20total%20of%205%20million%20people%20%2815%20percent,of%20the%20population%29%20need%20food%20and%20livelihood%20assistance.

注11 FAOホームページ https://www.fao.org/newsroom/detail/Fao-hunger-gaza/en#:~:text=Rome%20-%20The%20Food%20and%20Agriculture%20Organization%20of,Integrated%20Food%20Security%20Phase%20Classification%20%28IPC%29%20global%20initiative.

注12 ブラジルの中西部に位置する約2億400万haにわたる地帯。ポルトガル語で「閉ざされた」の意味を持ち、酸性度が高く元来農耕不適地と見なされていた。

築にも力を入れており、売ることを意識した営農・栽培スキルの向上を目指し、アフリカ・中南米を中心とする世界69か国に支援の輪を広げていることを述べました。さらに、日本の高い技術をいかし、温室効果ガスの低減を含めた持続可能で生産性の高い農林水産業を新たなパートナーにも広げていく決意を表明しました。

日本は、食料不足に直面している開発途上国からの要請に基づき、食糧援助 注13 を行っています。2024年度の案件としては、21か国・地域に対し、日本政府米を中心に総額61.5億円の支援を行いました。

ドミニカ共和国で実施中のJICA草の根技術協力で活動するJICA専門家、JICA海外協力隊員と現地の農家。梨の産地である千葉県松戸市から、育種研究家や大学教授、農園経営者など多岐にわたる専門家が参画し、日本梨を同国ラ・クラタ地区の特産品に育てる取組が行われている。(写真：JICA)

二国間支援に加え、日本は、国際機関と連携した開発途上国での食料支援にも取り組んでいます。例えば、国連世界食糧計画（WFP）を通じて、教育の機会を促進する学校給食プログラムや、食料配布により農地や社会インフラ整備への参加を促す取組を実施しています。2024年8月には、洪水被害等の影響により食料危機が深刻化する南スーダンに対して、WFPを通じて5億円の無償資金協力を行うことを決定しました。WFPは2023年に世界120以上の国と地域で約1億5,200万人に対し、約370万トンの食料配布や現金給付を通じた食料支援などの活動を行っており、日本は2023年、WFPの事業に総額約2億897万ドルを拠出しました。

日本は、国際開発金融機関（MDBs）解説への拠出などを通じ、開発途上国の栄養改善を支援しています。例えば、世界銀行のグローバル・ファイナンシング・ファシリティ（GFF）解説を通じた母子保健・栄養分野への効果的な資金動員の推進や、栄養改善拡充のための信託基金解説を通じた開発途上国における栄養改善に係る政策策定の取組に貢献しています。開発政策において栄養を主流化する観点から、2021年12月に日本が主催した世界銀行グループの国際開発協会（IDA）第20次増資では、栄養を含む人的資本の強化を重点分野に盛り込みました。日本は、2021年12月に「東京栄養サミット2021」を主催し、岸田総理大臣（当時）は、3年間で3,000億円以上の栄養関連支援を表明し、2023年中に日本は約1,562億円規模の支援を行うことを決定しました。

さらに、日本は、アフリカの経済成長において重要な役割を果たす農業を重視しており、その発展に積極的に貢献しています。具体的には、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）解説フェーズ2の下、RICEアプローチ解説において、灌漑（かんがい）施設の整備や、アジア稲とアフリカ稲を交配したネリカ（NERICA）解説を含む優良品種の開発とそれらの種子の増殖・普及、生産技術の普及支援など、コメ生産の量と品質の向上に向けた取組を進めています。CARDの対象は、これまでに32か国に拡大しています。2022年8月に開催したTICAD 8では、CARDを通じて15万人の人材育成を行い、2030年までのコメ生産量倍増（5,600万トン）を目標として掲げ、ウガンダを始めとする各国において取り組んでいます。

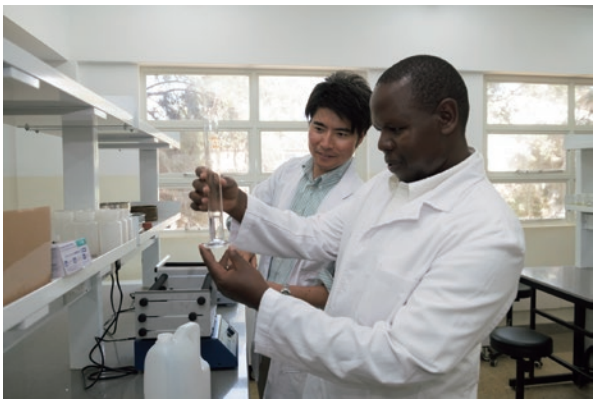

日本が設立以降40年以上にわたり協力を継続するケニアのジョモ・ケニヤッタ農工大学において、研究指導を行うJICA専門家（写真：JICA）

自給自足から「稼ぐため」の農業への転換を推進するため、日本は、小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）アプローチ解説を通じ支援を実施しています。SHEPアプローチは、野菜や果物を生産する農家に対

注13 貧困削減を含む経済社会開発努力を実施している開発途上国に対し、食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するため、必要な生産物および役務の調達のための資金を贈与する無償資金協力。

し「売るために作る」への意識変革を起こし、営農スキルや栽培スキルの向上によって農家の所得向上を目指しています。ケニアとの技術協力の中で生まれたこのプロジェクトは、世界約60か国で広がり、研修事業や専門家派遣などを通じて自給自足型農業からの転換を支援してきました。TICAD 8では、6万6,000人の「稼ぐ」ための農業転換支援を実施することを表明しています。また、TICAD 8では、アフリカ開発銀行の緊急食糧生産ファシリティへの協調融資による食料生産強化支援を行うことを表明し、2024年はコートジボワール、タンザニア、ナイジェリアに対して3億2,000万米ドルの支援を実施しています。

国際的な農産品市場の透明性向上を通じた食料安全保障の向上に貢献すべく、日本は、データ提供や事業費の拠出などを通じて、「農業市場情報システム（AMIS）」注14 を支援する取組も行ってきました。2023年5月、G7広島サミットにおいてもAMISへの取組を強化することを確認しました。

日本は、開発途上国の食料生産基盤を強化するため、国連食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、国際農業研究協議グループ（CGIAR）、WFPなどの国際機関を通じた農業支援を行っています。例えば、日本は、FAOを通じて、開発途上国の農業・農村開発に対する技術協力や、食料・農業分野の国際基準・規範の策定、統計の整備に対する支援などを実施しています。また、15の国際農業研究機関からなるCGIARが行う品種開発やデジタル農業技術の導入など、生産力の向上と持続可能性の両立に向けた研究開発を支援しています。このほか、2023年4月のG7宮崎農業大臣会合にて、日本は、「民間セクター・小規模生産者連携強化（ELPS）」イニシアティブを設立し、日本企業と開発途上国の小規模農業者などをつなぎ、輸入農産物の安定的で持続可能なサプライチェーンの構築・強化に取り組んでいます。具体的には、2024年9月に、ELPS第1号案件として、タンザニアにおける「持続可能なコーヒー生産プロジェクト」を立ち上げました。環境持続可能性への配慮とコーヒーの生産性や品質改善などに係る支援を通じて、小規模なコーヒー生産者の生計向上だけでなく、民間企業もタンザニアからコーヒー原料を安定的に得られるようになることを目指しています。

日本は、こうした農業支援に加えて、国際獣疫事務局（WOAH）やFAOを通じた動物衛生の向上にも貢献しています。例えば、鳥インフルエンザ、口蹄疫、アフリカ豚熱（ASF）などの国境を越えて感染が拡大する動物の感染症に対処するため、WOAHとFAOが共同で設置した「越境性動物感染症の防疫のための世界的枠組み（GF-TADs）」の下、アジア・太平洋地域を中心に、動物衛生分野での国際機関の取組を支援しています。

用語解説

質の高い成長
成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残さない「包摂性」、世代を超えた経済・社会・環境が調和する「持続可能性」、自然災害や経済危機などの様々なショックへの耐性および回復力に富んだ「強靭性」を兼ね備えた成長（開発協力大綱）。

後発開発途上国（LDCs：Least Developed Countries）
国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に開発が遅れており、2017年から2019年の一人当たりの国民総所得（GNI）が平均で1,018ドル以下などの基準を満たした国々。2024年現在、アジア7か国、大洋州3か国、中南米1か国、中東1か国、アフリカ33か国の45か国が該当する。

無税無枠措置
後発開発途上国（LDCs）からの輸入産品に対し、原則無税とし、数量制限も行わないとする措置。日本はこれまで、同措置の対象品目を拡大してきており、全品目の約98%を無税無枠で輸入可能としている。

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）
特定の国や地域の間で物品の関税やサービス貿易の障壁などを削減・撤廃することを目的とする自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素などを含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。このような協定によって、国と国との貿易・投資がより活発になり、さらなる経済成長につながることが期待される。

注14 Agricultural Market Information Systemの略称。2011年に食料価格乱高下への対応策としてG20が立ち上げた、各国や企業、国際機関がタイムリーで正確かつ透明性のある農業・食料市場の情報（生産量や価格など）を共有するためのシステム。

貿易のための援助（AfT：Aid for Trade）
開発途上国が世界貿易機関（WTO）の多角的貿易体制の下で、貿易を通じて経済成長と貧困削減を達成することを目的として、開発途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行うもの。WTOでは、開発途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進することが重視されている。

持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）／持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）
ミレニアム開発目標（MDGs、2001年）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成される。

OECD／G20 BEPSプロジェクト
2012年6月に経済協力開発機構（OECD）租税委員会が立ち上げたもので、公正な競争条件（Level Playing Field）確保という考えの下、多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）がないよう、国際課税ルール全体を見直し、世界経済ならびに企業行動の実態に即したものにするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めることを目指している。

「2本の柱」の解決策
国境を越えて提供されるようなサービスには、事業所やサーバーなどの物理的拠点が国内になければ課税できないというのが国際課税制度の原則であるが、経済のデジタル化に伴い、物理的拠点が存在しない市場国の消費者に対して、インターネットを介して提供されるサービスから生じる利益には課税できないという課題が生じている。こうした状況に対し、物理的拠点が存在しない一部の市場国が、課税漏れを防ぐ目的で、オンライン広告等の特定のデジタル事業を行っている企業に課税する「デジタルサービス税」を導入したが、これは各国の判断で行われる一方的な措置であるため、国際課税システムの不安定化をもたらしうる。「2本の柱」の解決策は、こうした課題に対応するために国際課税制度を改革するものであり、「第1の柱」は、デジタルサービス税のような一方的措置を廃止するとともに、大規模・高利益水準のグローバル企業について、物理的拠点の有無にかかわらず、市場国でも課税を行えるようにするためのルールの見直し等を行うもの。「第2の柱」は、外国企業誘致を目的とする法人税の引下げ競争に歯止めをかける観点から、グローバル・ミニマム課税の導入等を行うもの。

国際開発金融機関（MDBs：Multilateral Development Banks）
開発途上国の貧困削減や持続的な経済・社会的発展を、金融支援や技術支援、知的貢献を通じて総合的に支援する国際機関の総称。一般的にMDBsと言えば、全世界を支援対象とする世界銀行グループ（World Bank Group）と、各所轄地域を支援するアジア開発銀行（ADB）、米州開発銀行（IDB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）の4つの地域開発金融機関を指す。

グローバル・ファイナンシング・ファシリティ（GFF：Global Financing Facility）
母子保健分野の資金リソースを拡充するために、2015年に世界銀行や国連などが立ち上げたイニシアティブ。女性やこどもの栄養状態改善を含む母子保健分野の政策の策定や、実施能力の向上のための技術支援を実施している。策定された計画の実行について、世界銀行の低利融資などを受けることをGFFによる支援の条件とすることで、資金動員効果を企図している。

栄養改善拡充のための信託基金
重度栄養不良国での栄養対策への投資を拡大し、栄養不良対策の実施のための能力開発を行うことを目的に、2009年に設立された基金。重度栄養不良国に対し、栄養改善に係る政策の策定や、実施能力向上のための技術支援を行い、当該国や世界銀行などによる栄養関連の投資を後押ししている。

アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）
アフリカにおけるコメ生産拡大に向けた自助努力を支援するための戦略（イニシアティブ）であると同時に、関心あるコメ生産国と連携して活動することを目的としたドナーによる協議グループ。2008年のTICAD IVにおいて日本が国際NGOのアフリカ緑の革命のための同盟（AGRA）と共同で立ち上げ、2019年のTICAD 7ではフェーズ2を立ち上げた。

RICE（Resilience, Industrialization, Competitiveness, Empowerment）アプローチ
CARDフェーズ2で採用されたサブサハラ・アフリカのコメ生産量倍増のための取組。具体的には、気候変動や人口増に対応した生産安定化、民間セクターと協調した現地における産業形成、輸入米に対抗できる自国産米の品質向上、農家の生計・生活向上のための農業経営体系の構築が挙げられる。

ネリカ（NERICA：New Rice for Africa）
国際農業研究協議グループ（CGIAR）のアフリカ稲センター（Africa Rice Center）が、高収量のアジア稲と雑草や病虫害に強いアフリカ稲を交配することによって開発した稲の総称。従来の稲よりも（1）収量が多い、（2）生育期間が短く、短い雨季での栽培や、干ばつのリスクを回避できる、（3）耐乾性・耐病性が高く、アフリカ特有の高温で乾燥した気候にも負けない、などの特長がある。日本は、1996年以降、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（JIRCAS）、JICAから研究者、専門家を派遣し、品種開発・普及を支援している。

小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP：Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion）アプローチ
2006年に日本がケニアで開始した小規模農家支援のためのアプローチ。野菜や果物などを生産する農家に対し、「作ってから売る」から「売るために作る」への意識変革を促し、営農スキルや栽培スキルの向上によって農家の所得向上を目指すもので、アフリカを中心に世界各国で同アプローチを取り入れた活動を実践している。

国際協力の現場から 1

コーヒー栽培の技術普及と栄養指導を両輪にラオスの農村で豊かな暮らしの実現をサポート

～日本、国際機関、民間企業連携による取組～

一般公募

ラオスは近年、着実な経済発展を遂げているものの、所得はいまだ低い水準にあります。特に地方では、貨幣経済が浸透していない農村地域もあり、収入の低さが課題となっています。また、そうした収入の低さや開発の遅れを背景に、乳幼児やその母親、妊産婦などが低栄養状態に置かれています。

こうした状況の改善を目指して、国連世界食糧計画（WFP）は、日本政府の支援を受け、2016年からラオスのコーヒーの生産地域の森林保全と生産者の収入向上に取り組んでいる株式会社坂ノ途中と連携し、ラオス北部の8つの農村約300世帯を対象に、「コーヒー・ジャパン・プロジェクト」を開始しました。

WFPは政府機関との調整や事業全体の監理を行いつつ、主に栄養改善事業を担当しています。地域の女性たちを対象に、バランスの取れた食生活に関する研修や調理教室などの開催を通じて、栄養に関する理解を深めています。また、日常的に肉類を摂取できず、特にタンパク質が不足していることから、現金を支給し家畜などを購入してもらい、育てながら食料とする取組も行っています。WFPラオス事務所で本事業を担当する田才諒哉（たさいりょうや）氏は、かつてアフリカでJICA海外協力隊として活動した経験を踏まえ、「対象地域では、妊産婦は肉を食べてはならないなど、少数民族の伝統的な慣習がある。彼らの価値観を尊重しつつ、栄養の必要性を伝える工夫をしている。例えば、先行例となるような『モデル家庭』が生まれ、それを見た他の住民が自主的に栄養改善しようと思えるような状況を作っていきたい。」と、現場の声と実情に重きを置いた試行錯誤について語ります。事業の成果は見え始めており、「実際に鶏や魚を育て始めた農家さんが多くいる。実際の食卓に卵などが並んでいるのを見ると、変化を実感できる。」と、手応えを口にします。

コーヒー栽培の支援を行うのは、（株）坂ノ途中とその現地パートナーSaffron Coffee（サフロンコーヒー）です。その土地にあった種苗作りや、栽培や生産に関する研修や技術指導などの取組を進めています。同社の現地担当者、宮﨑咲弥（みやざきさや）氏は「熱心に取り組む農家が多いので、今後に期待している。かつて、他の支援者からコーヒーの木を配られたが、収穫までに頓挫してしまった農家もあると聞いている。実際に収穫期を迎え収穫物を現金化できる数年先まで、いかにモチベーションを維持させるかが重要だ。」と語ります。宮﨑氏も、JICA海外協力隊の経験があり、ルワンダでコーヒー農家と協働し、品質向上に取り組んだ経験を振り返り、「コーヒー栽培の技術や知識のみならず、現地の人々とのコミュニケーションの取り方に至るまで、当時の活動そのものが今にいきています。」と語ります。

栄養改善事業の対象地域の女性たちと田才氏（最前列左から2人目）（写真：WFP Lao PDR）

コーヒーの苗木を植樹する対象地域の村人と宮﨑氏（後列左から3人目）（写真：株式会社 坂ノ途中）

（株）坂ノ途中は、環境保全に配慮したコーヒー栽培を行うことを重視しており、ラオス国内でも森林減少が深刻な本事業の対象地域で、サフロンコーヒーと共に、森林を守りながら農作物を育てる、アグロフォレストリー[注1]という農法によるコーヒー栽培に取り組んでいます。森の中、適度な日陰の下でゆっくり熟すことで上質なコーヒーが採れるようになり、森を守りながら、農家の収入の安定化にもつなげることを目指しています。プロジェクト期間には村にコーヒーの精製加工場を建設し、本事業終了後も現地との関係性を継続していく予定です。田才氏は「事業終了後も活動が継続されるのが民間企業と協力するメリットです。今後もプロジェクトの発展に取り組みたい。」と語ります。

今後、コーヒー栽培が軌道に乗り生計の向上が見込まれる中、WFP事業で改善されてきた栄養習慣がさらに定着することで、低栄養状態に置かれていた乳幼児や妊産婦等を含む農村全体の人々の、より豊かな生活につながることが期待されます。

注1　102ページの注19を参照。

（2）デジタル・情報通信技術・科学技術

開発途上国の成長、国際社会の発展は、経済や社会活動のデジタル化への対応なしには、適切に進み得ません。デジタル技術は人々の暮らしや産業活動へ浸透しており、日常生活や社会経済活動などの重要な基盤であるサイバー空間がもたらす恩恵が拡大する一方で、個人や企業の情報漏洩（えい）による被害や、重要インフラへの攻撃による国家安全保障上のリスクなど、サイバー攻撃による脅威も深刻化しています。そのため、開発途上国がデジタル化の恩恵を享受し、そのリスクを削減するための支援の重要性は増しています。また、サイバー空間においては事象の影響が容易に国境を越え、他国で生じたサイバー事案が日本にも影響を及ぼす可能性があることから、各国政府・民間など様々なレベルで重層的に協力・連携することが重要です。

日本の取組

■デジタル・トランスフォーメーション（DX）の促進

新型コロナウイルス感染症のまん延によって、人やモノの往来が一定期間途絶えた結果、経済社会活動のデジタル化・オンライン化がより促進されました。デジタル・トランスフォーメーション（DX）注15は、あらゆる開発課題に直結しており、「質の高い成長」を達成する鍵となります。

開発途上国およびその国民が、安全、公平かつ安定的にデジタル化の恩恵を受けられる包摂的で豊かな社会を実現するため、日本は、デジタル化の促進・DXを、オファー型協力を通じて戦略的にODAを実施していく分野の一つに挙げています（オファー型協力については12ページの第Ⅰ部2（2）および145ページの第Ⅴ部2（2）を参照）。そして、国際機関や民間企業などの様々な主体との連携を通じて、日本が提唱する「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」注16の考え方に基づくデジタル化推進のための基盤整備として、法制度整備・人材育成や、情報通信環境の整備を支援し、デジタル化の推進を通じた課題解決と開発効果の増大を目指す協力を推進しています。

キューバに対する技術協力「画像診断における病院のデジタル化推進プロジェクト」において、現地の医師が医療画像のデジタル化の利点について説明する様子　（写真：JICA）

DXを通じた開発効果の増大に期待できる分野として、スマート農業、遠隔医療、スマートシティ、モバイルバンキング、行政デジタル化などがあげられます。日本の協力の新たな取組の一例として、2023年からブータン情報通信省および保健省と共に、ブータンにおける保健医療サービスの拡充および質の向上を目指し、ブータン国民の保健・健康データの活用に関する戦略・計画の策定、データ連携基盤の整備、データ利活用の促進を行う取組を行っています。また、インド西ベンガル州森林局が実施機関である円借款事業において、喫緊の課題として挙げられた、象と人間の衝突を回避するため、人工知能（AI）などのデジタル技術を活用したサービスの活用に向けた取組が進められました。

ODA事業におけるDXを具体的に進めるため、優れた技術を持つデジタルパートナーとの迅速でタイムリーな実証実験を可能とする取組として、2022年に「JICA DX Lab」が立ち上げられました。150か国で展開するODA事業の現場やJICAが培ってきたネットワークなどの資産を共創の場として解放し、デジタル技術およびデータ活用を通じた開発途上国の課題解決をデジタルパートナーと共に支援しています。2024年11月までにインド、インドネシア、エチオ

注15　新たなIT技術の導入が人々の生活をより便利にしたり豊かにしたりすること、新しいデジタル技術の導入により既存ビジネスの構造を作り替えたりするなど、新しい価値を生み出すこと。

注16　Data Free Flow with Trustの略称。プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指すというコンセプト。DFFTは、2019年1月にスイス・ジュネーブで開催された世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）において、安倍総理大臣（当時）が提唱し、2019年6月のG20大阪サミットにおいて各国首脳からの支持を得て、首脳宣言に盛り込まれた。

ピア、バングラデシュで計15件の事業が実施されています（ドローン技術を活用した輸血用血液配送網構築に関するモンゴルの事例は40ページの「国際協力の現場から」を、AI技術を用いた犯罪予測と予防に関するブラジルの事例、および科学の力を活用した気象予測と防災に関するアルゼンチンの事例は58ページと139ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

パラグアイ技術協力「社会経済開発に向けた宇宙計画管理プロジェクト」で、JICA専門家とカウンターパートが協議する様子（写真：JICA）

■情報通信技術（ICT）

情報通信技術（ICT）注17の普及は、DXのベースとなる基盤整備として産業の高度化や生産性の向上に役立つとともに、医療、教育、エネルギー、環境、防災などの社会的課題の解決や、情報公開の促進、放送メディア整備といった民主化の推進にも貢献します。

日本は、開発途上国のICT分野における「質の高いインフラ投資」を推進注18しており、通信・放送設備や施設の構築、そのための技術や制度整備、人材育成などを積極的に支援しています。具体的には、地上デジタル放送日本方式（ISDB-T）注19の海外普及・導入支援に積極的に取り組んでおり、2024年4月現在、中南米、アジア、アフリカ地域などの計20か国注20で採用されています。ISDB-T採用国および検討国を対象としてJICAを通じた研修を毎年実施するとともに、総務省は、相手国政府との対話・共同プロジェクトを通じ、ICTを活用した社会的課題解決などの支援を推進しています。

日本は、国際電気通信連合（ITU）注21と協力し、開発途上国に対して、電気通信およびICT分野の様々な開発支援を行っています。後発開発途上国（LDCs）注22でのインターネット使用率は36%とされていますが、2020年10月以降、日本はITUと協力して、アフリカなどの開発途上国を対象に、デジタルインフラの増強や利用環境整備のための国家戦略策定を支援するConnect2Recover（C2R）を開始しています。日本はこれまでITUが国連児童基金（UNICEF）と共同で行う「Giga」注23パイロット事業のうち、ルワンダの学校におけるインターネット導入などを支援してきました。2022年からは、ジンバブエ、モーリタニアに対し、ネットワークインフラにおける強靭（じん）性の評価、自然災害発生前後の通信ネットワークの接続状況を確認できるマップの策定、ICT普及のための国家戦略策定の支援を実施しました。また、C2Rプロジェクトの拡大に向けた各国への働きかけを行った結果、新たにオーストラリア、チェコ、リトアニア政府が拠出を決定し、アジア、カリブ、独立国家共同体（CIS）諸国などにも活動地域を拡大しました。さらに、2023年からは、アフリカにおいて計11か国を対象として早期警報システムに係る取組を中心に支援を行っています。

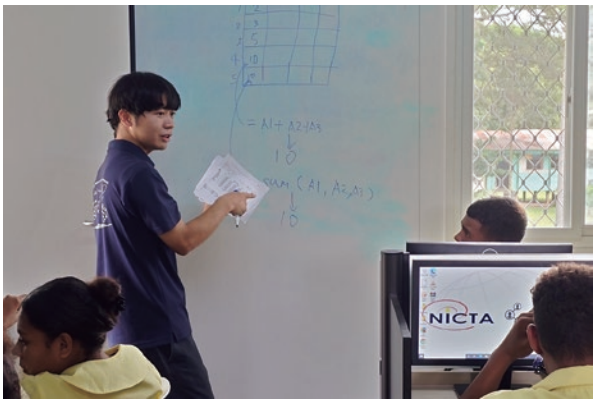

パプアニューギニアにおいて、コンピューターソフトウェアの基礎的な使用方法や、実務に使える表計算の関数について指導するJICA海外協力隊員（写真：JICA）

注17 Information and Communications Technologyの略称。コンピュータなどの情報技術とデジタル通信技術を融合した技術で、インターネットや携帯電話がその代表。

注18 2017年、各国のICT政策立案者や調達担当者向けに、「質の高いICTインフラ」投資の指針を策定。

注19 Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrialの略。日本で開発された地上デジタルテレビ放送方式で、緊急警報放送システム、携帯端末などでのテレビ放送の受信、データ放送などの機能により、災害対策や、多様なサービスの実現といった優位性を持つ。

注20 日本、アルゼンチン、アンゴラ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、スリランカ、チリ、ニカラグア、パラグアイ、フィリピン、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボツワナ、ボリビア、ホンジュラス、モルディブの20か国。

注21 電気通信・放送分野に関する国連の専門機関で、世界中の人が電気通信技術を使えるように、(1) 携帯電話、衛星放送などで使用する電波の国際的な割当、(2) 電気通信技術の国際的な標準化、(3) 開発途上国の電気通信分野における開発の支援などを実施している。

注22 35ページの用語解説を参照。

注23 2019年にUNICEFとITUが立ち上げた、開発途上国を中心に、世界中の学校でインターネットアクセスを可能にすることを目的にしたプロジェクト。

国際協力の現場から 2

モンゴルで命をつなぐドローン技術

～日本とモンゴルの協力が生んだドローンによる輸血用血液の配送網の構築～

モンゴルの全人口のおよそ半数が集中する首都ウランバートルでは、社会インフラの整備が急激な人口増に追いついておらず、経済成長に伴い車輌数も急増しています。交通渋滞の慢性化は、医療現場にも大きな支障をもたらしており、救急車の緊急走行や輸血用血液の搬送が渋滞に巻き込まれることに加え、同国では血液の搬送時における看護師の救急車への同乗が義務付けられていることにより、看護師が本来の医療サービスに従事する時間が減少しています。

このような課題解決に取り組むのは、ドローンを活用した物流ビジネスを展開する株式会社エアロネクストです。新たな物流インフラ網として空路に注目し、日本国内では山間部の過疎地や自然災害などの有事において、ドローンを活用した配送サービスの提供に取り組んできた同社は、創業当初から海外展開を重要戦略の一つとしてきました。ビジネスの展開先を探す中でモンゴルとの出会いがあり、JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業[注1]を活用し、高い即時性と配送品質が求められる輸血用血液を対象としたドローン配送等の物流インフラの構築に取り組んでいます。

エアロネクスト社の海外事業開発担当の川ノ上和文（かわのうえかずふみ）氏は、「モンゴルに注目した理由の一つは、親日国であるという点だ。日本は長年にわたりODAで病院、学校、空港などのインフラを整備し、農牧業や環境分野での協力も行ってきた。モンゴルの日本への信頼感は強い。」と語ります。

2023年6月からニーズ確認調査を開始し、モンゴルの厳しい寒さや強風を考慮した運航オペレーションやドローン機体の寒冷地対策等に試行錯誤を重ね、11月、ウランバートルにある国立輸血センター（以下、輸血センター）と、日本の支援により建設されたモンゴル国立医科大学付属モンゴル日本病院（以下、モンゴル日本病院）間の、往復計9.5kmの血液輸送を行う実証実験に成功しました。陸送が困難な場所でのドローン活用という日本での経験とは異なり、人口が密集し高い安全性が求められる都市部での成功は画期的でした。

渋滞中のウランバートル市内上空を飛行するドローン（写真：株式会社エアロネクスト）

ドローンで届いた輸血用血液を確認するモンゴル日本病院の看護師（写真：株式会社エアロネクスト）

川ノ上氏は、「実証実験には、モンゴルの民間航空庁、国家気象環境モニタリング庁、土地測量地図庁など行政当局の理解と協力が必須だったが、モンゴルでの実績を持たない弊社が、JICAの紹介で現地の関係機関と接点を作れたことは、事業を円滑に進める上で非常に役立った。」と、JICA事業を活用するメリットを話します。

2024年5月からビジネス化実証事業を開始し、同社はNEWCOM GroupやMSDDといったモンゴルのパートナー企業と共に、ビジネスモデルの構築やドローンの運航体制確立に取り組み、6月にモンゴルで初のドローンの商用飛行ライセンスを取得しました。8月には運用を開始し、輸血センターから市内の3つの病院に血液の定期配送を行っています。緊急事態にも対応しており、9月に稀少な血液型の患者がモンゴル日本病院に搬送された際には、緊急要請を受けて片道4.75kmの距離を約13分で届けました。

モンゴル日本病院長のアディルサイハン氏は、「渋滞で助からなかったかもしれない2名の命が日本の技術で救われた。ドローンによる物流システムの普及に今後も全力で協力したい。」と、本事業の意義と今後の意気込みを語ります。輸血センター長のエルデネバヤル氏は、「コロナ禍でドローンによる空輸の可能性にかけて自らドローン製作を試みたが、諦めた経験がある。川ノ上氏との出会いがあり、実際に人命救助ができたことに感謝している。」と、本事業への熱い思いを語ります。

川ノ上氏は、「医療従事者がドローンの必要性を実感し、その有効性を広く発信することは、事業推進の大きな力になっている。今後は、モンゴル科学技術大学と連携し、モンゴルの厳しい自然環境に適した新型ドローンの共同研究や人材育成にも力を入れていく。現地の人たちが自律的に運営できる体制作りを目指したい。」と展望を語ります。今後、現地のニーズに沿った社会インフラの整備をさらに推進し、モンゴルだけでなく、交通渋滞に悩む他の周辺国の社会課題解決に貢献することが期待されます。

注1　130ページの用語解説を参照。

アジア太平洋地域では、アジア・太平洋電気通信共同体（APT）注24 が、同地域の電気通信および情報基盤の均衡した発展に寄与しています。日本は、情報通信に関する人材育成を推進するため、APTが毎年実施する数多くの研修を支援しており、2023年度には、ブロードバンドネットワークやサイバーセキュリティなどに関する研修を10件実施し、APT各加盟国から約125人が参加しました。研修生は日本の技術を自国のICT技術の発展に役立てており、日本の技術システムをアジア太平洋地域に広めることで、日本企業の進出につながることも期待されます。

アジア太平洋地域では、脆弱（ぜいじゃく）なインフラや利用コストが負担できないことなどを要因としてインターネットを利用できない人が20億人以上います。日本は、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域や太平洋島嶼（しょ）国において、離島・遠隔地でも低コストで高速のインターネットが利用できるよう環境整備を行っています。

モルドバの教育機関に集まるウクライナ避難民のこどもたち。日本のNGOが、ウクライナの授業をオンラインで受けられるよう学習スペースを整備した。（写真：特定非営利活動法人ピースウィンズジャパン）

■ サイバーセキュリティ

近年、自由、公正かつ安全なサイバー空間に対する脅威への対策が急務となっています。この問題に対処するためには、世界各国の多様な主体が連携する必要があり、開発途上国を始めとする一部の国や地域におけるセキュリティ意識や対処能力が不十分な場合、日本を含む世界全体にとっての大きなリスクとなります。そのため、世界各国におけるサイバー空間の安全確保のための協力を強化し、開発途上国の能力構築に向けた支援を行うことは、その国への貢献となるのみならず、日本を含む世界全体にとっても有益です。

日本は、サイバーセキュリティに関し、日・ASEANサイバー犯罪対策対話や日・ASEANサイバーセキュリティ政策会議を通じてASEANとの連携強化を図っています。2024年の日・ASEANサイバーセキュリティ政策会議においては、日本とASEAN加盟国のサイバーセキュリティに関する連携強化を目的とし、官民連携を始めとして、能力構築や意識啓発、重要インフラ防護などの取組を進めました。また、国際刑事警察機構（インターポール）を通じて、新型コロナウイルスの感染拡大の状況下において増大した、サイバー空間で行われる犯罪に対処するための法執行機関関係者の捜査能力強化などを支援しました。

日本は、サイバー攻撃を取り巻く問題についてASEANとの間で協力を一層強化することで一致しています。具体的取組として、2017年からベトナム公安省のサイバー犯罪対策に従事する職員に対し、サイバー犯罪への対処などに係る知識・技能の習得および日・ベトナム治安当局の協力関係の強化を目的とする研修を実施しています。また、日・ASEAN統合基金（JAIF）注25 を通じてタイのバンコクに設立した「日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）」においてサイバーセキュリティ演習などを実施しており、2023年3月からは、JICAを通じた技術協力「サイバーセキュリティとデジタルトラストサービスに関する日ASEAN能力向上プログラム強化プロジェクト」としてAJCCBCの運営の支援が開始されました。2024年11月までに2,395人が研修などを受講しています。

AJCCBCでは、ASEAN各国の政府機関や重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ担当者などを対象に実践的サイバー防御演習（CYDER）などが提供されており、ASEANにおけるサイバーセキュリティの能力構築への協力が推進されています。2023年3月からは、新たに演習トレーナー向けの研修や、ASEAN各国へのニーズ調査に基づいて実施される演習などを追加し、コンテンツのさらなる充実化を図っています。また、2024年10月にはASEAN各国から選抜された若手技術者や学生がサイバーセキュリ

注24 アジア太平洋地域における情報通信分野の国際機関で、同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的とし、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信などの地域的な政策調整などを実施している。

注25 91ページの注5を参照。

ティスキルを競い合うCyber SEA Game 2024が開催されました。

日本は、世界銀行の「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金」への拠出も行い、低・中所得国向けのサイバーセキュリティ分野における能力構築支援にも取り組んでいます。

■科学技術・イノベーション促進、研究開発

現在、世界では、製造業やサービス業にとどまらず、農業や建設を含む多様な産業分野で情報通信技術（ICT）、人工知能（AI）、ロボット技術などが活用され、社会変革が生じています。

国連は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」注26 のパラグラフ70に基づき、国連機関間タスクチーム（UN-IATT）を設立し、各国との連携の下、地球規模でのSDGs達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）を推進しています。2024年もSDGsに関する国連STIフォーラムが開催され、限られた資源を最大限活用しながらSDGsを達成するための「切り札」として、STIへの国際的な期待が高まっています。

日本は、これまでの経済発展の過程で、STIを最大限活用しながら、保健・医療や環境、防災などの分野で自国の課題を克服してきた経験を有しています。そうした経験を基礎として、開発途上国が抱える課題解決のため、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）解説などを通じて、科学技術面での協力に取り組んでいます。日本の科学技術とODAを連携させたSATREPSは、科学技術分野に関する日本と開発途上国の研究機関・研究者間の共同研究への支援として2008年に始まり、2024年度までに、世界58か国において202件の研究プロジェクトが採択されています。2024年には、環境、防災、感染症などの分野で12件の新規採択案件が決定されました（アルゼンチンにおけるSATREPS事業については139ページの「匠の技術、世界へ」も参照）。

UN-IATTはSTI for SDGsのためのロードマップ策定を世界各国で促進させるため、インド、ウクライナ注27、エチオピア、ガーナ、ケニア、セルビアの6か国のパイロット国を始めとした、「グローバル・パイロット・プログラム」を実施しています。このプログラムにおいて、日本は、2020年度から2024年度まで、世界銀行への拠出を通じて、ケニアに対して、農業分野での支援を実施しました。加えて、2020年度から、国連開発計画（UNDP）への拠出を通じ、開発途上国においてSTIによる社会課題解決へ向けた事業化検討を行う日本企業を支援するとともに、この支援を通じて得られた知見を開発途上国間で共有するための取組を進めています。

コロンビアにて、SATREPSの一環で、デジタルプラットフォームを活用した子牛（肉牛）の発育確認を現地畜産農家に指導する日本人研究者（写真：JICA）

研究開発に関する支援として、日本は、工学系大学への支援を強化することで、人材育成への協力をベースにした次世代のネットワーク構築を進めています。

アジアでは、日本式工学教育の確立を目指して設立されたマレーシア日本国際工科院（MJIIT）に対し、教育・研究用の資機材の調達や教育課程の編成を支援しているほか、日本の大学と連携し、教育研究の確立などを通じて、日本式工学教育の特徴をいかした教育研究に係る協力を行っています。また、2023年には、MJIITと日本の大学や産業界との連携を一層強化するため、MJIIT内に、窓口となるマレーシア・ジャパンリンケージオフィスを設立・拡充するための協力を開始しました。2024年現在、日本国内の29大学および2研究機関などによりコンソーシアムが組織されており、共同研究や共同学位、学生交流などを通じ、日本とマレーシアとの間の人的交流も促進されています。

2012年からは、タイのアジア工科大学院（AIT）において、日本人教官が教鞭（べん）を執るリモートセンシング（衛星画像解析）分野の学科に所属する学生に奨学

注26 36ページの用語解説を参照。
注27 インド、エチオピア、ガーナ、ケニア、セルビアについては2020年から。ウクライナについては2021年から。

金を拠出しており、アジア地域の宇宙産業振興の要となる人材の育成に貢献しています。

アフリカでは、エジプト日本科学技術大学（E-JUST）における協力を2008年から実施しています。同大学は、日本型の工学教育の特徴をいかして設立され、日本国内の大学の協力を得て、同大学に対してカリキュラム開発や教員派遣などの支援が行われています。日本の研究者との共同研究や共同指導、日・エジプト両政府で取り組む留学生事業や国際化、日本企業との連携等の成果が高く評価され、2024年発表の英教育誌（THE）の世界大学ランキングでは、エジプトにおける大学で1位、アフリカ大陸で6位に位置付けられました。さらに、2024年9月には、JICAとエジプト政府との間で、E-JUSTをアフリカ大陸のハブの一つとして、科学技術イノベーション分野における日本とアフリカの大学間の学術ネットワークを強化するプロジェクトの合意文書が署名されました。E-JUSTは、今後、日本とアフリカ域内の大学研究者による国際共同研究・教育を推進する懸け橋になることが期待されています。

用語解説

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）

日本の優れた科学技術とODAとの連携により、環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症といった地球規模課題の解決に向け、(1) 国際科学技術協力の強化、(2) 地球規模課題の解決につながる新たな知見や技術の獲得、これらを通じたイノベーションの創出、(3) キャパシティ・ディベロップメントを目的とし、日本と開発途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施する取組。外務省とJICAが文部科学省、科学技術振興機構（JST）および日本医療研究開発機構（AMED）と連携し、日本側と途上国側の研究機関・研究者を支援している。

(3) 質の高いインフラ

開発途上国の自立的発展には、人々の生活や経済活動を支え、国の発展の基盤となるインフラが不可欠です。しかし、開発途上国では依然として膨大なインフラ需要があり、2040年までのインフラ需給ギャップは約15兆ドルとも推計されています[注28]。開発途上国において、「質の高い成長」[注29]を実現するためには、この膨大なインフラ需要に応える必要がありますが、ただ多くのインフラを整備するだけでなく、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性等を考慮していくことが非常に重要です。

日本は、海上・航空等の安全管理、防災・強靭化技術、気候変動・環境の対応に資する都市開発、安全・安心の交通システム、電力・エネルギーインフラや水供給等に強みを有しています。これらの強みをいかして相手国の社会課題解決につなげるため、開発途上国の経済・開発戦略に沿った形でインフラ整備というハード面の支援に、制度整備、運営・維持管理、人材育成などのソフト面での協力を組み合わせることにより、「質の高いインフラ」[解説]の整備を推進しています。

バングラデシュ国内および近隣諸国との輸送ネットワーク増強が期待される有償資金協力「ジャムナ鉄道専用橋建設計画」（写真：大林組・東亜建設工業・JFEエンジニアリングJV）

日本の取組

日本は、より多くの人々が良質なインフラを利用できるよう「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を目指し、国際社会と連携して「質の高いインフラ」の重要性を発信してきました。2016年5月に日本が議長国として開催したG7伊勢志摩サミットで合意された「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢

注28 G20グローバル・インフラストラクチャー・ハブ（GIH）による推計。
注29 35ページの用語解説を参照。

志摩原則」が、「質の高いインフラ投資」の基本的な要素について認識を共有する第一歩となり、2019年6月に日本が議長国として開催したG20大阪サミットでは、質の高いインフラ投資の促進に向けた戦略的方向性を示す「質の高いインフラ投資に関するG20原則」注30が承認されました。日本は、各国や国際機関とも連携し、その普及・実施に取り組んでおり、「質の高いインフラ投資」の重要性については、様々な二国間会談や多国間会議の場において確認されてきています。

2022年6月のG7エルマウ・サミットでは、世界のインフラ投資ギャップを埋めるため、G7が連携して質の高いインフラ投資を促進するためのイニシアティブであるグローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII）注31が立ち上げられました。G7は、PGIIの下、5年間で、質の高いインフラに特に焦点を当てた公的および民間投資において最大6,000億ドルを共同で動員することを目指すことを表明しました。2024年6月のG7プーリア・サミットに際して開催されたPGIIに関するサイドイベントでは、各国からアフリカにおける連結性を強化する取組の紹介や、PGIIの下で民間資金を含むインフラ投資が推進されることへの期待が表明されたほか、岸田総理大臣（当時）から、アフリカやアジアにおける連結性の向上に係る日本の取組を紹介した上で、PGIIの成果を2025年に開催予定である第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）にもつなぐことができるよう、質の高いインフラを通じて、引き続きアフリカの成長を後押ししていくことを表明しました。

質の高いインフラ案件に国際的な認証を与えるための枠組みであるブルー・ドット・ネットワーク(BDN)注32も「質の高いインフラ投資」を促進する上で重要な取組であり、2024年4月には、経済協力開発機構（OECD）において、BDN事務局が設置されました。日本が議長国を務めた同年5月のOECD閣僚理事会で採択された閣僚声明においては、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に沿って、PGIIなどを通じて、質の高いインフラ投資を促進することにコミットするとともに、BDNの運用に向けた努力と事務局の設置が歓迎されました。

インドにおけるコールドチェーン構築を目的とした官民連携事業で、日本企業が開発した冷蔵コンテナを利用した貨物鉄道の低温輸送サービスの開通セレモニーの様子（写真：JICA）

ASEANにおいては、カンボジアのシハヌークビル港、インドネシアのパティンバン港やジャカルタ都市高速鉄道、フィリピンのマニラ首都圏地下鉄など、多くの交通インフラ整備事業を進めてきました。2024年10月の日・ASEAN首脳会議にて、石破総理大臣は、2023年に発表された「日ASEAN包括的連結性イニシアティブ」の下、デジタル、交通インフラ整備、電力連結性等ハード・ソフト両面の幅広い分野でプロジェクトが進展しているほか、地域金融協力も推進していることを述べるとともに、活力ある地域の未来を共に創るため、グリーン・トランスフォーメーション（GX）、デジタル・トランスフォーメーション（DX）注33といった新たな課題の解決のための協力を推進することを表明しました。

太平洋島嶼（しょ）国における取組として、2021年12月に日本、米国、オーストラリア、キリバス、ナウル、ミクロネシア連邦の6か国が連名で発表した、東部ミクロネシア海底ケーブルの日米豪連携支援については、2023年6月に海底ケーブルに関する調達契約が締結され、2024年5月には、6か国のプロジェクト理事会第4回会合が開催され事業の進捗が確認されました。2024年7月に実施された第10回太平洋・島サミット（PALM10）において、岸田総理大臣（当時）は、海底ケーブルを含む「質の高いインフラ」の整備を通じ、陸・海・空およびデジタル空間での連結性の強化に貢献していく旨述べました。日本は、米

注30 45ページの用語解説「質の高いインフラ」を参照。
注31 Partnership for Global Infrastructure and Investmentの略称。持続可能で包摂的、かつ強靭で質の高いインフラへの公的および民間投資を促進するためのG7のコミットメント。
注32 2019年11月、日本、米国、オーストラリアが提唱した。2023年以降、英国、スペイン、スイスが参加し、具体的な制度設計について議論している。
注33 38ページの注15を参照。

国、オーストラリアを始めとする同志国などと連携しつつ、情報通信技術（ICT）分野を始めとして、インド太平洋地域における連結性を強化する質の高いインフラ整備に引き続き協力していきます。

アフリカ地域においては、2022年8月にチュニジアで開催された第8回アフリカ開発会議（TICAD 8）で、質の高いインフラ整備や国境でのワンストップ・ボーダーポスト整備を通じたアフリカの社会基盤整備に加えて、地域としての連結性強化に資する取組などを打ち出しました。アフリカにおける「連結性・質の高いインフラ投資」を具体化する協力として、2024年10月には、タンザニアにおいて首都ドドマ市の内環状道路の建設・拡幅を行う無償資金協力に関する書簡を交換しました。本計画は、同国の物流円滑化および経済・社会開発を支えるインフラ開発に寄与するほか、ドドマ市がタンザニアから内陸国のウガンダ、コンゴ民主共和国等に続く中央回廊上に位置していることから、同回廊における物流円滑化も期待されています。

タジキスタンにおける橋梁（りょう）の点検・診断、補修、維持管理に関する人材育成支援の様子（写真：JICA）

日本政府は今後も、世界の質の高い成長のため、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を国際社会全体に普及させ、アジアを含む世界の国々や世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、OECD等の国際機関と連携し、「質の高いインフラ投資」の実施に向けた取組を進めていく考えです。

用語解説

質の高いインフラ

自然災害などに対する「強靭性」、誰一人取り残されないという「包摂性」、社会や環境への影響にも配慮した「持続可能性」を有し、真に「質の高い成長」に資するインフラのこと。2019年6月のG20大阪サミットにて、(1) 開放性、(2) 透明性、(3) ライフサイクルコストから見た経済性、(4) 債務持続可能性といった、「質の高いインフラ」への投資にあたっての重要な要素を盛り込んだ「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が承認された。

(4) 債務問題への取組

公的金融による支援は、開発途上国の経済成長を促進するために活用されますが、経済・財政政策の失敗や国際的な経済環境の変化等によって、開発途上国の債務の返済が困難となった場合には、開発途上国の債務は、本来必要とされる、保健、教育、環境等の分野のための財政支出を圧迫するため、持続的成長を阻害する要因となり得ます。本来は、債務国自身が経済・財政改革努力などを通じて、自ら解決しなければならない問題ですが、過大な債務が開発途上国の維持・発展の足かせになっている場合には、国際社会による対応が必要になります。

債務問題への国際的な取組としては、これまでも重債務貧困国（HIPC）解説に対する拡大HIPCイニシアティブ 注34 や パリクラブ 注35 のエビアン・アプローチ 注36 などで債務救済が実施されています。しかし、近年、一部の低所得国においては、債務救済を受けたにもかかわらず、公的債務に加え、民間債務が累積し、債務持続可能性の悪化が再び懸念されています。この背景として、債務国側では、自国の債務データを収集・開示し、債務を適切に管理する能力が不足していること、債権者側では、資金供給の担い手が多様化しており、パリクラブによる貸付割合が減少する

注34 1999年のケルン・サミット（ドイツ）において合意されたイニシアティブ。

注35 特定の国の公的債務の取扱いに関して債権国が集まり協議する非公式グループ。フランスが議長国となり、債務累積国からの要請に基づき債権国をパリに招集して開催されてきたことから「パリクラブ」と呼ばれる。

注36 「パリクラブの債務リストラに関する新たなアプローチ（エビアン・アプローチ）」。重債務貧困国以外の低所得国や中所得国が適用対象となり、従来以上に債務持続性に焦点を当て、各債務国の状況に見合った措置を個別に実施する債務救済方式。

国際協力の現場から 3

エジプト最大都市圏を走る地下鉄の建設支援を通じた交通インフラの拡充

～日本の優れた技術をいかした交通網の整備～

エジプト政府は、人口増加に伴う交通渋滞の緩和を目的に交通手段の拡充に取り組んできており、1987年にはアフリカ大陸で最初に地下鉄を開通させました。一方で、これまで3号線までが開通する中、2010年からの10年だけで人口が2,000万人増加するなど、いまだ急速な人口増加が続いており、とりわけ大カイロ首都圏には全人口の約2割が集中し、交通渋滞が深刻化しています。その中で、カイロ地下鉄4号線は、エジプト政府が策定した運輸交通都市整備に係る国家計画の中で、大カイロ首都圏の交通手段の拡充に向けた特に緊急性の高い事業と位置付けられており、日本は、2012年から有償資金協力を通じて、同4号線が結ぶカイロの中心部とギザのピラミッド地区間（約19km）の整備を支援しています。

本事業は、エジプトで初めて本邦技術活用条件（STEP）[注1]が適用された円借款事業であり、日本の優れた鉄道製品・技術を活用した鉄道車両や信号システムが納入される予定です。この区間が開業すれば、ギザ地区のピラミッドや、日本が建設や文化財修復・運営支援等を行い2024年10月に試験公開が始まった大エジプト博物館（GEM）等の主要観光地まで、カイロ中心部からわずか20分ほどで移動できるようになり、エジプトの観光業の発展に大きく資することが期待されます。

本事業の施工監理業務に携わる株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバルの軌道交通事業部副事業部長の錦織 敦（にしこおりあつし）氏は、日本によるインフラ整備の強みとして、「4号線の工事にあたっては、ナイル川の下にトンネルを通す必要がある上、複数のトンネルを横並びではなく上下に連なる形で建設する必要があり、技術的にも難しい作業となる。エジプトの技術者にとっては初めての工法となるが、本事業には日本や欧州等の鉄道事業の経験豊富なエキスパートが多く参加するため、一緒に仕事をすることで、技術を吸収する良い機会になると考えている。」と、技術移転の側面を挙げます。

建設現場で日本企業関係者と現地の技術者が協議する様子（写真：三菱商事株式会社）

NATと協議する日本企業関係者（写真：株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル）

一方で、実施機関であるエジプト運輸省トンネル公団（NAT）が設定する雇用契約上の資格要件が厳しく、現地人材の確保という困難に直面した錦織氏は、「経験豊富なエジプト人技術者は、より給与の高い近隣国に出ていく傾向があるという背景を踏まえ、資格要件を緩和することで国内の人材育成にもつながることを伝え、NATと緊密なコミュニケーションと粘り強い交渉を繰り返すことで、一定の理解を得られつつある。」とNATと信頼関係を構築することによって問題を克服しつつあると述べます。

また、錦織氏は「観光地近くの宿舎に滞在しているが、GEMの試験公開などもあり近隣のホテルは盛況だ。4号線開通により交通混雑が緩和されアクセスが良くなれば、観光業はさらに活性化するのではないか。」と話します。「エジプトへの外国企業の進出も盛んになっており、最近ではオロナミンCのエジプトでの製造販売も始まった。交通網が整備されることで日本からの投資につながり、ひいてはエジプト人の雇用創出にも寄与することを期待している。」と4号線の開通によりもたらされる経済効果について語ります。

エジプト政府は、4号線のほか、カイロから東方45kmに新行政首都の開発を進めており、2022年には一部の政府関係職員が新行政首都で業務を開始するなど、大規模な都市開発が進められています。日本は、今後も、エジプト政府から寄せられる日本の優れた技術やノウハウへの期待に応えつつ、交通インフラ拡充等を通じて同国の経済発展に貢献していきます。

注1　146ページの第Ⅴ部2（2）を参照

一方で、担保付貸付等の非伝統的かつ非譲許的な貸付を含む、新興債権国や民間債権者による貸付割合が増加していることが指摘されています。さらに、近年では、欧米各国の政策金利の引き上げによる、開発途上国の資金調達コストの上昇に伴い、開発途上国は資金流動性の問題に直面することも問題視されています。開発途上国の債務問題は、借り手のみならず、貸し手の経済にも影響を及ぼしかねないため、国際社会が一体となって取り組む必要があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は低所得国の債務問題に大きな影響を及ぼしました。これに対し、G20およびパリクラブは、2020年4月に「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）」解説を立ち上げ、低所得国が抱える公的債務の支払いを一時的に猶予する措置を実施しました。DSSIは2021年12月末に終了しましたが、その後は2020年11月に合意された「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」解説の下で、G20およびパリクラブの債権国が協調して債務措置を実施する取組が進められています。共通枠組の適用を要請したザンビアは、2024年4月に全ての債権国とザンビア政府による債務再編合意が成立しました。

低所得国を始めとする各国の債務持続可能性に大きく影響を与え得る要素の一つとして、インフラ投資が挙げられます。港湾、鉄道といったインフラ案件は投資額が大きく、その借入金の返済は借りた国にとって大きな負担となることがあります。インフラ案件への融資を行う場合には、貸す側も借りる側も債務持続可能性について十分に考慮することが必要です。債務持続可能性を考慮しない融資は、「債務の罠（わな）」として国際社会から批判されています。

「質の高いインフラ投資に関するG20原則」注37には、個々のプロジェクトレベルでの財務面の持続可能性に加え、国レベルでの債務持続可能性を考慮することの重要性が盛り込まれているほか、開放性、透明性、ライフサイクルコストを考慮した経済性といった原則も盛り込まれています。G20各国は自らが行うインフラ投資においてこれらの原則を国際スタンダードとして実施すること、また融資を受ける国においてもこれらの原則が実施されるよう努めることが求められています。2024年7月のG20開発大臣会合においても、特に飲料水、衛生サービスの分野において、農村部や都市近郊の脆弱（ぜいじゃく）な立場にある人々の家庭、職場、学校および医療機関のために、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を考慮すべき点で一致しました。

日本の取組

日本は、円借款の供与にあたって、被援助国の協力体制、債務返済能力および運営能力、ならびに債権保全策などを十分検討して判断を行っており、ほとんどの場合、被援助国から返済が行われています。しかし、例外的に、円借款を供与する時点では予想し得なかった事情によって、返済が著しく困難となる場合もあります。そのような場合、日本は、前述の拡大HIPCイニシアティブやパリクラブにおける合意等の国際的な合意に基づいて、限定的な形で、債務の繰延注38、免除、削減といった債務救済措置を講じています。2024年の債務救済の取組事例としては、11月、ソマリアに対する債務救済措置（債務免除方式）に関する書簡を交換しました。日本は、2003年度以降2024年末までに、34か国に対して、総額で約1兆1,437億円の円借款債務を免除しています。また、日本はスリランカの債務再編を交渉する債権国会合の共同議長としてプロセスを主導し、同年7月に全ての債権国とスリランカ政府による債務再編合意が成立しました。日本とスリランカとの間の二国間合意の迅速な締結に向けたスリランカ政府の意思が確認されたことを受け、日本は実施中の円借款事業に対する貸付実行等を再開することを決定しました。

2022年8月に開催したTICAD 8では、2023年から2025年を対象期間とする「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」解説第5フェーズ（EPSA5）の下で、債務の透明性・持続可能性の向上を含めた改革に取り組み、債務健全化に着実かつ顕著な前進が見られる国を支援するため新たに設置する特別枠最大10億ドルを含む、最大50億ドルの資金協力を表明し、取組を進めています。

日本は、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の重要な要素である債務持続可能性の確保の観点からも、JICAによる研修や専門家派遣、国際機関への拠出等を通じ、開発途上国の財務省幹部職員の公的債務・リスク管理に係る能力の向上に取り組んでいま

注37 45ページの用語解説「質の高いインフラ」を参照。
注38 債務救済の手段の一つであり、債務国の債務支払の負担を軽減するために、一定期間債務の返済を延期する措置。

す。例えば、2023年度は、ケニア、エチオピアなど26か国30人の行政官に対する偶発債務リスク管理に係る世界銀行との連携による研修、国際通貨基金（IMF）・世界銀行の各信託基金への新たな資金拠出など、債務国の能力構築に向けた支援を実施しています。

用語解説

重債務貧困国（HIPC：Heavily Indebted Poor Countries）
貧しく、かつ重い債務を負っているとして、包括的な債務救済枠組みである「拡大HIPCイニシアティブ」の適用対象となっている、主にアフリカ地域を中心とする39の開発途上国。

債務支払猶予イニシアティブ（DSSI：Debt Service Suspension Initiative）
新型コロナウイルス感染症の拡大による影響から流動性危機に直面する低所得国につき、その債務の支払いを一時的に猶予する枠組み。2020年4月にG20および主要債権国会合であるパリクラブは、2020年5月から同年12月末までの間に支払期限が到来する債務を猶予することに合意し、その後、支払猶予期間を二度延長した（2020年10月に2021年6月までの期間延長、2021年4月に2021年12月末までの期間延長に合意）。

DSSI後の債務措置に係る共通枠組
2020年11月にG20およびパリクラブで合意された低所得国に対する債務救済をケースバイケースで行うための枠組み。中国を始めとする非パリクラブ国を巻き込んだ形で、合同で債務措置の条件を確定することを初めて約束したもの。

アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ（EPSA：Enhanced Private Sector Assistance for Africa）
日本が、2005年にアフリカ開発銀行（AfDB）と共に、民間主導の経済成長を促進していくため立ち上げた協調枠組み。2022年8月のTICAD 8において、日本とAfDBは、2023年から2025年を対象期間とする第5フェーズ（EPSA5）の下で、最大50億ドルの資金協力を行うことを発表。これは、通常枠40億ドルと、債務の透明性・持続可能性の向上を含めた改革に取り組み、債務健全化に着実かつ顕著な前進が見られる国を支援するため、日本が新たに設置する特別枠最大10億ドルを合わせたもの。

2 平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化

（1）平和構築支援と難民・避難民支援

国際社会では、依然として、民族・宗教・歴史の違いなど様々な要因や、貧困や格差などの影響によって、地域・国内紛争が発生しています。近年の地政学的な国家間競争の激化や緊張の高まり、既存の国際的秩序への挑戦的な主張を強める国々の台頭も、世界の経済・社会の発展と安定に大きな負の影響をもたらしています。

紛争は、多数の難民や避難民を発生させ、人道問題を引き起こし、長年にわたる開発努力の成果を損ない、大きな経済的損失をもたらします。ある国や地域の紛争の影響は、世界全体に何らかの形で影響を及ぼすものであり、このような紛争の長期化も課題となっています。2022年に発生したロシアによるウクライナ侵略、2023年10月に発生したハマス等によるテロ攻撃以降の中東情勢の悪化は、ますます深刻な人道危機をもたらしており、国際社会全体にとっての大きな課題となっています。気候変動が平和と安定に及ぼす影響についても懸念されています。このように国際社会の課題が複雑化・多様化する中で、持続的な平和の定着のため、開発の基礎を築くことを念頭においた平和構築の取組はますます重要になっています。

パレスチナのガザ地区において障害者世帯・脆弱世帯への食料・生活支援物資を配布する様子（写真：特定非営利活動法人パレスチナ子どものキャンペーン）

日本の取組

■ 平和構築支援

紛争などによる人道危機への対応として、日本は初期の段階から、緊急に必要とされる人道支援を中長期的な開発協力を見据えて行う「人道・開発・平和の連携（HDPネクサス）」注39 を推進しています。人道危機が長期化・多様化する中、平時から中長期的な観点に立った強靭（じん）な国造りや社会安定化といった平和の持続のための支援を行うアプローチで、紛争などの影響により脆弱（ぜい）な状況が続く各国・地域において、難民の自立を支援し、さらなる危機の根本要因に対処するため、人道支援から、貧困削減、経済開発、平和構築、紛争予防までにわたる支援を継ぎ目なく展開しています。

継ぎ目ない支援を展開するため、日本は、国際機関を通じたものを含む無償資金協力と技術協力を組み合わせて、紛争下における難民・避難民に対する人道支援や、紛争終結後の和平（政治）プロセスに向けた選挙支援を実施しています。平和の定着と紛争の再発防止を目的とした、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）、治安部門改革、行政・司法・警察機能の強化に関する支援も実施しています。基礎インフラの復旧や制度の整備支援、保健や教育などの社会開発も行っているほか、ホストコミュニティとの共存を促す取組、難民・避難民の帰還・再定住に向けた取組といった復興支援にも取り組んでいます。なお、これらの取組においては、国連安全保障理事会（安保理）決議第1325号を始めとした、平和構築における女性の役割が重要であるとする一連の国連安保理決議に基づいて、紛争の予防や解決、平和構築への女性の参画促進に積極的に取り組んでいます（女性・平和・安全保障（WPS）については81ページの注93を参照）。

ウガンダでは、2017年以降、近隣国での紛争により、ウガンダに逃れてきている150万人以上の難民と、経済状況の悪化に苦しむホストコミュニティの住

注39 人道（Humanitarian）、開発（Development）、平和（Peace）の頭文字をとったもの。人道支援と並行して、難民の自立支援や受入れ国の負担軽減のための開発協力を行い、さらに根本的な原因である紛争の解決・予防に向けた平和の取組を進めるアプローチ。

民との間の緊張が高まっていることから、難民とホストコミュニティの住民である女性たちに対し、紛争予防・解決能力向上のための研修、職業訓練を実施するほか、性的暴力被害者の保護の強化などを行っています。

国際社会では、国連平和構築委員会（PBC）解説などの場において、紛争の解決や予防、紛争後の復旧や国造りに対する支援の在り方に関する議論が行われています。日本は設立時からPBCに参加し、制度構築や人材育成に取り組む重要性や、関係機関（国連安保理、国連総会、PBCなどの国連機関、ドナー国、地域的機関、世界銀行・IMFなどの国際金融機関、民間セクターなど）の間での連携強化の必要性を伝えるなど、積極的に貢献してきています。国連平和構築基金（PBF）解説にも、2024年12月時点で総額6,720万ドルを拠出し、主要ドナー国として貢献してきています。また、日本は2023年1月から2年間、安保理非常任理事国を務め、任期中2度の議長月には平和構築・紛争予防に関する安保理公開討論を計2回主催しました。安保理理事国任期終了後も、引き続き国連における優先課題の一つとして、積極的に貢献していきます。

日本は、従来、国連平和維持活動（国連PKO）などの国際平和協力活動と開発協力の連携に努めてきています。実際、国連PKOが行われている国や地域では、紛争の影響を受けた避難民や女性・こどもの保護、基礎インフラの整備などの取組が多く行われており、その効果を最大化するために、このような連携を推進することが引き続き重要です。

日本は、国連、被援助国および要員派遣国の3者が互いに協力し、国連PKOに派遣される要員の訓練などを行う協力枠組みである「国連三角パートナーシップ・プログラム（TPP）」にも積極的に貢献しています。同枠組みの下、例えば、アフリカおよびアジアの工兵要員を訓練するために、自衛隊員などを派遣して重機操作訓練を実施しているほか、医療分野において救命訓練実施のための自衛隊員派遣や国連PKOミッションの遠隔医療体制整備などに貢献しています。

その他、平和構築に従事する人材に求められる資質が多様化、複雑化していることに鑑み、日本は「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」注40を通じて、現場で活躍できる国内外の文民専門家を育成しています。これまでに実施した国内研修には延べ1,000人以上が参加しました。修了生の多くが、アジアやアフリカ地域の平和構築・開発の現場で活躍しています。

■ 難民・避難民支援

レバノン、シリア、アフガニスタン、ミャンマー、ウクライナ、スーダンなどの情勢を受け、世界の難民・避難民などの数は年々増加しており、2024年5月には1億2,000万人に達し、第二次世界大戦後で最大規模を更新するなど、人道状況は厳しさを増しています。日本は2023年12月にジュネーブで行われた第2回グローバル難民フォーラム（GRF）の共催国を務め、こうした人道状況の悪化を食い止め、国内外の難民・避難民の自立や受入れ国の負担軽減のため、国際社会の団結と協力強化を呼びかけました。人間の安全保障の観点からも、日本は、最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳および安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上がれるように、難民・避難民などに対するものを含む人道支援を行っています。

具体的には、主に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連世界食糧計画（WFP）、国際移住機関（IOM）を始めとする国際機関と連携して、シェルターや食料など基礎生活に必要な物資の配布を世界各地で継続的に実施しています。日本は、上記の国連機関や国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）、赤十字国際委員会（ICRC）などと連携することにより、治安上危険な地域においても、それぞれの機関が持つ専門性や調整能力などを活用し、難民・避難民などに対する人道支援を実施しています。例えば、2024年には、ロシアのウクライナ侵略によって発生した周辺国のウクライナ避難民およびウクライナ国内避難民に対して、UNHCRなどを通じて人道支援を実施しています。また、スーダンにおける武力衝突により発生した難民および国内避難民などに対して、WFPやICRCなどを通じた人道支援を実施していま

注40 2007年度に「平和構築人材育成事業」を開始し、2015年度には同事業の内容を拡大、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/j_ikusei_shokai.html）となった。現場で必要な知識や技術を習得するための国内研修と国際機関の現地事務所での海外実務研修とを行う「プライマリー・コース」に加え、平和構築・開発分野に関する一定の実務経験を有する方のキャリアアップを支援する「ミッドキャリア・コース」を実施。

す。また、ジャパン・プラットフォーム（JPF）注41を通じた日本のNGOによる難民・避難民などへの支援も行われています（110ページの「案件紹介」を参照）。

日本は、こうした国際機関を通じて難民・避難民などに対する人道支援を行う際、NGOや民間企業とも連携を図っています。例えば、UNHCRが行う難民支援に際しては、JICAがUNHCRと連携し、HDPネクサスの観点から、緊急支援と復興支援を連携させた支援を実施しています。

エチオピアのアムハラ州北ウォロ県において紛争の危機に対応するための太陽光発電による給水施設の復旧支援を行う様子（写真：特定非営利活動法人ADRA Japan）

■対人地雷・不発弾対策および小型武器対策

かつて紛争があった国・地域には対人地雷や不発弾がいまだ残るとともに、非合法な小型武器が現在も広く流通しています。これらは、一般市民などに対して無差別に被害を与え、復興と開発のための活動を妨げるだけでなく、対立関係を深刻にする要因にもなります。そのため、対人地雷や不発弾の処理、小型武器の適切な管理、地雷被害者の支援や対人地雷・不発弾対策関係者の能力強化などを通じて、こうした国・地域を安定させ、治安を確保するための持続的な協力を行っていくことが重要です。

日本は、「対人地雷禁止条約」および「クラスター弾に関する条約」の締約国として、HDPネクサスの観点から、地雷除去や被害者への支援に加え、リスク低減教育などの予防的な取組を通じた国際協力も着実に行っています。例えば、カンボジア地雷対策センター（CMAC）に対しては、国内外に対する研修機能の強化、組織運営部門の職員の育成や情報システム構築など、今後さらに国際的に貢献する組織となっていくためのCMACの組織全体の能力向上への協力や、地雷対策関係者に対する教育訓練環境の改善および訪問者への地雷問題の理解促進・啓発を図るため、CMACの研修施設や広報施設を建設する支援を行っています。こうした包括的な支援により、CMACは2009年以降2024年12月までに、日本の協力の下、アンゴラ、イラク、ウクライナ、エチオピア、コロンビア、ソマリア、ナイジェリア、南スーダン、ラオスに対し、延べ500人以上の地雷・不発弾対策に従事する職員の研修を実施しており、南南協力・三角協力注42の実現にも貢献しています（カンボジアにおける地雷支援とそれを活用したウクライナ支援については53ページの「国際協力の現場から」を参照）。

2024年7月、上川外務大臣（当時）はカンボジアを訪問し、CMACを視察しました。その機会に、日本の地雷対策のビジョンとして、多様なパートナーと連携し、リスク回避教育・啓発支援、地雷除去支援、地雷被害者支援まで、地雷に関する様々なニーズに対して段階に応じた包括的な支援実施を示す「地雷対策支援に関する包括的パッケージ」注43を発表しました。同時に、これを体現する新たな協力アプローチとして、カンボジアと協力して、「日カンボジア地雷イニシアティブ」注44を立ち上げることを発表しました。

不発弾の被害が大きいラオスに対しては、CMACでの研修以外にも不発弾対策機関への専門家の派遣により、活動計画策定やモニタリングに関する実施能力の強化を行っているほか、同機関の活動を促進するための設備整備や地雷検知センサーなどの必要機材の供与を行っています。日本はカンボジアを始め各地の地雷除去に長年協力してきた経験・知見を活用し、ウクライナの戦後復興において、住民の安心・安全の確保のみならず、生活、農業、産業の再建にも欠くことができない地雷や不発弾の処理に、積極的に協力しています。

注41 137ページの用語解説を参照。
注42 104ページの用語解説を参照。
注43 ODAを触媒に、国際機関、NGO、日本企業などの多様なパートナーと連携し、地雷に関する様々なニーズ、段階に応じた包括的な支援を進めるというビジョンを示したもの。支援のアプローチとして、(1) カンボジアをハブとした三角協力の推進、(2) 同志国・国際機関との連携、(3) 日本の科学技術の活用をあげている。
注44 長年にわたる地雷対策分野における協力の実績を基盤として、(1) 地雷の非人道性の認知向上・地雷削減に向けた国際的な機運醸成、(2) カンボジア関係機関に地雷なき世界のための国際協力チームを創設、(3) 日カンボジア連携による第三国での地雷対策支援、(4) 最新技術を用いた機材開発の4つを柱とした協力強化を示したもの。

地雷・不発弾の埋設地域が残るカンボジア、スリランカおよび中東・アフリカ地域の複数国においては、草の根・人間の安全保障無償資金協力 注45 を活用し、国際NGOを通じた地雷除去活動の実施や、地雷除去機、油圧ショベルなどの地雷除去関連機材の供与を行いました。

日本は、ボスニア・ヘルツェゴビナにおいて、スロベニアに本部を置く国際NPOである人間の安全保障強化のための国際信託基金（ITF）が、ボスニア・ヘルツェゴビナ地雷行動センターと協力して実施している地雷除去活動を支援しており、西バルカン地域の連結性向上にも貢献しています。

アフガニスタンにおいては、特定非営利活動法人難民を助ける会（AAR Japan）が、地雷や不発弾などの危険性と適切な回避方法に関する知識の普及を目的とした講習会などの教育事業を、日本NGO連携無償資金協力を通じて実施しており、住民への啓発活動が着実に進められています。日本は、国際機関を通じた地雷・不発弾対策も積極的に行っています。2024年には、エチオピア、ソマリア、ナイジェリア、パレスチナに対して、国連地雷対策サービス部（UNMAS）を通じて、地雷除去、危険回避教育、被害者支援などの地雷・不発弾対策支援を行っています。2024年は他にも、国連児童基金（UNICEF）経由でアフガニスタン、中央アフリカ、パレスチナ、ミャンマーにおいて危険回避教育に関する支援を実施しています。ICRCを通じて、アフガニスタン、ウクライナ、シリア、ミャンマーなどでも危険回避教育などの支援を行っています。また、日本は、ウクライナ国内の地雷除去を支援する国際会議を、2025年秋に日本で開催する方向で調整しています。

小型武器は実際の紛争の場面で今もなお使われ、多くの人命を奪っていることから「事実上の大量破壊兵器」とも呼ばれており、日本は、グテーレス国連事務総長の「軍縮アジェンダ」（2018年）に基づいて設置された「人命を救う軍縮（SALIENT）」基金へのドナー国であるなど、小型武器対策の議論に積極的に貢献しています。

アフリカ4か国からの視察団に対して、日本製の地雷除去機器を使ったカンボジアの地雷除去オペレーションについて説明を行うカンボジア地雷対策センター・プムロ副長官（写真：JICA）

用語解説

国連平和構築委員会（PBC：Peacebuilding Commission）
2005年の安全保障理事会（安保理）決議および総会決議に基づき設立された国連の安保理および総会の諮問機関。紛争後の平和構築と復旧のための統合戦略を助言・提案することを目的とし、安保理、総会などに対してブリーフィングの実施や書面の提出を通じた助言を提供する。日本はPBC設立時から一貫して、PBCの中核である組織委員会のメンバーを務めている。

国連平和構築基金（PBF：Peacebuilding Fund）
2006年に設立された基金。アフリカを始めとする地域で、地域紛争や内戦の終結後の再発防止や、紛争予防のための支援を実施。具体的には、和平プロセス・政治対話への支援、経済活性化、国家の制度構築、女性・若者の国造りへの参加支援などを実施。

（2）社会の安全・安定の確保

日本は周囲を海に囲まれた島国であり、エネルギー資源や食料の99.5%以上を海上輸送に依存していることから、これまで海上の脅威への対処や、海上交通の安全・保安に関する技術を深化させてきました。開発途上国にとっても、重要な海上輸送における脅威への対処を始めとする海上交通の安全確保や、安全に航路を利用するための海上保安に関する人材育成などは、国家の存立・繁栄に直結する課題です。法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序は、日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現のた

注45 145ページの第Ⅴ部2（2）を参照。

国際協力の現場から 4

カンボジアと培った地雷・不発弾処理の技術でウクライナの人々を守る

カンボジアは、ベトナム戦争とその後の内戦により、世界有数の地雷・不発弾被害を受けました。カンボジア政府は、地雷・不発弾除去を国家政策として進めてきていますが、主要な政府機関としてその地雷除去活動を牽引しているのがカンボジア地雷対策センター（CMAC）です。

1998年以来、日本は、CMACに対して機材供与や人材育成、研究開発のための資金協力、組織の能力向上に向けた技術協力を実施するなど、カンボジアの地雷対策に一貫して協力してきました。自国内の地雷除去を着実に進めてきたカンボジアは、今や地雷除去面積で世界最大の実績を誇り、世界の地雷対策をリードする存在です。自国の知見をいかした研修などを通じて、これまでにコロンビア、ラオス、アンゴラ、イラクなどの地雷対策にも貢献しています。

ロシアによる侵略が継続するウクライナに対しても、日本とCMACは協力しながら地雷対策支援を行っています。2023年以降、ウクライナの政府職員を対象とした地雷除去関連機材の使用訓練や住民への啓蒙活動に関する研修の実施、政府高官の現場視察の受入れを行っています。

2024年7月、日本はウクライナ非常事態庁に大型地雷除去機2台を供与しました。除去機を開発したのは、カンボジアでCMACと共に地雷除去機を開発した株式会社日建です。社長の雨宮 誠氏は、「カンボジアのこどもたちが走り回れるグラウンドを作りたい、先代社長のそんな思いから、地雷や爆弾の知識もないままに除去機の開発に取り組み、5年をかけて世界で唯一のショベル式除去機を開発した。」と語ります。油圧ショベル式の除去機はブルドーザ式よりも汎用性が高く、先端のアタッチメントを替えることで爆発物の危険性が高い環境でも多様な作業工程や目的に対応できます。さらに、がれきの運搬やインフラ建設用のアタッチメントに付け替えることで、地雷処理後の地域の復興をも支えます。世界でも高く評価され、現在では12か国で使用されていますが、各国の実情に応じた仕様にしています。雨宮氏は、「ウクライナでは、直接現場を見られない困難さに直面しつつ、写真や動画を見て現場の状況を研究し、またウクライナ側の声を直接聞きながら、地雷除去機側面からの飛散物を防ぐための保護カバーを追加した。」と語ります。現地からは「最新の地雷除去機は既に実際の条件で試運転されており、除去員はその機能をうまく活用している。」との声が届いています。日本はその後も地雷除去機の供与を続け、2024年12月現在、供与予定であった12台全てが出荷されました。

ウクライナ非常事態庁の関係者に、日本製のレーダーシステムによる金属探査機を使った地雷・不発弾探査の研修を行うCMACのリティサック氏（手前右）（写真：JICA）

松田駐ウクライナ日本国大使（当時）、クリメンコ・ウクライナ内務大臣、松永JICAウクライナ事務所長らとともに現地ウクライナでの地雷除去機の供与式に参加する雨宮氏（一番左）（写真：株式会社日建）

CMACで長年にわたり日本企業による機材開発や運用・監理に従事し、留学経験のあるウクライナへの地雷対策にも協力するスレイ・リティサック職員は、「一般的な金属探知機や建機と異なり、地雷除去関連機材は繊細な操作が求められる。訓練に加えて繰り返しの練習が必要だ。」と、継続的な取組の重要性を強調します。地雷・不発弾分野の専門家としてCMACに派遣中の林明仁氏は、「カンボジアで実施中の日本の技術協力では、CMACが自国の経験を他国の地雷対策に一層貢献できるよう、その組織的な能力の強化を支援している。ウクライナの地雷対策への協力についても、継続が必要という認識を共有している。」と、今後の展望を見据えます。雨宮氏は、「カンボジアは日本が何年もかけて関係を築いてきた地雷対策の仲間で、彼らと共に他国の地雷対策の歩みを進められることは誇らしい。日本は各国と協力し、平和を推進する国であってほしい。」と、この事業への思いを語ります。

日本は、引き続きカンボジアとの協力を通じて、各国の地雷対策に貢献していきます。

めにも極めて重要であり、日本は、各国や国際機関と協力して、海上交通の安全確保を始めとする海洋安全保障協力の取組を推進しています。

また、国際的な組織犯罪やテロ行為は、引き続き国際社会全体の脅威となっています。こうした脅威に効果的に対処するには、1か国のみの努力では限界があるため、各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における能力向上支援などを通じて、国際社会全体で対応する必要があります。

日本は、国際的な組織犯罪を防止するための法的枠組みである国際組織犯罪防止条約（UNTOC）の締約国として、同条約に基づく捜査共助などの国際協力を推進しているほか、違法薬物対策などの国際組織犯罪対策に関する国際協力を行っています（サイバー空間に対する脅威への対策については41ページの第Ⅲ部1（2）を参照）。

グアテマラにおける、交番システムの普及を通じた地域警察プロジェクト（写真：JICA）

日本の取組

■治安維持能力強化

日本の警察は、その国際協力の実績と経験も踏まえ、治安維持の要となる開発途上国の警察機関に対し知識・技術の移転を行いながら、制度作り、行政能力向上、人材育成などを支援しています。

その一例として、警察庁は、2001年から継続してインドネシアへ専門家派遣、研修、技術協力プロジェクトを実施していますが、2024年は、同国の国家警察の改革を支援するプログラムの一環として、兵庫県警において幹部候補生を受け入れて研修を行いました。警察庁は、このほか、アジアやアフリカ、大洋州などの各国から研修員を受け入れ、日本の警察の在り方を伝えています。

■海洋

日本は、海における法の支配の確立・促進のため、巡視船の供与や技術協力などを通じ、インド太平洋地域の海上保安機関の法執行能力などの向上を途切れることなく支援しているほか、開発途上国の海洋状況把握（MDA）能力向上のための協力も推進しています。具体的には、フィリピン、ベトナムなどに対し、船舶や海上保安関連機材を供与しているほか、インドネシアやマレーシアなどを含む日本にとって重要なシーレーンの沿岸国に対して、研修・専門家派遣を通じた人材育成も進めています。例えば、船舶の安全な航行に必要な国際的基準に沿った海図を作成するための能力向上支援、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等の国際機関を通じた海上保安機関への海上法執行や海難救助などに関する研修、海上交通の安全性向上と航路の混雑緩和を目的とした船舶運航支援業務（VTS：Vessel Traffic Service）の運用に携わる人材の育成等を実施しています（自由で開かれた海洋のための取組については外務省ホームページを参照 注46 ）。さらには、サモア、ミクロネシア連邦などの太平洋島嶼（しょ）国に対しても警備艇などの海上保安関連機材の供与や、無償資金協力による「太平洋島嶼国における効果的な海上犯罪対策のための海上法執行機関能力強化計画（UN連携／UNODC実施）」などを通じた支援を行っています。このほか、2022年の日米豪印首脳会合でMDAに関する情報共有を促進するための「海洋状況把握のためのインド太平洋パートナーシップ（IPMDA）」を表明して以降、地域諸国に対し、船舶自動識別装置（AIS）で位置情報を示さないダークシップの検知に係る能力構築等、ソフト面での支援についてUNODCを通じて実施しており、不法な活動を含め、排他的経済水域における活動をより良く監視できるよう支援しています。

日本は、アジア地域の海賊・海上武装強盗対策における地域協力促進のため、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の策定を主導し、締約国などの海上法執行機関の能力構築を目的とした包括的な研修を支援しています。2024年はReCAAP締約国13か国が参加し、各国からベストプラクティスが共有され、参加国の海賊対処関連の知識向上や沿岸国同士の協力促

注46 自由で開かれた海洋のための取組　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sanka/page22_001603.html

進に資するものとなりました。

アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾における海賊の脅威に対し、日本は2009年から海賊対処行動を実施しています。国際海事機関（IMO）がジブチ行動指針 注47 の実施のために設立した信託基金を通じ、海賊対策のための情報共有センターや、ジブチ地域訓練センターが設立されており、同地域訓練センターは、日本のみならず、EU諸国といった同志国の活動にも利用され、ソマリア周辺国の海上保安能力向上のための訓練プログラムが実施されています。

また、2024年には、UNODCを通じ、アフリカ東部およびギニア湾周辺沿岸国に対して、海上犯罪や海賊対策に対処するための海上法執行機関の能力強化などの支援も実施しました。

ジブチ「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト・フェーズ3」における制圧訓練の様子（写真：海上保安庁）

海上保安庁の協力の下で、アジア・ソマリア周辺海域などでの海賊対策のための「海上犯罪取締り研修」も実施しており、2024年は17か国から21人の海上保安機関職員が参加しました。日本は、ソマリア海賊問題の根本的な解決にはソマリアの復興と安定が不可欠との認識の下、2007年以降、同国内の基礎的社会サービスの回復、治安維持能力の向上、国内産業の活性化のために累計で5.99億ドルの支援も実施しています。

海上で発生する船舶からの油の流出事故は、航行する船舶の安全に影響を及ぼすおそれがあるだけでなく、海岸汚染により沿岸国の漁業や観光産業に致命的なダメージを与えるおそれもあり、こうした事態に対応する能力の強化も重要です。

国際水路機関（IHO）では、2009年以降毎年、公益財団法人日本財団の助成の下、開発途上国の海図専門家を育成する研修を英国で実施しており、2023年12月までに51か国から98人の修了生を輩出しています。また、IHOとユネスコ政府間海洋学委員会は、世界海底地形図を作成する大洋水深総図（GEBCO）プロジェクトを共同で実施しており、日本の海上保安庁海洋情報部を含む各国専門家の協力により、世界海底地形図の改訂が進められています。

■ 宇宙空間

日本は、宇宙技術を活用した開発協力・能力構築支援の実施により、気候変動、防災、海洋・漁業資源管理、農業、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献しています。

地球観測衛星などを活用してアジア太平洋地域の災害管理への貢献を目的とする国際協力プロジェクト「センチネルアジア」は、宇宙航空研究開発機構（JAXA）を中心に2006年に活動を開始し、現在は宇宙機関や防災機関などを含む123機関が加盟し、延べ490件以上の緊急観測要請に対応しています。また、様々な衛星観測データを解析・統合した衛星全球降水マップ（GSMaP）を通じ、全世界の降水情報を提供することで、地上観測網の空白域における降水の推定に貢献しています。アフリカやアジア太平洋地域で各国気象機関などの能力構築支援も実施し、2023年度には延べ50人以上に対して、GSMaP利用に向けた研修を実施しました。今後、GSMaP利用ガイドラインも公開し、関係国のさらなる能力構築に貢献します。

宇宙開発利用に取り組む新興国の人材育成も積極的に支援しています。特に、日本による国際宇宙ステーション（ISS）日本実験棟「きぼう」を活用した宇宙環境利用の機会提供や超小型衛星の放出は国際的に高く評価されています。2023年6月から12月にかけては、「KiboCUBE」プログラム 注48 の新たな公募（第8回公募）を実施し、タンザニアとコートジボワールの機関からの共同提案を採択しました。2024年現在、同プログラムにおいては、当該第8回公募での選定機関に加え、過去の公募で選定された中米統合機構（SICA）およびメキシコが超小型衛星の開発を行っています。

注47 ソマリアとその周辺国の地域協力枠組み。
注48 「きぼう」から超小型衛星を放出する機会を開発途上国に提供するための、宇宙航空研究開発機構（JAXA）と国連宇宙部（UNOOSA）の協力枠組み。

宇宙空間における法の支配の実現に貢献すべく、宇宙新興国に対して国内宇宙関連法令の整備・運用に係る能力構築支援を行っています。日本は2021年度から国連宇宙部（UNOOSA）の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への協力を開始して以降、アジア太平洋地域の宇宙新興国に対して国内宇宙関連法令の整備および運用面での支援を行い、民間活動を含む自国の宇宙活動を適切に管理・監督するために必要となる法的能力の構築に貢献しています。2024年度には、宇宙活動の監督や許認可に焦点を当て、フィリピンおよびタイを対象国として実施しました。

「バングラデシュにおける全球測位衛星システム連続観測点高密化及び験潮（けんちょう）所近代化計画」における、電子基準点管理システム・データセンターユニット設置候補地の様子（写真：JICA）

■テロ対策

テロは世界各地で引き続き発生しており、テロ対策は各国にとって引き続き重要な課題となっています。新型コロナウイルス感染症対策による国際的な移動規制が緩和されたことで、テロリストの移動対策や国境管理といった従前の課題も再び重要性を増しています。

さらに、近年は、インターネットやSNSの普及に伴い、オンライン上で暴力的過激主義思想が拡散しているほか、オンライン詐欺や暗号資産（仮想通貨）を悪用した資金洗浄（マネー・ローンダリング）注49 やテロ資金の問題、あるいは、ドローンなどの新興技術を悪用した新たなテロへの対策が課題となっており、国連やG7のみならず、ASEANなどの地域的取組を通じて、世界各国がこれまで以上に協力して対策を講じていく必要があります。

2024年5月、日本はインドのニューデリーにおいて、第6回日印テロ対策協議を開催し、世界のテロ情勢や脅威認識について、また、新興技術を悪用したテロへの対策や、過激化対策、テロ資金対策について意見交換を行いました。このように、各国と協力しつつ、引き続き世界のテロのリスクの低減に向けた取組を行っています。

■違法薬物対策

日本は、国連の麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、2024年はUNODCへの拠出を通じて、東南アジアなどの国々の関係機関との連携を図り、新規化合物 注50 を含む違法薬物の流通状況の監視や国境での取締能力の強化を行ったほか、薬物製造原料となるけしの違法栽培状況の調査などを継続的に実施し、グローバルに取り組むべき課題として違法薬物対策に積極的に取り組んでいます。

また、警察庁では、アジア太平洋地域を中心とする関係諸国を招き、薬物情勢、捜査手法および国際協力に関する情報共有や協力体制の強化を図っています。

■人身取引対策

日本は、人身取引 注51 に関する包括的な国際約束である人身取引議定書や、「人身取引対策行動計画2022」に基づき、人身取引の根絶のため、様々な取組を行っています。

日本は国際移住機関（IOM）への拠出を通じて、日本で保護された外国人人身取引被害者に対して母国への安全な帰国支援や、被害者に対する精神保健・医療的支援、職業訓練などの自立・社会復帰支援を実施しています。日本は、二国間での技術協力、UNODCなどの国連機関のプロジェクトへの拠出を通じて、東南アジアなどの人身取引対策・法執行能力強化に向けた取組に貢献しています。また、人の密輸・人身取引および国際的な犯罪に関するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」への拠出・参加などを行っています。

注49 犯罪行為によって得た資金をあたかも合法な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為がその一例。

注50 新しく合成される精神活性物質（NPS：New Psychoactive Substances）、あるいは「危険ドラッグ」とも呼ばれ、規制対象となる薬物（麻薬等）と類似した効果を得るために合成された物質で、合法な医薬品とは認められていないもの、まだ規制されていない向精神性作用を呈する化合物をいう。

注51 女性やこどもを始めとした弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や性的サービス、労働の強要などにより搾取する犯罪（人身取引議定書第3条（a）も参照）。

■国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）やテロ資金供与対策

国際組織犯罪による犯罪収益は、さらなる組織犯罪やテロ活動の資金として流用されるリスクが高く、こうした不正資金の流れを絶つことも国際社会の重要な課題です。そのため、日本としても、金融活動作業部会（FATF）注52 などの政府間枠組みを通じて、国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）やテロ資金供与の対策に係る議論に積極的に参加しています。世界的に有効な資金洗浄やテロ資金供与対策を講じるためには、FATFが定める同分野の国際基準を各国が適切に履行することにより、対策の抜け穴を生じさせない、といった取組が必要です。そのため、資金洗浄やテロ資金供与対策のキャパシティやリソースの不足等を抱える国・地域を支援することは、国際的な資金洗浄やテロ資金供与対策の向上に資することから、日本は、加盟国間の相互審査等を通じ、非FATF加盟国によるFATF基準の履行促進を担うFATF型地域体の支援等を行っており、特にアジア太平洋地域のFATF型地域体（APG：Asia/Pacific Group on Money Laundering）が行う技術支援等の活動を支援しています。

(3) 法制度整備支援、民主化支援

開発途上国の「質の高い成長」の実現のためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事でき、公正かつ安定的に運営される社会基盤が必要です。こうした基盤強化のため、開発途上国における自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、グッド・ガバナンス（良い統治）の実現、平和と安定、安全の確保が重要となります。

その際、公務員が関与する贈収賄や横領などの汚職事件は、開発途上国の健全な経済成長や公平な競争環境を妨げる原因にもなります。そこでドナー国は、公正かつ安定した社会の実現のため、開発途上国における不正腐敗対策を含むガバナンス支援にも取り組む必要があります。

統治と開発への国民参加および人権の擁護・促進といった民主主義の基盤強化も、開発途上国の中長期的な安定と開発の促進にとって極めて重要な要素です。特に、民主化に向けて積極的に取り組んでいる開発途上国に対して、公正かつ透明性が確保された選挙を実施するための支援や、国民の知る権利を保障し、表現の自由を守るためのメディアに対する支援などを通じて、民主化への動きを後押しすることが重要です。

日本の取組

■法制度整備支援

日本は、各国における法の支配の確立、グッド・ガバナンスの実現、民主化の促進・定着、基本的人権尊重、投資環境の改善等のため、法制度整備支援を積極的に実施しています。具体的には、法・司法制度の改革、法令の起草支援、法制度運用・執行のための国家・地方公務員の能力向上、監査能力強化、制度整備（民法、競争法、知的財産権法、税、監査、公共投資など）に関する支援をインドネシア、ウズベキスタン、カンボジア、キルギス、ケニア、スリランカ、ネパール、バングラデシュ、東ティモール、フィジー、ベトナム、モンゴル、ラオスなどの国々で行っています。例えば、カンボジアでは、1990年代まで20年以上にわたって続いた内戦により、多数の法律が廃止され、法曹人材を含む知識人が大量に虐殺された歴史的な経緯もあり、民事法の適切な解釈・運用が定着するには、いまだ多くの課題が存在します。このため、日本は20年以上にわたり、民事法の起草・普及を支援するとともに、裁判官を始めとする民事法を運用する法曹人材の育成支援を行っています。

また、2023年のG7広島サミットにおいて、ウクライナの法制度改革、とりわけ、司法部門および法の支配の促進における改革支援が宣言されたことを踏まえ、効果的な汚職対策支援プログラムの策定と支援プログラムの重複防止等を目的としたウクライナ汚職対策タスクフォースが、同年7月のG7司法大臣会合にて、日本の提案により設置されました。2024年11月には、第3回会合を東京で開催し、G7各国法務省、EU、国連を始めとする国際機関、ウクライナ汚職対

注52 1989年のG7アルシュ・サミット経済宣言に基づき設置された。

匠の技術、世界へ 1

実証AIを活用したパトロール業務の最適化による治安の改善

～ブラジルの警察に最新のデジタル技術を導入して業務効率化を推進～

ブラジルは、殺人や強盗などの凶悪犯罪が多数発生するなど、世界的にも犯罪率が高い国の一つです。治安の改善とその維持が重要な課題となっていますが、警察の人材不足などの理由で、犯罪防止のためのパトロールや監視活動が十分ではないという課題に直面しています。

そのような課題に、人工知能（AI）を活用した独自の犯罪予測システムを使って取り組んでいるのが、株式会社Singular Perturbations（シンギュラーパータベーションズ、以下SP社）です。SP社は、理論物理学の枠組みを用いた独自の手法により、地域の犯罪統計や人口、天気、建物構造や道路種別などの情報から、いつ・どこで犯罪が起きるかを高精度・高速に予測するシステムCRIME NABIを開発・提供する日本企業です。イタリアでスリ被害に遭った創業者がその経験をきっかけに起業し、CRIME NABIを開発しましたが、治安の良い日本国内でニーズを開拓する困難に直面し、海外展開も視野にビジネスモデルを模索する中で巡り会ったのがブラジルでした。

ブラジル支社代表取締役の倉智隆昌（くらち たかまさ）氏は「発生した犯罪の対応に重きを置く日本と異なり、ブラジルでは犯罪予防のニーズが高い。人口増加が進む都市部において警察組織は24時間体制で防犯対策をとっているが、一人で20画面の監視カメラの映像を見るなど、人材が不足している。より高精度でリアルタイムな犯罪予測情報を導き出すことができるCRIME NABIの需要は高い。」と説明します。

SP社は、2023年6月から中小企業・SDGsビジネス支援事業[注1]を活用し、州警察や市警察へ犯罪予測を活用したパトロール業務支援サービスの提供を始めました。「一民間企業では面談取り付けさえ難しかったと思う。日本が長年にわたり、日本式の地域警察モデルの導入を通じて同国の治安改善を支援してきていることも、同国の警察組織からの信頼と理解を得る上で功を奏した。」と、倉智氏はJICA事業活用のメリットを語ります。

フォルタレーザ市安全局との署名式に参加した倉智氏（写真左）（写真：株式会社Singular Perturbations）

「警察組織は、セキュリティの観点から外部への犯罪統計情報の提供に慎重だった。そこで、自らの組織内でデータを分析し犯罪多発地域と時間等を特定できるツールと、防犯監視業務計画を策定するシステムを提供することにした。CRIME NABI使って『この場所、この天気なら、この時間に犯罪が起きやすい』といった犯罪予測ができるようになれば、効率的なパトロールも可能になり、また、重点監視対象となる防犯カメラリストの作成を支援することで、焦点を絞った監視活動が可能になる。」と、倉智氏は現地の事情に応じてビジネスモデルを構築していった過程を説明します。

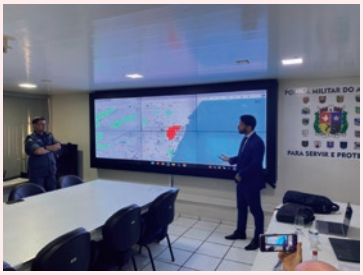

アマパ州軍警察に対し、犯罪予測システムCRIME NABIの説明をする柏原氏（写真右）（写真：株式会社Singular Perturbations）

SP社は、人口規模で国内第2位、経済規模で国内第3位のミナス・ジェライス州ベロ・オリゾンテ市において、銅製のケーブル盗難が急増し、信号機、工場や病院の電力供給に影響が出ていることに注目し、2023年8月から2か月にわたり、ケーブル盗難を対象に実証実験を行いました。その結果、盗難事件数が実証実験前の2か月間で発生した543件から69%減となる171件まで減少し、その有効性が確認されました。同市の市警団[注2]は、同年12月から、CRIME NABIの業務での運用を開始しています。SP社は、JICA事業が終了した2024年9月時点で、日系企業も多く進出するサンパウロ州の軍警察を含む5州5機関と、実証実験を始めるためのトライアル契約を締結し、また6州6機関ともトライアル契約締結に向けた協議を行っています。また、政府機関のみならず、民間企業とのビジネス展開も視野に、重要な資源を広大な範囲で扱うため犯罪被害が発生しやすい鉱業、石油業界に対象を絞り継続的な議論を行っています。

ブラジル支社の総括マネージャー、柏原エンリケ氏は「将来的にはブラジル全州の警察組織とパートナーシップを結びたい。また、ホンジュラスやウルグアイ、メキシコなど治安の改善を課題としている他の中南米諸国にもビジネスを展開していきたい。」と今後の展望を話します。

注1　130ページの用語解説を参照。

注2　ブラジルには、連邦警察、州政府管轄の軍警察、文民警察、市警団など複数の警察組織があり、屋外パトロールは軍警察、防犯のための市内カメラモニターの監視は市警団が担っている。

策機関からの参加者約40人とともに、活発な議論を行いました。

そのほか、2021年3月に京都で開催された第14回国連犯罪防止刑事司法会議 注53（京都コングレス）において採択された「京都宣言」注54 の実施においてもリーダーシップを発揮しています。2024年6月には第3回アジア太平洋刑事司法フォーラムを開催し、アジア太平洋地域の23の国・機関の刑事司法実務家が、国境を越えた犯罪収益の回収や女性受刑者の処遇をテーマに活発な意見交換を行いました。さらに、同年6月から7月にかけて、2023年のASEAN・G7法務大臣特別対話において日本の提唱により創設されたASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラムの第1回会合を開催し、ASEANおよびG7の18の国・機関から約60人の法務省等の若手職員が参加し、各国の政策的課題や、法の支配に関する各国の共通の課題についての協議を行う等して相互理解を深め、今後の協力の礎となるネットワークを形成しました。このほか、7月には、第10回太平洋・島サミット（PALM10）の開催に先立つ記念事業として、シンポジウム「太平洋島嶼国・地域における法の支配と国際協力」を開催しました。フィジー、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦およびサモアから閣僚を含む政府高官が参加し、また同地域の伝統的なパートナー国であるオーストラリアおよびニュージーランドからも幹部職員が参加し、パネル・ディスカッションを行いました。参加者からは、法の支配の重要性を認識しつつも、能力構築への課題が多く発言されました。特にフィジーからはJICA主催の汚職防止研修に言及しつつ、「更生保護や矯正の分野、その他の法務・司法分野における能力構築のプログラムも実施してほしい。」といったコメントが寄せられました。オーストラリア、ニュージーランドからは、能力構築支援が重複しないよう調整することに加えて、地域のニーズに沿った研修を行う重要性が示されました。

法制度運用・執行のための国家・地方公務員の能力向上支援について、具体的には、法律実務家などの人材育成の強化などを目的として、国際研修や調査研究、現地セミナーを実施しています。司法省職員、裁判官、検察官などの立法担当者や法律実務家の参加を得て、各国のニーズ、最新の国政情勢、国連等の国際機関の活動を踏まえて、法令の起草、法制度の運用改善や関係職員の能力向上などをテーマとした研修を実施しています。

日本は、開発途上国のニーズに沿った支援を積極的に推進していくため、その国の法制度や解釈・運用などに関する広範かつ基礎的な調査研究を実施して、効果的な支援の実施に努めています。その一つとして、2022年4月からは、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ラオスの不動産法制に関する比較研究を行う場として、アジア・太平洋不動産法制研究会を定期的に開催しており、2023年10月には第11回国際民商事法シンポジウムを開催しました。

■ 不正腐敗対策などのガバナンス支援

日本は国連腐敗防止条約の締約国として、同条約の事務局であるUNODCへの協力を通じ、腐敗の防止および取締りに関する法制度の整備や、司法や法執行機関などの能力構築支援に積極的に関与してきました。

日本は、国連との協定に基づき法務省が運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）注55 を通じて、法制度整備支援および不正腐敗対策を含むガバナンス支援の一環として、アジアやアフリカなどの開発途上国の刑事司法実務家を対象に、毎年、研修やセミナーを実施しています。

第26回汚職防止刑事司法支援研修の様子（写真：UNAFEI）

注53 5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議。事務局は国連薬物・犯罪事務所（UNODC）。
注54 犯罪防止、刑事司法の分野における国連と国連加盟国の中長期的な指針を示す京都コングレスの成果文書。
注55 「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」に基づいて1962年に設立され、法務省法務総合研究所国際連合研修協力部により運営されており、設立以来、144の国・地域から6,600人を超える卒業生を輩出している。

案件紹介 2　タンザニア独自の参加型計画作成手法（改良O＆OD）を通じた地方自治強化

技術協力（2022年5月～2025年5月）　タンザニア

コミュニティと行政の協働を通じた包摂的で公正な開発の実現に向けて

1996年の地方分権化以降、タンザニアの地方自治体は初中等教育、医療、ごみ処理、道路整備、地域振興など、多岐にわたる役割を担っています。一方、これら広範な業務を担うだけの人材や予算は限られており、十分な行政サービスの提供は困難な状況でした。

日本はこれらの課題に対応するために、2002年以降、コミュニティ自らが課題・優先事項を特定し、地方自治体とコミュニティが協働して公共サービスを提供し、地域開発に取り組む仕組みである独自の参加型計画策定手法、いわゆる改良O&OD[注1]の開発や、この手法を全国に普及するための支援を行ってきました。

住民によるコミュニティ道路建設。ファシリテーター（行政普及員）がこれらの活動を継続的に支援。（写真：JICA）

本事業では、普及した改良O&ODのさらなる定着と浸透を目標として活動しています。大統領府地方自治庁は、JICA専門家の支援の下、全国26州184県の開発担当者の研修や、県の開発計画策定・事業実施状況のモニタリング・評価を行いました。その結果、2023年7月からの1年間で、全国で道路の整備、診察所や学校の建設といった1,600にものぼる自助努力による活動がこの手法に基づき実施されています。

コミュニティの切なる願いであった診療所を住民自身で村内に建設。地方自治体が施設天井部の設置を支援。（写真：JICA）

タンザニアでは改良O&ODを通じ、コミュニティ自らが開発の主体として強化され、パートナーとしての地方自治体の役割も強化されてきました。人口が急激に増加するアフリカでは、地方自治体が担う役割は今後も大きくなることが予想されます。日本は、自治体と住民の共助による開発を引き続き支えていきます。

注1　Opportunities and Obstacles to Developmentの略称。

具体的な取組の一例として、1998年から汚職防止刑事司法支援研修を、新型コロナウイルス感染症拡大により中止になった年を除き毎年度1回実施しています。同研修は国連腐敗防止条約上の重要論点からテーマを選出して実施しているもので、各国における汚職防止のための刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。2024年10月から11月にかけて、「腐敗の予防、摘発及び訴追の強化と官民の連携」を主要課題として、26回目となる同研修を実施しました。同研修には、20の国・地域から合計25人の刑事司法実務家が参加しましたが、この中にはウクライナからの参加者4人も含まれています。

ほかにも、東南アジア諸国におけるガバナンスの取組を支援するとともに、刑事司法・腐敗対策分野の人材育成に貢献することを目的として、2007年から東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー（GGセミナー）を新型コロナウイルス感染症拡大により中止になった年を除き毎年度1回開催してきました。2024年から同セミナーに代わり新たに「日ASEAN刑事司法セミナー」を開始し、同年12月、その第1回として「ASEANにおける国際協力の強化：効果的な捜査共助のための新たなツールの活用」を主要課題とするセッションと「ASEANにおける過剰収容対策、とりわけ非拘禁措置を活用した加害者処遇の実情とその課題」を課題とするセッションを同時に開催しました。第1回セミナーには、ASEAN加盟国のうち9か国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、ブルネイ、マレーシア、ラオス）と東ティモールの合計10か国から刑事司法実務家が参加しました。

UNAFEIの活動は腐敗防止にとどまらず、国際社会での犯罪防止・刑事司法に関する重要課題を取り上げ、それらをテーマとした研修やセミナーを広く世界中の開発途上国の刑事司法実務家に対して実施することにより、変化するグローバル社会への対応を図ってきました。例えば、2024年においては、1月から2月にかけて「21世紀の矯正施設運営－ネルソン・マンデラ・ルールズを中心として」をテーマとする第183回国際高官セミナーを、5月には「人身取引の現状と対策、とりわけ性的搾取を目的とする人身取引の

現状と対策」をテーマとする第184回国際研修を、9月から10月にかけて「矯正施設内での不適正処遇や腐敗の防止－矯正施設における更生的風土の醸成」をテーマとする第185回国際研修を、それぞれ対面方式で実施しました。

■民主化支援

民主化の促進に向けた支援の一例として、日本は、コソボにおいて、2015年1月から、「公共放送能力向上プロジェクト」を実施しています。同プロジェクトでは、多民族が混在している地域での取材における情報精度の向上にむけて、少数民族地域や他民族混住地域の支局開設の準備や、JICA専門家によるOJTやワークショップを通じて報道・番組製作・技術スタッフの能力向上を支援しています。また、南スーダンでは、公共放送局である南スーダン放送局（SSBC）が南スーダン全国において国民に信頼される放送を行うことができるよう、地方スタッフを含めた同放送局の総合的な能力向上等に向けた支援を行っています。

(4) 自然災害時の人道支援

近年、気候変動の影響もあり、短時間・局所的といった異常な集中豪雨の発生頻度は世界的に増加しており、洪水や土砂災害による被害も激甚化・頻発化の傾向にあります。開発途上国では、経済・社会基盤が脆弱（ぜいじゃく）であるため、災害により大きな被害を受ける国が多くあり、国際社会からの支援が求められています。

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。協力体制には、人的援助、物的援助、資金援助があり、災害の規模や被災国等からの要請内容に基づき、いずれかまたは複数を組み合わせた協力を行っています。

日本の取組

人的援助として国際緊急援助隊があり、(i) 救助チーム、(ii) 医療チーム、(iii) 感染症対策チーム、(iv) 専門家チーム（災害の応急対策と復旧活動に関する専門的な助言・指導を行う）、(v) 自衛隊部隊（特に必要があると認められる場合に医療活動や援助関連の物資や人員の輸送を行う）を、個別に、または組み合わせて派遣します。

物的援助としては、緊急援助物資の供与を行っています。日本は海外5か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテントや毛布などを備蓄しており、災害が発生したときには速やかに被災国に供与できる体制にあります。

2024年には、モンゴルで発生した雪害、パプアニューギニアの地滑り、アフガニスタンの洪水、ブラジルの豪雨、中米カリブ地域のハリケーン、ベトナムの台風、ホンジュラスの熱帯暴風雨、ボリビアの森林火災による被害に対応し、JICAを通じて、テント、毛布、プラスチック・シート、浄水器、消火用資機材などの緊急援助物資を迅速に供与しました。

資金援助としては、海外における自然災害や紛争の被災者、難民・避難民等の救援を目的として、被災国政府や被災地で緊急援助を行う国際機関などに対し、緊急無償資金協力を行っています。

2024年には、洪水の被害に見舞われたエチオピア、ソマリア、ケニア、バングラデシュ、また、地滑り被害を受けたパプアニューギニア、台風被害を受けたベトナム、ミャンマーに対して、国際機関を通じて、水・衛生分野における支援や、シェルターや食料の提供支援などを行いました。

ホンジュラスの熱帯暴風雨被害に対して、ロドリゲス・ホンジュラス外務国際協力次官（国際協力担当）（写真右から2人目）に緊急援助物資を供与する中原駐ホンジュラス日本国大使（写真右から3人目）（写真：JICA）

日本のNGOはODAを活用した被災者支援を行っているほか、国際機関などが緊急援助活動を実施する

案件紹介 3　エチオピア、ソマリア、ケニアにおける洪水被害に対する緊急無償資金協力

緊急無償資金協力（2024年3月～9月）　エチオピア、ソマリア、ケニア

一般公募

紛争と洪水に苦しむ「アフリカの角」地域の人々の命と生活を守る

長引く紛争や気候変動、昨今の国際情勢を受けた世界的な食料・エネルギー価格の高騰等の複合的な影響等を受けて、「アフリカの角」地域[注1]では、多くの人々が故郷を追われています。2023年10月以降、豪雨による洪水が繰り返し発生し、生活環境は一層厳しさを増し、新たに200万人以上が避難を余儀なくされる事態に直面しています。

そこで、日本政府と国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、「アフリカの角」地域に位置するエチオピア、ソマリア、ケニアの3か国で、洪水被害に遭った人々の命を守り、避難民とその受入れ地域の人々の生活を支える支援を実施しました。

本事業の対象であるエチオピア東部のソマリ地域では、40年以上にわたり隣接するソマリアから35万人以上の難民を受け入れており、また洪水被害も甚大です。UNHCRは、日本からの支援を活用し、仮設避難所の整備、清潔な飲み水や医療サービスの提供、衛生習慣についての啓発活動、ジェンダーに基づく暴力の防止対策などを強化し、約22万人の生活改善に寄与しています。

日本の支援によってエチオピアの難民居住区に設置されたタンクで水を汲む難民の家族（写真：UNHCR）

エチオピアで、難民の生徒と受入れコミュニティの生徒が共に学ぶ小学校を訪れた小坂渉外担当官（中央）（写真：UNHCR）

UNHCRエチオピア事務所の小坂順一郎渉外担当官は、「長期化する紛争や気候変動への対応では、中長期的な視点での支援が不可欠。エチオピアでは日本の強みでもある『人道と開発と平和の連携（HDPネクサス）』のアプローチを通じて、人道危機の初期から持続的な開発の視点をいかして、既存の公共サービスの活用や地域社会の危機対応能力の強化などに力を入れている。」と話しています。

注1　アフリカ大陸の北東部のインド洋と紅海に向かって「角」のように突き出た地域の呼称で、エチオピア、エリトリア、ジブチ、ソマリア、ケニアの各国が含まれる地域のこと。

際のパートナーとしても活躍しています。ジャパン・プラットフォーム（JPF）注56は自然災害や紛争によって発生した被災者および難民・避難民等への人道支援を行っており、JPFの加盟NGOは、ケニア（気候変動による干ばつや洪水）、アフガニスタン（地震）、バングラデシュ（洪水）、ウクライナ（紛争）など、現地政府の援助が届きにくい地域で、現地のニーズに対応した様々な支援を実施しています（実績などは134ページの第Ⅴ部1（3）を参照）。

自然災害の多い日本と東南アジア諸国にとって、災害対応は共通の課題です。日本は、2011年に設立されたASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）を支援し、その災害等への対処能力の向上等に貢献してきました。2024年も引き続き、緊急物資を迅速に被災国へ輸送するASEAN緊急災害ロジスティック・システム（DELSA）の構築および同システムを活用した支援や、被災状況の緊急評価等を行うASEAN緊急対応評価チーム（ERAT）やASEAN各国防災機関の幹部候補職員を対象とした人材育成を行っています。

注56　137ページの用語解説を参照。

3 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導

（1）気候変動・環境

気候変動を始めとする地球環境問題は、持続可能な開発目標（SDGs）でも言及されており、近年の異常気象や大規模自然災害の発生も受け、国際社会が連携して取り組むべき一刻を争う重要な課題です。2023年に日本が議長国を務めたG7広島サミットに続き、2024年のG7プーリア・サミットの首脳宣言においても、我々の地球が直面する3つの世界的危機である、気候変動、汚染および生物多様性の損失に対処することが改めて表明されました。これまでも日本は、こうした問題の解決に向けて精力的に取り組んできており、生物多様性条約や国連気候変動枠組条約などの主要な国際環境条約の資金メカニズムである地球環境ファシリティ（GEF）解説ではトップドナー国の一つとして開発途上国支援も行っています。

日本の取組

■気候変動問題

気候変動問題は、世界のあらゆる国々の持続可能な開発にとっての脅威であるとともに、人類の存在そのものに関わる安全保障上の問題でもあります。その対応には全ての国が共に取り組む必要があり、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致した取組の強化が求められています。先進国と開発途上国の全てが排出削減に取り組む枠組みとして、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）（2015年）においてパリ協定が採択され、2016年に発効しました。

日本は2020年10月、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。また、2021年4月には、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減すること、また50%の高みに向けて努力を続けることを宣言しました。2021年10月には、これらの目標を反映した「国が決定する貢献（NDC）」注57および「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を国連に提出しました。

2021年6月のG7コーンウォール・サミットでは、2021年から2025年までの5年間における官民合わせて6.5兆円相当の支援を表明しました。また、同年のCOP26では、適応分野の支援を倍増し、5年間で1.6兆円相当の適応支援を実施していくことを含め、新たに5年間で官民合わせて最大100億ドルの追加支援を行う用意があることを表明しました。

（COP29）

2024年11月11日から24日には、COP29がアゼルバイジャンのバクーで開催されました。会期中の閣僚級セッションには浅尾環境大臣が出席し、1.5℃目標注58の実現に向けて、NDCの着実な実施が重要であることなどを訴えました。本会議では気候資金に関する新規合同数値目標（NCQG）として、「2035年までに少なくとも年間3,000億ドル」の開発途上国支援目標が決定されたほか、全てのアクターに対し、全ての公的および民間の資金源からの開発途上国向けの気候行動に対する資金を、2035年までに年間

国連気候変動枠組条約第29回締約国会議（COP29）の閣僚級セッションでスピーチする浅尾環境大臣（写真：環境省）

注57 締約国は、温室効果ガス排出削減目標やそれを達成するための対策をNDC（National Determined Contribution）として定め、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に提出することになっている。

注58 地球の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて1.5度未満に抑える目標。

1.3兆ドル以上に拡大するため、共に行動することを求めることが決定されました。加えて、緩和作業計画（MWP）、適応に関する世界全体の目標（GGA）に関する決定が採択されたほか、温室効果ガスの排出削減・吸収量の国際的な取引を行うパリ協定第6条の詳細運用ルールなども決定され、完全運用化されました。

（「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）」）

岸田総理大臣（当時）は2022年の施政方針演説において、アジアの脱炭素化を目指すためのプラットフォームとして、「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）」構想を発表しました。2023年3月には、東南アジア9か国およびオーストラリアの参加を得る形で、第1回AZEC閣僚会合が開催され、AZECが立ち上がりました。その後、2023年12月には初めてとなるAZEC首脳会合、2024年8月には第2回AZEC閣僚会合が開催されました。AZECでは、脱炭素化・経済成長・エネルギー安全保障の同時実現および多様な道筋によるネット・ゼロの実現を原則としています。2024年10月に開催した第2回AZEC首脳会合では、この原則を確認するとともに、(i) アジアの脱炭素化に資する活動を促進するルール形成を含む「AZECソリューション」の推進、(ii) 温室効果ガス排出量の多い電力、運輸、産業セクターの脱炭素化を促進するためのイニシアティブ始動、(iii) 具体的なプロジェクトの推進、の3つを柱とする「今後10年のためのアクションプラン」に合意しました。

（緑の気候基金（GCF））

日本は、世界最大の多国間気候基金である緑の気候基金（GCF）**解説**を通じた開発途上国支援を行っています。日本は、同基金にこれまでに合計約3,190億円を拠出してきました。さらに、2024年から2027年の第2次増資期間では、日本は第1次増資と同規模の最大1,650億円を拠出する意向を表明しています。GCFでは、2024年10月までに285件の支援事業が承認・実施されており、全体で30億トンの温室効果ガス削減と、適応策支援による10億人への裨益が見込まれています。また、日本からは、JICA、株式会社三菱UFJ銀行および株式会社三井住友銀行が、GCFの事業案件を形成する「認証機関」として承認されており、これまでに三菱UFJ銀行による3つの事業（「サブサハラ・中南米7か国における持続可能な民間森林事業」（2020年3月）、「アジア・中南米・アフリカ8か国におけるグリーン債発行支援事業」（2022年10月）および「アジア・アフリカ・中南米19か国におけるブレンデッド・ファイナンスによる緩和・適応支援事業」（2023年10月））と、JICAによる2つの事業（「東ティモールにおける森林地帯コミュニティ支援事業」（2021年3月）および「モルディブにおける気候強靭性強化事業」（2021年7月））が採択されました。

（二国間支援）

二国間支援の具体例として、日本はサモアにおいて、無償資金協力を通じて建設を支援した太平洋気候変動センターに対し、気候変動対策の専門家を派遣しています。日本は同センターを通じて気候変動に脆弱な太平洋島嶼国の人材育成に努めています。本支援を行うことにより、気候変動解決策の実施能力が向上し、大洋州14か国の1,000万人を超える人々に広く裨益することが期待されます。また、国連開発計画（UNDP）と連携して、サモア、パプアニューギニア、バヌアツおよび東ティモールにおける再生可能エネルギーへの転換を支援しています。

アフリカ地域では、2022年8月に開催されたTICAD 8において、(i) オーナーシップと共創、(ii) 機動的な資金動員、(iii) 多様なパートナーとの連携によるアプローチにより、日本の貢献を最大化することを目的として、気候変動への対応を行い脱炭素へのエネルギーの構造転換を目指す「アフリカ・グリーン成長イニシアティブ」が立ち上げられ、このイニシアティブの下、アフリカの持続的な成長に資する様々な取組が官民により進められています（グリーン成長に

パプアニューギニアの持続的な森林経営を目指す技術協力プロジェクトにおいて、苗木栽培について話し合う森林公社職員とJICA専門家（写真：JICA）

関する取組については118ページの第Ⅳ部8を参照）。

また、開発途上国における気候変動対策支援の一つとして、優れた脱炭素技術などを、開発途上国を始めとする世界のパートナー国に展開していく「二国間クレジット制度（JCM）」解説を推進しています。これにより、パートナー国の温室効果ガスの排出削減に貢献することで、その成果の一部をクレジットとして取得し、日本の削減目標達成にも活用できます。日本は2013年にモンゴルとの間で初めてJCM実施に係る協力覚書に署名したことを皮切りに、2024年2月にはウクライナとの間で協力覚書に署名し、2024年末までに29か国との間でJCMを構築しました。2013年のJCM開始からこれまで、インドネシア、カンボジア、ケニア、サウジアラビア、タイ、パラオ、バングラデシュ、ベトナム、モルディブ、モンゴル、ラオスにおいて、省エネルギーや再生可能エネルギーなどに関する46件の事業からJCMクレジットが発行されており、JCMは世界全体での温室効果ガスの排出削減に寄与しています。

日本は引き続き、パリ協定の目指す脱炭素社会の実現に向けて、国際社会を主導していきます。

■生物多様性の損失

近年、人類の活動の範囲、規模、種類の拡大により、生物の生息環境の悪化、生態系の破壊などの生物多様性の損失に対する懸念が深刻になってきています。日本は、2010年に生物多様性条約解説第10回締約国会議（COP10）を愛知県名古屋市で開催するなど、生物多様性分野の取組を重視しています。また、開発途上国の能力開発を支援するため、COP10で立ち上げた生物多様性日本基金 注59 や、2022年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」を実施するためのGBF基金にも拠出しています。

2024年10月には、生物多様性条約第16回締約国会議（COP16）がコロンビア・カリにおいて開催され、遺伝資源のデジタル配列情報（DSI） 注60 の使用によりもたらされる利益の多国間での配分の仕組みの大枠や、先住民および地域社会の参画に関する補助機関の設置等が決定されました。日本としては、GBFに示された「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」という2030年ミッション、「自然と共生する世界」という2050年ビジョンに向けて、「生物多様性国家戦略2023-2030」を基に引き続き貢献していきます。

また、近年、野生動植物の違法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の一つになっていることが、国際社会で問題視されています。日本は、ワシントン条約関連会合での議論に積極的に貢献するとともに、同条約が実施するプロジェクトへの拠出などを通じて、国際社会と協力してこの問題の解決に取り組んでいます。具体的な取組として、日本はアフリカを中心にゾウの密猟対策を実施するための施設の建設などを支援しています。

■海洋環境の保全

海洋プラスチックごみ問題は、海洋の生態系、観光、漁業および人の健康への悪影響が懸念されている喫緊の課題として、近年、その対応の重要性が高まっています。2019年のG20大阪サミットで日本が主導した「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」では、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指すことが、2024年12月時点で87の国と地域に共有されています。同ビジョンの実現に向け、日本は、(i) 廃棄物管理（Management of Wastes）、(ii) 海洋ごみの回収（Recovery）、(iii) イノベーション（Innovation）、(iv) 能力強化（Empowerment）に焦点を当てた、「マリーン（MARINE）・イニシアティブ」を立ち上げました。日本は、同イニシアティブの下で、世界全体の実効的な海洋プラスチックごみ対策を後押しするため、開発途上国における廃棄物管理に関する能力強化およびインフラ整備などを支援しています。

2024年9月の持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル第6回会合では、日本が、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の提唱国としてプラスチック汚染を終わらせるための具体的な行動をとってきていることや、2025年6月に開催される第3回

注59 開発途上国の能力養成を行うことを目的として、COP10議長国であった日本が生物多様性条約事務局に設置した基金。

注60 Digital Sequence Informationの略称。現時点で国際的に一致した明確な定義はないが、植物や動物、微生物その他のDNA等のデータを指す。近年、こうしたデータが様々な分野で研究・開発に使われるようになったことから、そこから生じる利益について、公正かつ衡平な配分の仕組みが議論されてきている。

国連海洋会議（UNOC3）では、海洋環境に関する様々な国際約束の交渉や実施の機運を高めることも期待される成果の一つであること、現在交渉中のプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書についても、多くの国が参加する効果的かつ進歩的な条約を実現するために、引き続き積極的に交渉に関与していくことを発信しました。また、ブルーカーボン 注61 は、2025年以降に本パネルが貢献できる分野の一例であることを指摘しつつ、日本はブルーカーボン生態系 注62 による吸収量を算定し、温室効果ガスインベントリ 注63 に反映させ提出していることや、2024年4月には世界で初めて、海藻藻場（もば）による吸収量を含めた報告を行ったことを発信しました。

日本は、海洋環境保全の分野において、海洋プラスチックごみ対策への支援を行っており、2024年には課題別研修「海洋ごみ対策のための廃棄物管理」を実施しました。

2018年の日ASEAN首脳会議において表明した、海洋プラスチックごみ対策に関するASEANに対する支援を拡大する一環として、2019年以降、ASEAN諸国における海洋プラスチックごみ削減を中心とする環境保全のための人材育成、啓発および広報活動なども実施しています。2024年には、日・ASEAN統合基金（JAIF）注64 を通じて、マイクロプラスチック・水質汚濁対策に関するASEAN諸国の地方自治体の能力開発強化やASEAN地域のプラスチック資源循環促進支援を行いました。また、漁業からの海洋ごみ排出を監視・削減するための能力構築などの支援を行っています。さらに、G20大阪サミットでのコミットメントに基づき、各国の専門家と協力の下、データの比較可能性を担保するための漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法の調和やデータ集約に取り組んでおり、2024年には、世界中のモニタリングデータを収集するとともに、それを地図上に可視化した図面と併せて提供するデータベース「Atlas of Ocean Microplastic（通称：AOMI）」を公表しました。

日本は、国連環境計画（UNEP）を通じて、東南アジア、南アジアおよび太平洋島嶼（しょ）国を中心として、海洋プラスチックごみ対策を支援しています。UNEPは2018年から、プラスチックによる海洋汚染の深刻化に対して、プラスチックの海洋流出を監視するための手法を開発しました。加えて、科学的根拠に基づいた政策立案を可能にするため、プラスチックごみのサンプリング調査および流出経路に関する科学的分析を実施しています。その結果に基づいた政策提言やガイドラインの作成を行い、また、日本のIT企業と連携して流出経路地図を作成し、3,000か所以上の流出ポイント（ホットスポット）を特定し、広く一般にも使用可能となるよう同地図を専用サイト 注65 で公開しています。

タイでの技術協力「東南アジア海域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」におけるドローンを活用したプラスチック廃棄物実測（写真：JICA）

■ 森林・水産資源の保護

森林資源のうち、熱帯林は世界の森林の約半分を占め、気候変動対策や生物多様性保全に関して重要な役割を担っています。日本は、国際熱帯木材機関（ITTO）の本部を横浜に誘致し、これまで40年近くにわたって、同機関を通じて熱帯林の持続可能な経営および合法で持続可能な熱帯木材貿易を支援してきま

注61 沿岸・海洋生態系に取り込まれ、土壌への蓄積や海底へ沈降する炭素のこと。
注62 藻場（海草・海藻）や塩性湿地・干潟、マングローブ林などからなるブルーカーボンの主要な吸収源。
注63 1年間に国内で排出・吸収される温室効果ガスの量を取りまとめたデータのこと。気候変動枠組条約に基づいて、毎年作成し、条約事務局へ提出することが義務付けられている。
注64 91ページの注5を参照。
注65 「Mobile Application for Macro Plastic Survey」 https://arcg.is/1DOOWW

ラオスのビエンチャン県のプー・カォ・クアイ国立公園において、ドイツの専門家と合同で森林バイオマス調査の演習を行う様子（写真：JICA）

した。日本政府からITTOへの任意拠出により、2024年にはブラジルにおいて、森林伐採に関わる企業を対象に、持続可能な森林経営のためのツール（熱帯林モニタリングソフトなど）を活用したワークショップが行われるなど、熱帯木材生産国に対する支援が実施されています。

また水産資源の保全について、日本は、ASEAN地域において、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）との協力の下、違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策に関する研修やワークショップを実施しています。こういった協力を通じIUU漁業による規制閾値を超えた漁獲が魚類の生態系に与える影響を抑えることで、ASEAN諸国にとって基幹産業の一つである漁業の持続可能性および漁業コミュニティの持続可能な発展を後押しすることにつながります。

■環境汚染対策

開発途上国では、有害な化学物質の規制措置が整備されていないことが多く、環境汚染や健康被害などを引き起こしている例もあります。日本は環境汚染対策に関する多くの知識・経験や技術を蓄積しており、それらを開発途上国の公害問題を解決するために活用しています。また、化学産業における環境管理技術、環境負荷化学物質の分析技術およびリスク評価、化学物質の微量分析技術などにおいて、開発途上国への専門家派遣および開発途上国からの研修員受入れなどの技術協力を行っています。

水銀に関する水俣条約外交会議（2013年）で採択された「水銀に関する水俣条約」は、2017年8月に発効しました。日本は、水俣病の経験を経て蓄積した、水銀による環境汚染や健康被害を防ぐための技術やノウハウを世界に積極的に伝え、グローバルな水銀対策においてリーダーシップを発揮しています。ネパールやマレーシアなどに対して条約の批准を支援するための研修等を実施したほか、日本の優れた水銀対策技術の国際展開を推進すべく、インドネシアやベトナムなどで調査を実施しました。また、2019年以降、国連環境計画アジア太平洋地域事務所（UNEP-ROAP）を実施機関とし、日本が出資する事業「日本の知見・経験をいかした水銀に関する水俣条約推進プロジェクト」を実施し、加盟国が条約に沿った水銀管理を実施するために、国内の水銀関連情報の量と質を向上させ、プラットフォームを整備することを支援しています。

廃棄物管理分野において、日本は「マリーン・イニシアティブ」に基づき、世界において、廃棄物管理人材を2025年までに1万人育成することとしており、既に2023年度までに研修などを通じて約3万人を育成しています。

また、アフリカにおける廃棄物管理支援のモデルプロジェクトとして、ケニアにおいて、資源回収の効率化等を通じた資源循環を推進しています。本事業で得られた成果や経験は、「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」解説を通じ、メンバー国・都市に発信しています。2022年8月に行われたTICAD 8においても、ACCPの下で、廃棄物分野の脱炭素やリサイクルを推進すること、アフリカにおいて3,000万人に裨益する廃棄物管理を含む公衆衛生改善を推進すること、1,000人の人材育成を実施することを表明し、TICAD 8以降に参加した5か国80都市を含め、47か国188都市に拡大したACCPを通じて、それらの分野における取組を推進してきました。

ブラジルのサンタ・カタリーナ州フロリアノポリス市北部に円借款により建設した下水処理場（写真：サンタ・カタリーナ州上下水道公社）

用語解説

地球環境ファシリティ（GEF：Global Environment Facility）
開発途上国の地球環境保全に資するプロジェクトに対し、主に無償で資金を供与する多国間の資金メカニズム。1991年に設立され、日本を含む186か国が参加（2024年12月時点）。世界銀行が参加国からの拠出金を管理。国際開発金融機関（世界銀行、アジア開発銀行（ADB）ほか）、国連機関（国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）ほか）など18の実施機関を通じ、生物多様性保全、気候変動対策、国際水域汚染防止、土地劣化対策、および化学物質・廃棄物対策の5分野を支援。国連気候変動枠組条約、生物多様性条約、国連砂漠化対処条約、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、水銀に関する水俣条約、国家管轄権外区域における海洋生物多様性（BBNJ）協定の資金メカニズムに指定されている。

緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）
2010年のCOP16で採択されたカンクン合意において設立が決定された、開発途上国の温室効果ガス削減（緩和）と気候変動による影響への対処（適応）を支援する多国間気候基金。

二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）
開発途上国などへの優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラなどの普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価してクレジット化し、日本のNDCの達成に活用する制度。

生物多様性条約（CBD：Convention on Biological Diversity）
生物多様性に関する地球規模の取組を進めるため、1992年に採択された条約。(1) 生物多様性の保全、(2) 生物多様性の構成要素の持続可能な利用（生態系・種・遺伝子の各レベルでの多様性を維持しつつ、生物等の資源を将来にわたって利用すること）、(3) 遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする。先進国から開発途上国への経済的および技術的な支援を実施することにより、世界全体で生物多様性の保全とその持続可能な利用に取り組んでいる。

アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP：African Clean Cities Platform）
2017年に環境省がアフリカの廃棄物に関する知見の共有とSDGsの達成を促進することなどを目的として、JICA、横浜市、UNEPおよび国連人間居住計画（UN-Habitat）と共に設立。アフリカの47か国188都市が加盟しており、全体会合の開催や、各種ガイドライン・教材などの作成、スタディツアーの企画などを実施している。

(2) 保健・医療

SDGsの目標3は、「あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」ことを目指しています。また、世界の国や地域によって多様化する健康課題に対応するため、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）注66 の達成が国際的に重要な目標の一つに位置付けられています。一方、現状では少なくとも世界人口の約半数が基礎的な医療を受けられていない状況にあり、予防可能な病気などで命を落とす5歳未満のこどもの数は、年間490万人 注67 と推計されています。また、医師や助産師などによる緊急産科医療が受けられないなどの理由により、年間約28.7万人 注68 の妊産婦が命を落としています。さらに、地球上の全ての人々に多岐にわたる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症（新型コロナ）は、ワクチンの分配等をめぐって、世界的な保健医療課題に取り組むためのガバナンスやファイナンスの在り方である、現在のグローバルヘルス・アーキテクチャー（GHA：国際保健の体制）の脆弱性を露呈しました。

新型コロナの拡大など世界の様々な状況変化を踏まえ、日本政府は、2022年5月、(i) 健康安全保障に資するGHAの構築に貢献し、パンデミックを含む公衆衛生危機に対する予防・備えおよび対応（PPR）を強化すること、また、(ii) 人間の安全保障を具現化するため、ポスト・コロナの新たな時代に求められる、より強靭、より公平、かつより持続可能なUHCを達成することを目標とする「グローバルヘルス戦略」を策定し、この戦略を踏まえた取組を推進しています。

日本の取組

■ 将来の健康危機・保健危機への予防・備えおよび対応（PPR）に資するグローバルヘルス・アーキテクチャー（GHA）の構築

新型コロナ対応の経験や教訓を踏まえ、将来の健康

注66 全ての人が、効果的で良質な保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること。
注67 国連児童基金（UNICEF）によるデータ。 https://data.unicef.org/topic/child-survival/under-five-mortality/
注68 世界保健機関（WHO）によるデータ（2024年4月26日時点）。 https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/maternal-mortality

危機に対するPPRの強化に対する国際社会の関心がこれまでになく高まる中、日本は国際機関と連携し、対応を行っています。日本はこれまでに世界保健機関（WHO）の健康危機への対応への支援として、WHOの健康危機プログラム解説、緊急対応基金（CFE）解説などへの財政貢献を行ってきており、新型コロナの急性期への対応などにも活用されました。世界銀行との協力を通じ、開発途上国における健康危機への備え・対応のための能力強化や保健システム強化などへの支援も行っています。また、2022年に設立された世界銀行が主管するパンデミック基金について、日本は創設ドナーの一員として、同基金による低中所得国のパンデミックへのPPRの取組を支援してきており、2024年10月の世界銀行・IMF合同開発委員会において加藤財務大臣より、貢献済みの7,000万ドルに加え5,000万ドルの追加拠出を行う意向を表明しました。また、日本は世界銀行グループと連携して立ち上げた保健危機への備えと対応に係るマルチドナー基金（HEPRTF）へ拠出しているほか、2024年に開始された保健システムの変革とレジリエンスに係るマルチドナー信託基金（HSTRF）においては世界銀行と共同議長を務めています。

さらに、2023年G7議長国として日本が大きく貢献した成果も踏まえ、2024年も引き続き、「パニック」と「忘却」の連鎖を断ち切り、次のパンデミックに向けて世界の構造的な変化を導くという理念の下、日本が主催または参加する様々な国際会議を通じて、国際世論の喚起やモメンタムの維持に継続して取り組んでいます。例えば、2024年6月のG7プーリア・サミットの成果文書においては、UHCの達成、感染症危機対応医薬品（MCMs）への公平なアクセス、GHAの強化の必要性、財務・保健の連携等、日本が重視し、G7広島サミット等において強調してきた内容が盛り込まれました。また、G20においては、2023年G7の成果も踏まえ、パンデミック対応のための資金の強化に係る議論が継続され、日本も積極的に議論に貢献しています。

8月に行われたアフリカ開発会議（TICAD）閣僚会合の際には、保健をテーマとした二つのテーマ別イベントを開催し、それぞれ、「UHC達成に向けたグローバルヘルス・ファイナンシング」および「日本企業のイノベーションで加速するUHC達成に向けた取組」をテーマとして、アフリカおよび官民連携基金等の代表者らが参加して活発な議論を行いました。テーマ別イベントにおける穂坂外務大臣政務官（当時）からのスピーチにおいては、2023年のG7広島サミットで承認された「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ（トリプル・アイ）」にも言及しつつ、持続可能なファイナンシングの観点から民間資金の動員の必要性も訴えました。

国際場裡におけるルール作りにも日本は積極的に参画しています。2022年2月以降、WHOの下で行われている「パンデミックの予防、備えおよび対応（PPR）に関するWHOの新たな法的文書」（いわゆる「パンデミック条約」）の政府間交渉会議に参加しているほか、国際保健規則（2005年）（IHR（2005））注69の改正についても積極的に議論に貢献し、第77回WHO総会最終日の2024年6月1日にIHR改正案一式がコンセンサスで採択されました。

■ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進

日本は、新型コロナによって後退した従来の保健課題への対応を推し進め、より強靭、より公平、かつより持続可能なUHCを実現していく必要性があるとの認識の下、国際的な協力を進めてきています。

従来、日本は、持続可能かつ強靭な保健システムの構築が感染症対策の基盤になるとの観点に立ち、東南アジアやアフリカ各国の保健・医療体制を支援してきました。加えて、新型コロナなどのパンデミックで明らかになった様々な教訓を踏まえ、中核医療施設の整備・ネットワーク化や医療分野の人材育成支援などの保健システムを強化しています。例えば2024年3月には、ウガンダにおいて無償資金協力を通じて東部地域に3か所ある地域中核病院のうち2か所において医療機材整備を支援することについて書簡を交換し、貧困率が高いウガンダ東部地域の病院の医療体制の強化を図っています。これらはUHCの推進に貢献すると同時に、公衆衛生危機に対するPPRにも資するものです。さらに、上下水道等の水・衛生インフラの整備、食料安全保障の強化など、より幅広い分野で、感染症に強い環境整備のための支援を実施しています。

注69 International Health Regulationsの略称。WHOが定めた、疾病の国際的伝播を最大限防止することを目的とした保健規則。

また、NGOとの協働により、保健施設や学校での手洗い設備やトイレの建設、衛生啓発活動等を実施したり、サンリオ社との連携により、同社のキャラクターであるハローキティの手洗い動画を用いた啓発活動を実施したりするなどして、感染症予防に貢献しています（水・衛生分野における取組については73ページの第Ⅲ部3（3）を参照）。

日本は、かねてより人的資本の開発および持続的な成長の基盤として、UHCの重要性を強調し、世界銀行やWHO等の関係機関と共に、開発途上国のUHC達成に向けた取組を推進してきています。こうした観点から、2024年、保健財政などに係る知見の収集・共有、開発途上国の財務・保健当局者の人材育成などを目的として、世界銀行およびWHOとの連携の下、「UHCナレッジハブ」を2025年に国内に設置することが発表されました。

インドネシアにおける技術協力「新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」でインドネシア大学病院が実施する遠隔治療の様子（写真：Otto Ferdinando）

UHCにおける基礎的な保健サービスには、栄養改善、予防接種、母子保健、性と生殖に関する健康、感染症対策、非感染性疾患対策、高齢者の地域包括ケアや介護など、あらゆるサービスが含まれます（栄養改善については33ページの第Ⅲ部1（1）を参照）。

特に、開発途上国の母子保健については、いまだ大きな課題が残されており、2024年、日本は、アンゴラ、インドネシア、ガーナ、ガボン、コートジボワール、ザンビア、シエラレオネ、ジョージア、セネガル、タジキスタン、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、ブルンジ、ボリビア、ルワンダなどを始め、多くの国で母子保健改善のための支援を実施しました。

日本は、その経験と知見をいかし、母子保健改善の手段として、母子健康手帳（母子手帳）を活用した活動を展開しています。母子手帳は、妊娠期・出産期・産褥期 注70、および新生児期、乳児期、幼児期と時間的に継続したケア（CoC：Continuum of Care）に貢献できるとともに、母親が健康に関する知識を得て、意識向上や行動変容を促すことができるという特徴があります。具体的な支援の例として、インドネシアに対して母子手帳の運用に係る技術協力を行った結果、同国において全国的に母子手帳が定着しています。さらに、インドネシア政府は、JICAとの協力の下、母子手帳の活用を推進している第三国を招待して、各国における経験や知識を学び合う国際研修を開催しています。2007年以降、アフガニスタン、ウガンダ、カメルーン、タジキスタン、パレスチナなど、延べ18の国や地域を招待し、16回の研修を開催してきています。

アフリカ地域では、2022年8月に開催されたTICAD 8の成果文書として採択された「チュニス宣言」において、人間の安全保障の実現、SDGs達成に向けた強靭で持続可能な社会の構築の必要性、UHCの実現に向けた保健分野での取組の促進の重要性が確認されています。2024年8月に開催されたTICAD閣僚会合共同コミュニケにおいても、UHCの達成とプライマリー・ヘルス・ケアの推進のための、疾病予防の促進、医薬品とワクチンの現地製造およびバリュー・チェーンを含む保健システム強化の重要性が表明されました。

日本のNGOは、日本NGO連携無償資金協力やジャパン・プラットフォーム（JPF）注71の枠組みを利用して、保健・医療分野で事業を実施しています。例えば、2024年には特定非営利活動法人AMDA社会開発機構が、ネパール西部のカイラリ郡チュレ地区において、分娩可能な公的保健医療施設の建設と資機材の供与や、助産師研修等を行っています。

日本は、国連人口基金（UNFPA）や国際家族計画連盟（IPPF）、世界銀行などの国際機関やNGOと共に、性と生殖に関する健康サービスを含む母子保健を推進することによって、より多くの女性とこどもの健康改善を目指しています。また、Gaviワクチンアライアンス解説や二国間協力を通じて、開発途上国の予防接種率の向上に貢献しています。2024年6月、日

注70 出産後、妊娠前と同じような状態に回復する期間で、産後約1か月から2か月間のこと。
注71 137ページの用語解説参照

パレスチナのガザ市において開設した簡易診療所で医師によるスクリーニングを受ける乳幼児（写真：特定非営利活動法人パレスチナ子どものキャンペーン）

本は、アフリカにおける商業的に実行可能なワクチン製造の拡大を加速するため、Gaviが立ち上げた資金調達メカニズムであるアフリカ・ワクチン製造アクセラレータ（AVMA）注72 に3,000万ドルを拠出することを発表しました。

また、アジア開発銀行（ADB）では、「ストラテジー2030」において保健を重点分野の一つに位置付け、アジア太平洋地域でのUHC達成に向けたADBと日本との連携の3本柱として、UHCを支える（i）制度枠組みの構築、（ii）人材育成の強化、（iii）インフラの整備、を掲げました。日本は、2021年4月から、この3本柱に基づいた取組を後押しする技術支援や小規模のグラント供与を目的としてADBの日本信託基金への拠出を開始し、2024年10月までの間に、基金を通じて合計約1,500万ドルに上る支援を行っています。

さらに、2024年9月の日米豪印首脳会合において、インド太平洋地域の健康・安全に関する協力として、新型コロナ対策ワクチンで協力の実績がある日米豪印が、子宮頸（けい）がん対策にまずは焦点を当てるとともに、他の種類のがんにも取り組むための基盤を整えることを確認しました。この中で、日本は、引き続き、（i）医療機材・設備の整備や技術協力、（ii）各国がん関連機関との連携とともに、（iii）国際機関（Gavi等）への資金の拠出等の実施を確認しました。同月、日本は、UHCの推進や国際保健安全保障の強化といった目標を達成するため、米国国際開発庁（USAID）との間で協力覚書に署名しました。日本は、開発途上国の保健・医療体制構築を、医療従事者の能力構築支援、地域病院間のネットワーク化、地域の保健システム強化などの観点から、長年にわたり支援してきました。新型コロナ危機においても、それら支援の対象であった医療施設が感染症対策の中核を担いました。

■個別の国際保健課題への取組

（三大感染症（HIV／エイズ、結核、マラリア））

SDGsの目標3.3として、2030年までの三大感染症の収束が掲げられています。日本は、グローバルファンド 注73 を通じた三大感染症対策およびGHAの構築やUHCの推進にも資する保健システム強化への支援に力を入れており、設立から2024年9月までに合計で約49億ドルを拠出しました。また、三大感染症への対策がより効果的に実施されるよう、グローバルファンドを通じた取組との相互補完的な支援として、保健システムの強化、コミュニティ能力強化や母子保健改善などの二国間協力も実施しています。

二国間協力を通じたHIV/エイズ対策として、日本は、新規感染予防のための知識を広め、検査・カウンセリングを普及する取組を行っています。特にアフリカを中心に、2024年もJICA海外協力隊員が、より多くの人に予防についての知識や理解を広める活動や、感染者や患者のケアとサポートなどに精力的に取り組んでいます。

結核に関しては、2021年改定版「ストップ結核ジャパンアクションプラン」に基づき、日本が結核対策で培った経験や技術をいかし、官民が連携して、2025年までの中間目標として結核による死亡を75%減少（2015年比較）させ、結核罹（り）患率を50%減少（2015年比較、10万人当たり55症例未満）させることを目標に、開発途上国、特にアジアおよびアフリカにおける年間結核死者数の削減に取り組んでいます。

このほか、乳幼児が死亡する主な原因の一つであるマラリアについて、ミャンマーやソロモン諸島において、地域コミュニティの強化を通じたマラリア対策への取組を支援しています。またグローバルファンドへの拠出を通じ、世界的なマラリア対策も行っています。

注72 Gaviによるアフリカにおける持続可能なワクチン製造基盤の確立およびワクチン供給の強靭性の向上を目的とした支援事業。一定の基準を満たしたワクチン製造業者に資金を提供し、ワクチンの製造能力強化を推進する仕組み。2024年から10年間で最大10億ドルの支援を行う。

注73 2000年のG8九州・沖縄サミットにおいて感染症対策が初めて主要議題となったことを契機に、2002年に設立された官民連携パートナーシップ。開発途上国における三大感染症（HIV/エイズ、結核、マラリア）対策および保健システム強化に対する資金協力を行い、SDGs達成に向けた取組に貢献。

パラオのベラウ国立病院で運動療法指導を行うJICA海外協力隊員（写真：JICA）

（感染症の薬剤耐性（AMR）への対応）

感染症の薬剤耐性（AMR）注74は、公衆衛生上の重大な脅威であり、近年、対策の機運が高まっています。日本は、AMRへの対策を進めるために、人、動物、環境の衛生分野に携わる者が連携して取り組む「ワンヘルス・アプローチ」を推進しています。日本は、2019年のG20大阪サミットでのワンヘルス・アプローチ推進のための合意も踏まえ、同年に新規抗菌薬の研究開発と診断開発を推進するGARDP注75への約10億円の拠出を発表し、AMRグローバルリーダーズグループに参加するなど、AMR対策においてリーダーシップを発揮しています。2024年には、GARDPに対して約2.5億円を拠出しました。

（顧みられない熱帯病（NTDs））

シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの寄生虫・細菌感染症は「顧みられない熱帯病（NTDs：Neglected Tropical Diseases）」と呼ばれています。世界全体で16億人が感染しており、開発途上国に多大な社会的・経済的損失を与えています。日本は、2022年6月に「顧みられない熱帯病（NTDs）に関するキガリ宣言」に署名し、関係国や国際機関等と密接に連携して対策に取り組んでいます。日本は2024年11月までに、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT）へ総額で247.2億円を拠出し、GHITを通じたNTDs対策支援を行っています。2024年5月には、GHITの支援により開発された住血吸虫症に対する小児用製剤が、WHOの医薬品事前認証プログラムリストに掲載されています。

加えて、日本は技術協力を通じ、1970年代から太平洋島嶼国に対してリンパ系フィラリア症の制圧に向けた支援を行っています。「大洋州広域フィラリア対策プロジェクト」では、JICA専門家の派遣による技術指導を行い、日本の製薬会社が無償でWHOに提供する駆虫薬を活用し、感染地域において伝播を阻止するための集団投薬などを、官民が連携して支援しました。長期にわたるこれらの支援が功を奏し、太平洋島嶼国の9か国（キリバス、クック諸島、ソロモン諸島、トンガ、ナウル、ニウエ、バヌアツ、パラオ、マーシャル諸島）がリンパ系フィラリア症の制圧を達成しました。現在は専門家の派遣などを通じてパプアニューギニアにおけるリンパ系フィラリア症の制圧に向け「フィラリア対策プロジェクトフェーズ2」を実施しています。

（ポリオ）

ポリオは根絶目前の状況にありますが、日本は、いまだ感染が見られる国（ポリオ野生株常在国：アフガニスタン、パキスタン）を中心に、主に国連児童基金（UNICEF）やGaviと連携し、撲滅に向けて支援しています。2024年には、アフガニスタンにおいて、定期予防接種活動およびポリオワクチン接種キャンペーンに必要なワクチン調達などの支援をUNICEFと連携して実施しており、パキスタンにおいても同様の支援を継続中です。

日本の無償資金協力により建設したカンボジアのコンポンチャム州病院において看護師として活動を行うJICA海外協力隊員（写真：JICA）

注74 Anti-microbial Resistanceの略称。病原性を持つ細菌やウイルス等の微生物が抗菌薬や抗ウイルス薬等の抗微生物剤に耐性を持ち、それらの薬剤が十分に効かなくなること。

注75 グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ（Global Antibiotic Research and Development Partnership）の略称。

用語解説

健康危機プログラム（WHO Health Emergencies Programme）
WHOの健康危機対応のための部局であり、各国の健康危機対応能力の評価と計画立案の支援や、新規および進行中の健康危機の事案のモニタリングのほか、健康危機発生国における人命救助のための保健サービスの提供を実施している。

緊急対応基金（CFE：Contingency Fund for Emergencies）
2014年の西アフリカにおけるエボラ出血熱の大流行の反省を踏まえ、2015年にWHOがアウトブレイクや緊急事態に対応するために設立した感染症対策の緊急対応基金のこと。拠出の判断がWHO事務局長に一任されており、拠出することを決定してから24時間以内に資金を提供することが可能となっている。

Gaviワクチンアライアンス（Gavi, the Vaccine Alliance）
2000年、開発途上国の予防接種率を向上させることにより、こどもたちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。ドナー国および開発途上国政府、関連国際機関に加え、製薬業界、民間財団、市民社会が参画している。設立以来、10億人以上のこどもたちに予防接種を行い、1,620万人以上の命を救ったとされている。

(3) 水・衛生

水と衛生の問題は人の生命に関わる重要な問題です。世界の約22億人が、安全に管理された飲み水の供給を受けられず、約35億人が安全に管理されたトイレなどの衛生施設を使うことができない暮らしをしています[注76]。特に、水道が普及していない開発途上国では、多くの場合、女性やこどもが時には何時間もかけて水を汲みに行くため、女性の社会進出やこどもの教育の機会が奪われており、ジェンダー平等および包摂的な社会の推進の観点からも重要な課題となっています。また、不安定な水の供給は、医療や農業にも悪影響を与えます。水・衛生インフラの整備は、感染症に強い環境整備にもつながり、より強靭（じん）、より公平でより持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）[注77]実現のためにも必要です。このため、SDGsの目標6は、「全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」ことを目指しています。

日本の取組

2023年5月の国連水会議2023のフォローアップとして、2024年6月、タジキスタンのドゥシャンベにおいて「持続可能な開発のための水」国際行動の10年に関する第3回ハイレベル国際会議が開催されました。上川外務大臣（当時）がビデオ・メッセージを送る形で参加し、「熊本水イニシアティブ」[注78]を始めとする水に関する国際社会の行動計画を通じ、多くの国際機関と共に様々な取組を推進していることを述べました。

日本は、国内における豊富な経験、知識や技術をいかし、開発途上国での安全な水の普及に向けた支援を続けており、水と衛生分野においては1990年代から累計で世界一の援助実績を有しています。例えば、独立後基礎インフラの整備が遅れている南スーダンでは、無償資金協力による上水道施設の整備および同施設の運営維持管理や水道料金徴収等に係る能力強化を目的とした技術協力を実施しています。また、カンボジアでは、観光都市シェムリアップ市の上水道設備（取水施設、浄水場、配水管等）の拡張と、人材育成等のサービス普及支援を通して、生活環境と観光振興環境の改善を支援しています。マダガスカルでは、同国第2の都市にして最大の港が位置するトアマシナ市における既存の浄水場および送配水管施設の拡張・更新を行う無償資金協力の供与を2024年10月に決定しました。

キューバにおける「統合水資源管理のための能力強化プロジェクト」の一環で、カウンターパートとともに現地視察を行うJICA専門家（写真：JICA）

注76 UNICEFによるデータ（2022年）。 https://data.unicef.org/resources/jmp-report-2023/
注77 68ページの注66を参照。
注78 2022年4月に熊本で開催された第4回アジア・太平洋水サミットにおいて、岸田総理大臣（当時）が発表したイニシアティブ。水に関する社会課題の解決に向け、質の高いインフラ整備等を通じて、各国や国際機関と協調・連携しながら積極的に取り組むもの。

ベナンの地方都市ウィダにおいて、こどもたちに効果的な手洗いを教えるJICA海外協力隊員（写真：JICA）

日本国内および現地の民間企業や研究機関と連携した取組も行っています。例えば、ケニアでは、JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業 注79 を活用して、「水道施設における無収水対策・管継手導入に係る普及・実証・ビジネス化事業」が実施されています。配水管からの漏水が課題となっていた同国に、日本企業の水道管継手 注80 の技術をいかすべく、パイロットプロジェクトが実施されています。ベトナムにおいては、急速な経済発展に伴って上昇する水道需要に対応するため、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS） 注81 を活用して、従来型と比較してコストを抑えられる、ナノろ過膜技術を用いた高度浄水処理システムの開発を長崎大学とハノイ土木大学等の研究者らとともに進めています。

環境省でも、アジアの多くの国々において深刻な水質汚濁が生じている問題に対して、現地での情報や知識の不足を解消するため、アジア水環境パートナーシップ（WEPA）を実施しており、アジアの13の参加国 注82 の協力の下、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有、能力構築などを通じて、アジアにおける水環境ガバナンスの強化を目指しています。2024年1月30日から2月1日にかけて神奈川県で開催された第19回WEPA年次会合・国際ワークショップでは、生活排水と産業排水の管理に関するこれまでの議論を踏まえて、水環境そのものに焦点を当てて各国における現在の課題について情報交換を行いました。また、法の規制と遵守に関して、日本、韓国およびスリランカが、近年施行または改正された水環境に関する政策事例を紹介しました。さらに、5月にインドネシアのバリにおいて開催された第10回世界水フォーラムにおいて、知識と経験の共有を通じた水質改善への取組を紹介しました。

日本は、水と衛生分野におけるトップドナーとして、これまでの知見も活用し、開発途上国の人々の安全な水へのアクセスや持続可能な水資源の確保に向けた貢献を続けます。

（4）防災の主流化と持続可能な都市の実現

気候変動の影響により、災害が頻発し、規模や範囲が大きくなることも懸念される中、災害に対して脆弱（ぜいじゃく）な開発途上国では、災害による経済や社会全体への影響が深刻化しています。防災の取組は、貧困撲滅と持続可能な開発の実現に不可欠であり、災害に強い、しなやかな社会を構築し、災害から人々の生命を守るとともに、持続可能な開発を目指す取組が求められています。中でも、あらゆる政策・計画に防災の観点を導入する防災の主流化を推進することが重要となっています。

また、近年、都市の運営に関わる様々な問題が注目されています。例えば、市街地や郊外で排出される大量の廃棄物の処理、大気・水などの汚染、下水・廃棄物処理システムなどのインフラ施設の整備、急激な人口増加とそれに伴う急速な都市化などの問題です。こうした問題に対応し、持続可能な都市の実現に向けて取り組むことが、重要な開発協力課題となっています。

そこでSDGsでは、目標11として、「包摂的で安全かつ強靭（じん）（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住の実現」という課題が設定されました。このように、持続可能な都市の実現を含む人間居住の課題解決に向け、国際的な関心が高まっています。

日本の取組

■防災協力

日本は、地震や台風など過去の自然災害の経験で培

注79 130ページの用語解説を参照。
注80 配管と配管をつなぎ合わせるための接合部に使うパーツ。無駄なく水を活用する上で重要な水道インフラの部材。
注81 43ページの用語解説を参照。
注82 インドネシア、韓国、カンボジア、スリランカ、タイ、中国、ネパール、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、日本の13か国。

われた優れた知識や技術を活用し、緊急援助と並んで、防災対策および災害復旧対応において積極的な支援を行っています（インドネシアおよびアルゼンチンにおける防災の取組については76ページおよび139ページの「匠の技術、世界へ」を、エクアドルにおける取組については87ページの「案件紹介」を参照）。第3回国連防災世界会議（2015年）において採択された「仙台防災枠組2015-2030」には、防災の主流化、国・地方政府による適切な防災戦略の策定、事前防災投資の重要性、災害後において、被災前よりも強靭なまちづくりを行う「より良い復興（Build Back Better）」、女性のリーダーシップの重要性など、日本の主張が多く取り入れられました。

斜面崩壊対策や土石流対策等の日本の最新防災対策技術を採用した無償資金協力「国道7号線道路防災対策計画」を実施する日本とボリビアの技術者（写真：JICA）

2024年10月にはアジア防災閣僚会議がマニラで開催され、日本が重視する取組として、災害対応の強化、防災投資の促進、早期警報の整備について言及するとともに、国際防災協力のさらなる推進の意思を表明しました。また、11月には、G20防災閣僚会議の初会合がブラジルで開催され、G20防災閣僚宣言が採択されました。G20として防災の重要性を確認し、G20リオデジャネイロ首脳宣言においても、災害がもたらす不平等性を確認しつつ、仙台防災枠組に則った国際協力の推進、人やインフラなどへの事前投資の重要性が強調されました。

このほか、日本の呼びかけにより、2015年の国連総会において、11月5日を「世界津波の日」とする決議が採択されました。これを受け、2016年より、日本各地で「世界津波の日」高校生サミットがこれまで5回開催されています。2024年10月には、熊本市において第6回会合が開催され、日本の高校生313人に加え、43か国・地域から213人の計526人の高校生が参加し、津波対策を始めとする防災・減災について学び、絆（きずな）を深めました。また、会議の成果として、「熊本“きずな”宣言」が発表され、将来、防災分野における主導的な役割を担うリーダーとして取り組んでいく決意が表明されました。

また、日本は、国連開発計画（UNDP）と緊密に連携し、アジア太平洋地域の津波の発生リスクが高い国を対象とした津波避難計画の策定や、津波避難訓練などを支援する事業を実施しています。2017年の事業開始以降、例えばインドネシアでは携帯電話用アプリ（STEP-A）の導入により各学校の津波対策情報へのアクセスを容易にするとともに、そのアプリを国家災害管理局が開発した災害監視・情報提供用のデジタルツール（InaRISK）とも連携させることで、コミュニティ・国家レベルでの防災の主流化・制度化を推進してきました。2024年末時点までに、24か国約799の学校で津波防災計画の策定・改定、津波教育プログラムを実施し、約22万人の生徒、教師、および自治体やコミュニティの関係者が津波避難訓練に参加しました。

加えて、2016年から毎年、国連訓練調査研究所（UNITAR）広島事務所と協力し、自然災害に脆弱（ぜいじゃく）な開発途上国の女性行政官などを対象に、特に津波発生時の女性の役割やリーダーシップに関する人材育成を支援しています。同事業には、2024年までに39か国から714人が参加しました。

また、日本は、防災ICTシステムの海外展開にも取り組んでいます。日本の防災ICTシステムを活用すれば、情報収集・分析・配信を一貫して行うことができ、コミュニティ・レベルまで、きめ細かい防災情報を迅速かつ確実に伝達することが可能であり、開発途上国の防災能力の向上に貢献しています。

■持続可能な都市の実現

日本は、防災対策・災害復旧対応や健全な水循環の推進など、人間居住に直結した地球規模課題の解決に向けた取組を進めています。具体的には、日本はその知識と経験をいかし、上下水・廃棄物・エネルギーなどのインフラ整備や、「より良い復興」の考え方を踏まえた防災事業や人材育成などを実施しています。このほか日本は、持続可能な都市開発を推進する国連人間居住計画（UN-Habitat）への支援を通じた取組も進めています。その一例として、UN-Habitat福岡本

匠の技術、世界へ 2

日本の砂防技術でインドネシアの人々の生活を火山災害から守る

～平時も活用できる砂防インフラの整備～

インドネシアは130の活火山を持つ世界有数の火山国です。中でもジャワ島中部に位置するメラピ火山は、5から10年の頻度で噴火を繰り返す世界で最も活動的な火山の一つです。火山の山麓で生活する住民は、肥沃な火山灰土壌と豊富な湧水の恩恵を受ける一方、火砕流や土石流の脅威にさらされてきました。

1969年のメラピ火山噴火を契機として、インドネシア政府は砂防技術を用いて土石流災害を軽減する対策に着手し、日本に協力を求めました。砂防とは、堰堤[注1]などの構造物で土石流の移動をコントロールし、住民の生命や生活を土砂災害から守る技術です。長年の災害経験から培われた日本の砂防技術は世界に誇れるもので、外国語でも「SABO」という言葉が使われているほどです。

日本は、1970年の砂防専門家の派遣を皮切りに、1977年からは火山砂防基本計画の策定を支援しました。この計画に基づき、日本の円借款による事業も含め、これまでに約250基の砂防施設が建設され、これらの施設は土石流をたびたび食い止め、住民の生命や生活を守ってきました。しかし、2010年、メラピ火山は過去100年間で最大規模の噴火を起こし、基本計画で想定していた量の28倍に相当する火山砕屑物を放出し、多くの被害を出しました。そのため、山麓の河川で発生する土石流や、地形の変化による想定外の土石流の流下などの問題に対処すべく、2015年から円借款を通じて、土石流を導流・貯留するための砂防施設の整備や、火山砂防基本計画改定のための支援が行われました。

これらの事業に参画した八千代エンジニヤリング株式会社で海外事業部のゼネラルマネージャーを務める溝口昌晴氏は、これまでを振り返り、「大雨や洪水により測量済みの地形に変化が生じる度に、砂防施設の設計を修正した。インドネシアの火山地域の河床の変動の特性を踏まえ、砂防堰堤の基礎を日本のものよりもさらに深い位置まで入れ、耐久性を高めるなど工夫を重ねた。また、施工中に土石流や鉄砲水が発生するリスクがあったため、通常の安全管理に加えて土石流や鉄砲水発生時の避難体制を強化するなどの対応を取り、労働者の安全確保に努めた。」と、多くの困難を乗り越えてきた苦労と工夫を語ります。

砂防施設建設に携わるインドネシアの企業スタッフと溝口氏（左から2人目）（写真：八千代エンジニヤリング株式会社）

平常時には橋として活用される砂防堰堤（写真：八千代エンジニヤリング株式会社）

また、時代によって変わる現地政府の要請にも応えながら、日本の技術を現地に適用してきたことについて、「インドネシアが経済発展途上にあった80年代は雇用が重視され、安価な労働力を活用する石積みの工法が多用された。アジア通貨危機に見舞われた90年代後半は、限られた予算で効率的にインフラを整備することが求められ、平時には橋や取水堰等としても利用できる砂防施設の多機能化が積極的に進められた。経済発展が進んだ直近の事業では、構造物の品質をより高く保つため、かつて用いられていた石積みや現場練りコンクリートに代わり、工場で練り混ぜをしてから現場に運送するコンクリートが建設材料として用いられるようになった。」と振り返り、「そういった時代ごとの要請に対応してきたことが、日本への信頼につながっていると思う。」と語ります。

同社ジャカルタ事務所長として現場を熟知する福島淳一氏は、「地方政府や住民との関係構築にも腐心し、災害時以外でも活用できる多機能な砂防施設となるように工夫をこらすなど、彼らの声を反映することに努めた。地元住民は、砂防施設を平時から利用し、自分たちの施設だという意識を持っており、彼らから、今は砂防のおかげで安定した生活を送ることができるようになったとの話を聞くことが多い。」として、現地の生活向上に貢献している実感を語ります。

砂防施設建設に携わるインドネシアの企業スタッフと福島氏（写真：八千代エンジニヤリング株式会社）

インドネシアに対する砂防の技術協力を通して得られた知見は、雲仙普賢岳の火砕砂防事業等に反映されるなど、日本の防災にもいかされています。溝口氏は「日本の海外への技術協力は決して一方的ではない。双方向の利益をもたらしている。今後も相互の協力という視点で関わっていきたい。」と、今後の展望を語ります。

注1　河川、渓谷の水流、あるいは土砂をせきとめるために、石、コンクリートなどで築いた堤防。

部（アジア太平洋担当）と連携し、日本の福岡県が有する防災技術等を開発途上国に導入するための支援などを実施しています。

また、2022年のドイツ・ポツダムにおける第1回に続き、第2回のG7都市大臣会合を、日本が議長国を務め、2023年7月に香川県高松市において開催しました。「持続可能な都市の発展に向けた協働」をテーマに、都市におけるネットゼロ・レジリエンス、インクルーシブな都市の実現、都市のデジタル化等に取り組む必要があることを確認し、会合の成果を「香川・高松原則」として発表しました。2024年11月に、イタリア・ローマにおいて開催された第3回都市大臣会合では、前年の日本での会合の成果を引き継ぎつつ、対応する課題や共通原則、優良事例が議論されました。成果文書には、新たに「共同行動」が盛り込まれ、G7内外での連携強化を視野に、経済協力開発機構（OECD）やUN-Habitat等とも協調し、住宅・都市開発に関する各国の経験と知識を共有していくことを確認しました。

(5) 万人のための質の高い教育

世界には小学校に通うことのできないこどもが約5,800万人もいます。中等教育も含めると、推定約2億4,400万人 注83 が学校に通うことができていません。特に、2000年以降、サブサハラ・アフリカでは、学校に通うことのできないこどもの割合が増加しています。とりわけ、障害のあるこども、難民や避難民のこども、少数民族や遠隔地に住むこどもなど不利な環境に置かれたコミュニティのこどもが取り残されるリスクが最も高くなっています。新型コロナウイルス感染症の拡大は、教育システムが抱える脆弱性も顕在化させました。また、ロシアのウクライナ侵略や、人道状況が悪化するガザ地区を含む中東を始めとする世界各地の紛争により、多数の教育施設が損傷を受け、こどもや学生の教育を受ける権利が奪われるとともに、国際的な交流も停滞しています。

教育は、人間の安全保障を推進するために不可欠な「人への投資」として極めて重要です。SDGsの目標4として、「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ことが掲げられており、国際社会は、「教育2030行動枠組」解説の目標の達成を目指しています。2024年の未来サミットでは、貧困削減を始めとする様々な課題解決のための教育の重要性が示されました（未来サミットについては88ページの「開発協力トピックス」を参照）。日本は、万人のための質の高い教育、女性・こども・若者のエンパワーメントや紛争・災害下の教育機会の確保の観点も踏まえて、引き続き教育への取組を推進しています。

日本の取組

日本は、開発途上国の基礎教育 注84 や高等教育の充実などの幅広い分野で様々な支援を行っています。

エルサルバドルでは、必要最低限の読み書きや読解力、計算力を身に付けられるよう、2006年から初・中等教育における教科書や教員用指導書の開発・改定、教員研修等を実施しています。開発した教材は全国に継続的に配布されており、2021年からは、学習状況や学力調査の結果をカリキュラムや教科書の改定、指導法の改善につなげるための支援も行っています。教科書や教員用指導書の開発は、ニカラグア、ニジェール、パプアニューギニア、モザンビーク、ラオスなどでも実績があり、これら開発途上国用に開発した教材はJICAサイトに公開 注85 しており、日本国内で、日本語の習得が進まず学習困難になっているこどもの学習の助けとしての活用も促しています。

アフリカでは、2022年のTICAD 8において、教育分野の取組として、就学促進、包摂性の向上、給食の提供などの取組を通じてこどもの学びを改善し、900万人にSTEM 注86 教育を含む質の高い教育を提供すること、400万人の女子の質の高い教育へのアクセスを改善することを表明し、2024年8月のTICAD閣僚会合では、これらの取組が着実に実施されつつあることを、パートナーと共に確認しました。学校や保護者、地域住民間の信頼関係を築き、地域全体で学校

注83 「Global Education Monitoring Report 2023」211ページおよび214ページ　https://www.unesco.org/gem-report/en/technology
注84 生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身に付けるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育（日本の中学校に相当）、就学前教育、成人識字教育などを指す。
注85 教材　https://www.jica.go.jp/activities/issues/education/materials/index.html
注86 Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）のそれぞれの単語の頭文字をとったもので、その4つの分野の総称。

を支え、こどもの教育環境を改善するための取組として、2004年にニジェールで開始された「みんなの学校プロジェクト」注87は、2024年11月までに、11か国において約7万校の小学校で導入されており、発展モデルとしての「平和構築・コミュニティ融和モデル」では、長引く紛争等により、難民・避難民が発生し、学校が閉鎖されるなどの影響が生じている地域におけるこどもの学びを確保するための取組が試験的に実施されています。また、TICAD 8では、日・アフリカ間の大学ネットワークの下での人材育成や留学生の受入れなどを通じた高度人材の育成のほか、科学技術分野の研究協力を進めることも表明しました。

また、日本の20以上の大学とも連携し、ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）/汎アフリカ大学科学技術院（PAUSTI）（ケニア）等を拠点とした大学ネットワークを構築し、教育・研究・産学連携等の連携強化を図ることで、研究協力を通じたアフリカ地域全体の社会課題の解決を目指しており、2024年3月までに、3,261人の高度人材を育成しています。

日本式の教育をいかした協力例として、エジプトでは2008年から、実践的かつ国際水準の工学教育を提供する「エジプト日本科学技術大学（E-JUST）」の設立を支援し、エジプト国内および中東・アフリカ地域の研究者育成に貢献しています。また、2016年に締結された「エジプト・日本教育パートナーシップ」の下、日本式教育を実践するエジプト日本学校（EJS）がこれまでに55校開校し、EJSでは科目の学習に加えて、特別活動を意味するTokkatsu注88と呼ばれる、学級会や日直、クラブ活動、掃除など、こどもたちが主体となって学校を運営する取組が行われています。2024年6月には、エジプト全国のEJS51校で、904人のこどもたちが卒業を迎えました。さらに、日本は、日ASEAN間の高等教育機関のネットワーク強化や、産業界との連携、周辺地域各国との共同研究、および日本の高等教育機関への留学生受入れなどの多様な方策を通じて、開発途上国の人材育成を支援しています。

このほかにも、日本は就学・学習機会から取り残された女児、障害のあるこども、紛争の影響を受ける地域や難民・避難民やそのホストコミュニティのこども

2024年12月、アブデルラティーフ・エジプト教育・技術教育大臣の案内で、エジプト日本学校（EJS）を視察する藤井副大臣

など、脆弱な立場に置かれやすいこどもたちへの支援も進めています。例えば、紛争の影響を受ける地域での支援として、ウクライナでは、国内避難民としてこれまで通っていた学校に通学できなくなったこどもたちに対して、避難先でも安全に、そして安心しながら学習を継続できるように、遠隔教育機材整備やメンタルヘルスケア支援を実施しています。パレスチナでも、不安定な治安情勢において通学が制限される中で、こどもたちの学習機会を確保するため、2024年2月に無償資金協力「遠隔教育機材整備計画」に関する署名・書簡の交換が行われました。この協力により、ヨルダン川西岸地区のテレビ局に視聴覚教材制作用の機材を整備し、同地区の小学校に、遠隔授業等に対応可能な視聴覚機材およびICT機材を整備することで、学習環境の改善が期待されます。さらに、アフガニスタンでは、仮設教室の建設や図書館の整備を行い、女子児童が安心して学べる場の提供等を行っています。また、障害のあるこどもにも配慮した包摂的な教育や、気候変動対応、防災の視点を持った教育の推進にも取り組んでおり、例えばウズベキスタンでは就学前教育を受ける障害のあるこどもたちが質の高い教育を受けられるよう、教員研修を行う要員の能力強化を支援しています。

国際機関と連携した取組として、アジア太平洋地域においては、国連教育科学文化機関（UNESCO）に拠出している信託基金を通じて、アジア太平洋地域教育2030会合（APMED2030）やアジア太平洋教育大臣会合（APREMC-Ⅱ）の開催を含むSDGsの目標4達成に向けた取組を支援しています。また、UNESCOを

注87 保護者・教員・地域住民の「みんな」が学校運営委員会を構成し、行政と連携しながら、学校を運営するコミュニティ協働型学校運営という取組。保護者や教員のみならず、地域住民たちが教育の重要性を理解し、地域全体でこどもの学びを支えるもので、2004年にニジェールの小学校23校で開始し、現在ではアフリカ地域内の複数国に広がっている。

注88 特別活動の略称。規律、倫理観、協調性等が醸成される掃除、学級会、日直活動等の活動を取り入れ、知識偏重や理論中心の学びから問題解決能力や主体性、社会性、自己管理力などのライフスキルの獲得を目的とした学びに転換することを目指す取組。

主導機関として、「持続可能な開発のための教育[解説]：SDGs達成に向けて（ESD for 2030）」が、2020年1月から開始されています。同取組は、持続可能な社会の創り手の育成を通じ、SDGsの全ての目標の実現に寄与するものであり、日本は、ESD提唱国として、その推進に引き続き取り組むとともに、UNESCOへの信託基金を通じて、世界でのESDの普及・深化へ貢献しています。日本は、同信託基金を通じて、ESD実践のための優れた取組を行う機関または団体を表彰する「ユネスコ／日本ESD賞」をUNESCOと共に実施しており、これまでに21団体に授与するなど、積極的にESDの推進に取り組んでいます。

また、「教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）」[解説]に対して、2008年から2023年までに総額約5,589万ドルを拠出しています。日本は、2021年7月に開催された世界教育サミットにおいて、GPEへの支援継続も含め2021年から2025年までの5年間で15億ドルを超える教育分野に対する支援と、750万人の開発途上国の女子の教育および人材育成のための支援を表明しました。2021年度から3年間で410万人以上の女子を支援しており、今後も支援を継続していきます。さらに日本は、2024年3月に、ウクライナのこどもたちがより安全な環境で学ぶことができるよう、教育を後回しにはできない基金（ECW）[解説]に対して、新たに300万ドルを拠出しています。

不就学児童が多いパキスタンで、ノンフォーマル教育の提供を支援する「オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ2」を通じて学習する女子学生（写真：JICA）

用語解説

教育2030行動枠組（Education 2030 Framework for Action）
万人のための教育を目指して、2000年にセネガルのダカールで開かれた世界教育フォーラムで採択された「万人のための教育（EFA）ダカール行動枠組」の後継となる行動枠組み。2015年のUNESCO総会と併せて開催された教育2030ハイレベル会合で採択された。

持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）
持続可能な社会の創り手を育む教育。2017年の第72回国連総会決議において、ESDがSDGsの全ての目標達成に向けた鍵となることが確認され、2019年の第74回国連総会決議で採択された「ESD for 2030」においても、そのことが再確認された。「ESD for 2030」は、「国連ESDの10年（UNDESD）」（2005年から2014年まで）、および「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」（2015年から2019年まで）の後継プログラムであり、2020年から2030年までの新しい国際的な実施枠組み。

教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE：Global Partnership for Education）
開発途上国、ドナー国・機関、市民社会、民間企業・財団が参加し、2002年に世界銀行主導で設立された開発途上国の教育セクターを支援する国際的なパートナーシップ。2011年にファスト・トラック・イニシアティブ（FTI：Fast Track Initiative）から改称された。

教育を後回しにはできない基金（ECW：Education Cannot Wait）
紛争や自然災害など緊急事態下のこどもや若年層が教育を受けられるよう支援することを目的として、2016年5月にイスタンブールで開催された国連主催の世界人道サミットで設立された基金。

(6) ジェンダー平等で包摂的な社会

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多く、女性は様々な面で脆弱（ぜいじゃく）な立場に置かれやすい状況にあります。一方、女性は開発の重要な担い手であり、女性の参画は女性自身のためだけでなく、開発のより良い効果にもつながります。例えば、これまで教育の機会に恵まれなかった女性が読み書き能力を向上することは、公衆衛生やHIV/エイズなどの感染症予防に関する正しい知識へのアクセスを向上させるとともに、適切な家族計画につながり、女性の社会進出や経済的エンパワーメントを促進します。さらには、開発途上国の持続可能で包摂的な経済成長にも寄与するものです。

SDGsでは、「ジェンダー平等の実現と女性と女児の能力向上は、全ての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするもの」であると力強く謳（うた）われています。また、SDGsの目標5において、「ジェンダー平等を達成し、全ての女性および女児の能力強化を行う」ことが掲げられています。「質の高い

成長」を実現するためには、ジェンダー平等と女性の活躍推進が不可欠であり、ジェンダー主流化 注89 を通じて、開発協力のあらゆる段階に男女が等しく参画し、等しくその恩恵を受けることが重要です。

また、貧困・紛争・感染症・テロ・災害などの様々な課題から生じる影響は、国や地域、女性やこどもなど、個人の置かれた立場によって異なります。感染症、紛争、大規模災害等により、世界の貧困人口は増加に転じるとともに、一部の国では格差の拡大や人道状況の悪化が見られており、脆弱な立場に置かれやすい人々への支援が一層求められています。SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、一人ひとりの保護と強化に焦点を当てた人間の安全保障の考え方が重要です。

日本の取組

■女性の能力強化・参画の促進

「女性の活躍推進のための開発戦略」注90 では、(i) 女性の権利の尊重、(ii) 女性の能力発揮のための基盤の整備、(iii) 政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上、を基本原則に位置付け、日本は国際社会において、ジェンダー主流化、ジェンダー平等、女性および女児のエンパワーメント推進に向けた取組を進めています。

日本は、女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi）注91 に2018年に5,000万ドルの拠出を行い、2023年6月に追加で500万ドルの拠出を行いました。2023年6月時点で、67か国で149,256社の女性が経営・所有する中小企業に支援を実施しています。そのうち具体的には、127,428社の女性が経営・所有する中小企業が資金援助を受け、28,404社が経営に必要な技術や知識習得のための研修を受講しました。また、世界銀行によると、開発途上国では女性が経営する中小企業の70%が金融機関から資金調達ができない、もしくは劣悪な借入条件を課されてしまうため、We-Fiを通じて、性差別のない法制度整備の促進や、女性経営者が資金や市場に平等にアクセスできるよう支援を行っています。

ヨルダンで実施中の「ペトラにおける観光開発マスタープラン策定プロジェクト」を通じて、ペトラ地域産の手工芸品や加工食品を販売する女性たち（写真：Petra Development and Tourism Region Authority）

2024年6月に開催されたG7プーリア・サミットの首脳コミュニケには、ジェンダー平等のためのODAを共同で増加させることへのコミットメントが改めて表明されました。また、特にアフリカにおける気候変動対策において、ジェンダーが配慮され、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが一層促進されるよう、ODAを増加させる方法を模索することが盛り込まれました。

このほか日本は、国連女性機関（UN Women）を通じた支援も実施しており、2023年には約2,100万ドル、2024年には約2,200万ドルを拠出し、女性の政治的参画、経済的エンパワーメント、女性・女児に対する性的およびジェンダーに基づく暴力撤廃、平和・安全保障分野の女性の役割強化、政策・予算におけるジェンダー配慮強化などの取組を支援しています。また、2024年はアフガニスタンやウクライナを始めとするアフリカ、中東、アジア、東欧地域において、紛争や災害等で経済的・社会的影響を受けた女性たちの緊急支援や生計手段の確保等の支援を行いました。例えば、パキスタンでは、2月から8月までの半年間で、女性の自立を促すため、60か所の女性のコミュニティセンターが設立され、女性6,609人、女児1,131人が同センターを利用し、7,000人の女性の身分証明入手手続を支援したほか、280人の男性

注89 あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策および事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。開発分野においては、開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、全ての開発政策、施策、事業の計画・実施・モニタリング・評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスのこと。

注90 2016年に策定された、開発協力における女性活躍推進のための課題別政策。

注91 2017年のG20ハンブルク・サミットで立ち上げを発表。開発途上国の女性起業家や、女性が所有・経営する中小企業などが直面する、資金アクセスや制度上の様々な障壁の克服を支援することで、開発途上国の女性の迅速な経済的自立および経済・社会参画を促進し、地域の安定、復興、平和構築を実現することを目的としている。

およびコミュニティリーダーに対し、ジェンダーに基づく暴力対策とジェンダー平等に関する知識向上のための支援を行いました。

紛争下の性的暴力に関しては、日本としても看過できない問題であるという立場から、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所（OSRSG-SVC）との連携を重視しています 注92 。2024年、日本は同事務所に対し、約66万ドルを拠出し、スーダンにおいて、難民や国内避難民女性に対し、性的暴力やジェンダーに基づく暴力からの保護や、その予防、また、健康面、心理面および法的側面からの支援などを実施しています。

また、日本は、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）解説に対し、2024年に200万ユーロを追加拠出し、これまでに計1,000万ユーロを拠出しました。理事会メンバーとして、アフガニスタンやウクライナ、コンゴ民主共和国を始めとする紛争地域での紛争関連の性的暴力生存者支援に積極的に貢献しています。

■女性・平和・安全保障（WPS）

女性と平和・安全保障（WPS）注93 の問題を明確に関連付けた初の国連安全保障理事会（安保理）決議として、2000年に採択された国連安保理決議第1325号および関連決議の実施のため、日本は2015年から行動計画を策定しています。2023年4月には政府関係省庁、有識者との意見交換、NGO・市民社会との意見交換、パブリックコメントを踏まえ、第3次行動計画（2023－2028）注94 を策定しました。具体的には、日本は関係省庁の協力の下、主に国際機関や二国間支援を通して紛争影響国や脆弱国の女性支援を実施しています（日本のWPSの取組は84ページの「WPSの推進に向けた日本の開発協力の取組」を参照）。

2024年9月、上川外務大臣（当時）は「WPSフォーカルポイント・ネットワーク 注95 ハイレベル・サイドイベント」において、各国と共にWPSアジェンダを一層力強く推進するため、日本が2025年にノルウェーと共にWPSフォーカルポイント・ネットワークの共同議長を務めること、また、2025年2月に、東京において、同ネットワークの首都会合を開催することを表明しました。

外務省では、2024年1月、省内横断的な連携を目的としたWPSタスクフォースを設置しました。同年6月、第2回WPSタスクフォース会合を開催し、各府省庁の防災・災害対応、復興分野におけるWPSの視点を踏まえた政策を共有するとともに、それらを外交面にいかすことについて議論しました。

8月に開催したTICAD閣僚会合では、WPSの役割と、女性や若者の視点の重要性を多くのアフリカ諸国と確認しました。

2024年4月、コートジボワールの女性リーダーと意見交換を行う上川外務大臣（当時）

■脆弱な立場に置かれやすい人々への支援

（障害と開発）

障害のある人々は、社会において困難な立場に置かれやすい状況にあります。日本のODAでは、障害のある人を含めた、社会において公平な参加を阻害されている人々の状況に配慮しています。障害者権利条約 注96 第32条も、締約国は国際協力およびその促進のための措置を取ることとしています。

注92 紛争下の性的暴力防止に関する日本の取組については、外務省ホームページ（https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/page1w_000129.html）も参照。

注93 女性の保護に取り組みつつ、女性自身が指導的な立場に立って紛争の予防や復興・平和構築に参画することで、より持続可能な平和に近づくことができるという考え方。2000年、国連安全保障理事会において、同理事会史上初めて、国際的な平和と紛争予防、紛争解決には女性の平等な参画や紛争下の性的暴力からの保護、ジェンダー平等が必要であると明記した「女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security：WPS）に関する安保理決議第1325号」が全会一致で採択された。

注94 第3次WPSに関する行動計画（2023-2028年度）の行動計画構成（5本柱）：(1) 女性の参画とジェンダー視点に立った平和構築の促進、(2) 性的暴力及びジェンダーに基づく暴力の防止と対応、(3) 防災・災害対応と気候変動への取組、(4) 日本国内におけるWPSの実施、(5) モニタリング・評価・見直しの枠組み。

注95 国連加盟国のWPSに関する最大のネットワークで、教訓や好事例を共有。政府以外に北大西洋条約機構（NATO）、欧州安全保障協力機構（OSCE）、アフリカ連合（AU）、東南アジア諸国連合（ASEAN）等の地域機構も参加。2024年12月現在、93か国・10地域機構の合計103のメンバーが参加。

注96 障害者の人権および基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。日本は2014年に締結した。

障害者施策は福祉、保健・医療、教育、雇用など、多くの分野にわたっており、日本はこれらの分野で積み重ねてきた技術や経験を、ODAを通じて開発途上国の障害者施策に役立てています。

例えば、日本は、鉄道建設、空港建設の設計においてバリアフリー化を図るとともに、リハビリテーション施設や職業訓練施設整備、移動用ミニバスの供与を行うなど、現地の様々なニーズにきめ細かく対応しています。また、障害と開発に携わる組織や人材の能力向上を図るために、開発途上国からの研修員の受入れや、社会参加や就労促進を目的とした専門家、JICA海外協力隊の派遣など、幅広い技術協力も行っています。

（こどもへの支援）

こどもについては、一般的に脆弱な立場に置かれやすく、今日、紛争や自然災害などにより、世界各地で多くのこどもたちが苛酷な状況に置かれています。日本は二国間の協力や国際機関を経由した協力など、様々な形でこどもを対象に人道支援や開発協力を行っています。2024年には、国連児童基金（UNICEF）を通じて、アジア、東欧、中東、アフリカ地域などの40か国において、貧困、紛争、気候変動により増大する自然災害などの影響を受けるこどもへの支援を実施しました。

草の根レベルの経済社会開発の取組を支援する草の根・人間の安全保障無償資金協力 注97 では、学校の建設や改修、病院への医療機材の供与、水供給設備の整備などを通じて、こどもたちの生活環境の改善に貢献するプロジェクトを実施しています。

例えばサモアにおいては、老朽化により取り壊された小学校の校舎の再建を支援し、2024年11月にコンクリート造の1階建て校舎を引き渡しました。本協力により、当該小学校に通学する児童らに安全で適切な教育環境を提供し、対象地域の基礎教育の質の向上に寄与することが期待されています。

エルサルバドルで障害を持つこどもたちにスポーツを教えるJICA海外協力隊員（写真：JICA）

大地震による損壊後、日本の支援により建設された校舎で学ぶコスタリカのこどもたち

また、5歳から17歳のこどもの約6.5人に1人が児童労働に従事していると言われる 注98 ネパールでは、日本のNGOを通じて、児童労働の送り出し地域・受入れ地域と言われるマクワンプール郡において、教育とソーシャルワークを通じた児童労働削減事業を行っています（フィリピンにおける貧困家庭のこどもの社会復帰を支援する取組については83ページの「案件紹介」を参照）。

（紛争下にある人々への支援）

紛争下においては、女性や女児のみならず、障害者やこどもを含む社会において困難な立場にある人々が最も影響を受けやすい点も看過できません。紛争や地雷などによる障害者、孤児、寡婦、児童兵を含む元戦闘員に加え、急増するこどもの難民や避難民などの社会的弱者は、紛争の影響を受けやすいにもかかわらず、紛争終了後の復興支援においては対応が遅れ、平和や復興の恩恵を受けにくい現実があります。

こうした観点から、日本は、児童兵の社会復帰や紛争下で最も弱い立場にある児童の保護のため、UNICEFを通じた支援を行っており、例えばパレスチナ・ガザ地区において、こどもたちを対象に心のケアや爆発物危険回避教育を実施し、家族と離れ離れになってしまった際に再会を手助けするための身元確認用のリストバンドを配布しています。また、スーダンにおける新生児ケア、ウクライナにおける学習継続支

注97 145ページの第Ⅴ部2（2）を参照。
注98 「ネパール児童労働報告書2021」（Nepal Child Labour Report 2021） https://www.ilo.org/publications/nepal-child-labour-report-2021

援、中央アフリカにおける元児童兵の支援、南スーダンやソマリアにおける性暴力を受けたこどもや女性の保護等を実施しています。

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）を通じて、難民・避難民の保護活動を行うとともに、その中でも脆弱な立場に置かれやすい人々のニーズに沿った人道支援を実施しています。例えば、ウガンダでは、難民居住地域のこどもたちに対する心理社会的支援を通じて、暴力や虐待、搾取からの保護活動を行っているほか、ウクライナでは、戦火により住む場所を失った高齢者や女性が世帯主となっている世帯等、脆弱な立場におかれる人々に対して、生活物資の提供やシェルター支援、法的支援等を実施しています（紛争の影響を受ける地域での教育支援については77ページの第Ⅲ部3（5）も参照）。

日本が供与したスクールバスで登校するパラオのアイメリーク小学校のこどもたち

用語解説

紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）

2018年ノーベル平和賞受賞者であるデニ・ムクウェゲ医師およびナディア・ムラド氏が中心となって創設した基金。紛争関連の性的暴力によって傷ついた生存者の多くが公式な償いを受けていないという状況を背景に、生存者に対する償いや救済へのアクセスの促進を目的としている。生存者支援や救済のための司法制度の整備に関する啓発活動を行っている。

案件紹介4 マニラ首都圏を含む11地域の児童福祉施設及び自治体における子ども達の支援体制強化プロジェクト

JICA草の根技術協力事業（パートナー型）（2021年3月～2024年3月） フィリピン

困難な状況下のこどもたちの生きる力を育み、社会復帰を支援する

フィリピンは、近年高い経済成長を遂げていますが、貧困率の改善のペースは遅く、多くのこどもたちが弱い立場に置かれています。非行に走り、児童福祉施設や青少年更生施設に入所するこどもも少なくありませんが、施設入所中に社会で生きていく力を十分に身に付けることができず、退所後、再び非行に走ったり、犯罪を繰り返したりするこどももいます。

特定非営利活動法人アクションは、こうしたこどもたちの安定した社会復帰を目指し、「ライフスキル[注1]向上プログラム」や、施設職員（ハウスペアレント）がこどもとの適切な関わりやケアの仕方を学ぶ「ハウスペアレント能力強化研修」を開発しました。これらの取組は、フィリピン政府の協力の下で制度化され、「ライフスキル向上プログラム」はフィリピン全国の青少年更生施設（116か所）で導入されました。受講したこどもの約8割にライフスキルの向上が見られ、「相手の気持ちを考えて行動するようになった。」、「怒りの感情をコントロールできるようになった。」といった研修の効果を実感する感想が寄せられています。また、「ハウスペアレント能力強化研修」では、研修トレーナーを240名育成し、全国で1,000名以上の職員に研修を提供しました。

ハウスペアレント能力強化研修の様子（写真：特定非営利活動法人アクション）

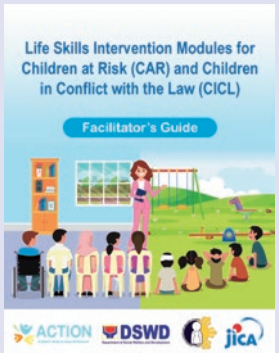

ライフスキルプログラムのタガログ語版テキスト（写真：特定非営利活動法人アクション）

日本国内のこどもたちへの支援活動も実施する同団体は、こうした分野の日本語教材が少ない現状に着目し、本事業の成果を踏まえ、日本の小・中・高校生用に「ライフスキル向上プログラム」教材を作成し、今後、日本国内の児童福祉施設に導入していく予定です。

フィリピンのこどもたちのより良い社会生活を支えながら、活動を通じて得た知見を日本社会にも還元していきます。

注1 WHOはライフスキルを、個人が日常生活の要求や課題に効果的に対処できるようにする、適応的で積極的な行動の能力、と定義している。

女性・平和・安全保障（WPS）の推進に向けた日本の開発協力の取組

南スーダン

特定非営利活動法人Reach Alternatives（REALs）／ジャパン・プラットフォーム（JPF）

ジュバにおけるスーダン危機の影響を受けた難民・帰還民・国内避難民に対する支援物資配布事業

国内避難民キャンプの住民を対象に、女性や女児の健康と人権を保護し、ジェンダーに根差した暴力から守るために必要な物資や、避難下でも尊厳を持った暮らしができるよう、シェルターでの生活に必要な物資を配布。

（写真：©REALs）

ケニア

国連人口基金（UNFPA）

気候変動および災害の影響を受けやすい地域における「性と生殖に関する健康」および「ジェンダーに基づく暴力の防止」に関する持続的なサービスの提供と利用を通じた強靭性の構築

気候変動の影響による干ばつ被害や洪水等の災害被害が深刻な地域で、生命・健康が脅かされている母子、妊産婦等に対し、包括的な性と生殖に関する健康とジェンダーに基づく暴力の予防と対応サービスを提供。

（写真：UNFPA Kenya）

モザンビーク

国際移住機関（IOM）

モザンビーク北部の漁業セクターの強化を通じた、暴力的過激主義に対抗するためのジェンダー問題を包摂したプログラム

武装集団による襲撃の影響を受け、移動を余儀なくされた国内避難民、帰還民、ホストコミュニティに対して、女性とジェンダー平等を重視し、漁業に関連した生計・収入創出の機会を提供。

（写真：IOM）

ウクライナ

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）

ウクライナにおける、地域社会・開発及び平和を構築する観点から、緊急人道ニーズに対する複合的な対応

ジェンダーに基づく暴力の被害者を含む、脆弱な避難民や戦争の影響を受けた個人およびコミュニティに対して、より良い保護を提供するための能力強化、研修、啓発等の実施。

（写真：UNHCR）

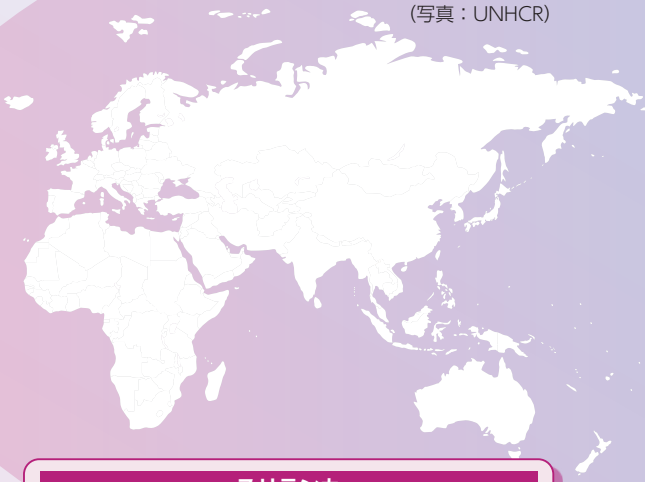

スリランカ

JICA

起業とビジネス、リーダーシップ及びネットワークの強化を通じた女性の経済的エンパワメント促進プロジェクト

小規模ビジネスを営む女性を対象としたビジネス・スキルの研修、ニーズに応じたサービスや商品の開発、販路拡大のためのビジネスパートナーとの連携などのパイロット活動の実施とモデルの構築、女性省の実施能力強化を支援。

（写真：JICA）

日本は、平和な国際社会の構築への一層の貢献を目指して、WPSを推進しています。ここでは、日本の取組の一部を紹介します（WPSについては81ページの第Ⅲ部3（6）を参照）。

＊本記事では、第3次WPSに関する行動計画（2023-2028年度）の行動計画構成（5本柱）のうち、国際協力の取組に該当する次の3つの柱に即して、紹介しています。

Ⅰ.女性の参画とジェンダー視点に立った平和構築の促進　**Ⅱ.性的暴力およびジェンダーに基づく暴力の防止と対応**　**Ⅲ.防災・災害対応と気候変動への取組**

イラク

紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）

紛争関連暴力被害者に対する暫定的救済措置プロジェクト

「イラクとレバントのイスラム国（ISIL）」から紛争関連の性的暴力被害を受けたイラクの宗教的・民族的少数派であるヤジディ教徒に対して、生活支援や医療、教育、心理的サポート等の暫定的な救済措置の策定と実施を支援。

（写真：©Katie van der Werf / GSF）

パナマ、コスタリカ、ホンジュラス

国連女性機関（UN Women）

中米移民危機における女性のリーダーシップ、エンパワーメント、アクセスと保護

移民女性と受入れコミュニティの女性等の能力強化を支援するとともに、暴力を受けた女性の保護や心理的・法的支援を始めとするジェンダーに基づく暴力への対応・対策を支援。

グアテマラ

JICA

女性起業家の能力向上支援アドバイザー

貧困地域に住む女性、女性グループおよび大統領夫人社会事業庁を対象に、起業家となるための基礎知識、技術指導、財務管理研修等の実施を通して、女性起業家の生活改善および収入向上を図る。

（写真：JICA）

アジア・大洋州・中南米

JICA

ジェンダーと多様性からの災害リスク削減・気候変動

開発途上国の防災や男女共同参画に関わる行政官、市民団体などを対象に、ジェンダーや多様な人々の視点や参加に留意した災害対応に関する課題別研修を2016年から実施。

（ウガンダ、コロンビア、スリランカ、チリ、パプアニューギニア、東ティモール、フィジー、ブラジル、ボリビア、メキシコ（2023年度参加国））

（写真：アイ・シー・ネット株式会社）

(7) 文化・スポーツ

国を象徴するような文化遺産は、観光資源として開発が進めば、地域での雇用創出につながるなど、周辺住民の生活向上に有効に活用できます。国外からの観光客を魅了するような文化遺産は、自国経済の重要な外貨獲得源にもなり得ます。一方、資金や機材、技術などの不足から、存続の危機に晒(さら)されている文化遺産も多く存在し、このような文化遺産を守るための支援が必要とされています。世界的に価値のある建造物などを人類共通の遺産として保護する国際的枠組みである世界遺産条約 注99 では、遺産の保護とそのための国際協力は国際社会全体の義務であるとされており、こうした開発途上国の貴重な文化遺産を始めとする文化の保護・振興は、対象国のみならず、国際社会全体が取り組むべき課題でもあります。

また、スポーツは国民の健康の維持・増進に寄与するだけでなく、「人間の安全保障」を推進するための「人への投資」として重要な教育の一手段としても位置付けられます。相手を尊重する気持ちや他者との相互理解の精神、規範意識を育むことにも貢献するとともに、スポーツの持つ影響力やポジティブな力は、開発途上国に開発・発展の「きっかけ」を与える役割を果たします。

日本の取組

日本は、文化無償資金協力解説を通じて、1975年から、開発途上国の文化（スポーツを含む）・高等教育の振興、文化遺産の保全などのための支援を実施しています。文化無償資金協力によって整備された施設は、日本に関する情報発信や日本との文化交流の拠点にもなり、日本に対する理解を深め、親日感情を培う効果があります。2024年には、日本語教育を含む教育分野、文化遺産保存分野、スポーツ分野への支援を含む17件の文化無償資金協力を実施しました。

また、日本は、国連教育科学文化機関（UNESCO）に設置した日本信託基金などを通じて、文化遺産の保存・修復を支援しています。2024年度は約5億円を拠出し、文化遺産保存分野の事業を複数実施しています。特に開発途上国の人材育成・能力構築に力を入れており、将来、自らの手で自国の文化遺産を守っていけるよう、日本人専門家を中心とした専門家の派遣や、ワークショップの開催などを通じて、保存・修復の技術や知識の移転に努めています。加えて、防災や気候変動への対応など、今日の文化遺産が直面する問題に対応した、複合的な支援を積極的に実施しています。さらに、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、口承伝承（語り伝え）などの無形文化遺産についても、同じく日本信託基金を通じて、継承者の育成や記録保存、保護のための体制作りなどを支援しています。

ほかにも、アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業として、アジア太平洋地域から文化遺産保護に携わる若手専門家を招き、文化遺産保護の能力向上を目的とした研修事業を実施しています。木造建築物の保存・修復と考古遺跡の調査記録についての研修を隔年で行っているほか、2024年はラオスの文化遺産保護に携わる専門家を対象に、デジタル技術を用いた考古遺物の記録、保存および活用に関する研修をオンライン形式で実施しました。

スポーツ分野では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運を高めるべく2014年から開始された国際貢献策「スポーツ・フォー・トゥモロー」 注100 を、同大会終了後も継承しています。本事業は、スポーツを通じた国際交流・協力により、日本の存在感を示す取組を発展的に実施していくとともに、日本の強みをいかしたスポーツ分野の国際協力事業を通じてSDGsにも貢献することを目指していま

カメルーンにおいて、こどもたちにラグビーを教えるJICA海外協力隊員（写真：JICA）

注99 正式名称は「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」。文化遺産や自然遺産を人類全体のための遺産として損傷、破壊などの脅威から保護し、保存していくために、国際的な協力および援助の体制を確立することを目的とした条約。1972年の国連教育科学文化機関（UNESCO）総会で採択され、1975年に発効、日本は1992年に締結している。

注100 スポーツ・フォー・トゥモローホームページ　https://www.sport4tomorrow.jpnsport.go.jp/jp/

す。2024年は、スポーツ分野において173人のJICA海外協力隊員を開発途上国に派遣しました。このほか、スポーツ関連設備や器材の提供、指導者や選手の派遣および招聘、スポーツ分野での技術協力・日本文化紹介・人材育成といった事業を展開しています 注101。

用語解説

文化無償資金協力

開発途上国における文化（スポーツを含む）・高等教育振興、および文化遺産保全に使用される資機材の購入や施設の整備を支援することを通じて、開発途上国の文化・教育の発展および日本とこれらの諸国との文化交流を促進し、友好関係および相互理解の増進を図るための無償資金協力。開発途上国の政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」と、NGOや地方公共団体などを対象として小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の2つの枠組みがある。

案件紹介 5 マナビ県における博物館免震機材整備計画

一般文化無償資金協力（2022年4月～2024年3月）

エクアドル

日本の防災技術を活用した文化財の保護

エクアドルには、古代アンデスの歴史を伝える多様かつ貴重な文化遺産が多く存在しています。エクアドル政府は近年、これら遺産の保存の重要性を再認識し、国立博物館の再編を積極的に進めるなど、市民参加型の文化財保護への理解を推進しています。

一方で、同国は地震多発国であり、2016年にはマグニチュード7.8の地震に襲われました。その被害は文化財にも及び、震源地近くの博物館では免震対策がなく、展示ケースが転倒して大破したほか、展示物が落下して破損するなど、甚大な被害が発生しました。

マンタ国立博物館・文化センターで展示品の説明を受けるノボア・エクアドル大統領（右奥）（写真：JICA）

日本は地震直後から、文化財の被害状況を調査する専門家を派遣し、その後も、エクアドルの技術者を日本に招き、日本で蓄積された文化財防災の取組を紹介するなど、文化財の損害予防に向けた支援を行ってきました。

本事業では、2016年の地震で被災したマンタ国立博物館・文化センターおよびオハス・ハボンシーリョ考古学博物館に対して、日本の防災技術を活用した免震展示ケースや免震機能付き移動棚の整備を支援しました。この支援により、これまで十分な免震対策がとられていなかった文化財1,726点の破損リスクが大幅に軽減される見込みです。

マンタ国立博物館・文化センターで、日本政府から供与された免震構造のショーケースに展示された文化遺産を眺める来館者（写真：エクアドル文化遺産省）

整備機材の供与式に出席したノボア・エクアドル大統領からは、同国初となる免震構造の展示機材が設置されたことは重要なマイルストーンであり、文化財の保護だけでなく、将来の世代による歴史理解の促進にも貢献するものとして、日本に対する感謝の言葉が寄せられました。

注101 外務省によるスポーツ外交の取組　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/hito/sports/index.html

開発協力トピックス 2

未来サミット
～持続可能な開発のための2030アジェンダ達成と未来の世代に向けた「未来のための約束」～

2025年に国連は創設80周年を迎えますが、国際社会は、貧困や気候変動、感染症を始めとする複合的危機に直面しています。持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、さらなる進捗への取組を実施していくことが必要であり、国際社会は、分断と対立を乗り越え、一層協調し、諸課題に取り組まなければなりません。

2020年9月、国連創設75周年記念宣言において、国連加盟国はグローバル・ガバナンスの強化を誓うとともに、国連事務総長に対し、諸課題に対応するための提案を報告するよう要請しました。これを受け、2021年9月、国連事務総長から、未来サミットの開催の提案を含む包括的な提言「我々のコモンアジェンダ（Our Common Agenda）」が提出され、2023年9月に開催された未来サミット閣僚級準備会合に、上川外務大臣（当時）が出席しました。

2024年9月22日・23日、第79回国連総会において、国連に対する信頼を回復し、国際協調により、SDGsの達成や新たな課題に効果的に対応すべく、未来サミットが開催されました。同サミットでは、現在と未来の世代のニーズと利益を守るため、「持続可能な開発および開発資金」、「国際の平和と安全」、「科学技術・イノベーションおよびデジタル協力」、「若者（ユース）および未来世代」、「グローバル・ガバナンスの変革」の5つの章の下、56の行動をとることを表明した成果文書「未来のための約束（The Pact for the Future）」が採択されました。特に、開発の文脈では、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」[注1]を実施し、SDGsを達成し、誰一人取り残さないために、大胆で、野心的で、加速された、公正で変革的な行動をとること、貧困を撲滅し、信頼と社会的結束を強化するため人への投資を行うこと、ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントをSDGs全体の進捗に対する重要な貢献として実現することなどが記載されました。

また、未来サミットにおいて、岸田総理大臣（当時）は、平和で自由で豊かな世界の未来に向けて、「法の支配」、「人間の尊厳」、「人への投資」、「核軍縮・不拡散」および「国連安全保障理事会（安保理）改革」の重要性を強調し、国際社会が責任を共有し、多国間主義の下に結集するよう呼びかけました。

地球規模課題に効果的に対処するためには、安保理改革を含む国連の機能強化とグローバル・ガバナンス改革が急務です。日本は、今後数十年を見据え、国連を中核に置いた強く実効的な多国間主義を強化する機会として、法の支配を推進し、人間の安全保障の理念の下、人道・開発・平和の連携（HDPネクサス）に留意しつつ、全ての国際協力の出発点である「人間の尊厳」、そして「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の「誰一人取り残さない」との精神の達成に向け、開発協力を推進していきます。また、国際社会と協調しつつ、SDGsの包括的な達成およびそれ以降に向けた取組に積極的に貢献していきます。

注1　36ページの用語解説を参照。

未来サミットで演説する岸田総理大臣（当時）（写真：内閣広報室）

未来サミット閣僚級準備会合で演説する上川外務大臣（当時）

第Ⅳ部

地域別の取組

1 東アジア地域 | 90
2 南西アジア地域 | 95
3 大洋州地域 | 98
4 中南米地域 | 101
5 欧州地域 | 106
6 中央アジア・コーカサス地域 | 111
7 中東・北アフリカ地域 | 113
8 アフリカ地域 | 117

ボリビアの日系人が多く暮らすオキナワ移住地において、大豆の生育調査を同僚の農業技師と行うJICA海外協力隊員（写真：JICA）

1 東アジア地域

東アジア地域には、カンボジアやラオスなどの後発開発途上国（LDCs）注1、インドネシアやフィリピン、ベトナムのように著しい経済成長を遂げつつも国内に様々な問題を抱えている国など多様な経済事情を抱える国々が存在します。

インド太平洋地域の中心に位置するこれらの国々の安定と発展は、日本の安全保障と経済的繁栄に直結しています。こうした考えに立ち、日本は、東アジア諸国の多様な経済社会の状況や、開発事業のニーズの変化に対応しながら、開発協力を行っています。

日本の取組

日本は、「質の高いインフラ投資」注2を通じた経済社会基盤整備、制度や人づくりへの協力、貿易の振興や民間投資の活性化など、ODAと貿易・投資を連携させた開発協力を進めることで、この地域の目覚ましい経済成長に貢献してきました。近年は、基本的な価値を共有しながら、域内の開かれた協力・統合をより深めていくこと、青少年交流、文化交流、日本語普及事業などを通じた相互理解を推進し、地域の安定を確かなものとして維持していくことを目標としています。アジアを「開かれた成長センター」とするため、日本は、この地域の成長する力を強化し、それぞれの国内需要を拡大するための協力を行っています。

■東南アジアへの支援

ASEAN諸国注3は、その多くが「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の要であるとともに、2023年10月時点で日系企業の事業所数が約1万5,800にのぼるなど経済的な結び付きも強く、政治・経済の両面で日本にとって極めて重要な地域です。ASEANは、「ASEAN共同体ビジョン2025」を発表（2015年）し、域内の連結性強化や格差是正を通じた共同体のさらなる統合に取り組んでいます。また、「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」解説（2019年）には、ASEANの行動原理として開放性、透明性、包摂性等の諸原則が掲げられており、2020年11月の日ASEAN首脳会議では「AOIP協力についての第23回日ASEAN首脳会議共同声明」を発出し、AOIPとFOIPが本質的な原則を共有していることを確認するとともに、AOIPに記載された4分野（海洋協力、連結性、持続可能な開発目標（SDGs）、経済等）における実質的な協力およびシナジーの強化を通じて日ASEAN戦略的パートナーシップを一層強化することで一致しました。日本ASEAN友好協力50周年の歴史的節目を迎えた2023年には、9月の日ASEAN首脳会議において、日ASEAN包括的戦略的パートナーシップ（CSP）が立ち上げられ、また、12月の日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議では、新たな協力のビジョンを示す「日ASEAN友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント」と、130にのぼる具体的な協力項目を示す「実施計画」が採択されました。

フィリピン・ミンダナオ島のバンサモロ自治地域において、地元関係者と活発な意見交換を行うJICA専門家（写真：バンサモロ暫定自治政府 農業・漁業・農地改革省）

日本は、ASEANの取組を踏まえて、インフラ整備、法の支配、海上の安全、防災、保健・医療、平和構築などの様々な分野におけるODAを実施しています。また、開発分野において、民間や開発金融機関の資金力を活用する重要性が増していることも踏まえ、2023年12月の日ASEAN特別首脳会議においては、

注1 35ページの用語解説を参照。
注2 43ページの第III部1（3）を参照。
注3 ASEAN構成国は、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの10か国。

共創による課題解決のための官民連携の新たな取組として、ASEAN地域に官民合わせて5年間で350億ドルの資金を動員することを目指す方針を示しました。2024年は、カンボジアでのオファー型協力推進に向けた官民ラウンドテーブル会議を開催するなど、民間企業を始めとする様々な主体と連携しながら協力を進めるべく取り組んでいます。

連結性の強化に関しては、日本は、ASEAN域内における物理的、制度的、人と人の3つの分野での連結性強化を目指した「ASEAN連結性マスタープラン2025」解説に基づく協力を推進しており、2019年には、ASEAN一体性・中心性の強化を後押しするため、日ASEAN技術協力協定に署名しました。同協定に基づき、2023年度までにサイバーセキュリティ（詳細は41ページの第Ⅲ部1（2）を参照）、海洋プラスチックごみ対策、国際公法、犯罪者処遇、災害医療管理、フードバリューチェーン 注4 開発、地場産業振興、税関行政、感染症対策などに関する人材育成や研修を実施しました。また、2023年9月に発表した連結性強化の取組をハード・ソフトの両面で一層推進する「日ASEAN包括的連結性イニシアティブ」の下での具体的な取組としては、マニラ首都圏地下鉄やジャカルタ都市高速鉄道などのインフラプロジェクトや、日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）を通じたデジタル・コネクティビティ分野での能力強化支援を推進しました。さらに、大阪・関西万博への研修員の受入れの実施に向け調整を進めるなど、人・知の連結性強化につながる協力も実施しています。

インフラ整備に関しては、日本は、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」と東南アジア諸国に対するこれまでの実績も踏まえ、「質の高いインフラ投資」の普及に努めています。例えば、日本は、2017年から、マニラ首都圏の輸送需要の増加に応え、深刻な交通渋滞や、大気汚染、気候変動の緩和も図ることを目指して、フィリピンで初めてとなるマニラ圏の地下鉄整備を進めています。また、フィリピン政府が鉄道の運営・維持管理に関わる人材育成を行うフィリピン鉄道訓練センター（PRI）の設立を決定したことを受けて、日本は、PRIの整備、シミュレーターなどの研修機材の供与、組織運営・能力強化支援も実施しています。2024年3月には、マニラ首都圏とルソン島中北部を直接結ぶ主要幹線道路であるダルトン峠のバイパス道路の整備に関する新たな資金協力を決定しました。災害に強く走行性に優れた代替道路が建設されることで、ルソン島中北部とマニラ首都圏間のアクセスが改善され、それにより連結性が強化され、フィリピン経済の活性化に貢献することが期待されます。このように、日本は、フィリピンの「質の高いインフラ」の実現に向け、有償資金協力、無償資金協力、技術協力を戦略的に組み合わせたODAを行っています。

フィリピンの有償資金協力「パッシグ・マリキナ川河川改修計画」の様子。日本は長年にわたり、地域の洪水対策に貢献している。（写真：JICA）

防災分野に関しては、2009年以降、日・ASEAN統合基金（JAIF）注5により、ASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）に対して、ASEAN緊急災害ロジスティックシステム（DELSA）の構築、ASEAN緊急対応評価チーム（ERAT）の能力構築、AHAセンター幹部研修コース・緊急防災リーダーシップ事業（ACE-LEDMP）などを通じたASEANにおける防災・災害対応能力の強化に引き続き取り組んでいます。

保健分野については、日本は、ASEAN感染症対策センターの設立のため、2020年、JAIFに約55億円（5,000万ドル）を拠出するなど、同センターの設立を全面的に支援しており、ASEAN地域における公衆衛生緊急事態への対応や新たな感染症対策の予防・検知・対応能力の強化に貢献しています。そのほか、東ティモールでは、国立病院の施設や機材の整備、地域の保健センターで基礎的緊急産科新生児ケア施設を整

注4 29ページの注2を参照。

注5 ASEAN共同体の設立を目指し、域内格差の是正を中心に統合を進めるASEANの努力を支援するため、2006年に設置された基金。日本は、2005年の日ASEAN首脳会議において総額75億円（約7,010万ドル）を拠出することを表明し、その後、2013年に「JAIF2.0」に総額1億ドルを拠出した。2019年、2020年、2021年および2022年にも「JAIF2.0」に追加拠出をしている。

備することにより、母子保健の状況改善を含む医療体制の整備に貢献しています。

東ティモールの地方部において整備された出張出生登録制度により登録を終えた家族（写真：JICA）

人材育成分野に関しては、2018年の日ASEAN首脳会議で表明した「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」に基づき、2019年から5年間で、人工知能（AI）などのデジタル分野を含め、8万人規模の人材を育成することとしています。また、タイでは、日本独自の教育システムである「高専（高等専門学校）教育」を取り入れた高専2校の設立を支援し、日本と同水準の高専教育を提供することにより、イノベーションを担うエンジニアの育成を図る協力を実施しています。現在、対象の2校の高専で5学科が運営されており、2024年3月には第1期（24人）の卒業生を輩出しました。加えて、日本は、ASEANを含むアジア諸国との間で、日本の大学院への留学、日本企業でのインターンシップなどを通じ、高度人材の環流を支援し、日本を含むアジア全体のイノベーションを促進するための「イノベーティブ・アジア」事業を行っており、2017年度から2021年度までの5年間にわたりアジア全体から長期・短期合わせて908人の受入れを行いました。また、日本とシンガポールが協力して、第三国に対する技術協力を行うプログラムである「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（Japan-Singapore Partnership Programme for the 21st Century：JSPP21）」では、2023年度は（i）連結性、（ii）海洋協力、（iii）都市ガバナンス及びスマート・イニシアティブ、（iv）経済発展、（v）強靭性の構築を協力の重点分野として、両国が共同で研修を実施しました。そのほか、日本の技術・知見の横展開を図る取組として、インドネシアの都市高速鉄道（Mass Rapid Transit：MRT）南北線の、フェーズ1で日本の技術・知見を十分蓄積したMRT運営会社が、ホーチミン、ダッカなど他国のMRT運営会社の能力強化のための研修などを実施しています。

また、東ASEAN成長地域（BIMP-EAGA）注6に対して、日本は経済協力、投資セミナー開催、招聘事業や「BIMP-EAGA+日本」対話の実施などに取り組んでいます。インドネシアに対しては、海洋・離島開発協力の一環で地方漁港・市場の整備を行ってきており、2022年からは、日本のODAで整備されたパプア州のビアク島の漁港で水揚げされたまぐろが日本に輸出されています。また、2023年からは、その他の離島であるサバン（アチェ州）、モロタイ（北マルク州）、モア（マルク州）、サウムラキ（マルク州）の漁港および市場の整備が行われました。

ASEAN諸国の中でも特に潜在力に富むメコン地域注7に関しては、2024年7月、日・メコン外相会議が開催され、これまでの日メコン協力方針である「東京戦略2018」注8を引き継ぐものとして、「日メコン協力戦略2024」を採択し、（i）ポスト・コロナにおける強靭で連結された社会および持続可能な都市化、（ii）デジタル化、（iii）非伝統的安全保障問題への積極的対応の3つの柱に基づく日・メコン協力プロジェクトを着実に実施していくことを決定しました。

日本は、メコン地域の経済成長に欠かせない連結性強化を重視しており、カンボジアのシハヌークビル港開発や首都プノンペンとタイ国境を結ぶ国道五号線の改修、ラオスのビエンチャン国際空港の整備や国境を越えた売電を促進する「モンスーン風力発電事業」、ベトナムのホーチミン市都市鉄道の建設、タイのバンコク都市鉄道（レッドライン）の整備など、「東京戦略2018」の下での事業を着実に実施してきました。

カンボジアについては、2024年7月、上川外務大臣（当時）の訪問時に、「3つの新たなアプローチ」として、社会基盤整備、海の連結性、地雷分野において、人材育成と日本の技術の活用に重点を置き、カンボジアの発展の持続性強化とさらなる社会的価値の共創に向けた協力を推進することを発表し、これらの協

注6 1994年、インドネシア、フィリピン、ブルネイ、マレーシアによって当該4か国の開発途上地域の経済成長のため設立された地域枠組み。
注7 カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオスの5か国に及ぶ地域。
注8 2018年の第10回日メコン首脳会議（東京）で採択された。日本の日メコン協力の方向性を示す。

力を進めています。

タイについては、2024年7月、高村外務大臣政務官（当時）が往訪し、「包括的戦略的パートナー」であるタイと、各種協力を進めていくことを確認するとともに、バンコク都市鉄道などを視察しました。

タイに対する円借款により整備された都市鉄道レッドラインおよびバンスー中央駅を視察する高村外務大臣政務官（当時）（写真右）

2025年にASEAN議長国を務めるマレーシアについては、2012年からマレーシア日本国際工科院への支援を行っており、ASEAN地域への高い生産性と競争力を有する人材の輩出に貢献しています。円借款事業や技術協力プロジェクトによる教育研究機材の整備や日本型工学教育の導入を実施したほか、JICA海外協力隊としての日本語教師の派遣や、日本の産業界や大学との連携強化も支援中です。

■ミャンマーへの支援

ミャンマーについては、2021年2月に発生したクーデター以降、日本政府はミャンマー国軍に対し、(i) 暴力の即時停止、(ii) アウン・サン・スー・チー国家最高顧問を含む被拘束者の解放、(iii) 民主的な政治体制の早期回復、について具体的な行動をとるように一貫して求めてきています。また、現下のミャンマー情勢に鑑み、国軍が主導する体制との間で新規の二国間ODAは行わないこととしています。

一方で、ミャンマーの人道状況は悪化の一途にあり、人道支援は喫緊の課題となっています。2023年12月の国連人道問題調整事務所（OCHA）が発表した2024年ミャンマー人道対応計画によれば、依然として600万人のこどもを含む1,860万人が何らかの人道支援を必要としています。このため、2024年3月には、複数の国際機関やNGOなどを通じて、クーデターの影響を受けた人々に対する食料や医薬品配布、水・衛生インフラ、妊婦・乳幼児向け栄養改善、医療サービス、教育アクセス、人身売買被害者女性支援、薬物対策・更生支援などのための追加的なODA事業の実施を決定しました。これらの事業は、ミャンマー国内のみならず、隣国タイにおいても実施されています。日本は、ミャンマーの人々に直接裨益（ひえき）する、国際機関やNGOなどを経由した人道支援を積極的に行っており、クーデター以降これまでに合計1億5,200万ドル以上の人道支援を実施しています。また、2024年には、日本のNGOが実施する人道支援活動のため、ジャパン・プラットフォーム（JPF）注9を通じてミャンマーおよびタイにおける緊急人道支援および中期的開発への移行に根ざした事業が実施されています。今後もミャンマー側に対し、安全で阻害されない人道アクセスを認めるよう強く求めていくとともに、現地の状況と人道上の必要性・緊急性を踏まえ、国際機関やNGOなどと連携しながら、ミャンマーの人々に届く人道支援を、引き続き積極的に行っていきます。

用語解説

インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP：ASEAN Outlook on the Indo-Pacific）
インド太平洋におけるより緊密な協力のためのビジョンを創り出し、ASEANを中心とした地域枠組みを強化するイニシアティブ。新たなメカニズムの創設や既存のメカニズムの置き換えを目的とするものではなく、現在および将来の地域と世界に発生する課題により良く対処するため、ASEAN共同体の構築プロセスを強化することを意図したもの。日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」と本質的な原則を共有している。

ASEAN連結性マスタープラン2025（MPAC 2025：Master Plan on ASEAN Connectivity 2025）
「連結性マスタープラン」（2010年採択）の後継文書として、2016年のASEAN首脳会議にて採択された、ASEAN連結性強化のための行動計画。「ASEAN2025：共に前進する」（2015年採択）の一部と位置付けられている。同文書は、「持続可能なインフラ」、「デジタル・イノベーション」、「シームレスなロジスティクス」、「制度改革」、「人の流動性」を大戦略としており、それぞれの戦略の下に重点イニシアティブが提示されている。

注9 137ページの用語解説を参照。

案件紹介 6

プノンペンにおける総合交通管理計画及び交通管制センター運営維持管理の能力改善プロジェクト

技術協力（2021年12月～2025年2月）

カンボジア

一般公募

安全で快適な都市交通の実現のための信号システム整備

カンボジアの首都プノンペンでは、著しい経済成長を背景に都市化が進む一方で、交通量が増加して渋滞が常態化し、交通事故による死者数も増加しています。その背景として、信号機等の機器自体は設置されているものの、各交差点の信号機と制御システムが統合的に運用されておらず、交通量と無関係に信号の表示が変わるなど、交通状況改善の妨げになっていました。

このような課題解決に向け、日本はこれまで無償資金協力を通じて、交差点信号機と交通管制センター（TCC）の整備を行ってきており、今後もさらなる交通量の増大が予測される中、施設資機材の持続的な維持管理と一層の有効活用が求められていました。

交通管制センター（TCC）スタッフとJICA専門家による信号機器の設置作業の様子（写真：株式会社メッツ研究所）

本事業では、TCC職員が自ら適切に交通管制システムを保守管理し、適時に交通情報を収集・分析して交通を管理できるように様々な技術移転が行われています。また、利用者を対象に市内の複数の交差点において、信号設置（Engineering）、交通安全教育（Education）、交通取締（Enforcement）の「3Es」から成る交通安全キャンペーンを実施しています。こうした取組を通じてTCCのパリネット主任は、「プノンペン都民の交通管理に関する意識が変わった。この交通管制システムを使ってプノンペンのより良い発展に貢献したい。」と話しています。

信号設置（Engineering）、交通安全教育（Education）、交通取締（Enforcement）の「3Es」を取り入れた交通安全キャンペーンの様子（写真：株式会社メッツ研究所／株式会社国際開発センター）

プノンペン都に暮らす約228万人が、渋滞や事故に悩まされずに安心して仕事や学校に通い、社会経済活動を営めることを目的として、これまで日本の技術と知見に根差して続けられてきた両国の協力の成果が、大きく実を結ぼうとしています。

2 南西アジア地域

南西アジア地域は、域内で約18億人の人口を有し、近年高い経済成長率を維持していることから、日本企業にとって魅力的な市場・生産拠点であり、投資先としても注目を集めています。また、同地域は、日本と中東・アフリカ地域を結ぶシーレーン上の要衝に位置しており、戦略的にも重要な地域です。

一方、南西アジア地域には、インフラ整備、初等教育制度や保健・医療制度の整備、法制度整備、自然災害への対応、民主主義の定着、環境・気候変動対策など、依然として多くの開発課題が存在しています。特に貧困については、世界の貧困層の約3分の1が同地域に住んでいると言われており[注10]、貧困の削減が大きな課題となっています。

日本は、南西アジア各国との間に伝統的な友好関係を有しており、長年にわたり同地域の最大のパートナーとして支援を実施してきています。同地域の有する経済的な潜在力をいかしながら経済社会開発や、民主化・民主主義の定着、平和構築、自然災害に対する緊急人道支援・復旧に向けた支援など、多岐にわたる支援を行っています。

日本の取組

近年目覚ましい経済成長を遂げるインドとの開発協力は「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」[注11]の重要な構成要素であり、日印双方の強みを持ち寄り、新たな価値を共創することを通じ社会的課題の解決を図ることで、日印双方の利益に資するような開発協力を推進しています。その一方で、インドは全開発途上国の貧困人口の約2割を抱えるなど、世界的なSDGsの達成の観点からも経済社会開発の必要性が依然として非常に大きいことを踏まえ、インドの包摂的かつ持続可能な経済成長の実現を後押ししています。

2024年には、連結性向上に資する道路や橋梁（りょう）、貨物専用鉄道の建設、保健医療体制の強化に資する医科大学病院の建設、インド南部の起業家や中小零細企業に対する支援、インド北部の山岳地帯における都市上水道整備、気候変動対策のための森林・生物多様性保全、園芸作物の多様化支援等の円借款に関する書簡を交換し、インド政府のSDGs達成に向けた取組を包括的に支援しています。また、「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設計画」については、7月に行われた日印外相会談において、日・インドの旗艦プロジェクトとして引き続き推進していくことを両国間で確認しました。このほか、2024年3月、上川外務大臣（当時）は、ジャイシャンカル外務大臣との間で、日印両国の強みをいかした形で第三国の発展を共に支えていくべく、新たに日印関係者間で開発分野での第三国協力に係る協議の場を設けることで合意し、インドとの間で新たな協力関係を築いています。

日本の有償資金協力を通じて整備されたインドのムンバイ・メトロ3号線の車両基地の様子（写真：Mumbai Metro Rail Corporation Limited）

近年発展が目覚ましく、日本企業の進出も増加している伝統的な友好国バングラデシュとの間では、2023年4月のハシナ首相（当時）の訪日の機会に、両国間の「包括的パートナーシップ」が「戦略的パートナーシップ」に格上げされました。日本は、本パートナーシップと、(i) 経済インフラの開発、(ii) 投資環境の改善、(iii) 連結性の向上を3本柱とする「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）」構想の下、2023年3月に岸田総理大臣（当時）が発表した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」のための新たなプランに

注10 国連開発計画（UNDP）ホームページ（ただし、同ホームページの南アジアにはアフガニスタンが含まれている）
https://hdr.undp.org/content/2023-global-multidimensional-poverty-index-mpi#/indicies/MPI

注11 日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ　https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page3_001508.html

おいて、多層的な連結性に資する具体例として挙げられた、インド北東部とバングラデシュなどを一体の経済圏と捉え、地域全体の成長を促すためのベンガル湾からインド北東部をつなぐ産業バリューチェーンの構築への貢献も念頭に、マタバリ深海港、ダッカメトロ（MRT）、ダッカ国際空港第三ターミナル、経済特区の開発等の協力を進めています。2026年に後発開発途上国（LDCs）からの卒業を控えているバングラデシュでは、順調な経済成長を持続・加速化していく上で、産業多角化の促進や急激な都市化への対応等、様々な課題に直面しています。このため、日本は、バングラデシュに対し、若手行政官の人材育成などのための無償資金協力も実施しています。

また、日本はバングラデシュに対する人道支援も続けています。2017年にミャンマー・ラカイン州から大量流入した避難民について、日本はバングラデシュ政府の受入れ取組を後押しするため、国連世界食糧計画（WFP）や国際移住機関（IOM）などの国際機関と連携し、コックスバザール県の避難民キャンプやホストコミュニティに加え、他国に先駆けて支援を始めたバシャンチャール島においても、人間の安全保障分野を中心とした支援を継続しています。避難民およびホストコミュニティ支援では、日本NGO連携無償資金協力やジャパン・プラットフォーム（JPF）[注12]による日本のNGOを通じたきめ細やかな協力も行われています。

こうした多様な主体と連携した人道支援は緊急を要する場面でもいかされており、2024年8月末にバングラデシュ南東部を中心に発生した洪水被害に対し、日本は9月に国連児童基金（UNICEF）および国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）を通じた、水・衛生および一時的避難施設等の分野における合計100万ドルの緊急無償資金協力を決定しました。また、JPFを通じた日本のNGOによる3億円の支援も決定されました。

アジアと中東・アフリカをつなぐシーレーン上の要衝に位置するスリランカは、伝統的な親日国であり、日本はFOIPの実現に向けて、連結性強化や海洋分野などで同国との協力強化を進めてきています。また、日本は、過去の紛争の影響で開発の遅れている地域を対象に、女性世帯、国内避難民となり私財を失った女性たちを含む人々の生計向上や、漁業・農業分野を中心とした産業育成・人材育成などの協力、および災害対策や海上油流出事故への対応能力の向上などへの支援を行っています。さらに、2022年の経済危機発生以降の危機的な状況を受けて、日本は、スリランカのニーズに寄り添う形で、食料、保健等の緊急人道支援を行ってきたほか、汚職・腐敗防止に関する政策の策定支援を始めとするガバナンスの強化に対する支援も行っています。

2022年4月にスリランカ政府が対外債務の一時的支払い停止の宣言をしたことを受けて、日本は債権国会合の共同議長として、スリランカの債務再編の取組を強力に後押ししてきました。2024年7月、債権国メンバーとスリランカ間で債務再編に関する覚書の署名が完了し、また、日本とスリランカとの間の二国間合意の迅速な締結に向けたスリランカ政府の意思が確認されたことを受け、日本は一時停止してきた円借款案件に係る貸付実行等を再開することを決定しました。日本は、スリランカの持続的な発展、成長に一層貢献していきます。

モルディブは、スリランカ同様、インド洋シーレーンの要衝に位置する伝統的な親日国であり、日本は、FOIPの実現に向けて同国との協力強化を進めています。2024年には、島嶼国ゆえの治安の脆弱性を抱える同国に対して、税関の監視能力を強化するための監視艇や関連の機材に係る無償資金協力を供与しました。また、国土の80％が海抜1m以下の低平で面積の小さい島々から構成され、洪水等の自然災害が多発しているモルディブが迅速に災害復旧作業を行えるよう、排水ポンプや消防車等を供与したほか、モルディブ国民が緊急時に詳細な防災情報を適時得られるよう、現在実施中の日本方式による地上デジタルテレビ放送網の整備に際し、物価変動等の影響を受けた資金不足解消のために追加的に無償資金協力を供与しました。

パキスタンは、世界第5位の人口を擁し、アジアと中東の接点に位置するという地政学的重要性を有するとともに、テロ撲滅に向けた国際社会の取組において重要な役割を担っており、同国の安定的な発展は周辺地域、ひいては国際社会全体の平和と安定の観点からも重要です。日本は、自然災害による被害を頻繁に受けているパキスタンの気象現象を監視する能力を強化

注12 137ページの用語解説を参照。

したり、気象・洪水情報や予警報の精度を向上できるよう、支援を続けているほか、母子保健・医療体制の強化にも貢献しています。そのほか、2024年にも、野生株ポリオウイルスが常在する同国のポリオ撲滅に向けたワクチン接種を支援するための無償資金協力を供与したほか、若手行政官の人材育成を支援する無償資金協力を供与しました。

ネパール初の山岳交通道路トンネルとなるナグドゥンガ・トンネル本坑の貫通式の様子

伝統的な親日国であるネパールの民主主義の定着、安定と繁栄は、日本にとって、政治的・経済的に重要な南西アジア地域全体の安定を確保する上でも重要です。ネパールが2026年のLDC卒業を目指す中、日本は持続可能な経済発展の実現を後押ししており、これまで、橋、病院などの公共インフラ施設や、住宅や学校などの改修や再建を支援しています。加えて、同国政府の災害リスク削減に係る能力強化や、建築基準にのっとった建物の普及などに係る各種技術協力を実施しています。2024年4月、ネパール初の山岳交通道路トンネルとなるナグドゥンガ・トンネルが、日本の有償資金協力により、貫通しました。このトンネルが完成すれば、ネパールの運輸交通網が円滑化され、急増する交通需要にも対応できるほか、移動時間も短縮され、また、交通の安全性も向上されます。

ブータンに対する日本の開発協力は、特に農業生産性の向上、道路網、橋梁などの経済基盤整備や、人材育成といった分野で、着実な成果を上げています。2024年には、国土の大部分が山岳地帯であり、道路が最も重要な交通・輸送手段となっているブータンにおいて、日本の技術を活用して2つの橋梁（ナムリン橋とダーダリ橋）の架け替えを行う無償資金協力に関する書簡を交換しました。また、ブータンの道路インフラがより効果的に維持管理されるよう、技術協力を通じた人材育成も行っています。

案件紹介 7 シンド州におけるインフォーマルセクターの女性家内労働者の生計向上および生活改善支援プロジェクト

技術協力（2017年3月～2023年12月）　パキスタン

パキスタンの女性たちが活躍できる仕組みを

パキスタンでは女性の多くは非正規労働に従事し、特に自宅を作業場とする家内労働者が大部分を占めています。そうした労働者はしばしば不安定で不当に低い報酬で働いていたり、劣悪な労働環境に置かれたりしています。

そこで日本は、家内労働者が多いシンド州において、同州の女性開発局や現地のNGOなどと協力し、研修会やセミナー、就労場所における助言などを通じ、女性たちの生計向上と生活改善支援を行いました。

スマートフォンの機能を使って金融アクセスを高める研修の様子（写真：JICA）

研修やセミナーでは、まず家計の管理として、こどもの就学や突然の病気などに備える人生設計や貯蓄計画の作成を支援しました。次に、商品の納期を守ること、品質管理や衛生管理の仕方など、仕事や取引の基本事項の普及に取り組みました。さらに、正規の金融サービスへのアクセスが容易ではない女性が利用できる、スマートフォンを活用した金融サービスの開発・普及にも取り組みました。

研修を受ける女性たち（写真：JICA）

プロジェクト活動を通じて開発されたアプローチのモデルと、女性の家内労働者を対象とした生計向上およびビジネスのトレーニング教材は、案件終了後も、パートナー機関において家内労働者の支援に活用されることが期待されます。

多くの世帯で生活と家計を支える女性の活動を向上させることは、パキスタンの経済的、社会的発展にも欠かせません。

日本は、家内労働に従事するパキスタンの女性の安定的な生計活動の維持と改善を、これからも支援していきます。

3 大洋州地域

太平洋島嶼国は、日本にとって太平洋で結ばれた友人であり、歴史的にも深いつながりがあります。また、これらの国は広大な排他的経済水域（EEZ）注13を有し、海上輸送の要であるとともに、かつお・まぐろ漁業に必要不可欠な漁場を提供しています。

このように太平洋島嶼国の持続可能な発展は日本にとっても重要であり、日本は長年にわたり、二国間の取組や太平洋・島サミット（PALM）プロセスを通じた協力を進め、太平洋島嶼国との信頼関係を築いてきました。

日本の取組

太平洋島嶼国は、経済が小規模で特定の産業に依存していること、領土が広い海域にまたがっていること、国際市場への参入が困難なこと、気候変動の影響や自然災害の被害を受けやすいことなど、小島嶼国に特有な共通の課題を抱えています。

日本は、太平洋島嶼国の持続可能な発展のためには、各国の社会・経済的な脆弱性を克服するための協力のみならず、地域全体との連携が不可欠との考えの下、1997年以降、3年ごとに、太平洋島嶼国との首脳会議であるPALMを開催しています。

また、日本は、太平洋島嶼国・地域で構成される地域協力の枠組みである太平洋諸島フォーラム（PIF）注14との協力も進めています。PIFは、2022年に、2050年の太平洋島嶼国地域における政治・経済・社会等のあるべき姿と戦略的方策をまとめた「ブルーパシフィック大陸のための2050年戦略（2050年戦略）」を発表し、日本は一貫してこの戦略に対する強い支持を表明してきました。

2024年7月に東京で開催されたPALM10では、PIFの2050年戦略に定められる7つの分野注15に沿って議論を行い、日本と太平洋島嶼国・地域が共通の課題に取り組みながら、未来に向けて共に歩む関係を確認しました。また、2050年戦略の7つの分野における具体的な取組を共同行動計画で示しました。（PALM10については100ページの「開発協力トピックス」を参照）。

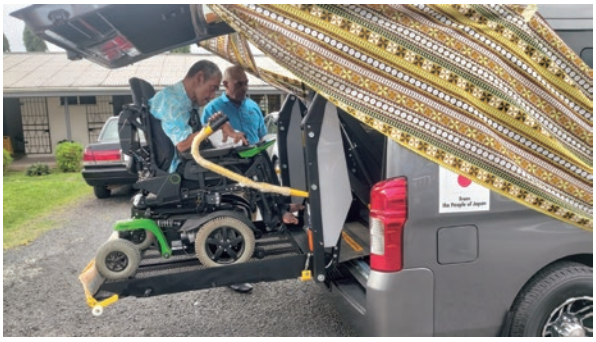

草の根・人間の安全保障無償資金協力により、フィジーの脊椎損傷協会へ供与した車椅子用リフト付き車両に乗る利用者

例えば、「技術と連結性」はその7つの分野の一つであり、特に連結性の強化やデジタル技術へのアクセスは、特有の課題を抱える太平洋島嶼国地域に重要な経済的および社会的利益をもたらし、持続可能な発展を実現する鍵となります。デジタル連結性の強化の具体例としては、2021年12月に日本、米国、オーストラリア、キリバス、ナウル、ミクロネシア連邦の6か国が連名で発表した、東部ミクロネシア海底ケーブルの日米豪連携支援が挙げられます。このプロジェクトにおいて、日本は、2023年6月にキリバスおよびナウルとの間で無償資金協力に関する書簡の交換を行いました。同月には海底ケーブルの製造・敷設コンポーネントが正式に立ち上がり、2024年6月にはキリバスとの間で、7月にはナウルとの間で無償資金協力の追加贈与の署名が行われるなど、プロジェクトは着実に進展しています。

また、日本と太平洋島嶼国は、太平洋地域の海洋と環境が持続的に管理され、脅威に対する強靭性を確保できるよう協力を進めてきました。特に、漁業・海洋資源の監視と持続可能な利用、海洋安全保障および海上安全分野における能力構築と機材等の提供、廃棄物

注13 自国の領海の外側に設定できる経済的な権利が及ぶ水域。

注14 2024年11月現在、PIF加盟国・地域は、オーストラリア、ニュージーランド、キリバス、クック諸島、サモア、ソロモン諸島、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、フランス領ポリネシア、ニューカレドニアの16か国および2地域。

注15 (1)政治的リーダーシップと地域主義、(2)人を中心に据えた開発、(3)平和と安全保障、(4)資源と経済開発、(5)気候変動と災害、(6)海洋と環境、(7)技術と連結性。

管理と汚染削減、違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策、太平洋の生物多様性環境と資源の保全といった分野において、共に協力し取り組んでいます。

PALM10の際に行われた各国との首脳会談においても、岸田総理大臣（当時）は、海洋分野において継続的に支援を行うことを述べました。日本はナウルに対しては海難救助、災害救助、領海侵犯や違法漁業取締り能力に資する警備艇の供与、またソロモン諸島に対してはソロモン国立大学「水産業研究センター」の設置を支援するとともに、水産業が重要な収入源となっている太平洋島嶼国のうちバヌアツ、パプアニューギニア、フィジー、マーシャル諸島およびミクロネシア連邦に対しては水産資源量の増減や分布の持続的な確認等を行う漁業調査監視船や水産関連機材を供与するなど、持続可能な発展を後押ししてきています。

人的交流・人材育成は、日本と太平洋島嶼国の「キズナ」の基盤です。太平洋地域には、50年以上前から現在に至るまで、JICA海外協力隊員が4,000人以上派遣されてきました。彼らは、教育、保健、建設、環境、IT、スポーツ、文化等、幅広い分野での社会改善を目指し、太平洋の人々と共に生活し、その国の発展に力を尽くしてきました。また、太平洋島嶼国・地域の若者が日本への理解を深め、将来の人材となるよう、日本は、JENESYS 注16 による青年招聘（へい）・派遣プログラムや、国費留学制度等の人的交流プログラムを推進しています。

日本は、こうした様々な取組を通じて、強靭で安定かつ繁栄した太平洋島嶼国地域を共に構築していきます。

パプアニューギニアで1980年にJICA海外協力隊員の派遣が始まって以来、800人目となる隊員たち（写真：JICA）

案件紹介 8 ソロモン中・西部における不発弾処理支援計画

草の根・人間の安全保障無償資金協力（2022年3月～2025年3月）

ソロモン諸島

不発弾のない安心・安全な暮らしへ

第二次世界大戦の激戦地となったソロモン諸島には、終戦から80年が経過した現在も多くの不発弾が残存し、毎年数名の犠牲者が発生しています。不発弾は、住民の安全な暮らしを脅かすのみならず、農地活用やインフラ建設の阻害要因にもなり、経済発展の妨げになっています。これまで、オーストラリアや米国を中心とするドナーが、不発弾の回収・処理活動を支援してきましたが、人員や機材の不足から十分に進んでおらず、また、住民が不発弾の知識や発見した際の対処法を十分に習得していないことも課題となっています。

そこで日本は、草の根・人間の安全保障無償資金協力[注1]を通じて、油圧ショベルカーや不発弾運搬用トラックなど不発弾処理作業のための機材をソロモン国家警察に供与しました。また、本事業の対象地域であるガダルカナル州とウエスタン州の学校生徒や地域住民に対して、不発弾の取扱いや危険性に関する啓発活動の支援を行っています。こうした協力によって、両州合わせて15,634km^{2}の範囲で不発弾処理活動が効率的に進むとともに、地域住民の不発弾に対する理解も徐々に深まってきています。

供与された不発弾除去用の油圧ショベルカー

不発弾に関する啓発ポスター

日本はこのほかにも、ODA以外の取組として、不発弾処理に関する専門知識を有する防衛省・自衛隊が、旧日本軍弾種や一般市民への啓蒙（もう）要領等に関する知見をソロモン国家警察に共有する活動も行っており、相乗効果を目指した能力構築支援を実施しています。

日本は今後も、オーストラリアや米国とも連携しながら、ソロモン諸島での不発弾処理活動を支援していきます。

注1 145ページの第Ⅴ部2（2）を参照。

注16 日本とアジア大洋州地域間の人的交流。Japan-East Asia Network of Exchange for Students and Youthsの略称。

開発協力トピックス 3

第10回太平洋・島サミット（PALM10）の開催と太平洋地域への日本の開発協力

2024年7月16日から18日、第10回太平洋・島サミット（The 10th Pacific Islands Leaders Meeting：PALM10）が東京で開催されました。太平洋・島サミットは1997年から3年に一度開かれている首脳会議です。太平洋の島嶼国が直面する様々な問題について首脳レベルで率直に意見交換を行い、地域の安定と繁栄に貢献するとともに、日本と太平洋島嶼国のパートナーシップを強化することを目的としています。PALM10では日本とクック諸島が共同議長を務め、16の太平洋島嶼国・地域にオーストラリア、ニュージーランドを加えた19の国と地域[注1]が参加しました。

PALM10首脳会合に参加する岸田総理大臣（当時）と各国・地域出席者（写真：内閣広報室）

PALM10では、地域を取り巻く変化を踏まえた議論が行われ、共通の課題に取り組みながら、未来に向けて「共に歩む」関係が確認されました。その上で、太平洋諸島フォーラム（PIF）[注2]が策定した「ブルーパシフィック大陸のための2050年戦略」（2050年戦略）[注3]に沿い、（1）政治的リーダーシップと地域主義、（2）人を中心に据えた開発、（3）平和と安全保障、（4）資源と経済開発、（5）気候変動と災害、（6）海洋と環境、（7）技術と連結性の7つの重点協力分野を含む首脳宣言および付属文書である「PALM10共同行動計画」が採択されました。共同行動計画には、日本と太平洋島嶼国地域が、「2050年戦略」が描く将来像の実現に向けて共に歩むべく、重点協力7分野における今後3年間の具体的な行動が記載されています。

このうち気候変動分野について、日本は、日本の技術・ノウハウ・資金を総動員したオールジャパンの取組である「太平洋気候強靱化イニシアティブ」を表明しました。太平洋島嶼国は、サイクロンなどの自然災害に見舞われやすく、気候変動の影響を受けやすいため、例えばフィジーでは災害復旧スタンド・バイ借款や、準天頂衛星システム「みちびき」の災害危機管理通報サービスの実証等により、シームレスな防災体制の構築を後押ししています。

また、インフラや施設整備等のハード面の協力だけでなく、専門家やJICA海外協力隊員等のソフト面の支援も組み合わせて、太平洋島嶼国の課題に寄り添った協力を実施しています。例えば、ソロモン諸島では、持続的森林資源管理アドバイザーを派遣し、無償資金協力で供与した製材機材を活用しつつ、JICA海外協力隊とも連携し、森林研究省職員の能力向上および住民主導型森林経営モデルの普及を行っています。

このような協力を通じて、日本と太平洋島嶼国は信頼とキズナに基づくパートナーシップをさらに強化していきます。

ソロモン諸島での持続的森林資源管理能力強化に関する技術協力において実施した、森林資源管理および簡易製材機の安全研修の様子（写真：JICA）

注1 日本、クック諸島、ミクロネシア連邦、フィジー、キリバス、ナウル、ニウエ、パラオ、パプアニューギニア、マーシャル諸島、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、フランス領ポリネシア、ニューカレドニア、オーストラリアおよびニュージーランド。
注2 98ページの注14を参照。
注3 98ページの第Ⅳ部3を参照。

4 中南米地域

中南米地域は、国際場裡において一大勢力を形成し、人口約6.6億人[注17]、域内総生産約7兆ドル[注18]の巨大な成長市場を有しています。その多くが自由、民主主義、法の支配等の価値や原則を日本と共有しており、外交面および経済面で、戦略上重要な地域です。鉱物・エネルギー資源や食料の供給源でもあることから、特に、世界の食料・エネルギー供給の安定が大きな課題となっている現下の情勢において、日本を含む国際社会のサプライチェーン強靭化や経済安全保障の観点からも、その重要性は増大しています。そして、中南米地域は、世界最大となる約310万人の日系人の存在、さらには、再び海を越えて日本に渡り、日本の産業を支えている日系人の存在もあり、日本との人的・歴史的な絆が伝統的に強く、日本はこの地域と長い間、安定的な友好関係を維持してきました。

一方で、中南米地域は、気候変動、防災、保健・医療分野での脆弱性、貧困等、国際社会共通の課題において、引き続き大きな開発ニーズを抱えており、小島嶼国特有の脆弱性を有する国も多く存在します。また、貧困や治安の悪さから逃れて北米を目指す移民や、政治・経済社会情勢の悪化により周辺国に流出するベネズエラ難民に加え、2021年7月に大統領が暗殺されて以降、国内の政治経済および治安状況の悪化が継続するハイチ情勢なども、地域的な課題となっています。

日本は、中南米諸国との間で、スペイン語でもポルトガル語でも「共に」を意味する「Juntos（フントス（スペイン語）／ジュントス（ポルトガル語））」をキーワードに、パートナーとしての信頼と友情を深めてきました。このような外交政策の一環として、中南米地域が強靭で持続可能な発展を実現できるよう、各国の所得水準や実情を踏まえ、ニーズに配慮した、日本ならではの支援（「質の高いインフラ」、日本の経験をいかした防災・減災、クリーンエネルギー技術、ボランティア等の技術協力による「顔の見える支援」等）を行っています。また、日本との強い絆の礎となっている日系人および日系社会を支援し、そのアセットを活用しながら、信頼に基づく人材の重層的ネットワークをさらに強化しています。

日本の取組

中南米諸国がG20やAPECの議長を務め、国際社会をリードする「中南米イヤー」となった2024年は、中南米諸国との間で、「中南米外交イニシアティブ」に基づく外交を推進しました。「中南米外交イニシアティブ」は、海洋、ジェンダー、軍縮不拡散を始めとする、国際場裡で重要性を増す分野において連携を強化するとともに、歴史的に強固な二国間関係を補完・強化するアプローチとしての「多様なネットワーキングを駆使した外交」を展開するものです。開発協力においても「中南米外交イニシアティブ」を具体化する様々な取組を実施しました（105ページの「開発協力トピックス」も参照）。

上川外務大臣（当時）は、2024年2月にブラジルおよびパナマを訪問しました。パナマでは、価値や原則を共有する伝統的な二国間関係の強化に加え、海洋や女性といった両国が共に力を注ぐ分野での連携の強化を図ることを確認しました。2024年のG20議長国であるブラジルとの間では、国際社会における喫緊の課題への対処や、国連安全保障理事会（安保理）改革を含むグローバル・ガバナンス改革等においてさらなる連携を図ることを確認しました。また、2024年5月、岸田総理大臣（当時）は、ブラジルおよびパラグアイを訪問し、国際秩序の維持・強化から、環境保護、気候変動対策まで様々な分野における連携の重要性を確認しました。このように、日本は中南米地域との一層の関係強化に努めています。

■防災・環境問題への取組

中南米地域は、豊かな自然に恵まれる一方、地震、津波、ハリケーン、火山噴火などの自然災害に見舞われることが多く、防災の知識・経験を有する日本の支

注17 世界銀行ホームページ（2024年12月時点） https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?end=2023&locations=ZJ&start=1989
注18 世界銀行ホームページ（2024年12月時点） https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.CD?end=2023&locations=ZJ&start=1989

援が重要です。

地震が頻発するエクアドル、ペルー、メキシコなど太平洋に面した中南米諸国に対しては、日本の防災分野の知見をいかした支援を行っています。また、2024年には、洪水による被害があったブラジルや森林火災による被害があったボリビアに加え、ハリケーンによる被害があったグレナダ、ジャマイカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島に対して、JICAを通じて緊急援助物資の供与を行いました。カリブ海の国々に対しては、自然災害に対する小島嶼国特有の脆弱性を克服するための様々な支援を行っており、近年では、カリブ地域における防災政策策定能力向上を目的として、カリブ災害緊急管理機関に日本の防災専門家を派遣しています。

コロンビアのヘノバ市女性コーヒー農業組合によるヘノバコーヒーの販促活動（写真：JICA）

また、日本は、環境問題への取組として、気象現象に関する科学技術研究や生物多様性の保全、リモートセンシングを利用したアマゾン熱帯林の保全など、幅広い協力を行っています。2024年5月の岸田総理大臣（当時）のブラジル訪問時、日本とブラジルは、環境・気候変動や持続可能な開発に関する協力についての、「日・ブラジル・グリーン・パートナーシップ・イニシアティブ（GPI）」を立ち上げました。このイニシアティブの一環として、日本は、アジアの国としては初めて、アマゾンの森林破壊の防止を目的としたアマゾン基金へ拠出しました。そのほか、GPIでは、防災における協力や三角協力の推進、また、地球温暖化対策や食料の安全保障の観点からの劣化牧野の畑地転換、さらに、幅広い種類の植物を一緒に植えることで森林を再生し、森林・生態系を維持する持続可能な森林農法であるアグロフォレストリー 注19 等における協力の表明を行っています。

■経済・社会インフラの整備

日本は、中南米地域の経済・社会インフラ整備を進めるため、都市圏および地方における上下水道インフラの整備を積極的に行っています。2024年には、人口増に給水能力が追いつかず、また排水処理能力の不足から道路の冠水による交通渋滞や衛生環境が悪化しているグアテマラに対して、ポンプ、クレーン車等の上下水道整備関連機材の供与を決定しました。また、深刻な水不足に直面しているアンティグア・バーブーダに対して、海水淡水化装置の供与を決定しました。

ホンジュラスでは、首都テグシガルパと隣国ニカラグアを結ぶ主要国際幹線道路である国道六号線の地すべり対策を支援してきており、地すべりの拡大が見られる場所に、橋梁（りょう）を建設する協力を決定しました。

この他にも、官民連携で地上デジタル放送の日本方式（ISDB-T）注20 の普及に取り組んでおり、2024年12月時点で中南米の14か国が日本方式を採用しています。日本は、日本方式を採用した国々に対して、円滑な導入に向けた技術移転や人材育成を行っています。

■保健・医療および教育分野での取組

中南米地域は医療体制が弱く、非感染性疾患、HIV／エイズや結核などの感染性疾患、熱帯病などがいまだ深刻な状態であるため、迅速で的確な診断と治療を行える体制の確立が求められています。

ボリビアでは、特に医療機材整備が喫緊の課題となっていたことから、2023年6月、日本は3億円の無償資金協力を実施することを決定し、ボリビアの国立医療機関に対して、日本の優れた医療技術を活用した医療関連機材の供与を行っています。

また、日本は、中南米各国の日系社会に対して、日系福利厚生施設への支援や研修員の受入れ、JICA海外協力隊員の派遣などを継続して実施しています。

教育分野への支援は、今も貧困が残存し、教育予算も十分でない中南米諸国にとって非常に重要です。日本は、教育は「人への投資」として重要であるとの考えの下、過去15年以上にわたり、エルサルバドルに対し数学・算数教育の技術協力を実施しているほか、

注19 樹木を植栽し、木と木の間で家畜を飼育および農作物を栽培する農林業。
注20 39ページの注19を参照。

新型コロナウイルス感染拡大以降、教育の質の改善と場所にとらわれない教育の場を提供する観点から、教育分野におけるデジタル化の推進を優先課題として掲げる同国に対し、デジタル教材の制作を促進する機材を供与しました。

パラグアイで障害者の自立生活の実現と社会参加促進を目指して、タンゴ・セラピーを実施するJICA専門家（写真：JICA）

■中米移民、ベネズエラ難民・移民支援

中米地域は、貧困や治安の悪さを原因として、米国やメキシコへの移住を目指す移民の問題を抱えています。日本は、移民発生の根本原因である貧困、治安、災害などの分野における支援を実施しています。また、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコに対し、国際移住機関（IOM）や国連世界食糧計画（WFP）と連携し、移民の自発的帰還の促進や移民流出防止、帰還移民の社会への再統合のための支援を行っています。

「中南米外交イニシアティブ」においても、移民問題への対応と、女性・平和・安全保障（WPS）を含むジェンダー平等の観点から、国連女性機関（UN Women）を通じ、パナマ、コスタリカおよびホンジュラスにおける2万人の移民女性に対してジェンダーに基づく暴力等からの保護サービスを提供しています。また、移民を受け入れるコミュニティの住民や移民、男女計3,500人を対象に、ジェンダーの視点に立った社会的結束や課題解決の重要性についてのプログラムを実施しています（WPSについては81ページの注93を参照。また、日本のWPSの取組は84ページの「WPSの推進に向けた日本の開発協力の取組」を参照）。

また、ベネズエラでは、経済・社会情勢の悪化により、2024年5月までに約777万人の難民・移民が主に周辺国に流出しました。受入れ地域住民の生活環境が悪化したり、地域情勢が不安定になるなど、十分な対応ができていないことが課題となっています。そのため、2024年10月に日本は、ベネズエラ避難民を受け入れているエクアドル、コロンビア、ブラジルおよびペルーに対し、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）を通じて、難民・移民の保護強化および生活立ち上げの支援を行うことにより、難民・移民の人道支援および経済・社会的包摂を図る総額約13億円の支援の実施を決定しました。

■ハイチの治安状況悪化を受けた支援

ハイチでは、特に、2021年以降、影響力を強める武装集団による市民に対する暴力行為や誘拐が多発していますが、国内の治安改善に中心的な役割を果たすハイチ国家警察は、人員数・装備の両面において不足している状況にあります。こうした状況を受けて、2023年10月、国連安保理においてハイチ多国籍治安支援（MSS）ミッションの派遣が決定され、日本もこの決定を支持しました。

ハイチでは、武器・違法薬物流入、人身売買が横行し、非正規移民の発生も相まって、治安・人道状況の悪化が国内問題のみならず深刻な国際問題と認知されています。日本は、米国を始めとするG7や米州機構（OAS）、カリブ共同体（CARICOM：カリコム）諸国等と連携し、ハイチの治安・人道状況の改善に向けた支援を実施しています。その一環として、2023年11月、ハイチ国家警察の能力強化を目的として、国連開発計画（UNDP）と連携し、ハイチ国家警察に対する、警察車両と警察用救急車両の供与を決定しました。

■南南協力・三角協力

中南米諸国には、南南協力[解説]で実績を上げている国も多くあります。日本は、アルゼンチン、チリ、ブラジルおよびメキシコとの間で、三角協力[解説]に関するパートナーシップ・プログラムを交わしており、「中南米外交イニシアティブ」においても、三角協力による「多様なネットワーキングを駆使した外交」を展開しています。例えば、アルゼンチンと協力し、2024年も中南米において中小企業支援を実施したほか、メキシコと協力し、中米北部諸国における非伝統的熱帯果樹栽培システム導入を支援しました。チリで

は、KIZUNAプロジェクト（防災人材育成）を実施しています。これは、1960年から続く日チリの防災協力を基礎に、チリを中南米地域の防災人材育成の拠点として整備するもので、日本から専門家を派遣した研修には、5年間で27か国、5,000人以上が参加しています。また、ブラジルでは、日本の長年にわたる協力の結果、日本式の地域警察制度が普及しています。その経験を活用して、現在では三角協力の枠組みで、ブラジル人専門家が中米諸国に派遣され、地域警察分野のノウハウを伝えています。そのほか、アフリカのポルトガル語圏諸国に対しても、日本とブラジルで協力し、職業訓練等の研修を実施しています。

日本は、より効果的で効率的な援助を実施するため、中南米地域に共通した開発課題について、中米統合機構（SICA）やカリコムといった地域共同体とも協力しつつ、地域全体に関わる案件の形成を進めています。

用語解説

南南協力・三角協力

南南協力とは、複数の開発途上国間で、知識、技能、資源、技術などを活用して実施される協力をいう。また三角協力とは、先進国やドナー、国際機関がこのような開発途上国間の南南協力を支援する協力をいう。

開発協力トピックス 4

中南米外交イニシアティブ
～中南米イヤーにおける日本の開発協力の取組～

2024年は、ブラジルがG20、ペルーがAPECの議長を務めるなど、中南米に世界の注目が集まる「中南米イヤー」でした。

中南米諸国の多くは、自由、民主主義、法の支配、人権などの価値や原則を共有する重要なパートナーであり、国際社会において法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序が深刻な挑戦を受けている中で、こうした中南米諸国との連携がますます重要となっています。また、約6.6億人の人口と約7兆ドルの域内総生産を有する中南米地域は、大きな経済的潜在力を有するだけでなく、脱炭素化のために重要な鉱物資源やエネルギー、食料資源を豊富に有しており、サプライチェーン強靭化や経済安全保障の観点からも重要性が増大しています。さらに、日本と中南米には、歴史的に培った信頼と友好関係に加えて、約310万人の世界最大の日系社会を介した特別な絆が存在します。

「中南米イヤー」である2024年、こうした中南米地域の重要性も踏まえ、日本はハイレベルによる訪問を含め、中南米との連携を強化してきました。

2月、上川外務大臣（当時）はパナマを訪問し、これまでの中南米外交の理念や実績、培った信頼を基盤に、新たに「中南米外交イニシアティブ」を発表しました。本イニシアティブでは、二国間および国際場裡での従来の外交上の取組に、今日の国際社会で重要性を増すテーマや日本独自の切り口を横串として通すことで、中南米諸国との新たな連携を積み上げ、育てていくことを目指しています。

「中南米外交イニシアティブ」を具現化するための取組として、日本は様々な協力を実施しています。開発協力の

コルティソ・パナマ大統領（当時）を表敬する上川外務大臣（当時）

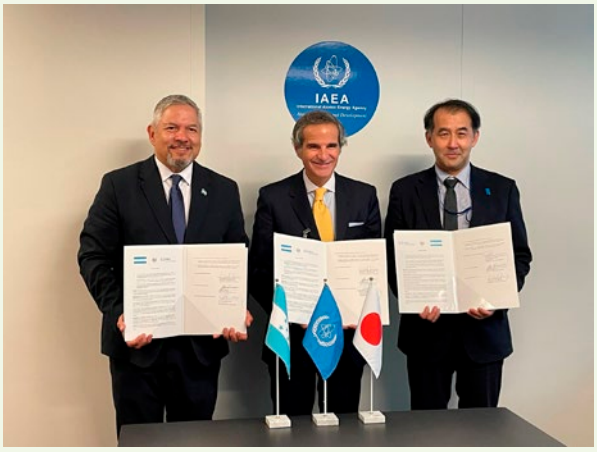

ホンジュラスの医療分野における三者協力に関する署名済みの意図表明書を手にするレイナ・ホンジュラス外務大臣、グロッシーIAEA事務局長、野口中南米局長（左から順に）

取組としては、3月、上川外務大臣（当時）が訪日中のグロッシー国際原子力機関（IAEA）事務局長との間で、「中南米外交イニシアティブ」の下、原子力の平和的利用分野において連携・協力していくことで一致しました。これに基づき、9月に両者に加えてレイナ・ホンジュラス外務大臣との三者間で、ホンジュラスの医療分野（放射線治療）における三者協力に関する意図表明書の持ち回りでの署名が完了しました。今後、日本とIAEAが、がん死亡率の改善に取り組むホンジュラスにおいて、放射線治療の拡充に貢献することが期待されます。

また、「中南米外交イニシアティブ」では、日本と中南米との連携分野の一つとして「海洋」に関する協力に光を当てています。2024年は「日・カリブ交流年」であり、日本は2月に、ジャマイカに対して海洋調査船を供与する無償資金協力を決定しました。近年ジャマイカでは、漁獲量が減少し、水産・漁業分野、ひいては経済が多大な影響を受けていることから、日本から調査船を供与することで、気候変動が海洋生態系に与える影響を把握し、持続的な形での資源管理や水産漁業開発につながることが期待されます。

日本はこれからも、国際社会において重要性を増す分野における中南米諸国との連携を強化しつつ、多様なネットワーキングを駆使した外交により、歴史的に強固な二国間関係を強化していきます。

5 欧州地域

2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵略は今なお継続し、ウクライナおよび周辺国における人道状況の悪化や、ウクライナの経済・社会の不安定化をもたらしています。また、世界的にグローバル・サプライチェーンの混乱をもたらし、人々が尊厳を持って生きるための基盤をなす食料およびエネルギー安全保障、自由で公正な貿易体制の維持・強化といった、国際社会全体に関わる課題を浮き彫りにしています。このような複合的な危機は、日本にとって決して対岸の火事ではなく、日本国民の生活や日本企業のビジネスにも深刻な影響を及ぼしています。

日本は、ロシアのウクライナ侵略という暴挙を断固として認めることなく、ウクライナおよびその周辺国に対する支援を進めていくことが必要との一貫した立場に立ち、ロシアによるウクライナ侵略の開始直後から、G7を始めとする国際社会と連携した取組を行ってきています。また、ウクライナの復旧・復興についても、官民一体となった支援をさらに推進すべく、2024年2月に開催した日・ウクライナ経済復興推進会議を含め、取組を進めています。

過去に共産主義体制にあった中・東欧、旧ソ連の多くの国々は、現在、市場経済に基づいた経済発展に取り組んでいます。日本は、欧州諸国を、人権、民主主義、市場経済、法の支配などの基本的価値を共有する重要なパートナーと認識しており、経済インフラの再建や環境問題などへの取組を支援しています。また、欧州連合（EU）を始めとする欧州所在の国際機関との間で、対話・協力の継続・促進や人的ネットワークの構築を通じ、総合的な関係強化を図ってきています。

日本の取組

■ウクライナおよび周辺国に対する支援

（総論）

2024年2月、日本とウクライナ双方から政府およびビジネス関係者などが参加して、東京で日・ウクライナ経済復興推進会議が開催されました。

日・ウクライナ経済復興推進会議首脳セッション基調講演を行う岸田総理大臣（当時）（写真：内閣広報室）

岸田総理大臣（当時）は、この会議において、ウクライナ支援は、ウクライナ、日本および世界の「未来への投資」であると指摘の上、「包摂性」、「パートナーシップ」および「知見・技術」という3つの原則に基づき、5つの行動（国際金融機関を通じた支援、ODAによる官民連携事業、ウクライナのベンチャーキャピタルに対するJICAの海外投融資など）を通じて、官民一体となって「日本ならではの貢献」を行っていくことを表明しました。また、具体的な成果として発表された、共同コミュニケや、官民合わせて署名された56本の協力文書をしっかりとフォローしつつ、G7を始めとする各国および国際機関を含むパートナーと協力することを発言しました。

また、日・ウクライナ経済復興推進会議開催の機会に、ウクライナの復旧・復興に女性・平和・安全保障（WPS）[注21]の視点をいかに組み込んでいくべきかを考えるWPSセッションを開催しました。上川外務大臣（当時）は、ウクライナにおける、家族、コミュニティおよび国民全体の「再統合」に向けて、ウクライナの人々に寄り添った自立的な発展を、G7を始めとする国際社会と連携しつつ、オールジャパンで支援するという日本の考え方を示し、日本のウクライナ支援におけるWPS関連の取組につき紹介しました（日本のWPSの取組については84ページの「WPSの推進に向けた日本の開発協力の取組」を参照）。

4月、G7外相会合出席のためにイタリアを訪問し

[注21] 81ページの注93を参照。

た上川外務大臣（当時）は、クレーバ・ウクライナ外務大臣（当時）と会談を行い、2月の日・ウクライナ経済復興推進会議の成果を着実に実施していきたいと述べ、両大臣は、引き続き緊密に連携していくことで一致しました。

6月11日から12日、深澤外務大臣政務官（当時）が、ドイツで開催されたドイツ政府・ウクライナ政府共催のウクライナ復興会議に出席し、日本のウクライナ復興支援に係る取組について紹介し、ウクライナ各地に攻撃が続く厳しい状況だからこそ、国際社会が協力してウクライナを支援していく必要があることを強調しました。同復興会議の女性のリーダーシップ・セッションにおいては、ウクライナの復旧・復興のあらゆるフェーズにWPSの視点を盛り込んでいくとの考えを示しつつ、開催国のドイツが各国に呼びかけたジェンダー平等、女性の権利などを重視するアライアンスへの参加を表明しました。

同月13日には、岸田総理大臣（当時）がG7プーリア・サミットに出席し、日本として引き続きウクライナ支援を強力に推進することを述べるとともに、日本はウクライナの喫緊の資金需要を満たすべく年初から財政支援を実施してきていることなどを紹介しました。また、日本は地雷対策支援も重視しており、日本製の大型地雷除去機の供与を進め、2025年にウクライナにおける地雷対策に関する国際会合を日本で主催することを説明しました（ウクライナへの地雷対策支援については53ページの「国際協力の現場から」を参照）。さらに、復興面でも中長期的にウクライナを支えていくことを述べ、日・ウクライナ間で2月に署名した56本の協力文書に加え、ベルリンにおける復興会議の際には23本の協力文書に署名したことを紹介しました。G7首脳は、引き続き連携してウクライナ情勢に対応していくことを確認するとともに、ロシアの凍結資産を活用した「ウクライナのための特別収益前倒し融資」注22 を立ち上げることで一致しました。さらに、同サミットの機会に岸田総理大臣（当時）はゼレンスキー・ウクライナ大統領と首脳会談を行い、人道支援や復旧・復興支援を含む協力を記した「日・ウクライナ支援・協力アコード」に署名しました。

続いて岸田総理大臣（当時）は、同月15日から16日にスイスで開催されたウクライナの平和に関するサミットにも出席し、2023年のG7広島サミットでの議論が基盤となり、ウクライナに平和をもたらすべく約100の国と国際機関の代表が参集したことを歓迎するとともに、サミットのテーマの一つである原子力安全の分野で、共同議長として議論に積極的に貢献していくこと、また、人道問題も重要であり、日本として地雷除去分野などでの取組を強化していくことを述べました。さらに、9月の日・ウクライナ首脳会談において、岸田総理大臣（当時）は、日・ウクライナ経済復興推進会議のフォローアップを着実に行っていることを説明し、10月に独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）キーウ事務所が開設される予定であることを述べました。

10月17日、柘植（つげ）外務副大臣（当時）がスイスで開催されたウクライナ地雷対策会議に出席し、2025年のウクライナ地雷対策会議のホスト国としてウクライナへの地雷対策支援に対する日本の立場を発信するとともに、関係国および国際機関との連携強化を図りました。

さらに、10月25日には「ウクライナのための特別収益前倒し融資」について、G7財務大臣会合でその詳細について一致するとともに、同日、この融資の中で約500億ドルをどのように提供するかについて一致した旨のG7首脳声明が発出されました。日本は、本件融資の枠組みの下で、G7で一致した約500億米ドルのうち4,719億円、すなわち約33億ドル相当 注23 の円借款を供与することを発表しました。

日本は、引き続きG7を始めとする国際社会と連携しながら、困難に直面するウクライナの人々に寄り添った支援を実施していきます。

（人道支援、復旧・復興に向けた支援）

ロシアによるウクライナ侵略が長期化する中、戦争の被害は、エネルギー、交通インフラ、住宅・学校など、人々の生活を支えるインフラや施設にも及んでおり、ウクライナの人々は厳しい状況に置かれています。日本は、侵略が継続する中であっても、ウクライナの人々が未来を思い描けるよう、人道支援から生活再建・復旧支援、そして経済復興・産業高度化のフェーズに至る各フェーズでWPSの視点なども取り入れ、女性・こどもを含むウクライナの人々に寄り添った支援を実施しています。

注22 ロシアの国家が有する資産が動かせないようになっていることに起因して発生する将来の「特別な収益」を返済原資として、G7がウクライナに融資を行い、ウクライナの資金ニーズに対処するG7の枠組みのこと。

注23 EUが発表している2024年9月19日付レートに基づいて換算したもの。

ウクライナのキーウ駅構内にUNICEFにより設置された女性とこどもたちへの支援を行う施設（スピリノ・スポット）において意見交換を行う上川外務大臣（当時）

日本は、日常生活を平時に近づけるための緊急復旧フェーズの支援として、電力、医療、教育、仮設インフラなど、人道状況・生活の改善につながる支援を、国際機関や日本のNGO、ウクライナおよび周辺国のNGOとも協力しながら行っています（110ページの「案件紹介」を参照）。例えば、多くのエネルギー・インフラ施設が破壊され、ウクライナ各地で大規模な停電が発生していることを受けて、日本は、発電機やソーラーランタンなどを供与してきています。2024年1月、上川外務大臣（当時）がウクライナを訪問した際には、国連開発計画（UNDP）を通じた大型変圧器の輸送支援やガスタービンの供与を行いました。同年11月には岩屋外務大臣がウクライナを訪問し、UNDPを通じたガスタービンや給水ポンプ設備用電気機器、JICAを通じた小型発電機の供与を行いました。破壊されたエネルギー・インフラ施設を支援することで、ウクライナの人々が冬を乗り越えるための電力や暖房供給の回復・強化に寄与しています。

また、地雷対策・がれき処理、基礎インフラ整備を

ウクライナにおいて電力関連機材の供与式へ出席する岩屋外務大臣とハルシチェンコ・ウクライナ・エネルギー大臣

含む生活再建、農業生産回復・産業振興、民主主義・ガバナンス強化などの分野でも、日本は、早期の段階から同国の復旧・復興を支援してきています。2023年3月に決定した、緊急復旧計画を支援する総額755.1億円の無償資金協力に続き、2024年2月、地雷・不発弾対策、電力・エネルギー分野、運輸交通分野などに関する支援を実施し、迅速な復旧・復興に貢献するため、「緊急復旧計画フェーズ3」として総額158億円の無償資金協力を実施することを決定しました。

地雷や不発弾の除去は、住民の安心・安全の確保に不可欠であるのみならず、生活、農業、産業の再建に欠くことができない復旧・復興の前提となっています。日本は、2024年7月、ウクライナにおける地雷・不発弾対策として、ウクライナ非常事態庁（SESU）に対し、大型地雷除去機4台を供与しました。また、7月から8月にかけて、SESUの職員を対象に地雷除去機の運用と維持管理のための研修を実施しました。この研修は、日本が1990年代以来支援してきたカンボジア地雷対策センター（CMAC）の協力を得て行われました（53ページの「国際協力の現場から」を参照）。このように、日本は、カンボジアにおける地雷除去支援で蓄積した日本の知見をいかしながら、ウクライナにおける地雷・不発弾対策に対する包括的な支援を行っています。

経済復興・産業高度化に向けた支援については、ウクライナおよびモルドバでは、ロシアによる侵略の影響にもかかわらず、輸出型産業であるICTセクターが堅調であり、日本は両国経済を支える重要セクターとして同分野のさらなる成長を促すべく、2024年2月、JICAを通じた海外投融資事業として、両国を対象とする投資ファンドHorizon Capital Growth Fund IV, L.P.に対し、2億ドルを上限とする出資を決定しました。

また、日本は、民間企業の資金・技術の活用、民間企業の参画による経済の活性化を通じ、ウクライナの今後の復旧・復興を加速することを目指して、2024年4月にウクライナ・ビジネス支援事業の募集を開始しました。既存の中小企業・SDGsビジネス支援事業 注24 の枠組みを活用する形で、戦時下のウクライナにおいて、特に難しい情報収集、市場調査などを支援することで、事業進出初期段階におけるリスクを軽減することを目的としており、7月に14事業が採択されました。将来的なウクライナへの投資促進を念頭に、こうした日本企業によるビジネス展開のプラン策

注24 130ページの用語解説を参照。

定を支援することで、ウクライナの経済分野での発展を積極的に後押ししていきます。

ウクライナ非常事態庁（SESU）に対する、地雷除去機の運用と維持管理研修の様子。地雷除去機の実機も使って具体的な知見の習得に努めている（写真：JICA）

（ポーランド、モルドバ支援）

ロシアによるウクライナ侵略の長期化により、周辺国への負荷も長期化しています。日本は、周辺国の負担を軽減し、ウクライナへの人道支援、復旧・復興支援を効果的に行う観点から、周辺国に対しても支援を行っています。

ウクライナに対する軍事および人道支援の拠点として最前線で対応するポーランドには、国際機関やNGOを通じ、ウクライナ避難民への復興住宅支援や社会統合促進事業などの人道支援、ウクライナ避難民児童の通学バスや障害のあるウクライナ避難民児童のための教育機材の供与などを行い、長期化するウクライナ避難民の生活を支援しています。2024年1月にポーランドを訪問した上川外務大臣（当時）は、シコルスキ・ポーランド外務大臣との間で、今後のウクライナ支援について、民間セクターの復興支援への関与を含め、引き続き緊密に連携していくことで一致しました。両外相は、7月にも電話会談を行い、上川外務大臣（当時）から、ウクライナからの多くの避難民を受け入れるポーランドと引き続き協力するとともに、復興に関するポーランド企業と日本企業の連携も後押ししていきたい旨述べ、両国の連携を確認しました。

モルドバは、ウクライナから逃れてきた避難民に避難所、食料、医療サービスなどを提供しており、現在でも多くの避難民がモルドバによる支援の下で避難生活を送っています。これらの対応は、モルドバにとって大きな経済的な負担となっていることから、日本はモルドバに対し、ウクライナ侵略の影響緩和や経済危機に対する脆弱性の緩和に貢献する支援を行ってきています。2023年12月、肥料やその他農業資材の購入に支障を来している同国の農業経営の改善を支援すべく、3億円の無償資金協力を行うことを決定しました。2024年11月に訪日したポプショイ・モルドバ副首相兼外務大臣は、岩屋外務大臣と日・モルドバ外相会談を行い、日本による支援に感謝を述べ、両外相は、緊迫するウクライナ情勢などの国際情勢を踏まえ、今後も緊密に連携していくことで一致しました。

■西バルカン地域支援

西バルカン諸国 注25 は、1990年代の紛争の影響で改革が停滞していましたが、ドナー国・国際機関などの復興支援および各国自身による改革の結果、復興支援の段階から卒業し、現在は持続的な経済発展に向けた支援が必要な段階にあります。結束する欧州を支持する日本は、EUなどと協力しながらこれら諸国への開発協力を展開しており、「西バルカン協力イニシアティブ」注26（2018年）の下、同諸国がEU加盟に向けて必要とする社会経済改革などを支援しています。

セルビアについては、2024年4月、穂坂外務大臣政務官（当時）が、日本の円借款を用いて建設を支援したニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置の完工式に出席しました。排煙脱硫装置は、石炭から再生可能エネルギーへの移行期にあるセルビアのグリーン移行を促進する意味でも重要であり、日本は、セルビアの脱炭素化に向けた努力を引き続き支援していきます。

また、日本はボスニア・ヘルツェゴビナの将来を担う人材の育成のための支援も行っています。例えば、

ボスニア・ヘルツェゴビナのベラギチェボ診療所に日本が供与した救急車は、市民の緊急搬送に使われている（写真：ベラギチェボ診療所）

注25 アルバニア、北マケドニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロの6か国。
注26 西バルカン諸国のEU加盟に向けた社会経済改革を支援し、民族間の和解・協力を促進することを目的とする取組。

近年では、ボスニア・ヘルツェゴビナの人々の生活の質向上を目指した医療・保健体制強化支援、EU加盟プロセスの進展に必要不可欠な国境管理能力強化支援、防災・減災に係る知見共有などを実施しています。

同年7月、上川外務大臣（当時）は、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボを訪問し、これらの国々における「西バルカン協力イニシアティブ」の下での日本の取組について紹介するとともに、紛争後、域内融和と発展のために努力を重ねている西バルカン地域の平和および安定化にはジェンダー平等や女性・平和・安全保障（WPS）の視点が重要であることを強調し、西バルカン地域の国々と協力していきたい旨を述べました。（日本のWPSの取組については84ページの「WPSの推進に向けた日本の開発協力の取組」を参照）。

案件紹介 9　オデーサ州イズマイール市周辺地域における国内避難民および脆弱な非避難民を対象とした現金・食糧・生活物資の配布事業
ジャパン・プラットフォーム（2024年3月～7月）　ウクライナ

危機に直面するウクライナの人々への支援

2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵略は、2年半以上が経過した今もなお続いています。多くの避難民が身を寄せるウクライナ南部のオデーサ州イズマイール市とその周辺地域では、物価の高騰やサプライチェーンの弱体化による生活必需品の不足、銀行・ATMといった金融サービスからの断絶など、避難民だけでなく、避難民を受け入れる地元住民らも困窮し、過酷な生活を強いられています。

そこで、緊急人道支援プラットフォームであるジャパン・プラットフォーム（JPF）[注1]加盟団体の一つである公益社団法人日本国際民間協力会（NICCO）は、イズマイール市およびその周辺地域における避難民や地元住民の窮状を緩和するため、隣国ルーマニアに拠点を置き、ウクライナの市民団体（CHIC）と連携しつつ、食料、生活必需品、現金等の配布を行いました。

食料・生活必需品を受け取る避難民（写真：NICCO）

具体的には、実施できる支援に限りがある中で、特に支援が必要な都市部のひとり親家庭や高齢者世帯、また、物流の少ない遠隔地域に居住する生活困窮者、高齢者や障害者を含む約1,000人に対して、食料や生活必需品、衛生用品および薬品等にアクセスできるように、各々のニーズを踏まえた物資支援等を実施しました。

イズマイール市の市民ホールで、食料・生活必需品を配布用に梱包する提携団体CHICのスタッフ（写真：NICCO）

支援を受け取った方からは、「以前は食事の回数を減らしたり、身内や友人からの助けが必要だったりしたが、この支援のおかげで食料不足が改善された。」、「紛争の混乱によって、食料や物資の流通が滞り必要物資を入手しづらい中、買い物に出にくい世帯などを含めた多くの世帯に生活必需品を届けていただき大変助かった。」などの声がありました。引き続き、困難に直面する人々に寄り添いながら、人道状況や生活の改善につながる支援を実施していきます。

注1　137ページの用語解説を参照。

6 中央アジア・コーカサス地域

東アジア、南アジア、中東、欧州、ロシアを結ぶ地政学的な要衝に位置する中央アジア・コーカサス地域は、石油、天然ガス、ウラン、レアアースなどの豊富な天然資源を産出する重要なエネルギー輸送路に位置していることから、エネルギー安全保障の戦略的な観点からも重要な地域です。特に、2022年2月のロシアによるウクライナ侵略以降、中央アジア・コーカサス地域は、ロシアを経由しない欧州および東アジア地域との連結性の要として注目されています。

1991年の独立以降、中央アジア・コーカサス諸国は市場経済体制への移行と経済発展に向け取り組んできていますが、旧ソ連時代以来の経済インフラの老朽化や、一層の市場経済化に向けたビジネス人材の拡大、保健・医療などの社会サービス提供体制の構築などの課題を抱えています。また、内陸に位置する同地域は、地政学的に周辺の大国の影響や近隣諸国の治安の影響を受けやすく、アフガニスタン等の紛争地域から帰還した人々の再統合に伴う社会不安が懸念されています。また、違法薬物等の越境取引に対する国境管理および税関手続の強化等も求められています。

高い成長と人口増を続ける中央アジア・コーカサス地域との協力は、国際的な環境が急激に変化していく中で、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化していく観点からも、重要性を増しています。

日本の取組

日本は2004年、中央アジアの発展には地域間の協力が不可欠であるとの認識から「中央アジア＋日本」対話を立ち上げ、2024年に20周年の節目を迎えました。自由で開かれた国際秩序を維持・強化するパートナーである中央アジアの平和と安定に寄与することを目的に、日本が触媒となり、中央アジア諸国が主体となった域内協力を促進しています。「中央アジア＋日本」対話の枠組みで、これまで9回の外相会合を行い、友好と相互信頼に基づくパートナーシップおよび互恵的協力を深化させてきました。さらに、政府関係者による高級実務者会合（SOM）やビジネス対話のほか、麻薬対策・国境管理、観光等をテーマとした専門家会合、中央アジア・コーカサスとの連結性等をテーマとした東京対話（有識者による公開シンポジウム）を実施するなど、政治や経済、人的交流を始めとする様々な分野での協力を促進しています。

これらの取組とあわせ、日本は、中央アジア・コーカサス地域の自由で開かれた持続可能な開発に向け、民主主義・市場経済発展、経済・社会インフラ整備、連結性の強化、国境管理、麻薬対策などの協力を行っています。

連結性の強化に関しては、カスピ海ルートの整備に取り組んでいます。例えば、中央アジア・コーカサス地域では各国で税関システムが異なり、国境を通過する度に煩雑な手続や検査に相当の時間を要しています。こうしたコストを低減するため、2024年、税関分野での国際協力に取り組む世界税関機構（WCO）と連携して、中央アジア・コーカサス地域の税関職員を対象とした通関の効率化につながる協力を開始しました。また、グローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII）注27の枠組みで、日本を含むG7はカスピ海ルートの整備に関する協力を行っています。

人材育成に関しては、1993年以降、日本は、中央アジア・コーカサス諸国から保健、農業、教育などの分野の研修員約1万3,220人を受け入れるとともに、

2024年6月のキルギス訪問時に、技術協力「一村一品運動」によって支援を受ける店舗を視察する辻外務副大臣（当時）（写真左から3人目）

注27 44ページの注31を参照。

これら諸国に約3,380人の専門家を派遣しています。また、市場経済移行期から、人材育成奨学計画（JDS）を通じて各国の若手行政官の日本留学を支え、JICA開発大学院連携プログラムの開講、日本人材開発センターによるビジネス人材育成などを通じて、国造りに必要な人材の育成に協力してきました。

社会サービスの提供については、これら諸国において保健・医療体制の強化や、衛生状況の改善に関する事業を進めてきました。例えば、ウズベキスタンでは、地方での巡回医療を可能とするために、CTスキャンやX線のための医療機器を搭載した医療コンテナの供与を決定しました。また、死因に占める非感染性疾患の割合が世界平均よりも高いキルギスでは、適時・適切な医療サービスの提供を目的とし、循環器疾患や乳がんなどの診断・治療用の医療機材を整備することを決定しました。タジキスタンにおいては、安全かつ安定的な給水サービスを確立できるよう、井戸、高架水槽、送排水管網を建設することを決定しています。

近年、コーカサス地域では、民族間の対立の火種が顕在化しています。2023年9月には、アゼルバイジャンによるナゴルノ・カラバフでの軍事行動を受けて、10万人以上の避難民がアルメニアに退避したことから、翌月、日本は国際機関を通じた200万ドルの緊急無償資金協力により、アルメニアおよびアゼルバイジャンにおける避難民等への支援を実施しました。また、その後も、日本は国連開発計画（UNDP）を通じて、アルメニアにおいて、一時的避難所での電気・水等のインフラや地方医療サービスの整備を行い、復旧・復興を支えています。

その他、日本は、タジキスタンにおけるアフガニスタンとの国境周辺地域で、国境警備所の設置、国境管理のオンライン化用機材の供与や研修等を通じた治安維持体制の強化につながる協力を行っています。また、アフガニスタンと国境を接する中央アジア5か国では、紛争地域や国外の出稼ぎから帰還した青年が社会に再統合できるよう、技能訓練や就労支援を行うほか、コミュニティ活動等を通じ社会参加を促進するなど、社会の安定化を図る支援も行っています。

案件紹介 10 教育推進のための教職課程構築事業

日本NGO連携無償資金協力（2024年2月～2025年2月）

タジキスタン

障害者も安心して学べる環境を

タジキスタンでは、障害のあるこどもの公立学校における教育へのアクセスは法律上保障されていますが、実際の就学は限定的です。その背景には、障害に関する知識の欠如や偏見、校舎のバリアフリー化の不足、特別なニーズに対応できる教員養成や教材といった教育環境の整備が進んでいないことなどが挙げられます。

特定非営利活動法人難民を助ける会は、2014年から公立学校や高等教育機関と連携し、インクルーシブ教育[注1]の推進に取り組んでいます。本事業では、西部のトゥルスンゾダ市にある教員養成専門学校において、インクルーシブ教育に関する教員研修、指導例をまとめた実例集の作成を行っています。研修を受けた教員8人は、将来教員を目指す学生202人に対して講義を行い、その講義を受けた学生たちは公立学校での教育実習で障害に関する授業を行いました。授業を受けた生徒を合わせると、本事業を通じてこれまでに約800人が、インクルーシブ教育に関する知識を深めています。

現地の聴覚障害の専門家から聴覚障害者への教授法や手話について学ぶトゥルスンゾダ教員養成専門学校の教員たち（写真：特定非営利活動法人難民を助ける会）

障害者やその家族を対象にしたトゥルスンゾダ教員養成専門学校の入学説明会（写真：特定非営利活動法人難民を助ける会）

教育実習生の授業に同席した公立学校の教員は「ダウン症の生徒にどのように接すればよいか分からなかったが、授業の進め方や障害児に対する話し方などの実践例を学ぶことができたので、自分の授業でも活用したい。」と話し、現場でも変化が生まれています。

このほかにも、教員養成専門学校におけるバリアフリー設備の整備や障害への理解に関する地域住民に対する啓発活動なども実施しています。

これからも日本はNGOとの連携を通じて、障害の有無にかかわらず全ての人が質の高い教育を受けられる環境を目指し、インクルーシブ教育を推進し、タジキスタンの国造りを後押しします。

注1 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ教育。

7 中東・北アフリカ地域

日本は原油輸入の約９割を中東・北アフリカ地域に依存しており、世界の物流の要衝でもある同地域は、日本の経済とエネルギーの安全保障の観点から、極めて重要です。また、高い人口増加率で若年層が拡大し、今後成長が期待される潜在性の高い地域です。

同時に、中東・北アフリカ地域は、様々な不安定要因や課題を抱えています。直近では、2023年10月7日のハマス等によるイスラエルへのテロ攻撃を契機とする軍事衝突により、パレスチナ・ガザ地区の人道状況が極めて深刻化し、その影響がレバノン、シリアを始めとする域内の情勢に波及しています。また、イランをめぐる緊張の高まり、シリアにおける戦闘継続による難民・国内避難民の発生などが、周辺国も含めた地域全体の安定に大きな影響を及ぼしています。2021年8月のアフガニスタンにおけるタリバーン復権後は、同国および周辺国においても人道的ニーズが高まっています。「イラクとレバントのイスラム国（ISIL）」のような暴力的過激主義の拡散のリスクも今なお各地に残存しています。近年では地震や洪水といった大規模な自然災害にも重ねて見舞われており、人道・治安状況の悪化も懸念されています。

国際社会の責任ある一員として、日本はこれまで、ODAなどを通じて、中東・北アフリカ地域の平和と安定に大きく貢献してきており、今後も、これまで各国と築いてきた良好な関係をいかし、この地域の緊張緩和と情勢の安定化に向け、積極的な外交努力を展開していきます。

日本の取組

この地域の平和と安定は、日本を含む国際社会全体の安定と繁栄にとって極めて重要です。持続的な平和と安定の実現に向けて、経済的支援や人材育成などを通じて支援していくことが求められています。

■ 中東和平（パレスチナ支援）

日本は、パレスチナに対する支援を中東和平における貢献策の重要な柱の一つと位置付け、1993年のオスロ合意以降、約26億ドルの支援を実施しています。具体的には、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区の社会的に弱い立場に置かれる人々やガザ地区の紛争被災民に対して、その厳しい生活状況を改善するため、様々な人道支援を行ってきました。

2023年10月7日のハマス等によるイスラエルへのテロ攻撃を契機として、イスラエル国防軍によるガザ地区における軍事作戦が始まったことにより、多数の民間人が犠牲になり、人道状況は著しく悪化しています。日本は、二国間の協力や、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）、国連世界食糧計画（WFP）、世界保健機関（WHO）、国連児童基金（UNICEF）等の国際機関、NGOを通じ、食料、保健等の分野で人道支援を実施しています。

また日本は、将来のパレスチナ国家建設に向けた準備と、パレスチナ経済の自立化を目指して、パレスチナの人々の生活の安定・向上、財政基盤の強化と行政の質の向上など、幅広い取組を行っています。2024年2月には、生徒の学習機会を確保するため、ヨルダン川西岸地区の学校での遠隔授業などに対応可能な視聴覚教材やICT機材を整備する無償資金協力案件、また9月には、消火および救助活動の能力向上を図るため、ヨルダン川西岸地区3県の消防署に消防機材などを整備する無償資金協力案件を決定しました（116ページの「案件紹介」も参照）。

ガザ地区の避難所において、安心して過ごせるスペースで遊ぶこどもたち（写真：特定非営利活動法人パレスチナ子どものキャンペーン）

なお、2024年1月に発覚したUNRWA職員のテロ行為への関与疑惑を受け、パレスチナ支援の一部であ

るUNRWAへの資金拠出（約3,500万ドル）を一時停止しましたが、4月、日本の支援によるプロジェクトの適正性を確保することを目的として、(i)「日本・UNRWAプロジェクト管理・モニタリングメカニズム」の設置、(ii) UNRWAのガバナンス改革などにおける女性のリーダーシップ層への参画の促進、(iii) 不正な使用があった場合に、日本が必要なあらゆる措置をとることなどを改めて確認した上で、拠出を再開しました。日本は、引き続き、UNRWAの資金の透明性と適正な使用の確保に努めていく考えです。

■ レバノン支援

2023年10月7日以降のガザ情勢悪化を契機として、レバノンではヒズボッラーとイスラエルの間で攻撃の応酬が開始しました。特に、2024年9月中旬以降、イスラエルによる首都ベイルート南郊を含むレバノン南部・東部に対する大規模空爆が実施され、レバノン政府によれば100万人以上が国内避難民となっています。このような情勢の深刻化を受け、レバノンの人道状況が悪化していることに鑑み、日本は10月に総額1,000万ドルの緊急無償資金協力を決定しました。

■ シリア・イラクおよびその周辺国に対する支援

国際社会の懸案事項であるシリア危機対応について、日本は、2023年6月に開催されたシリアおよび地域の将来の支援に関する第7回ブリュッセル会合において、シリア国民および周辺国のニーズに沿った支援の継続を表明し、人道支援や社会安定化といった分野への支援を進めています。2024年には、長期化する危機や自然災害の影響を受けた農業支援のほか、生計向上や住環境の改善を支援する無償資金協力を決定しました。

イラクに対しては、日本は、イラク経済の根幹である石油・ガス分野や基礎サービスである電力・上下水道分野において、円借款などを通じた支援を実施しています。イラクが安定した民主国家として自立発展するため、ガバナンス強化や保健や教育分野での支援を通じた生活環境の整備、女性のエンパワーメントにも取り組んでいます。

2011年のシリア危機発生以降、日本のシリア・イラクおよびその周辺国に対して総額約35億ドルの支援を行っています。このように、絶えず人道状況が変化している同地域において、日本は時宜に即した効果的な支援を実施しています。

イラクに対する円借款により建設中のバスラ製油所（写真：日揮グローバル株式会社）

日本は「日・ヨルダン・パートナーシップ・プログラム」に基づき、イラク難民の受け入れやイラク復興支援において重要な役割を果たしているヨルダンにおいて、イラクを始めとする近隣諸国の人材育成のための研修を行っています。2011年のシリア危機発生以降、ヨルダンは多くのシリア難民を受け入れており、日本はシリア難民およびホストコミュニティ支援として、人口増加による水不足の解消のため、上水道設備による安定的な水供給および効率的で効果的な水資源活用を支援しています。また、借款や無償資金協力を通じて電力供給の安定化に向けた支援を実施するなど、ヨルダンの経済・財政の近代化に向けた取組を支援しています。

また、日本は、人材育成や難民の自立支援に向けた取組も行っています。日本は、将来のシリア復興を担う人材を育成するため、2017年度から2024年12月までに「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）」注28 および国費留学生合わせて144人のシリア人留学生を受け入れました。

■ イエメン支援

イエメンでは、紛争の長期化により、全人口の約6割が何らかの人道支援を必要とする「世界最悪の人道危機の一つ」に直面しています。こうした中、日本は、主要ドナー国として、2015年以降、国際機関を通じて総額約4.6億ドル以上の人道支援を実施してきました。2024年も国際機関を通じた人道支援に加え、NGOを通じた支援やイエメンの自立的な安定化を後押しするための人材育成支援として、イエメンからの

注28 2016年5月に日本が表明した中東支援策の1つで、シリア危機により就学機会を奪われたシリア人の若者に教育の機会を提供するもの。ヨルダン、レバノンに難民として逃れているシリア人の若者を対象に、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の協力を得ながら実施している。

国費留学生の受入れ、JICAによる主にイエメン人行政官を対象とした研修など、日本での高等教育・研修を実施しています。また、人々が経済活動を行えるような環境を整備するための支援として、アデン港における物流の効率化に向けた支援を実施しています。

■アフガニスタン支援

2021年8月のタリバーンによるカブール制圧以降も、アフガニスタンでは、国際機関やNGOが機能を維持し、国際社会からの支援が実施されています。しかし、アフガニスタンの人々の行動に厳しい制約を課す、いわゆる「勧善懲悪法」が2024年8月に公布されるなど、女性・女児の権利に対する制限の強化を始めとしたタリバーンによる抑圧的な政策の影響もあり、同国の人道状況は依然として深刻です。日本は国際社会と協調して、状況改善に向けたタリバーンへの働きかけを継続するとともに、G7や国連安全保障理事会（安保理）を始めとする国際場裡で積極的な人道支援の方針を表明し、アフガニスタンに安定をもたらすことの重要性を強調しています。

具体的な支援として、日本は、2021年8月以降、シェルター、保健、水・衛生、食料、農業、教育などの分野で支援を行っており、この中には、国連開発計画（UNDP）を通じた女性の生計向上支援や、UNICEFを通じた感染症の予防支援、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）を通じた違法薬物対策支援、国連人間居住計画（UN-Habitat）を通じた都市部の生活環境改善支援が含まれています。また、2024年5月にアフガニスタン北部で発生した洪水の直後には、緊急援助物資を供与しました。

日本は2001年以降、アフガニスタンの持続的・自立的発展のため、二度の閣僚級支援会合の主催（2002年、2012年）や、人道、保健、教育、農業・農村開発、女性の地位向上など、様々な分野で開発支援を行ってきました。今後のアフガニスタン支援については、国際社会と緊密に連携しながら、自立した経済の確立や女性のエンパワーメントなども念頭に、アフガニスタンの人々のニーズをしっかりと見極めた上で適切に対応していきます。

■北アフリカ地域への支援

エジプトでは、エルシーシ大統領主導の下、就学前教育から大学院まで、日本式教育の導入による教育・人材育成が進められているほか、カイロ地下鉄四号線やボルグ・エル・アラブ国際空港などの交通インフラ分野の支援、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）[注29]の達成に向けた保健医療分野の支援、灌漑農業・農村振興支援および大エジプト博物館の建設から遺物修復、運営・展示に係る観光開発支援など、幅広い分野において、円借款や無償資金協力、技術協力を組み合わせた支援を行っています（日本式教育の導入については78ページの第Ⅲ部3（5）を、カイロ地下鉄四号線整備支援については46ページの「国際協力の現場から」を参照）。

また、アジア・アフリカ・欧州の結接点にあるエジプトは、中東・アフリカ地域全体の平和と安定のため、重要な役割を果たしています。例えば、2023年4月のスーダン内戦以降、スーダンからの避難民や難民申請希望者および帰還者を受け入れており、同年10月のガザ地区情勢悪化以降は、ガザ地区からの重傷患者などを受け入れています。このような最近の国際情勢を受け、日本は2024年3月、エジプト国内で逼迫する医療・保健サービスの改善・強化に係る支援を決定し、WHOを通じた医療資機材の供与および医療従事者への研修などを行っています。

チュニジアでは、気候変動の影響を受けて、全国的に深刻な水不足が生じており、水不足への影響緩和・渇水への適応が国家戦略として掲げられています。こうした状況を踏まえ、日本は水分野を始めとする社会インフラ整備を支援してきており、2024年2月には、既存下水処理施設に新たに高度下水処理場を併設し、効率的な運営・維持管理を行うための無償資金協力を決定しました。

モロッコでは、UHC達成を目標に保健医療サービスへのアクセスおよび質の向上と医療保障の確立を掲げ、保健医療システム強化が優先課題とされています。このため、2024年9月に、モロッコ政府への財政支援を通じて、母子保健および栄養サービスの提供拡大と質の改善、医療保障制度の改善に係る各種制度改革を支援するための円借款の供与を決定しました。

注29 68ページの注66を参照。

案件紹介 11

パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）を通じた能力強化　フェーズ2

技術協力（2021年10月～2025年3月）

パレスチナ

技術協力のバトンを日本からインドネシア、パレスチナそして中米へ

パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）は、将来の独立したパレスチナ国家とイスラエルが平和かつ安全に共存する「二国家解決」による和平実現に向けて、東アジア諸国の人的資源や経済発展の知見を動員しパレスチナの国造りを支援すべく、2013年2月に日本が立ち上げた地域協力の枠組みです。

CEAPADの主要なメンバー国であるインドネシアでは、JICAを通じた日本の技術支援により、1980年代からシンゴサリ家畜人工授精センターで家畜の人工授精技術の開発を進めてきたことから、本事業では、その知見をいかしてパレスチナ農業庁の畜産技術者に対して家畜人工授精技術や繁殖管理などの研修をインドネシアで実施しました。研修を受けたパレスチナの家畜人工授精チームは、人工授精技術にとどまらず学んだ知識を活用して積極的に実践・普及活動に取り組んでおり、パレスチナの畜産業の発展に貢献しています。

ウシ生殖器官の模式図を用いた人工授精に関する講義風景（写真：JICA）

ピペット等の機材操作や精液希釈の手順を学ぶ様子（写真：JICA）

さらに、パレスチナ自治政府は、この技術をパレスチナ域内での活用・普及にとどまらず、パレスチナ国際協力庁（PICA）を通じた、エルサルバドルやニカラグアなど中米の国々に対する技術協力にも役立ててきました。このように、日本から始まった技術協力のバトンは、開発途上国間の南南協力を先進国が支援する「三角協力」[注1]の輪を通じて世界に広がり、受け継がれています。

注1　104ページの用語解説を参照。

8 アフリカ地域

2050年には世界の人口の4分の1を占めると言われるアフリカは、若く、希望にあふれる大陸です。豊富な資源と経済市場としての高い潜在性を有しており、ダイナミックな成長が期待されています。一方、貧困、脆弱な保健システム、テロ・暴力的過激主義の台頭など、様々な課題にも直面しています。

こうした課題に対応するため、アフリカ諸国は、アフリカ自身の開発アジェンダである「アジェンダ2063」注30 に基づき、持続可能な開発に取り組んでいます。ロシアによるウクライナ侵略など国際社会の根幹を揺るがす動きが続き、これまで以上に国際社会が一致して対応することが重要になる中で、国際社会におけるアフリカの位置付けも大きく変化し、アフリカは国際社会における主要なプレーヤーとして、その重要性と発言力はますます高まっています。このため、アフリカ諸国との協力を一層推進していく必要があります。

日本の取組

日本は、冷戦終結後、アフリカ支援に対する先進国の関心が低下する中でアフリカの重要性を論じ、その実行の証としてアフリカ開発に関するフォーラムであるアフリカ開発会議（TICAD）解説 を先駆的に立ち上げました。その中で、アフリカが主導する開発を支援するとの考えの下、アフリカ諸国の「オーナーシップ」、国際社会による「パートナーシップ」の重要性を提唱し、アフリカ開発に携わる国際機関、民間企業、市民社会など幅広い参加者と共に、真にアフリカの開発にとって実のある議論を行ってきています。なお、TICAD 9は、2025年8月20日から22日まで横浜で開催される予定です。

上川外務大臣（当時）は、2024年4月、マダガスカル、コートジボワール、ナイジェリアを訪問し、経済関係や連結性の強化、法の支配や女性・平和・安全保障（WPS）注31 を含むグローバルな課題における連携強化を図りました。8月には、「革新的解決の共

2024年TICAD閣僚会合で、共同議長を務める上川外務大臣（当時）（中央）とメルズーグ・モーリタニア外務・アフリカ協力・在外モーリタニア人大臣（写真左）

創、アフリカと共に」をテーマに、TICAD閣僚会合が東京で開催され、アフリカ47か国、国際機関、民間企業、国会議員、市民団体の代表などが出席しました。会合では、未来志向の課題解決、若者と女性の重視、連結性や知のプラットフォームの活用の3つの視点を念頭に、アフリカ側の考えをよく聞きながら、対話を通じて課題解決を進めて行くことを重視し、社会、平和と安定、経済の3つのセッションで議論を行いました。

そして、意見交換の中で共有された多くの革新的な解決策やアイディアを、アフリカの各地に展開するとともに、グローバルな課題解決に貢献していくことで一致し、共同コミュニケを採択しました。

12月、経済産業省、日本貿易振興機構（JETRO）およびコートジボワール政府の共催による第3回日・アフリカ官民経済フォーラムがコートジボワールにおいて開催され、日本からは大串経済産業副大臣と松本外務大臣政務官が日本企業関係者と共に出席しました。アフリカ諸国からは、共催

第3回日・アフリカ官民経済フォーラムで演説する松本外務大臣政務官

注30「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された2015年、アフリカ連合（AU）首脳会合において採択。
注31 81ページの注93を参照。

国コートジボワールのマンベ＝ブグレ首相を始め、約20名の閣僚が出席し、また約40か国から官民関係者約1,200名が参集し、日本とアフリカの民間企業間の協力とアフリカにおける日本企業のビジネス活動の促進を目的に、意見交換を行いました。

■経済

日本は、感染症の拡大、ウクライナ情勢などによる食料・エネルギー分野などにおける影響からのより良い回復を実現し、人々の生活を守るため、自由で公正な国際経済システムを強化するとともに、各国のグリーン成長を支援し、強靭で持続可能なアフリカの実現を目指しています。また、活力ある若者に焦点を当て、スタートアップを含めた民間企業の進出も後押ししています。

日本はとりわけ人材育成を重視しており、産業、保健・医療、農業、司法、行政など幅広い分野において、2024年3月末までの3年間で約29万1,000人に研修の機会を提供しています。加えて、質の高い成長の実現に向けた「人への投資」として、これまでビジネスの推進に貢献する産業人材の育成を行ってきており、ABEイニシアティブ解説では、2024年12月までに9,000人を超えるアフリカの若者に対し、研修の機会を提供しています。ABEイニシアティブの研修生は、研修を終えた後に自国に戻り、日系企業に就職したり、起業したり、また、自国の行政機関や大学で要職に就くなど、日本で身に付けた専門的な知識や技能をいかして、自国の発展や日本企業の海外展開に貢献する好事例も生まれています。

また、日本は、連結性の強化に向け、3つの重点地域 注32 を中心に、「質の高いインフラ投資」注33 の推進にも取り組んでいます。デジタル・トランスフォーメーション（DX）注34 を活用し、インフラ整備やワンストップ・ボーダーポストなどを通じた物流改善支援、世界税関機構（WCO）と協力して国境管理や関税など徴収の分野での能力構築支援などを実施しています。

紛争、テロ、政情不安、自然災害、ロシアによるウクライナ侵略の長期化などの影響を受けた物価高騰や、極端な気候変動、感染症などの多岐にわたる要因により、食料安全保障が一層悪化していることを受けて、日本は、食糧援助などの短期的支援と、農業生産能力向上などの中長期的支援の双方を行っています。2024年は、飢餓や食料不足、栄養失調といった食料不安が極めて深刻なサブサハラ・アフリカの32か国に対し、米などの穀物、豆類、植物油、魚缶詰などを供与するための無償資金協力を決定し順次実施しています。また、中長期的な食料生産能力の強化のため、コメの生産量の倍増に向けた支援やアフリカ開発銀行（AfDB）の緊急食糧生産ファシリティへの約3億2,000万ドルの協調融資を行っています。加えて、2023年以降の3年間で20万人の農業人材育成を目指す能力強化支援や、水産業分野への支援なども行っています。日本は、引き続きアフリカの食料安全保障の強化に貢献していきます。

日本は、脱炭素への構造転換を目指すグリーン成長に関する協力にも取り組んでいます。具体的には、ケニアでの地熱発電事業に対する円借款の供与や、ウガンダ、ケニア、タンザニア、ナイジェリア、モザンビークでの送電線の整備や送電網の安定化に関する技術協力を実施してきています。さらに、南部・西部アフリカにおいては、域内の電力融通を行い長期的に安定した電力供給を実現するための人材育成および能力強化を念頭に、広域の技術協力を開始しています。

ケニアでの円借款「モンバサ港開発事業」により整備されたコンテナターミナルの様子（写真：東洋建設株式会社）

注32 東アフリカ・北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ成長の環にわたる3地域。
注33 43ページの第III部1（3）を参照。
注34 38ページの注15を参照。

■社会

TICAD 8では、人間の安全保障、SDGs、「アジェンダ2063」を踏まえ、顕在化した格差の是正と質の高い生活環境の実現を目指していくことを表明しました。

感染症対策は引き続きアフリカの大きな課題です。感染症を含む公衆衛生上の脅威に対応するため、アフリカ7か国 注35 に対し、国連児童基金（UNICEF）を通じて、デジタル技術を活用した予防接種情報管理体制の整備を支援しています。さらに、感染症対策の拠点となる現場への支援を強化すべく、アフリカ疾病対策センター（CDC）などとも連携しながら、医療人材の育成にも取り組んでいます。

また、国際機関などを通じた支援や二国間支援を通じ、引き続きアフリカにおける保健システムの強化に取り組んでいます。TICAD 8以降、日本は、約27,300人の医療従事者や7,970人の感染症対策に携わる医療関係者と研究者を養成しました。こうした支援を通じて、日本は、アフリカにおいて138万人に対する医療サービスの拡大に貢献しています。さらに、将来の公衆衛生危機に対する予防・備えおよび対応（PPR）も念頭に、「誰の健康も取り残さない」という信念の下、アフリカにおけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC） 注36 の達成に向け貢献しているほか、2022年以降、アフリカの42都市において、水や衛生分野に関する支援を行ってきました。

ナミビアの農業普及員に畜産用注射器の使用方法を指導するJICA専門家（写真：JICA）

ザンビアにおいて、高収量、高品質なコメを作る優良種子についての研修を行うJICA専門家（写真：JICA）

加えて、日本は、若者や女性を含め、質の高い教育へのアクセス向上に取り組んでいます。日本は、TICAD 8でSTEM 注37 教育を含む質の高い教育を900万人に提供すること、400万人の女子の教育アクセスを改善することを表明し、技術協力などを通じて就学促進、包摂性の向上、給食の提供などに取り組んできています。例えば、学校、保護者、地域社会と協働してこどもの学習環境を改善する「みんなの学校プロジェクト」 注38 は、2004年の開始以降、アフリカ9か国の約7万校の小中学校に広がっています。

アフリカでは、急速に進む都市化に伴う様々な課題への対応も急務となっています。日本は、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」 注39 の下で、2024年11月までに47か国190都市において、廃棄物管理を通じた公衆衛生の改善や脱炭素化やリサイクルを推進するとともに、JICA-JAXA熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST）による森林の定期監視を行うなど、環境問題にも取り組んでいます。

■平和と安定

TICAD 8において、日本は、人間の安全保障および平和と安定を阻害する根本原因にアプローチする「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA）」解説の下、経済成長・投資や生活向上の前提となる平和と安定の実現に向けて、アフリカ自身の取組を後押ししていくことを表明し、その実現に着実に取り組んでいます。

注35 ウガンダ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、チュニジア、ベナン、マラウイ、南スーダン。
注36 68ページの注66を参照。
注37 77ページの注86を参照。
注38 78ページの注87を参照。
注39 68ページの用語解説を参照。

平和で安定した社会や持続可能な成長の実現のためには、法の支配の確保が重要です。日本は、法の支配に関連したアフリカ自身の取組を後押しする具体的協力として、司法・行政分野の制度構築や、ガバナンス強化のための人材育成、公正で透明な選挙の実施、治安確保に向けた支援などを行っています。また、平和と安定の礎となる行政と住民の間の相互理解・協力関係を促進するため、コミュニティ・レベルで行政と住民が協働する取組の支援も行っています。

さらに、日本は、アフリカのPKO訓練センターにおけるPKO要員の能力強化やアフリカ連合（AU）などの地域機関への支援を通じ、アフリカ自身の仲介・紛争予防努力を後押ししています。2008年以降、日本はアフリカ15か国内のPKO訓練センターなどが裨益するプロジェクトに対し1.1億ドル以上の支援を行い、60人以上の日本人講師を派遣し、施設の訓練能力強化や研修の実施などを支援しています。また、PKO要員への支援枠組みである「国連三角パートナーシップ・プログラム（TPP）」を拡充し、AUが主導する平和支援活動に派遣される要員への訓練を実施するために、850万ドルを追加拠出しました。

サヘル地域においては、NAPSAの下、サヘル諸国の行政制度の脆弱性に焦点を当てながら、制度構築に携わる人材育成、若者の職業訓練・教育機会の提供などを通じて、同地域の平和と安定に貢献しています。例えば、サヘル地域の安定のため、国連開発計画（UNDP）を通じてリプタコ・グルマ地域[注40]住民に対する支援を行うなど行政サービスの改善に向けた取組を実施しており、コミュニティの基盤強化に貢献しています。

南スーダンにおいては、2011年の独立以来、同国の国造りを支援しています。現在は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（PKO法）に基づき、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に対し、司令部要員として自衛官を派遣しています。また、東アフリカの地域機構である政府間開発機構（IGAD）などを通じて、南スーダン自身のイニシアティブである和平プロセスへの支援も行っており、インフラ整備や人材育成支援、食糧援助などの支援と並んで、南スーダンにおける平和の定着と経済の安定化に貢献しています。

さらに、国民の融和、友好と結束を促進するため、南スーダンの青年・スポーツ省による国民体育大会「国民結束の日」の開催への支援を第1回大会（2016年）から毎年行っています。今後も平和の定着を同国の国民が実感し、再び衝突が繰り返されないように、国際社会が協力して南スーダンの平和の定着を支援していくことが重要です。

平和で安定した社会を持続的なものとするためには、紛争下における女性など脆弱な立場の人々の保護に取り組みつつ、女性自身が指導的立場での紛争予防や人道・復興支援に参画することも重要です。日本は、WPSの観点からもアフリカの平和と安定を支援しています（日本のWPSの取組については84ページの「WPSの推進に向けた日本の開発協力の取組」を参照）。

エチオピアの「オイダ地区における住民参加型水供給事業を通じた女性の自立支援事業」（日本NGO連携無償資金協力）において、グループ貯蓄を行っている女性たち（写真：特定非営利活動法人ホープ・インターナショナル開発機構（ホープ・ジャパン））

注40 テロ攻撃が頻発しているニジェール、ブルキナファソ、マリの3か国国境地帯。

用語解説

アフリカ開発会議（TICAD：Tokyo International Conference on African Development）
1993年に日本が立ち上げたアフリカ開発に関する首脳級の国際会議。アフリカ開発におけるアフリカ諸国の「オーナーシップ」と国際社会による「パートナーシップ」の理念を具現化するもの。2022年8月には、チュニジアでTICAD 8が開催され、20人の首脳級を含むアフリカ48か国が参加。

ABEイニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ：African Business Education Initiative for Youth）
TICAD V（2013年）において発足したプログラムで、アフリカの産業人材育成を目的として行ってきている。同プログラムでは、アフリカの若者に対し、日本の大学での修士号取得の機会や、日本企業などでのインターンシップ、日本語研修、ビジネス・スキル研修などのビジネス・プログラムを提供しているほか、2016年以降は、海外産業人材育成協会（AOTS）を通じて、将来の現場指導者を育成するための研修も行っている。

アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA：New Approach for Peace and Stability in Africa）
2019年8月に横浜で開催されたTICAD 7において、日本が提唱した新たなアプローチ。アフリカのオーナーシップの尊重および紛争やテロなどの根本原因に対処するとの考えの下、（1）AUや地域経済共同体（RECs）などによる紛争の予防、調停、仲介といったアフリカ主導の取組、（2）制度構築・ガバナンス強化、若者の過激化防止対策や地域社会の強靭化に向けた支援を行うもの。2022年8月のTICAD 8でも、日本はNAPSAの下、経済成長・投資や生活向上の前提となる平和と安定の実現に向けたアフリカ自身の取組を後押ししていくことを示した。

案件紹介12 ルサカ郡総合病院運営管理能力強化プロジェクト/感染症対策のためのラボサーベイランス強化プロジェクト

技術協力（2021年5月～2026年5月/2023年4月～2028年4月） ザンビア

保健サービス向上と感染症対策の強化～コレラの集団感染への対応と成果～

ザンビアでは首都ルサカを中心に、近年の人口増加に伴い、基礎的な医療を提供する一次レベルの病院が慢性的に不足しており、既存の病院も運営管理やサービスの質が深刻な課題となっています。また、感染症の監視体制にも課題を抱えており、依然としてHIV／エイズなどの感染症が主要な死因となっていることに加え、コレラなどのアウトブレイクの際には多くの被害が出ています。

日本は、これまで無償資金協力により整備したルサカの5つの一次レベル病院を対象に、サービスの質改善のために運営管理能力の向上を支援するとともに、感染症対策の中枢であるザンビア国立公衆衛生研究所（ZNPHI）の能力強化に向けた支援を行ってきました。

コミュニティに設置された経口補水液の給水ポイント（写真：JICA）

そのような中、2023年10月にルサカで700人以上の死者を出す史上最大規模となるコレラの集団感染が発生しました。日本は、集団感染発生の初期段階から、協力対象の5病院で治療手順などの指導を行い、また衛生インフラの乏しい住宅密集地域における経口補水液の提供等を通じて、感染拡大の阻止に貢献しました。さらにZNPHIと協力し、必要な感染症情報を即時に収集・分析し、ザンビア保健省や病院と共有し、適時・適切な対策の実現を支援しました。日本の協力に対し、ヒチレマ・ザンビア大統領からは、日本が支援を行っているコレラ治療センター訪問時に謝意が伝えられ、同国内のメディアにも多く取り上げられました。

コレラ治療センターを視察するザンビア保健大臣に、センターのレイアウトなどを説明するJICA専門家（写真：JICA）

保健・医療サービスへのアクセス向上や感染症監視システムの強化は、日本がTICADで表明するユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現を具体化するものです。日本は保健システムの強化を通じて、人々の命を守り、ザンビアの国造りを後押ししていきます。

図表Ⅳ　二国間政府開発援助の地域別実績（2023年）

（単位：百万ドル）

順位	援助形態 / 国名または地域名	二国間政府開発援助								
		贈与			計	政府貸付等		(A) − (B)	合計（支出純額）	合計（支出総額）
		無償資金協力	国際機関等経由	技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)			
アジア地域合計		**362.20**	**246.86**	**408.00**	**1,017.05**	**9,655.07**	**4,286.21**	**5,368.86**	**6,385.91**	**10,672.12**
東アジア地域合計		194.96	107.78	251.84	554.58	3,641.98	2,809.38	832.60	1,387.18	4,196.56
（ASEAN計）*1		165.12	81.03	222.02	468.16	3,639.33	2,250.66	1,388.67	1,856.83	4,107.49
1	フィリピン	32.95	4.86	45.15	82.95	1,279.43	360.96	918.47	1,001.43	1,362.39
2	インドネシア	1.75	2.83	41.04	45.62	937.18	880.23	56.95	102.57	982.80
3	ベトナム	23.10	1.67	40.31	65.08	671.62	587.40	84.23	149.31	736.70
4	ミャンマー	12.78	60.95	12.92	86.66	376.33	58.15	318.18	404.83	462.99
5	カンボジア	51.89	−	29.53	81.42	282.79	13.37	269.42	350.83	364.21
6	タイ	1.14	10.72	21.66	33.52	90.80	259.94	-169.14	-135.63	124.31
7	ラオス	41.17	−	20.03	61.20	1.18	20.64	-19.46	41.74	62.38
8	モンゴル	18.97	−	18.85	37.82	2.65	35.45	-32.79	5.03	40.48
9	東ティモール	10.85	10.74	7.51	29.11	−	1.49	-1.49	27.62	29.11
10	マレーシア	0.34	−	11.35	11.69	−	69.97	-69.97	-58.29	11.69
11	※ブルネイ	−	−	0.04	0.04	−	−	−	0.04	0.04
12	中国	−	−	−	−	−	521.78	-521.78	-521.78	−
	東アジアの複数国向け*2	0.01	16.02	3.46	19.49	−	−	−	19.49	19.49
南西アジア地域合計		128.59	96.57	124.01	349.17	5,702.77	1,233.57	4,469.20	4,818.37	6,051.94
1	インド	2.80	5.17	38.17	46.15	3,727.70	881.81	2,845.89	2,892.04	3,773.84
2	バングラデシュ	29.95	26.80	31.23	87.98	1,881.50	120.41	1,761.09	1,849.07	1,969.48
3	パキスタン	27.70	34.26	12.71	74.68	5.68	218.38	-212.70	-138.02	80.35
4	スリランカ	39.01	25.36	12.24	76.61	−	−	−	76.61	76.61
5	ネパール	18.42	1.00	15.67	35.09	41.28	10.93	30.35	65.44	76.37
6	ブータン	3.13	1.50	10.84	15.48	46.62	1.19	45.43	60.91	62.10
7	モルディブ	7.58	2.47	2.51	12.57	−	0.86	-0.86	11.71	12.57
	南西アジアの複数国向け*3	−	−	0.62	0.62	−	−	−	0.62	0.62
中央アジア・コーカサス地域合計		38.28	13.53	25.40	77.21	279.10	121.54	157.56	234.78	356.32
1	ウズベキスタン	3.79	1.99	7.12	12.91	267.91	42.16	225.75	238.66	280.82
2	タジキスタン	14.63	3.81	6.19	24.64	−	−	−	24.64	24.64
3	キルギス	14.41	0.99	7.50	22.90	0.37	7.71	-7.34	15.57	23.28
4	アゼルバイジャン	0.22	−	0.49	0.71	10.82	24.93	-14.11	-13.40	11.53
5	ジョージア	4.22	0.59	1.04	5.86	−	7.52	-7.52	-1.67	5.86
6	アルメニア	0.65	1.98	0.72	3.35	−	7.99	-7.99	-4.64	3.35
7	カザフスタン	0.35	−	1.43	1.78	−	29.67	-29.67	-27.89	1.78
8	トルクメニスタン	−	−	0.80	0.80	−	1.55	-1.55	-0.75	0.80
	中央アジア・コーカサスの複数国向け	−	4.16	0.10	4.26	−	−	−	4.26	4.26
アジアの複数国向け*4		0.36	28.98	6.74	36.08	31.21	121.73	-90.51	-54.43	67.30
大洋州地域合計		**109.26**	**60.11**	**35.27**	**204.64**	**36.54**	**22.83**	**13.71**	**218.35**	**241.18**
1	パプアニューギニア	6.68	−	7.10	13.78	36.54	5.98	30.56	44.34	50.32
2	キリバス	22.10	−	0.38	22.49	−	−	−	22.49	22.49
3	ソロモン諸島	19.61	−	2.68	22.29	−	−	−	22.29	22.29
4	バヌアツ	18.97	−	1.87	20.84	−	14.06	-14.06	6.77	20.84
5	トンガ	10.90	−	2.36	13.27	−	−	−	13.27	13.27
6	マーシャル諸島	9.60	0.61	1.35	11.56	−	−	−	11.56	11.56
7	ナウル	11.03	−	0.06	11.09	−	−	−	11.09	11.09
8	パラオ	4.58	0.16	5.45	10.19	−	0.94	-0.94	9.25	10.19
9	フィジー	1.16	−	8.85	10.01	−	0.43	-0.43	9.58	10.01

順位	援助形態 / 国名または地域名	二国間政府開発援助								
		贈与			計	政府貸付等		(A) − (B)	合計（支出純額）	合計（支出総額）
		無償資金協力	国際機関等経由	技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)			
10	サモア	2.70	−	2.93	5.62	−	1.42	-1.42	4.21	5.62
11	ミクロネシア連邦	1.04	2.17	0.78	3.98	−	−	−	3.98	3.98
12	ツバル	0.36	−	0.07	0.43	−	−	−	0.43	0.43
13	※クック諸島	0.24	−	0.05	0.29	−	−	−	0.29	0.29
14	ニウエ	0.16	−	0.01	0.17	−	−	−	0.17	0.17
15	[トケラウ]	−	−	0.00	0.00	−	−	−	0.00	0.00
	大洋州の複数国向け	0.13	57.17	1.33	58.62	−	−	−	58.62	58.62
中南米地域合計		**74.12**	**22.10**	**97.51**	**193.73**	**702.44**	**215.58**	**486.86**	**680.59**	**896.17**
1	ブラジル	0.34	−	11.39	11.73	222.57	79.77	142.80	154.53	234.29
2	パナマ	0.04	−	8.43	8.47	207.58	21.95	185.62	194.10	216.05
3	エクアドル	1.73	−	3.37	5.11	178.15	3.02	175.13	180.24	183.26
4	エルサルバドル	2.25	−	4.21	6.46	52.45	17.46	34.99	41.44	58.90
5	ホンジュラス	9.18	−	4.15	13.33	18.53	−	18.53	31.86	31.86
6	ペルー	0.78	−	6.62	7.39	9.98	36.93	-26.95	-19.55	17.38
7	ボリビア	9.84	−	5.70	15.54	0.02	−	0.02	15.56	15.56
8	ハイチ	1.68	13.54	0.03	15.25	−	−	−	15.25	15.25
9	キューバ	10.20	−	3.79	14.00	−	−	−	14.00	14.00
10	ジャマイカ	11.49	−	1.41	12.90	−	−	−	12.90	12.90
11	パラグアイ	7.39	−	4.05	11.44	−	25.81	-25.81	-14.36	11.44
12	ニカラグア	7.56	−	2.57	10.13	0.95	0.17	0.78	10.91	11.08
13	コスタリカ	0.08	−	1.15	1.23	8.46	12.78	-4.32	-3.09	9.69
14	グアテマラ	0.63	−	4.29	4.92	3.37	8.45	-5.08	-0.16	8.29
15	メキシコ	0.31	−	6.54	6.85	−	2.05	-2.05	4.81	6.85
16	ドミニカ共和国	0.73	−	5.25	5.98	−	3.35	-3.35	2.63	5.98
17	ベネズエラ	0.10	5.00	0.19	5.29	−	−	−	5.29	5.29
18	コロンビア	0.86	−	3.45	4.32	−	−	−	4.32	4.32
19	セントルシア	3.11	−	0.94	4.05	−	−	−	4.05	4.05
20	アルゼンチン	0.11	0.10	3.18	3.39	0.22	3.41	-3.19	0.21	3.61
21	スリナム	3.02	−	−	3.02	−	−	−	3.02	3.02
22	※チリ	0.52	−	1.94	2.46	−	−	−	2.46	2.46
23	ガイアナ	1.76	−	0.24	1.99	−	−	−	1.99	1.99
24	ベリーズ	0.21	−	0.54	0.75	−	−	−	0.75	0.75
25	※ウルグアイ	0.07	−	0.60	0.67	−	−	−	0.67	0.67
26	セントビンセント	−	−	0.59	0.59	−	−	−	0.59	0.59
27	グレナダ	0.12	−	0.03	0.15	−	−	−	0.15	0.15
28	※バルバドス	−	−	0.14	0.14	−	−	−	0.14	0.14
29	※セントクリストファー・ネービス	−	−	0.07	0.07	−	−	−	0.07	0.07
30	※アンティグア・バーブーダ	−	−	0.05	0.05	−	−	−	0.05	0.05
31	ドミニカ国	0.02	−	0.01	0.03	−	−	−	0.03	0.03
32	※トリニダード・トバゴ	−	−	0.01	0.01	−	−	−	0.01	0.01
	中南米の複数国向け	−	3.46	12.56	16.02	0.16	0.43	-0.27	15.75	16.18
欧州地域合計		**561.94**	**251.67**	**42.10**	**855.71**	**136.72**	**59.91**	**76.81**	**932.51**	**992.43**
1	ウクライナ	550.19	225.15	31.85	807.19	10.93	−	10.93	818.12	818.12
2	モルドバ	9.42	22.99	1.24	33.65	98.32	1.98	96.34	130.00	131.98
3	セルビア	0.54	1.00	3.38	4.92	27.47	43.86	-16.38	-11.46	32.40
4	コソボ	0.17	−	1.83	2.00	−	−	−	2.00	2.00
5	アルバニア	0.59	−	0.98	1.57	−	5.01	-5.01	-3.44	1.57
6	モンテネグロ	0.22	−	1.01	1.23	−	−	−	1.23	1.23
7	北マケドニア	0.12	−	0.97	1.09	−	3.73	-3.73	-2.63	1.09

順位	援助形態 / 国名または地域名	二国間政府開発援助								
		贈与			計	政府貸付等		(A) − (B)	合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力	国際機関等経由	技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)			
8	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.69	−	0.27	0.96	−	5.34	-5.34	-4.38	0.96
9	ベラルーシ	−	−	0.02	0.02	−	−	−	0.02	0.02
	欧州の複数国向け*5	−	2.53	0.54	3.07	−	−	−	3.07	3.07
中東・北アフリカ地域合計		**63.26**	**384.07**	**75.13**	**522.46**	**2,070.35**	**638.96**	**1,431.39**	**1,953.85**	**2,592.81**
1	イラク	0.51	25.50	12.05	38.06	1,145.44	206.30	939.14	977.20	1,183.50
2	エジプト	4.87	7.28	15.30	27.45	417.66	161.61	256.05	283.50	445.12
3	チュニジア	3.69	0.18	2.24	6.11	202.41	45.79	156.62	162.74	208.53
4	アフガニスタン	5.32	148.99	11.32	165.64	−	−	−	165.64	165.64
5	ヨルダン	13.32	11.44	7.41	32.17	106.76	47.83	58.92	91.09	138.92
6	トルコ	4.08	13.72	5.81	23.60	113.76	105.69	8.07	31.67	137.36
7	[パレスチナ]	18.36	38.90	7.17	64.42	28.44	−	28.44	92.87	92.87
8	シリア	0.85	63.54	3.12	67.51	−	−	−	67.51	67.51
9	モロッコ	1.11	2.10	5.93	9.14	55.50	68.11	-12.61	-3.47	64.64
10	イエメン	0.74	22.38	0.42	23.54	−	−	−	23.54	23.54
11	レバノン	1.29	7.09	0.20	8.58	−	−	−	8.58	8.58
12	イラン	0.32	4.83	1.90	7.05	−	2.88	-2.88	4.17	7.05
13	リビア	−	5.25	0.19	5.44	−	−	−	5.44	5.44
14	アルジェリア	0.07	0.71	0.47	1.24	−	0.57	-0.57	0.67	1.24
15	※サウジアラビア	−	−	0.89	0.89	−	−	−	0.89	0.89
16	※クウェート	−	−	0.01	0.01	−	−	−	0.01	0.01
(中東計)*6		44.79	336.40	50.28	431.47	1,394.40	362.70	1,031.70	1,463.16	1,825.86
(北アフリカ計)*7		9.74	15.52	24.13	49.39	675.57	276.08	399.49	448.88	724.96
中東・北アフリカの複数国向け*8		8.73	32.15	0.72	41.61	0.38	0.18	0.21	41.81	41.99
サブサハラ・アフリカ地域合計		**449.23**	**287.44**	**278.95**	**1,015.63**	**843.06**	**115.83**	**727.22**	**1,742.85**	**1,858.68**
1	コートジボワール	22.85	3.00	8.37	34.22	93.74	−	93.74	127.97	127.97
2	モザンビーク	33.91	17.20	16.37	67.49	57.89	4.76	53.14	120.62	125.38
3	ケニア	6.99	13.87	34.91	55.76	63.06	62.80	0.26	56.02	118.82
4	ボツワナ	0.14	−	2.12	2.26	110.21	1.87	108.33	110.59	112.46
5	マダガスカル	24.80	2.50	9.68	36.98	63.32	−	63.32	100.30	100.30
6	セネガル	11.11	0.56	15.75	27.42	58.05	0.22	57.83	85.26	85.47
7	エチオピア	28.54	35.18	17.14	80.86	3.19	−	3.19	84.05	84.05
8	ウガンダ	12.71	7.68	14.76	35.14	27.52	5.73	21.78	56.93	62.66
9	コンゴ民主共和国	18.59	21.92	10.10	50.61	−	−	−	50.61	50.61
10	ガーナ	33.90	2.34	12.54	48.77	0.00	−	0.00	48.77	48.77
11	南スーダン	22.95	11.71	12.20	46.87	−	−	−	46.87	46.87
12	マラウイ	34.70	3.07	6.21	43.98	−	−	−	43.98	43.98
13	ジブチ	33.65	4.95	4.43	43.03	−	−	−	43.03	43.03
14	ナイジェリア	13.33	11.87	7.13	32.34	−	4.06	-4.06	28.28	32.34
15	スーダン	10.95	11.97	4.55	27.47	−	−	−	27.47	27.47
16	タンザニア	4.21	1.39	13.13	18.72	8.03	9.81	-1.78	16.94	26.75
17	カメルーン	2.19	10.63	5.92	18.73	7.71	1.64	6.07	24.80	26.44
18	ソマリア	−	24.32	1.90	26.23	−	−	−	26.23	26.23
19	ニジェール	17.51	5.94	2.73	26.19	−	−	−	26.19	26.19
20	ザンビア	14.80	0.66	10.37	25.84	−	−	−	25.84	25.84
21	ルワンダ	3.62	3.48	9.05	16.15	6.01	−	6.01	22.16	22.16
22	ブルキナファソ	7.34	8.79	4.44	20.57	−	−	−	20.57	20.57
23	ブルンジ	12.65	5.80	1.63	20.08	−	−	−	20.08	20.08
24	モーリタニア	15.58	2.30	1.08	18.95	−	−	−	18.95	18.95
25	マリ	4.99	9.39	1.93	16.31	−	−	−	16.31	16.31

順位	援助形態 / 国名または地域名	二国間政府開発援助								
		贈与			計	政府貸付等		(A) − (B)	合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力	国際機関等経由	技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)			
26	トーゴ	7.21	6.21	1.59	15.00	−	−	−	15.00	15.00
27	ギニア	9.24	3.28	1.80	14.32	−	−	−	14.32	14.32
28	シエラレオネ	6.21	5.23	1.83	13.27	−	−	−	13.27	13.27
29	ジンバブエ	6.11	3.51	3.16	12.78	−	−	−	12.78	12.78
30	チャド	−	12.67	0.10	12.77	−	−	−	12.77	12.77
31	ガンビア	7.62	3.64	0.63	11.89	−	−	−	11.89	11.89
32	リベリア	4.45	2.19	2.49	9.13	−	−	−	9.13	9.13
33	中央アフリカ	−	7.22	0.11	7.34	−	−	−	7.34	7.34
34	南アフリカ	0.35	1.00	5.31	6.66	−	−	−	6.66	6.66
35	ベナン	0.90	2.31	3.37	6.58	−	−	−	6.58	6.58
36	ナミビア	0.22	3.28	2.75	6.26	−	−	−	6.26	6.26
37	モーリシャス	2.18	−	3.06	5.24	0.89	7.64	-6.75	-1.51	6.13
38	カーボベルデ	2.62	0.26	0.66	3.54	2.38	2.62	-0.23	3.30	5.92
39	アンゴラ	0.07	1.27	4.11	5.46	−	−	−	5.46	5.46
40	コモロ	3.56	0.43	0.08	4.06	−	−	−	4.06	4.06
41	コンゴ共和国	0.07	2.00	0.94	3.01	−	−	−	3.01	3.01
42	レソト	0.34	1.87	0.28	2.49	−	−	−	2.49	2.49
43	ガボン	0.34	−	1.61	1.95	−	−	−	1.95	1.95
44	サントメ・プリンシペ	1.49	−	0.07	1.56	−	−	−	1.56	1.56
45	エリトリア	−	0.27	0.87	1.14	−	−	−	1.14	1.14
46	エスワティニ	0.05	0.58	0.38	1.02	−	1.44	-1.44	-0.42	1.02
47	ギニアビサウ	0.06	−	0.13	0.19	−	−	−	0.19	0.19
48	※セーシェル	−	−	0.14	0.14	−	−	−	0.14	0.14
	サブサハラ・アフリカの複数国向け*9	4.11	9.69	15.07	28.87	341.06	13.25	327.80	356.67	369.93
複数地域にまたがる援助等		**16.37**	**1,373.57**	**1,305.73**	**2,695.67**	**438.61**	**0.20**	**438.41**	**3,134.08**	**3,134.28**
合計		**1,636.38**	**2,625.81**	**2,242.69**	**6,504.88**	**13,882.80**	**5,339.53**	**8,543.26**	**15,048.14**	**20,387.67**

(注)
・順位は支出総額の多い順。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・[−] は、実績が全くないことを示す。
・ここでいう「無償資金協力」は、日本が実施している援助形態としての無償資金協力ではない。
・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
・複数地域にまたがる援助等とは、地域・国を特定しない国際機関等経由贈与や調査・研究等の技術協力など、地域分類が不可能なもの。
・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
・※は「開発途上地域」指定国、[　] は地域名を示す。
＊1　(ASEAN計) は、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスを対象とした援助額の合計。
＊2　「東アジアの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、ミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれていない。
＊3　「南西アジアの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、およびミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれている。
＊4　「アジアの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部の中東地域を含む複数国向けの実績が含まれている。
＊5　「欧州の複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、トルコを含む複数国向けの実績が含まれている。
＊6　中東計は、アフガニスタン、イエメン、イラク、イラン、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、[パレスチナ]、ヨルダン、レバノンを対象とした援助額の合計。
＊7　北アフリカ計は、アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、リビアを対象とした援助額の合計。
＊8　「中東・北アフリカの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、トルコを含む複数国向け、および北アフリカとサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれていない。
＊9　「サブサハラ・アフリカの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部北アフリカおよびサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれている。

第V部

効果的・戦略的な開発協力の推進

1 共創を実現するための多様なパートナーとの連帯 128

2 戦略性の強化ときめ細やかな制度設計 142

3 開発協力の適正性確保のための取組 147

4 開発協力人材・知的基盤の強化、発信に向けた取組 149

東ティモールにおいて、薬品保管庫でJICA海外協力隊員が現地職員と共に実験を行う様子（写真：JICA）

共創を実現するための多様なパートナーとの連帯

開発協力大綱では、明確な解決策が見つかっていない様々な開発課題に対して、民間企業や公的金融機関など様々な主体が互いの強みを持ち寄り、対話・協働することにより、新たな社会的価値を共に創り出す「共創」を基本方針に掲げています。

（1）民間企業との連携

近年、開発途上国の経済成長において、民間企業の投資活動の果たす役割はますます重要になっています。民間企業が行う様々なビジネスは、雇用創出や人材育成、技術力の向上など、開発途上国の経済社会開発に大きく寄与しています。日本政府は、こうした民間企業との連携を通じ、効果的・戦略的な開発協力を推進しています。

2012年以降は、民間企業と連携したJICA海外協力隊の派遣も行われています（JICA海外協力隊の連携派遣については144ページの第Ⅴ部2（2）を参照）。派遣された隊員は、隊員活動を通して、自身の業務経験を開発途上国の発展にいかすとともに、その国特有の商習慣や市場ニーズを把握し、帰国後の企業活動へ還元することが期待されています。

■ 中小企業・SDGsビジネス支援事業

日本企業の持つ優れた製品・技術・ノウハウは、開発途上国の課題の解決に貢献する可能性を持っています。中小企業・SDGsビジネス支援事業（JICA Biz）解説は、日本企業の製品・技術・ノウハウと開発途上国の開発ニーズとのマッチングを調査し、中小企業を始めとする日本企業による海外ビジネスづくりを支援するものです。このような形の官民連携を通じて、日本企業のビジネスが、開発途上国の経済社会開発に寄与することになります（事業の概要、活用のメリットなどについては、JICAホームページ 注1 を参照）。2024年度は、21の開発途上国における合計57件のビジネスを支援対象に選定しました（129ページの図表Ⅴ-1、40ページの「国際協力の現場から」、58ページおよび131ページの「匠の技術、世界へ」も参照）。

メキシコで人工漁礁「シェルナース」を沈設し、生態系機能向上効果に関する実証実験を実施（写真：海洋建設株式会社／中小企業・SDGsビジネス支援事業）

■ 海外投融資

海外投融資解説は、開発効果の高い事業を開発途上国で行う企業に対し、民間金融機関から十分な資金が得られない場合に、JICAが必要な資金を出資・融資するものです。2011年度から2023年度末時点の累積承諾額は約9,855億円となっており、多くの日本企業も参画しています（事業の仕組み、対象分野・条件などについては、JICAホームページ 注2 を参照）。最近の好事例としては、2024年に調印されたウクライナ・モルドバの輸出指向型産業支援事業やブラジルの農業セクター支援事業があります。前者は、2024年2月の日・ウクライナ経済復興推進会議に合わせて調印されたものであり、ウクライナとモルドバにおいて輸出指向型ICT企業等への出資を通じ、両国の外貨取得や雇用創出などを促進するものです。また、本事業は、両国の復興、経済社会の発展に寄与することが期待されます。加えて、ファンドの投資先に占める女性経営者・起業家の割合を30%以上と設定しており、

注1 中小企業・SDGsビジネス支援事業（JICA Biz）について　https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html
注2 海外投融資　https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/index.html

図表Ⅴ-1　ODAを活用した官民連携支援スキーム

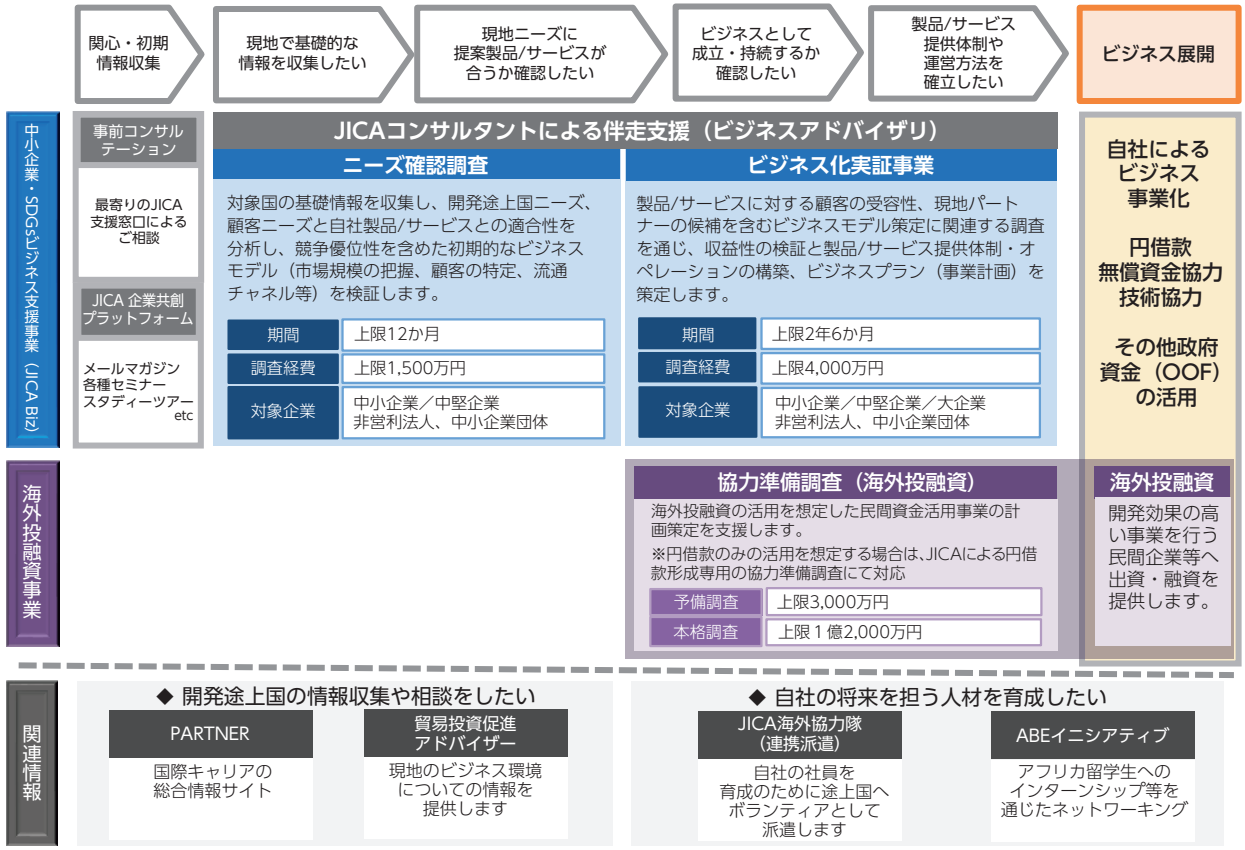

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する事業としても期待されています。後者は、ブラジル最大の信用組合が展開する融資事業への支援を通じ、ブラジルの農業セクターおよび中小零細事業者の金融アクセスを改善し、農業生産拡大や農民の所得の向上を目的とするものです。

2023年5月、G7広島サミットに際し開催したグローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII）に関するサイドイベントにおいて、岸田総理大臣（当時）が官民のインフラ投資を通じてパートナー国の持続可能な開発に貢献することを表明したことを踏まえ、気候変動対策推進ファシリティ（ACCESS）、食料安全保障対応ファシリティ（SAFE）、金融包摂促進ファシリティ（FAFI）の3つの融資枠を創設しました。最近では、ACCESS適用案件として、ナイジェリアの気候変動対策支援事業（2023年11月調印）やFAFI適用案件として、インドの地方金融アクセス改善事業（2023年12月調印）が調印されています。

■協力準備調査（海外投融資）

近年、官民協働による開発途上国のインフラ整備および民間事業を通じた経済社会開発の動きが活発化しています。JICAは、海外投融資での支援を念頭に、民間資金を活用した事業の形成を図るため、協力準備調査（海外投融資）を実施しています。開発途上国における事業参画を検討している民間企業から事業提案を広く公募し、事業計画策定のためのフィージビリティ調査を支援しています（事業の仕組み、対象分野・国などについては、JICAホームページ 注3 を参照）。2010年から2024年までの採択案件数は91件に上っており、2024年はアジア地域において3件の事業が採択されています。

■事業・運営権対応型無償資金協力

日本政府は、日本企業が施設整備からその後の運営・維持管理にまで関与することを目指す公共事業に無償資金協力を行っています。事業・運営権対応型無償資金協力は、日本企業が開発途上国における官民連

注3 協力準備調査（海外投融資） https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/psiffs/index.html

携（PPP：Public-Private Partnership）によるインフラ事業における事業権・運営権の獲得を促進することを通じて、日本の技術・ノウハウを当該国の経済社会開発に役立てることを目的としています。2024年2月、チュニジアにおいて、日本企業の技術を活用する形で、下水を産業用水として再利用することを可能にする高度下水処理場を整備する無償資金協力に関する交換公文の署名が行われました。

■公的金融機関との連携

日本の開発協力は、多様なアクターとのパートナーシップの下で推進されています。開発協力の実施にあたっては、JICAとその他の公的資金（OOF）を扱う機関（株式会社国際協力銀行（JBIC）解説、株式会社日本貿易保険（NEXI）、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）等）との間の連携を強化するとともに、政府が民間セクターを含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たすことが重要です。

用語解説

中小企業・SDGsビジネス支援事業（JICA Biz）
JICAが実施する民間連携事業の一つで、開発途上国の課題解決に貢献する日本企業のビジネスの海外進出を支援するもの。「ニーズ確認調査」と「ビジネス化実証事業」の2つの支援メニューがある。年1回、日本企業からの申請を受け付けている。

海外投融資
JICAにより実施される有償資金協力の一つで、開発途上国で事業実施を担う民間セクターの法人などに対して、必要な資金を出資・融資する協力の形態。開発途上国における民間事業は、様々なリスクを伴い、高い収益が見込めないことも多く、金融機関から十分な資金が得られないことがあるため、海外投融資を通じて、リスクがありながらも雇用創出や経済活性化の潜在性を有する民間事業に出資・融資することにより、開発途上地域の経済社会開発の促進に貢献している。対象分野は、（1）インフラ・成長加速、（2）SDGs（貧困削減、気候変動対策を含む）。

国際協力銀行（JBIC）
日本政府が全株式を保有する政策金融機関。一般の金融機関が行う金融業務を補完することを旨としつつ、（1）日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進、（2）日本の産業の国際競争力の維持および向上、（3）地球温暖化の防止などの地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、（4）国際金融秩序の混乱の防止またはその被害への対処、の4つの分野について業務を行い、日本および国際経済社会への健全な発展に寄与することを目的としている。

（2）諸外国・国際機関との連携

■G7・G20における連携

G7においては、イタリア議長国の下、2024年6月、G7プーリア・サミットが開催されました。日本からは岸田総理大臣（当時）が出席し、「アフリカ、気候変動、開発」のセッションでは、アフリカとの協力に焦点を当てつつ、気候変動、開発やジェンダーを含む国際社会が直面する重要な課題への対応について議論しました。岸田総理大臣（当時）からは、G7グローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII）を始めとした取組をアフリカのニーズに沿う形で一層推進しつつ、G7各国の取組を連動させて相乗効果を発揮すべきであることを述べました。さらに、人間の尊厳や人間の安全保障を重視しつつ、SDGs達成に向けて引き続き注力することが重要と強調しました。また、国際開発金融機関（MDBs）注4の改革の進展を通じ、開発途上国に譲許性の高い開発資金注5を効果的に配分するなど、目に見える成果を示していきたい旨を述べました。同セッションでは、G7首脳はアフリカの声に寄り添いながら、気候変動や開発を始めとする諸課題への対応においてG7が一層緊密に連携していくことを確認しました。

10月、ペスカーラにおいて開催されたG7開発大臣会合には柘植（つげ）外務副大臣（当時）が出席し、ロシアによるウクライナ侵略や紛争、気候変動、自然災害等により重大な影響を受けている食料安全保障に関する

注4 36ページの用語解説を参照。
注5 22ページの第Ⅱ部2の冒頭部分を参照。

匠の技術、世界へ 3

「沖縄発」の知見と技術で島国トンガの再生可能エネルギー事業を支援

～災害対応型の風力発電（可倒式風車）の導入～

南太平洋の島嶼国であるトンガは、エネルギー資源に乏しく、電力供給の大部分を輸入ディーゼル発電で賄っています。島国であるため輸送コストは割高となることから電気代が高くなり、また、国際的なエネルギー資源価格の変動による影響を受けやすく、国家財政や国民生活に影響を与えています。同国は、自国のエネルギー安全保障と世界的な温室効果ガス排出削減という2つの課題に対応するため、2010年から「トンガ・エネルギー・ロードマップ（TERM）」を策定し、再生可能エネルギーの促進を積極的に進めています。

その中で、沖縄電力グループの株式会社プログレッシブエナジー（PEC）が、台風など沖縄と共通の気象課題を抱えるトンガでの可倒式風車の導入に協力することになりました。PECでは、風車そのものを90度近く地面に倒すことで、台風時の強風による損傷や倒壊の防止を図り、さらには従来の風車よりも容易に維持管理ができるという利点をいかし、2009年から可倒式風車を沖縄県内離島で建設、保守・維持管理してきています。沖縄と類似の災害に苦しむ国々の課題解決の一助とするために同技術の海外展開を検討する中で、JICAの民間技術普及促進事業を通じて可倒式風車の導入計画をトンガに提案し、その後、日本の無償資金協力を通じて、2019年までに首都ヌクアロファが位置するトンガタプ島に5基の可倒式風車を設置しました。

同社の常務取締役の儀保稔氏は、「可倒式風車への理解を深めてもらうところから始めるべく、沖縄にトンガ電力公社の技師を招いて維持管理作業を経験してもらい、トンガにも導入したいという期待を持ってもらった。」と当時を振り返ります。トンガでの導入に際して、技術スタッフとして現地に赴いた知名俊英氏は、当時直面した苦労について、「言葉・文化の壁はもちろんのこと、建設工事を行う際の安全意識が日本と大きく異なった。高所で作業する際は安全帯を着けるなど、日本では当たり前に行っている基礎的なことから丁寧に指導する必要があった。」と語ります。PECは、このような安全面の技術指導のみならず、設備の運用・維持管理に係る研修も実施しました。「日本人の技術力に頼りっきりになるのではなく、日本から教わった技術をトンガの方々が先頭に立って、主体的に活用していきたいと思ってもらえたらうれしい。」と知名氏は語ります。

現地の技師とともに風力発電機を組み立てる様子（写真：株式会社プログレッシブエナジー）

地元学生を対象とした可倒式風車の見学会（写真：株式会社プログレッシブエナジー）

トンガの風力発電設備は、PECが海外展開の検討を始めた2012年から足かけ8年で完成しました。儀保氏は、「見学に訪れた地元中学生や住民が、完成した風車をみて歓声を上げていたのが印象的だった。また、電気代が安くなることへの期待が寄せられた。」と、トンガの人々の反応を振り返ります。

技術営業部電機課長の湧田森人氏は、「風力発電所の整備を日本の無償資金協力で行うのは、トンガが初めてと聞いている。弊社のような沖縄の小さな会社がこのような大きな事業に携われて光栄に思う。今回の経験で得た多くの知見をいかし、同じような課題を抱える他の国へも展開したい。」とやりがいと今後の展望について話します。

このような思いを受け、風力発電のみならず、太陽光発電も含む再生可能エネルギーの導入等、より幅広い事業を海外にワンストップで展開していくため、2021年に沖縄電力グループ5社は共同で「シードおきなわ合同会社」を設立しました。沖縄で育まれた再生可能エネルギー技術がより一層世界に広まっていくことが期待されます。

現在、トンガ政府は国内の電力供給を2035年までに100%再生可能エネルギーで賄うという野心的な目標を掲げています。日本は引き続き環境負荷の少ない発電システムの整備を通じて、太平洋島嶼国を含む各国のエネルギー安全保障、そして世界の温室効果ガスの排出削減に貢献していきます。

G7としての対応や、世界のインフラ投資ギャップを埋めるべくPGIIの下で協力を進めることの重要性、また、グローバルヘルス・アーキテクチャー（GHA）の構築・強化、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けた方策について議論が行われました。PGIIのセッションにおいて柘植外務副大臣（当時）からは、現在協力が進むPGIIに関するG7の取組が、パートナー国・地域にとって新たな成長の起爆剤となるとの見通しを述べ、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を始めとする国際ルール・基準を遵守し、透明で公正な開発金融を促進していくことが重要であることを強調しました。また、日本として、G7および様々なパートナーと連携し、質の高いインフラ投資の推進を通じて、引き続き各国の自立的な成長を強力に後押ししていく決意を改めて表明しました（質の高いインフラについては43ページの第Ⅲ部1(3)を参照）。さらに、同会合中、G7に加え関係国・地域や国際機関が参加する形で中東に関する人道会議が開催され、中東地域における事態のエスカレーションの回避、人道状況の改善の重要性について議論が行われました。

G20においては、7月にブラジルのリオデジャネイロにおいて、G20開発大臣会合およびG20飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス 注6 設立に関する閣僚級会合が開催され、日本からは穂坂外務大臣政務官（当時）が出席しました。開発大臣会合では、安全な水と衛生サービスへのアクセスの確保、気候変動、デジタル、ジェンダーなど幅広い分野における不平等への対処や三角協力 注7 について議論され、穂坂外務大臣政務官（当時）からは、日本は水・衛生分野における世界のトップドナーの一員として、質の高いインフラ整備や人材育成等幅広い支援を行ってきていることや、日本の取組を通じて、日本と多様なパートナーとの間での学び合いが生まれ、水と衛生へのアクセスの確保に向けた解決策が共創されていることを、具体例を交えながら紹介しました。また、不平等への対処に関し、日本はODAを開始してから70年の間、一貫して、質の高い教育の提供を始めとする人への投資を実践してきていることを紹介し、三角協力を含めて国際社会のパートナーによる協働を加速させることが不可欠なことを述べました。

G7プーリア・サミットで発言する岸田総理大臣（当時）（写真：内閣広報室）

G20リオデジャネイロ・サミットで発言する石破総理大臣（写真：内閣広報室）

11月のG20リオデジャネイロ・サミットには、日本から石破総理大臣が出席し、セッション1の「飢餓と貧困との闘い」では飢餓・貧困対策を中心とした開発課題について議論が行われました。また、本セッションに先立ち、「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス」が創設され、日本からも参加を表明しました。石破総理大臣から、日本は人間の安全保障の理念の下、飢餓・貧困を撲滅し、誰もが人間の尊厳を持って幸福に生きられる豊かな社会を実現していきたい、そのためには、食料安全保障や持続可能で強靭（じん）な食料システムの構築という観点が重要であり、日本は、「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス」にも積極的に貢献していくことを述べました。さらに、防災に関し、引き続きG20メンバーと共に、「仙台防災枠組」を着実に実施し、防災対策を強化することを述べました。セッション2の「グローバル・ガバナンス機構改革」に関し、MDBsの改革の重要性を

注6 飢餓と貧困の撲滅のための取組を支援し加速させるためのプラットフォーム。2024年11月のG20リオデジャネイロ・サミットにおいて設立された。日本を含む90か国、76機関等が参加している（2025年1月時点）。

注7 104ページの用語解説を参照。

述べた上で、開発途上国の債務に関しては、G20「共通枠組」における債務再編プロセスの迅速化や、債務透明性の一層の確保が必要であると述べました。また、日本は、中所得国の債務再編で新興債権国と協調した初の事例であるスリランカの債務再編を主導してきており、引き続き、開発途上国が直面する課題の解決に向け、必要な支援を行っていくことを述べました(債務問題への取組については45ページの第Ⅲ部1(4)を参照)。また、G20が国際協調を主導していくべき分野は多く、その役割は一層重要になっており、対立を超え、全ての国が責任を共有するグローバル・ガバナンスを構築していくことを呼びかけました。

■主要ドナー国等との連携

経済協力開発機構(OECD)加盟60周年に当たる2024年に、日本は10年ぶりにOECD閣僚理事会の議長国を務め、岸田総理大臣(当時)が議長国基調演説を行うとともに、「変化の流れの共創:持続可能で包摂的な成長に向けた客観的で高い信頼性に裏付けられたグローバルな議論の先導」のテーマの下、持続可能な開発を含むトピックについて、日本が議長国として議論を主導しました。持続可能な開発について取り上げた分科会では、上川外務大臣(当時)から、開発途上国の開発資金ニーズに応えるため、ODAを触媒とした民間資金の動員の重要性を指摘したほか、発展に必要な資金を安定的・持続的に確保できるよう、日本としてMDBsの改革にも積極的に貢献していることを述べました。加えて、OECDは持続可能な開発のために「共創」の考えの下、専門的知見や人材を総動員していくべきことを強調しました。

また、日本は主要ドナーとの間で対話を実施し、お互いの優先課題・政策について意見交換を行っています。2024年4月の日米首脳会談を踏まえ、5月、日米外交・開発戦略対話(次官級)を実施し、外交と開発の取組を通じて、国際社会が直面する諸課題への対応、グローバル・サウス諸国との関与強化に向けた日米間の連携について、戦略的観点から幅広く議論を行いました。

さらに、G7開発大臣会合に際し、柘植外務副大臣(当時)は、チリエッリ・イタリア外務・国際協力副大臣、コールマン米国国際開発庁(USAID)副長官(当時)、モアメド=ソアリヒ・フランス欧州・外務大臣付仏語圏・国際連携担当長官とそれぞれ会談を行い、G7を始めとする国際場裡(り)において連携を一層深めていくことを確認しました。さらに、G20開発大臣会合に際し、穂坂外務大臣政務官(当時)は、ヴィエイラ・ブラジル外務大臣、フッセン・カナダ国際開発大臣、モハイ南アフリカ計画・監視・評価副大臣と会談を行い、開発分野におけるG20の協力関係強化等について意見交換を行いました。

伝統的に開発協力を担ってきたOECD開発援助委員会(DAC)のメンバー国に加え、近年、中国、インド、インドネシア、サウジアラビア、トルコ、ブラジル、南アフリカなどの新興国も開発途上国に対して支援を行い、開発課題に大きな影響力を持つようになっています。日本は、新興国を含む諸国とも連携し、これらの新興国から開発途上国に対する援助が効果的に促進されるよう、新興国への支援も行っています。2024年3月に行われた第16回日・印外相間戦略対話において、インドとの間で、開発分野での第三国協力に係る協議の場を設けることで合意しました。

開発協力を効果的・効率的に進めていくための取組として、ドナー国のみならず、開発途上国、国際機関、民間セクター、市民社会、地方公共団体等の様々な開発主体が一同に会して話し合う「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ(GPEDC)」があります。日本は、2024年1月からGPEDCの運営委員を務め、開発協力において、オーナーシップの尊重、成果重視、幅広いパートナーシップ、援助の透明性・相互説明責任といったGPEDCの4原則が実践されるよう、引き続き各国と連携しています。

■国際機関との連携

日本は、様々な開発および人道上の課題や地球規模の課題に対応するため、国際機関との連携を進めています。上川外務大臣(当時)は2月に訪日したポープ国際移住機関(IOM)事務局長と会談したほか、3月に訪日したラザリーニ国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)事務局長、6月に訪日したキショー国連事務総長特別代表(防災担当)と会談を行い、岩屋外務大臣は、11月に訪日したグランディ国連難民高等弁務官と会談を行いました。

また、国際機関との連携による支援を円滑に進めるため、国連機関を始めとする主要な国際機関との対話も実施しています。2024年は、国連人口基金(UNFPA)、国連児童基金(UNICEF)、国連難民高等

弁務官事務所（UNHCR）、赤十字国際委員会（ICRC）などとの定期的な政策対話を実施しました（IOMで働く日本人職員については151ページの「国際協力の現場から」を参照）。

■国際開発金融機関との連携

国際開発金融機関（MDBs）[注8]は、開発途上国の貧困削減や持続的な経済・社会的発展を支援する国際機関の総称です。パンデミックや気候変動等の国境を超える課題により貧困が深刻化し、不平等が拡大する中、世界銀行を始めとするMDBsにおいて、地球規模課題への対応強化に向けたMDBsの改革や、開発資金ニーズの増加に対応するための既存資本の活用（CAFレビュー）[解説]といった取組が進められています。

MDBsの機能強化に向けた改革の重要性については、2023年の日本議長国下のG7広島サミットに続き、2024年6月のG7プーリア・サミット、11月のG20リオデジャネイロ・サミットにおいても取り上げられ、MDBsの改革を進めることに対する支持が各国首脳からも表明されています。G20リオデジャネイロ首脳宣言では、「より良く、より大きく、より効果的なMDBsに向けたG20ロードマップ」が承認され、MDBsのSDGs達成に向けた進捗が加速化し、地球規模課題への対応能力が高まることが期待されます。

用語解説

CAFレビュー
国際開発金融機関（MDBs）の自己資本の十分性に関する枠組み（Capital Adequacy Framework）の独立レビュー。MDBsの既存資本を最大限活用するための方策を検討するG20の取組。2023年7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、CAFレビューに関する進捗等を整理したロードマップが策定され、2024年4月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、同レビューの継続的な実施の重要性についての認識が共有された。

（3）日本のNGOとの連携

日本のNGOは、開発途上国・地域において様々な分野で現地住民に直接裨益（ひえき）する開発協力活動を実施しています。また、地震・台風などの自然災害や紛争等の現場では、迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を展開しています。NGOは、開発途上国それぞれの地域に密着し、現地住民のニーズにきめ細かく対応することが可能であり、政府や国際機関による支援では手の届きにくい草の根レベルでの支援を実施しています。日本政府は、こうした「顔の見える開発協力」を行う日本のNGOを開発協力の戦略的パートナーと位置付け、NGOが行う開発協力事業に対する資金協力、NGOの能力向上に資する支援、NGOとの対話の3点を柱に連携を進めています（外務省ホームページの国際協力とNGO[注9]を参照）。

■NGOが行う事業に対する資金協力

日本政府は、日本のNGOが開発途上国・地域において、開発協力事業および緊急人道支援事業を円滑かつ効果的に実施できるように、様々な協力を行っています。

（日本NGO連携無償資金協力）

日本政府は、日本NGO連携無償資金協力として、日本のNGOが開発途上国で実施する経済社会開発事業に対して資金を提供しています。事業は、保健・医療・衛生、農村開発、障害者支援、教育、防災、地雷・不発弾処理等、幅広い分野を対象にしています。この枠組みを通じて、2023年度は日本の62のNGOが、39か国・1地域において、109件、総額約70億円の事業を実施しました（112ページおよび136ページの「案件紹介」を参照）。

（ジャパン・プラットフォーム（JPF））

ジャパン・プラットフォーム（JPF）[解説]は、日本のNGO、経済界および政府が協力し、NGOの緊急人

注8 36ページの用語解説を参照。
注9 国際協力とNGO　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo.html

グアテマラで日本での支援を受けて収穫した唐辛子を販売する先住民族の女性（日本NGO連携無償資金協力）（写真：公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン）

道支援活動を支援・調整する組織です。2024年12月時点で47のNGOが加盟しています。2023年度には、アフガニスタン、イエメン、イラク・シリア、ウクライナ、エチオピア、ガザ地区、トルコ、パキスタン、南スーダン、ミャンマー、モザンビークなどにおいて、20の災害や紛争被害に対する緊急人道支援のプログラムで145件の事業を実施しました（110ページの「案件紹介」を参照）。

モルドバでウクライナからの避難民と受入れ地域住民のこどもたちが交流する場を提供し、相互理解を深める活動を行う日本のNGO職員（JPFを通じた日本の緊急人道支援）（写真：特定非営利活動法人難民を助ける会（AAR Japan））

（NGO事業補助金）

日本政府は、日本のNGOへの補助金交付事業を実施しています。対象となる事業は、開発協力事業の案件発掘・形成および事業実施後の評価を実施する「プロジェクト調査事業」、国内外において国際協力活動の拡大や深化に資する研修会や講習会などを実施する「国内における国際協力関連事業」ならびに「海外における国際協力関連事業」の3つです。2023年度には、4つの日本のNGOに対して、NGO事業補助金を交付し、プロジェクト形成調査、オンラインを含む国内外でのセミナーやワークショップなどの事業を実施しました。

（JICA・草の根技術協力事業）

草の根技術協力事業は、国際協力の意思のある日本のNGO/市民社会組織（CSO）、その他民間の団体、地方公共団体または大学が、開発途上国の住民を対象として、その地域の経済および社会の開発または復興に協力することを目的として行う国際協力活動です。団体が有する技術、知見、経験をいかして提案する活動を、JICAが提案団体に業務委託してJICAと団体の協力関係の下に実施する共同事業です（制度の詳細や応募の手続等は、JICAホームページ 注10 を参照）。草の根技術協力事業は約80か国を対象に、毎年200件程度を実施しています。

ザンビアの小規模農家に対して養蜂技術を伝える丸森町の養蜂家（JICA・草の根技術協力事業）（写真：丸森町・耕野（こうや）振興会）

■NGOに対する活動環境整備支援

国際協力において、日本のNGOの組織体制や事業実施能力をさらに強化し、人材育成を図ることを目的として、外務省は以下の取組を行っています。

（NGO相談員制度）

外務省の委嘱を受けた全国各地の経験豊富なNGO団体が「NGO相談員」となり、市民やNGO関係者から寄せられるNGOの国際協力活動、NGOの設立、組織の管理・運営、開発教育の進め方などに関する質

注10 草の根技術協力事業　https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/index.html

案件紹介 13 アチモンジャン郡における５歳未満児の栄養改善支援事業
日本NGO連携無償資金協力（2023年３月～2024年３月）
マダガスカル

一般公募

乳幼児の栄養改善を目指して

マダガスカルでは栄養不足の状況にある５歳未満児の割合が高く、その背景には、貧困、保護者の知識不足、不衛生な生活環境などがあります。日常的な栄養不足は、身体的・認知的な成長に大きなダメージが生じ、生涯にわたる健康と経済的影響が懸念されます。

特定非営利活動法人AMDA社会開発機構は、慢性的な栄養不足によるこどもの発育障害が深刻なアナラマンガ県アチモンジャン郡で、2022年からこどもたちの栄養状態の改善に取り組んでいます。本事業では、こどもの栄養改善につなげるべく、保護者を対象とした研修や研修講師となる700人以上のトレーナーの育成を行うとともに、地域の住民を対象とした栄養、保健、水と衛生などこどもの栄養改善につながる知識や、生計向上に関する研修を１年間で１万回以上実施しました。また、家庭菜園に必要な用具と種子を1,000世帯に提供し、衛生的なトイレを400基以上設置したほか、栄養の重要性を伝えるラジオ・プログラムを400回以上放送するなど、多面的な取組を実施しました。

トレーナーによる住民への研修の様子（写真：特定非営利活動法人AMDA社会開発機構）

家庭菜園用農具を受け取った少年（写真：特定非営利活動法人AMDA社会開発機構）

こうした取組により、保護者がこどもの栄養を意識して生活するようになるとともに、家庭菜園により家計にも好影響があったとの声が聞かれています。あるトレーナーは、「生後３か月で食べ物を与えていた母親たちは、生後６か月まで母乳だけを与えるようになった。自分たちで除虫剤や堆肥を作ったり、家計管理をしたりすることで、節約もできるようになった。」と話します。こどもたちが健やかに成長できるよう、これからも地域住民の取組を支えていきます。

問や相談に答える事業です。2023年度は外務省の委嘱を受けた15団体が、5,600件以上の質問・相談に応対し、約70件の出張サービス 注11 を行いました。

（NGOインターン・プログラム／NGOスタディ・プログラム）

外務省は、人材育成を通じた組織強化を目的として、NGOインターン・プログラムおよびNGOスタディ・プログラムを実施しています。NGOインターン・プログラムは、将来的に日本の国際協力NGOで活躍しうる若手人材の育成を目的としており、2023年度は、計７人がインターンとしてNGOに受け入れられました。

NGOスタディ・プログラムは、日本の国際協力NGOに所属する中堅職員が国内外で研修を受け、研修成果を所属団体や他のNGOに広く共有し、日本のNGO全体の能力強化に貢献することを目的としており、2023年度は９人が研修を受けました。

（NGO研究会）

NGOが自らの事業実施能力や専門性の向上を図るために行う研究活動を外務省が支援しています。各研究会では、NGOが直面する共通の課題をテーマとして、調査・研究、セミナー、ワークショップ、シンポジウムなどを行い、具体的な改善策を報告・提言することによって、組織や能力の強化を図ります。2023年度は、「G7広島サミットでの議論を踏まえ、G7・C7での国際協力に係る課題を分析し、その中での日本の国際協力NGOとしてのあるべき姿を考える」と「NGOの基盤強化（NGO自らが行う強化策、政府・企業等の強化施策等）の過去の実績と新しい時代に求められる手法と施策」の２つのテーマに関する研究会を実施しました。この活動の報告書や成果物は外務省のホームページ 注12 に掲載されています。

注11 地方自治体や協力機関と協力し、国際協力関係のイベントなどにおいて相談業務や講演を行うサービス。
注12 NGO研究会報告書　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/houkokusho/kenkyukai.html

■NGOとの対話（NGO・外務省定期協議会およびNGO-JICA協議会）

NGO・外務省定期協議会解説は、2023年度は「全体会議」が8月に、小委員会の「連携推進委員会」が7月、12月および2024年3月に、「ODA政策協議会」が2023年7月、11月および2024年3月に開催され、活発な意見交換が行われました（NGO・外務省定期協議会の詳細および議事録などについては外務省ホームページ 注13 を参照）。

また、JICAは、NGOとJICAの対話と連携を目的とするNGO-JICA協議会を実施しています。2023年度は2回実施され、1回目は93名、2回目は73名が参加しました（NGO-JICA協議会の詳細および議事録などについてはJICAホームページ 注14 を参照）。

用語解説

ジャパン・プラットフォーム（JPF）
大規模災害時や紛争により大量の難民・避難民等が発生したときなどに日本のNGOによる迅速で効果的な緊急人道支援活動を支援・調整することを目的として、2000年にNGO、経済界、政府の連携によって設立された緊急人道支援組織。JPFは、日本政府から供与されたODA資金や企業・市民からの寄付金を活用して、大規模な災害が起きたときや、紛争により大量の難民・避難民等が発生したときなどに、生活物資の配布や生活再建などの緊急人道支援を実施する。

NGO・外務省定期協議会
NGOと外務省との連携強化や対話の促進を目的とし、ODAに関する情報共有やNGOとの連携の改善策などに関して定期的に意見交換する場として1996年に発足。全体会議、ODA政策協議会と連携推進委員会の2つの小委員会で構成。

(4) 地方自治体との連携

日本の地方自治体には、これまでの地域住民向けの公共サービス提供経験から、上下水道、廃棄物処理、保健衛生・母子保健、社会福祉、農業普及、初等・中等教育、職業訓練、環境保全、公共交通といった分野で、豊富なノウハウと人材が蓄積されています。日本政府は、同様の開発課題を有する開発途上国のために、地方自治体職員を専門家として派遣したり、無償資金協力案件の実施に自治体職員の関与を確保するなどして、地方自治体の技術・ノウハウを展開する形の開発協力に取り組んでいます。一例として、カンボジア・プノンペンでは、内戦の影響で壊滅的な状況にあった上水道施設が、北九州市上下水道局の1999年からの技術協力により、24時間水道水が飲める「プノンペンの奇跡」を実現しました。北九州市の協力は、地方都市にも広がりを見せ、現在は、全国の水道セクターを対象とした水道事業計画策定の協力が行われています。

また、日本政府は、日本の地域の活性化や国際化の促進のため、地域の産業を含め、地方自治体の海外展開を積極的に推進しています。外務省・JICAは、こうした地方自治体のために、草の根技術協力事業に地域活性型を設けて、開発途上国への技術移転を地方自治体と共同で実施するなどしています。

さらに、全国15か所に設置されているJICA国内拠点は、「地域と開発途上国の結節点」として、市民、NGO、地方自治体、民間企業等の多様なアクターとの連携を強化し、国際協力に関する情報提供等、地域の特色をいかした多様な事業を展開しています。また、JICAは、地方自治体や地域のNGOとのパイプ役として、国際協力調整員を地方自治体の関係機関に配置しており、44都道府県において様々な国際協力活動を推進しています。

(5) 大学・研究機関等との連携

日本政府は、大学が有する開発途上国の経済社会開発に関する役割、すなわち、日本ならではの開発協力に関する哲学や理論の整理・探求および発信から、開

注13 NGO・外務省定期協議会 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/taiwa/kyougikai.html
注14 NGOとの定期会合 https://www.jica.go.jp/partner/ngo_meeting/index.html

発協力の実践、国民への教育還元および国際協力人材の育成までの開発協力全般への広い知的な側面において、大学と連携を図っています。また、それら取組の中で、開発途上国と日本の学生や研究者の交流・共同研究による国際頭脳循環を推進しています。実際に、様々な大学と共同で、技術協力、円借款および草の根技術協力を始めとする事業を推進しています。

一例として、日本政府は、開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成を目的とする人材育成奨学計画（JDS）を通じて、開発途上国の若手行政官等を留学生として国内累計41大学で受け入れています。2023年度には、19か国から300人以上の留学生を受け入れ、これまでに来日した留学生は、修士課程と博士課程を合わせて6,000人を超えます。また、産業構造と企業活動の高度化が進むASEAN諸国に対し、「アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net）」プロジェクト解説を通じて、日ASEANの大学間のネットワーク強化や産業界との連携、域内および日本との共同研究・共同教育を支援し、ASEANの発展を支える高度な工学系人材の育成に向けた取組を実施しています。現在は、今後のネットワークの持続化に向けて、他機関との連携や外部資金の獲得にも注力しています。

加えて、外務省・JICAは文部科学省、科学技術振興機構（JST）、日本医療研究開発機構（AMED）と連携し、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」注15を実施しており、日本と開発途上国の大学・研究機関等の間で国際共同研究が行われています（実績については42ページの第Ⅲ部1（2）を、アルゼンチンでの協力については139ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

JICAと国内の大学が連携し、これらの修士・博士課程に在籍する開発途上国からの留学生を対象に、日本そして国内各地域の開発・歴史、近代化経験を学ぶ機会を提供するプログラム「JICA開発大学院連携」が実施されています。また、同様の取組を国外にも広げるため、開発途上国各国のトップクラスの大学などを対象に、「日本研究」の講座設立を支援するプログラム「JICAチェア」も行われています。この他にも、放送大学と連携し、日本の近代化の歩みと国際協力の重要性を体系的に紹介する「日本の近代化を知る」シリーズ番組の作成など、オンライン講義も実施しています。

こうした大学との連携は、開発途上国の課題解決における学術面での能力向上、対日理解の促進に寄与していることに加え、海外からの研修員が日本の大学で研修・研究することで、日本の大学の国際化にも貢献しています。

用語解説

アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net：ASEAN University Network/Southeast Asia Engineering Education Development Network）
ASEANに加盟する10か国における工学分野のトップレベルの大学19校と、日本の支援大学11校から構成される大学ネットワークとして、2001年に発足（現在はASEAN側26校、日本側18校）。日本は、同ネットワークを構想段階から支援してきており、これまでJICAを通じて、工学分野で高度な人材を輩出すべく学位取得、共同教育・共同研究、産学連携、ネットワーク強化に係る取組を実施してきている。

（6）日本への関心・理解が深い人、在外日系人等との連携

日本のODAによる研修参加者や留学経験者等は、日本の文化や価値観を理解する重要な人的アセットです。日本への研修参加者や留学経験者等が、自国へ帰国後、同窓会組織を形成し日本との交流や理解促進に関する活動を行う例も見られ、在外公館を通じて、このような日本への関心・理解が深い人材との連携を促進しています。

ASEAN諸国では、JICA青年研修（旧：青年招へい）の帰国研修員が各国で同窓会組織を作って活動しており、1988年にはASEAN各国の同窓会組織を統合した「AJAFA-21」が発足しました。AJAFA-21は現在もASEAN地域間および日本との間での交流活動を継続して行っており、2024年3月には、青年招へい事業開始40周年を記念し、9か国から28名の

注15 43ページの用語解説を参照。

匠の技術、世界へ 4

日本が世界に誇る天気予報システムの応用でアルゼンチンの人々の生命と財産を守る

アルゼンチンは、気候変動の影響などを受け、大雨による洪水被害に悩まされています。特にブエノスアイレス州やコルドバ州といった大都市部では、急速な人口増加や都市化に伴い人口密集地域が拡大し、災害に対する脆弱性が高まっています。災害被害を防ぐには、的確な気象情報と予測を基に、いつ、どこに避難するべきか、迅速に伝える必要があり、精度の高い天気予報と防災情報提供システムの整備が急務となっています。

こうした状況を「科学の力」で解決すべく、理化学研究所は、2022年から地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）注1を通じて、日本およびアルゼンチンの国立気象局などの研究機関と連携し、気象・洪水リスク削減のための観測・予測・警報・伝達のトータルパッケージの開発に取り組んでいます。

日本も数十年前までは、今のアルゼンチンのように、観測手段が限られる中で気象予報担当官が経験や知識に基づき天気予報を行っていましたが、今では、気象衛星「ひまわり」や、アメダスによる観測データなど、最先端の設備と予測技術で、世界屈指の精度で警報や避難情報を出しています。そこで、現在のアルゼンチンに合った予測技術の研究・開発を行うことで、課題解決に向けた取組を行っています。本事業のリーダーである理化学研究所主任研究員の三好建正氏は、「アルゼンチンでは、他の開発途上国と同様に機材・技術の不足はあったものの、気象レーダーの近代化に取り組んでいた。ブエノスアイレス州とコルドバ州の洪水対策に焦点を絞り、アルゼンチンが有する設備と観測データ、日本が得意とする技術を最大限に活用し、気象予測の精度の向上に努めている。観測装置や大型計算設備などの導入および稼働は始まっており、高精度なシミュレーションなど、より質の高い情報を生み出すための基盤が出来上がりつつある。」とこれまでの成果を語ります。

アルゼンチンの研究者によるスーパーコンピューター「富岳」見学（写真：PREVENIRプロジェクト）

災害被害を防ぐには、収集した情報を的確かつリアルタイムに住民に伝達し、理解してもらう必要があります。本事業では、水害の予報・警報を伝達するスマートフォンアプリやウェブサイトを開発するとともに、情報の受け手の防災意識の向上に向けた取組として、現地の学校での出張授業や地域住民に対するワークショップ等も実施しています。例えば、水害対策に関する教材を作成し、学校への配布を通じ防災教育に活用されています。また、対象地域の小学校の生徒や教員、自治体で防災を担当する危機管理部局を対象に、本事業を紹介し、教育レベルから水害対策を考える機会を提供する講習会を実施しています。このような機会に、参加者から、アプリやウェブサイトの使い心地についてのフィードバックを得るなど、使いやすいシステムの開発につなげていきます。

コルドバ郊外での防災教育（写真：PREVENIRプロジェクト）

SATREPS事業に関わる意義について三好氏は、「大陸規模であったり南半球の気候であったりと、日本とは異なる環境においても、私たちが開発してきたシステムが適用できるかどうか研究できる。災害被害は理不尽で、経済状況の悪い場所ほど大きな被害に見舞われがちだ。最先端の設備や多数の優れたデータを必ずしも必要としないアルゼンチンのシステムは、今後、同様の問題に直面する他の開発途上国でも展開が可能であり、天気予報・防災情報提供システムの開発による災害被害の最少化という形で、実際に社会に還元できる。」と、説明します。

また、大学院時代のアルゼンチン人の恩師との出会いに始まった自身の研究とアルゼンチンへの思いを背景に、「日本の若い研究者が現地に長期滞在して活動することで、海外の若い研究者との交友関係が構築でき、事業終了後の研究継続にも期待が持てる。世代をつないでいくにあたってもSATREPSは重要な役割を果たしている。」と、学術的・社会的意義にとどまらないやりがいについても言及します。

また、三好氏は、「気象災害予測は人々の命に直結する。一人でも多くの命を救えるように本事業が実を結んでほしいと思う。理不尽な災害による被害を少しでも軽減するのに科学の力が役に立つよう協力したい。」と今後の展望を語ります。

注1 43ページの用語解説を参照。

AJAFA-21メンバーが訪日し、記念式典が行われました。式典では、この事業を通してASEAN諸国と日本の信頼関係を構築してきた歴史や将来の展望などの報告が各国からあり、今後も、ASEAN諸国と日本は真の対等なパートナーとして、地球規模の共通の課題解決に共に取り組んでいくことを確認しました。2025年3月には、ラオスにおいて2024年度のAJAFA-21各国同窓会代表者による執行会議が開催される予定です。

ABEイニシアティブ 注16 では、同プログラムへの参加者の研修修了後のフォローアップの拡充に取り組んでいます。オンラインも活用しつつ、日本企業関係者とのネットワーキングの機会や日本企業での就職を希望する参加者への情報提供等を行っています。また、ABEイニシアティブ参加者の人的ネットワークを強化する目的で、2020年4月に、SNSを活用したネットワークを立ち上げました。2024年10月時点で、現役生・修了生合わせて1,200人以上が参加するとともに、日本企業、JICA海外協力隊経験者も参加し、日本企業のアフリカビジネス関連の情報発信や相互の交流を行っています。また、全修了生に対して、年に一度、オンラインでの修了生間のネットワーキングの場も提供しています。さらに、参加者の有志によって、日本企業とのビジネスパートナーを目指すKakehashi Africaという団体が組織され、アフリカ全土に広がるネットワークを活用しながら、アフリカ48か国以上で活動しています。ビジネスに関する調査の実施や情報の提供、日本企業等のニーズと現地リソースのマッチングなどの活動の展開、起業家育成研修への協力等、JICAとの連携事例も生まれています（帰国研修員同窓会の活動については141ページの「国際協力の現場から」も参照）。

日本企業や他の学生と交流するABEイニシアティブ参加者（写真：JICA）

日系人は、多くの場合居住国で日系社会を形成しており、日本と各国との強い絆（きずな）の礎となっています。全世界の日系人の約60％を占める中南米の日系社会は、地域開発の拠点となって技術移転などを通じて居住国の経済発展に大きく貢献するとともに、日本との「架け橋」や「パートナー」として重要な役割を果たしています。JICAでは、中南米の日系社会と日本の連携に主導的な役割を果たす人材への技術協力として、日系社会研修や、日系人子弟（中学生、高校生、大学生）を対象とした日系社会次世代育成研修を実施しています。2023年度は、中南米11か国142人が日系社会研修に参加しました。また、中南米の日系社会で自身の技術や経験をいかしたいという意欲のある人をJICA海外協力隊として日系社会へ派遣しています。2023年度は4か国に日系社会ボランティア43人が派遣され、日系人、日系社会の人々と共に生活・協働しながら、中南米地域の発展のために協力しています。

注16 121ページの用語解説を参照。

国際協力の現場から 5

帰国研修員が促進させた自国の発展と日本との関係

～ネパールで活躍するJICA帰国研修員のネットワーク化と貢献～

伝統的な親日国であるネパールは、南西アジアで最も所得水準の低い国です。主要産業である農業の生産性が低く、内陸国という地理的制約や自然災害、社会インフラの未整備、ガバナンスにおける課題等を抱えています。

日本は、JICAを通じて実施する研修員受入事業に、ネパールから多くの行政官や技術者を長年にわたり受け入れており、自国の課題解決に必要な知識や技術の習得に貢献しています。そして、日本での研修や学業を終えて帰国した元JICA研修員等が参加するネパールJICA帰国研修員同窓会（JAAN）[注1]は、日本での学びを自国の発展のためにいかすと同時に、日本とネパールの二国間関係の強化にも寄与しています。

JAANは1973年に創設された組織で、現在1,100人近くが所属しています。政府や国内の主要な公的・民間機関の要職に就いている会員も多く、幅広い人脈を有しています。帰国生同士のネットワーク強化を目的としながら、多様な分野で様々な立場から、日本での経験をいかして自国の発展に貢献しています。

例えば、エネルギー分野では、現在は国家電力庁の長官を務めるクル・マン・ギシン氏の尽力の下、計画停電が問題だったネパールで、国民への電気の安定供給が実現されました。教育分野では、ネパールの高校で副校長を務めるビバ・カリカ・マラ・シュレスタ氏が活躍しています。「1996年と2018年に来日したが、板書中心で教師が一方的に教える教育を受けた自分は、実践を通じて学ぶ日本の初等教育における指導方法に感銘を受けた。教育が国の発展につながるのだと感じた。教育者として、日本の指導方法をネパールにも取り入れるなど、関連機関と連携してこどもたちの学びに力を入れている。」と意欲を見せています。

ポーデル・ネパール大統領を表敬訪問するJAAN執行役員一同（左から4番目がシュレスタ氏、左から7番目がブサル氏）（写真：JAAN）

2024年9月に発生した洪水被災地域で食料援助を行うJAAN（写真中央がブサル氏）（写真：JAAN）

JAANの現会長であるラム・チャンドラ・ブサル氏は、1997年にJICA研修員として来日し、農業分野の研修を受けました。もっと日本で学びたいという思いが膨らみ再び来日し、7年をかけて、愛媛大学大学院農学研究科で博士号を取得しました。帰国後は、国際NGOや主要国の援助機関で農業分野の研究開発事業に従事し、日本で培った専門性を存分に発揮し、新しい農業技術と高付加価値作物の生産で農家の増収を図り、貧しい人々の生活を改善しようと取り組んでいます。ブサル氏は、「人間の健康と植物の健康を一体として考える重要性と、農業技術だけではなくマネジメントの重要性も学んだ。」と語ります。

JAANの活動の特徴の一つとして、ブサル氏は、「JAANは時代のニーズや状況に応じて、常に柔軟に活動を行っている。」と語ります。例えば、JAANは2024年、ネパールの伝統的な祭り「ダサイン」に際して例年実施するイベントのための資金を、急遽、洪水の被災者に配布する支援物資に充て、自国の復興に貢献しました。また、近年では国内向けの人材育成セミナーのほか、南アジアの国々が参加する国際的なセミナーを開催するなど、国を越えてネットワークを広げています。

さらに、JAANは、在ネパール日本国大使館、JICAネパール事務所や日本から派遣されるJICA専門家、JICA海外協力隊等との連携や親睦を深め、定期的に意見交換を行うなど、日本とネパールの二国間関係、友好関係の発展にも寄与しています。東日本大震災の際には、ネパール政府やJAANが日本に支援を寄せ、また、2015年にネパールで発生した大地震の際は日本政府やJICAが支援するなど、相互に協力し合う関係が築かれています。

今後もJAANがネパールの発展にさらに貢献するとともに、ネパールと日本、そして各国をつなぐ架け橋となり活躍することが期待されます。

注1 JICA Alumni Association of Nepalの略称。

2 戦略性の強化ときめ細やかな制度設計

（1）政策と実施の一貫性の強化

■開発協力政策の枠組み

政府の開発協力の理念や原則等を定める開発協力大綱の下、外務省は被援助国別に国別開発協力方針 注17 を定めると同時に、持続可能な開発目標（SDGs）など、開発に関する国際的な取組を踏まえ分野別開発政策 注18 を策定しています。

国別開発協力方針は、開発途上国・地域の政治・経済・社会情勢を踏まえ、開発計画、開発課題等を総合的に勘案して、日本の当該国・地域に対する開発協力における重点分野や方向性を示すものです。また、国別開発協力方針に加えて、事業展開計画が作成され、実施中の様々な段階にある全てのODA案件を、開発課題・協力プログラムごとに分類して事業期間を視覚化した一覧にまとめることで、開発協力の相関性や計画性を高めています。

より効果的な開発協力の実施のため、中期的な開発協力の重点分野や開発協力政策を被援助国政府と共有するとともに、被援助国政府との政策協議を強化し、相互の認識や理解を共有する取組も進めています。

■開発協力の実施体制

開発協力政策に則した開発協力の実施に際しては、政府と実施機関が一体となり、無償資金協力、技術協力、有償資金協力といったスキームを効果的に活用しています。開発効果を最大化する観点から、二国間協力と国際機関やNGOを通じた多国間協力などを最適に組み合わせつつ、様々な主体との連帯による「共創」を通じた開発協力の実施に努めています。

具体的な案件の形成・選定・実施につなげていくための体制を強化するために、二国間関係、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえた開発ニーズや開発協力の実態を最も直接的に把握できる立場にある現地の大使館やJICA事務所などから構成される現地ODAタスクフォース 解説 を、原則全てのODA対象国に設置しています。ODAタスクフォースでは、開発協力ニーズの把握に加えて、国別開発協力方針や事業展開計画の策定への参画、協力候補案件の形成・選定、他ドナーや国際機関、現地で活躍する日本企業やNGOとの連携強化、開発協力手法の連携や見直しに関する提言を行っています。

個々の事業が完了してからも、長年にわたって被援助国政府および当該国国民に広く認知され、正しく効果を発現するよう、フォローアップも行っています。

■ODAの管理改善と説明責任

開発協力の効果・効率性の向上に加え、国民への説明責任を果たす観点からも、適切に評価を行い、評価結果を政策や事業の改善につなげることは重要です。日本はこれまで、ODAの管理改善と説明責任を果たすために（i）PDCAサイクル（政策立案・案件形成（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Act））の強化、（ii）プログラム・アプローチの強化、（iii）「見える化」の徹底を進め、開発協力の政策立案、実施、評価、改善のサイクルにおける戦略的な一貫性の確保に努めています。

PDCAサイクルの強化について、日本は、（i）全ての被援助国についての国別開発協力方針の策定、（ii）開発協力適正会議の開催、（iii）個別案件ごとの指標の設定、（iv）評価体制の強化といった取組を進めています。

より効果的・効率的なODAを行うためには、事業レベルだけではなく、政策レベルでPDCAサイクルを強化していくことが必要です。そのため、行政機関

注17 各国の国別開発協力方針・事業展開計画　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_kakkoku.html
注18 分野別開発政策　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunyabetsu/index.html

が行う政策の評価に関する法律に基づいて経済協力に係る施策などについて政策評価を実施 注19 するとともに、客観性や公平性を確保するため第三者によるODA評価を実施し、評価の結果から得られた提言や教訓を開発協力政策にフィードバックすることで、ODAの管理改善を図っています 注20 。

第三者評価は、被援助国の開発にどの程度役立っているかという「開発の視点」に加え、日本の国益にとってどのような好ましい影響があるかという「外交の視点」から実施しています。

「開発の視点」では、開発協力政策がどのように日本の上位政策、国際的な優先課題および被援助国のニーズに整合しているか（政策の妥当性）、実際にどのような効果が現れているか（結果の有効性）、政策の妥当性や結果の有効性が確保されるようなプロセスが取られていたか（プロセスの適切性）の3つの評価基準に基づいて評価を実施します。「外交の視点」では、日本の国益にどのように貢献することが期待されるか（外交的な重要性）、日本の国益の実現にどのように貢献したか（外交的な波及効果）の2つの基準に基づいて評価を実施しています。

また、2022年度に実施した「過去のODA評価案件（2015～2021年度）のレビュー」で得られた提言も踏まえて、開発協力大綱の重点政策、アプローチおよび実施原則に照らしたODA評価を強化しています。

評価結果は、外務省ホームページ 注21 で公表し、国民への説明責任を果たすとともに、ODAの透明性を高めてODAに対する国民の理解と支持を促進しています。

事業レベルでは、無償資金協力・有償資金協力および技術協力の各プロジェクトについての評価やテーマ別の評価を主にJICAが実施しています。JICAは、各プロジェクトの事前、実施中、事後まで一貫した評価を行うとともに、それぞれの援助手法に整合性のある評価の仕組みを確立しています。なお、一定金額以上の案件については、外部評価者による事後評価を実施しているほか、事業の効果を厳格に検証するため、インパクト評価 注22 の強化にも取り組んでいます。

外務省およびJICAが実施するODA評価は、主に経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）の評価基準 注23 を踏まえて実施しています。

図表V-2　PDCAサイクル

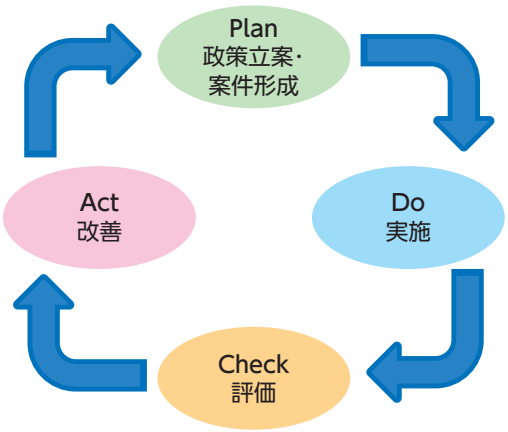

用語解説

現地ODAタスクフォース

2003年度から、開発途上国における日本の開発協力を効果的・効率的に実施するため、大使館およびJICAを中心に、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、株式会社国際協力銀行（JBIC）などの現地事務所を主要な構成メンバーとして立ち上げられた。

注19 施策レベル以外にも、交換公文（E/N）供与限度額150億円以上の有償資金協力プロジェクト、およびE/N供与限度額10億円以上の無償資金協力プロジェクトについて事前評価を実施している。また、「未着手・未了案件（未着手案件とは、政策決定後、5年を経過した時点で貸付契約が締結されていない、あるいは貸付実行が開始されていない等の案件。未了案件とは、政策決定後10年を経過した時点で貸付実行が未了である等の案件を指す。）」の事後評価を行っている。

注20 政策レベルのODA評価（第三者評価）に加え、2017年度からは外務省が実施する無償資金協力についても、交換公文（E/N）供与額10億円以上の案件については予算上実施可能な範囲で第三者評価を、2億円以上10億円未満の案件については内部評価を実施し、これらの事後評価結果が次のODAの案件形成にいかされるよう努めている。

注21 ODA評価　http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html

注22 開発事業の効果を、統計学や計量経済学の手法を用いて検証する評価方法のこと。

注23 1991年から活用されてきた妥当性（Relevance）、有効性（Effectiveness）、効率性（Efficiency）、インパクト（Impact）、持続性（Sustainability）に、2019年12月に整合性（Coherence）が追加された。

（2）日本の強みをいかした協力ときめ細やかな制度設計

日本が自国の伝統を大切にしつつ、民主的な経済発展を遂げた歩みの中で構築してきた人材、知見、質の高い技術力、制度などは、開発協力を行う上での財産であり、日本はこうした強みをいかす開発協力の実施に努めています。

■人への投資

日本は、1954年にODAを開始して以来、研修員受入事業や専門家派遣など、日本の技術やノウハウを伝える「人への投資」を一貫して重視し、きめ細やかな人づくりに取り組んでいます。開発途上国の課題解決に貢献することを目指して、行政、農林水産、鉱工業、エネルギー、教育、保健・医療、運輸、通信など多岐にわたる分野で研修員受入事業を実施しており、2023年度は、137か国・地域から新規に9,253人が日本国内で実施される本邦研修に参加、開発途上国・地域で実施される現地国内研修には、7か国で新規に463人、第三国研修は、110か国・地域から新規に2,479人がそれぞれ参加しました。また、開発途上国政府に対する高度な政策提言や現地に適合した技術の開発などを通じて、当該国の人材の能力構築を行うことにより、開発効果を顕在化させることを目的とする専門家派遣では、2023年度は、新規および継続で6,827人のJICA専門家を103か国・地域に派遣しました。

■JICA海外協力隊（JICAボランティア事業）

1965年に発足し、半世紀以上の実績を有するJICA海外協力隊（JICAボランティア事業）は、累計で99か国に57,000人以上を派遣しており、2024年12月現在、74か国で1,756人の隊員が活動中です。JICA海外協力隊は、まさしく国民参加型の事業であり、日本の「顔の見える開発協力」として開発途上国の発展に貢献してきました。さらに、開発途上国の経済・社会の発展のみならず、現地の人たちの日本への親しみを深めることを通じて、日本とこれらの国との相互理解・友好親善にも寄与しており、国内外から高い評価を得ています。

また、2012年以降、民間企業・団体（以下「民間企業等」）、地方自治体および大学との連携による派遣が本格的に行われるようになりました[注24]。民間企業等との連携では、隊員の派遣を通じて、日本での業務経験を開発途上国の開発にいかすとともに、派遣された隊員が現地での活動を通して把握したその国特有の商習慣や市場ニーズを帰国後の企業活動へ還元することなどにより、企業の海外展開を積極的に支援しています。隊員については、2024年12月までに134人が39か国に派遣されています（具体例は146ページの「案件紹介」を参照）。自治体との連携では、日本の地域づくりの知見を開発途上国の地域づくりに役立てるとともに、隊員活動における地域づくりの経験が、帰国後に日本の地域づくり、ひいては日本の国造りにつながると期待されており、2024年12月までに80人が13か国に派遣されています。大学との連携では、日本の学生による開発途上国での協力活動の経験が学生自身の成長にも資するという、日本と開発途上国の双方における効果的な人材育成につながっており、2024年12月までに1,123人が40か国に派遣されています。

また、JICAボランティア事業では、グローバルな視野を身に付けた協力隊経験者が日本の地方創生や民間企業の開発途上国への進出に貢献するなど、協力隊経験の社会還元という側面も注目されています。2022年からは、その一環として、協力隊派遣前の選考合格者のうち、帰国後も日本国内の地域が抱える課題解決に取り組む意思を有する希望者を対象に、自治体等が実施する地方創生や多文化共生等の取組に参加機会を提供する「グローカルプログラム（派遣前型）」を実施しており、2023年度は12道県20地域で112人が参加しました。参加者からは、初めての土地で人間関係を築く実体験ができたことに加えて、プログラム終了後も地域との関係が継続し、帰国後の選択肢が広がったとの声が聞かれるとともに、受入れ自治体からは、地域外の人ならではの視点での気づきを通して、住民が地元の良さを再認識することにつながると高い評価が得られました。

隊員の帰国後の進路開拓支援を行うとともに、現職参加の普及・浸透に取り組むなど、より多くの人が本事業に参加しやすくなるよう努めています。

注24 2023年4月、「民間連携」、「自治体連携」、「大学連携」の各派遣制度は、「連携派遣」として整理・統合された。

ウズベキスタンのタシケント市内の小学校でこどもたちに日本語と日本文化を教えるJICA海外協力隊員（写真：JICA）

■オファー型協力

日本が有する高い技術や科学技術は大きな強みである一方で、新興国や開発途上国の技術も発展し、求められるニーズも多様化しており、機材供与、施設整備などの質の高いハード面での協力に、運営・維持管理への関与や制度構築、人材育成を含めたソフト面での協力などを組み合わせた、付加価値のある開発協力の実践が重要になっています。このような現状も踏まえて、2023年6月に改定した開発協力大綱において、外交政策上、戦略的に取り組むべき分野において、ODAとOOF（その他の公的資金）や民間資金も含む形で、日本の強みをいかした魅力的なメニューを積極的に提案していくオファー型協力の強化を打ち出しました。同年9月、戦略文書「パートナーとの共創のためのオファー型協力」注25を策定し、(i) 気候変動への対応・GX（グリーン・トランスフォーメーション）、(ii) 経済強靭化、(iii) デジタル化の促進・DX（デジタル・トランスフォーメーション）注26を、戦略的に取り組む分野と定めて、オファー型協力を推進しています。

この戦略文書に基づき、被援助国との間で行われる政策対話などを通じ、分野ごとの開発協力目標、開発シナリオ、協力メニューを協働で策定します。協力メニューについては、日本からの中長期的な投入量（資金面・人材面の目安、日本の異なるスキームの案件を組み合わせた協力事業の概要等）を示しつつ、被援助国側が政策面で取り組む内容等についても議論し、必要に応じ、包括的に合意するものです。また、被援助国ごとに日本と開発途上国の双方の関係するステークホルダーとの対話の場（プラットフォーム）の設定を重視しています。これらの取組を通じ、開発協力目標の実現を図り、開発途上国の課題を解決すると同時に、様々なステークホルダーとの「共創」によって、日本の課題解決や経済成長にもつなげていきます。

オファー型協力の具体例として、カンボジアのデジタル経済社会の発展への協力が挙げられます。2023年12月、岸田総理大臣（当時）はカンボジアのフン・マネット首相との首脳会談において、同国のデジタル経済社会の発展に関するオファー型協力のメニュー注27に合意しました。2024年3月には、民間企業等のサービス・製品・ノウハウを活用し、協力をさらに推進していくため、官民ラウンドテーブル会議を開催し、関係省庁（総務省、経済産業省）、関係機関（JICA、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、株式会社日本貿易保険（NEXI）、株式会社国際協力銀行（JBIC））および民間企業が参加しました。

このほか、2024年3月の日・モザンビーク外相会談において、北部地域の治安安定化および液化天然ガス（LNG）の安定供給、同年4月の日・マダガスカル外相会談においてトアマシナ都市圏の広域開発と重要鉱物の生産技術の底上げ、同年7月の日・フィジー首脳会合において防災分野・気候変動対策について、それぞれオファー型を活用した協力を進めていくことで合意しました。

また、直近では、2024年10月、日・ラオス首脳会談において、オファー型協力の検討を含めて、ラオスと周辺国との電力連結性強化と同国のクリーン電力による脱炭素化の促進に向けて協力することで一致しました。同月実施した第2回アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）首脳会合では、石破総理大臣より、将来的に域内のクリーンエネルギーの供給基地として、地域の脱炭素化に貢献するためにも、ラオスに対するオファー型協力を検討していくことを述べました。

■草の根・人間の安全保障無償資金協力

日本は、1989年度に開始された「小規模無償」を前身とする、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じ、人間の安全保障の理念を踏まえて、開発途上

注25 オファー型協力を通じて戦略的に取り組む分野と協力の進め方「パートナーとの共創のためのオファー型協力」https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100553362.pdf

注26 38ページの注15を参照。

注27 カンボジアに対するデジタル分野におけるオファー型協力メニュー詳細は、外務省ホームページ（https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100597089.pdf）を参照。

案件紹介 14　JICA海外協力隊（連携派遣）　職種：コンピュータ技術

岩本英照（TOPPANホールディングス株式会社）（2018年4月～2019年3月）　ベトナム

コンピュータ技術を現地でいかす

私は、ベトナムのドンタップ省に派遣され、3年制の短期大学で、導入されたばかりのE-ラーニング・システムの改善と情報工学科の授業のサポートを担当しました。

大学では、課題提出や教材配布などにE-ラーニング・システムの活用が始まっていましたが、学生たちからは使いにくさを指摘する声が上がっていました。そこで、学生たちの意見を集め、改善提案を学校側に提出しました。大学ではアンケートを取るという文化がまだ浸透しておらず、前提となる概念から教員に説明する必要があったのは新しい経験でした。

授業サポートについては、最新の人工知能（AI）技術に関する教材を作って授業を行ったり、製造装置を制御するプログラミング事例を紹介したりしました。協力隊派遣前に工場の生産技術に携わっていた経験をいかし、学ぶ技術が社会で実際にどのように活用されるかを学生たちがイメージできるよう心がけました。

ベトナム・ドンタップ省にある短期大学の情報工学科における授業風景（写真：岩本英照）

協力隊の任務終了後は、日本国内で環境に配慮したプラスチック商材の開発に携わりました。開発・製造の協力会社を新たに探して関係を構築していく際、協力隊で培った調整能力や未知の環境に飛び込む力が役立ちました。

タンザニアでの土壌調査の様子（写真：岩本英照）

現在は、タンザニアに駐在してスマート農業[注1]の実現に向けた実証に携わっています。TOPPANホールディングス株式会社と協業するOS Trading & Investment Pte. Ltd.社が運営するTANJA社のコーヒー農園で、衛星データやIoT技術[注2]を活用して農園運営を最適化し、地域住民の生活改善につながる事業開発を目指しています。日本と違う文化・地域に密着した仕事の進め方など、まさに協力隊の経験をいかして、東アフリカでの新規事業開発に貢献していきたいと思います。

注1　ロボット技術やAIなどの先端技術や農業データを活用し、農業の生産性や効率性の向上を図るもの。
注2　日常のデバイスをインターネットに接続させ、インターネットを介して、遠隔で確認・操作・検知したりデバイス同士を連携したりする技術。

国・地域の行政サービスの届きにくい地域に住む人々のために、住民生活に根ざす教育、保健・医療、水・衛生、地雷除去、災害対策等、基礎生活（BHN）分野において、比較的小規模な開発事業 注28 を直接的かつ機動的に展開しています。その中で、日本の企業や地方自治体が事業実施に関与し、技術講習等の無料サービスを提供する特定型の事業も実施しており、日本の有する知見や技術力を活用して開発途上国・地域の社会課題解決のために一層効果的に取り組むことを推進しています。2023年度は、115か国・地域で507件を実施しました。

■有償資金協力

日本政府は、日本の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術移転を通じて「顔の見える援助」を促進するため、本邦技術活用条件（STEP：Special Terms for Economic Partnership）を導入するなどの制度改善を継続的に行っています。これらを通じ、日本企業の借款事業の受注比率は6～7割程度で推移しており、日本企業の海外展開の後押しにもなっています。

注28　1件当たり2,000万円以下を目安とし、最大1億円。

3 開発協力の適正性確保のための取組

ODAを中心とする開発協力は、開発途上国の開発や成長だけでなく、日本と開発途上国との間の友情と信頼関係の確かな絆（きずな）を築くとともに、国際社会における日本の地位の向上や、日本自身の平和と繁栄の確保に大いに貢献してきました。その一方で、ODA事業に関連して不正が行われたことや、不測の事態によって十分な援助効果が上げられなかったり、遅れが生じたりしたこともあります。

日本政府は、こうした経験を将来への教訓とするため、評価制度の整備、透明性の向上、事業管理プロセスの改善、受入国や市民社会を含む幅広い関係者との対話の実施など、様々な努力を続けてきました。今後もより効果的で適正な開発協力の実施に向けた不断の努力を行っていきます。

また、環境・社会面に配慮した案件の実施のため、JICAでは、開発協力の適正性を確保する取組の一環として、環境社会配慮ガイドラインを定めています。

（1）不正行為の防止

ODA事業に関連した不正行為は、適正かつ効果的な実施を阻害するのみならず、国民の税金を原資とするODAへの信頼を損なうものであり、絶対に許されるものではありません。

外務省およびJICAは、過去に発生した不正行為の教訓を踏まえつつ、これまで、監視体制の強化（不正腐敗情報に係る窓口の強化、第三者検査の拡大など）、ペナルティの強化（参加資格停止措置期間の上限引上げ、違約金の引上げ、重大な不正行為を繰り返した企業に対する減点評価の導入など）、および参加資格停止措置の対象拡大（措置対象者の企業グループや、措置期間中の者から事業譲渡などを受けた者も対象に加えるなど）を行い、不正行為を防止するための取組を強化してきました。

引き続き、ODA事業に関連した不正行為は断じて許さないという強い決意の下、不正行為の防止に向け、しっかりと取り組んでいきます。

（2）国際協力事業関係者の安全対策

ODA事業を中心とする開発協力の実施にあたっては、JICA関係者のみならず、ODAに携わる企業、NGOなど全ての国際協力事業関係者の安全確保が大前提です。そのために、外務省およびJICAでは平素から十分な安全対策や体制整備を行っています。

2016年7月のバングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件後、関係省庁、政府関係機関および有識者が参加した国際協力事業安全対策会議での再検証の結果公表された「最終報告」注29を受け、外務省およびJICAは、同報告書に記載された安全対策注30の実施に取り組むとともに、国際協力事業関係者の安全対策の実効性を確保するための対応を継続・強化しています。最終報告以降に常設化された2024年の同会議では、外務省から最近の特に注意すべきテロ・誘拐情勢について、JICAからは、同年に発生したODA事業関係者の安全に関わる事案と安全対策について情報を共有し、国際協力事業関係者の安全に関わる各種情勢や対策・取組等について議論を行いました。

ダッカでの事件を受け、国際協力事業関係者を含む中堅・中小企業関係者の海外安全対策を強化すべく2016年に創設された「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」注31は、日本企業の海外展開に関係する省庁や機関が参加し、局長級の本会合を年1回程度開催しています。2024年1月には第8回本会合を、

注29 国際協力事業の安全対策　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/keitai/page22_000120.html

注30 （1）脅威情報の収集・分析・共有の強化、（2）事業関係者およびNGOの行動規範、（3）ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、（4）危機発生後の対応、および（5）外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方の5点。

注31 中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク　https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/network.html

「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」第９回本会合に出席する宮路副大臣

2025年１月には第９回本会合を開催し、柘植（つげ）外務副大臣（当時）、宮路外務副大臣がそれぞれ出席しました。同本会合では、ネットワーク参加組織は、引き続き積極的な啓発活動に取り組むとともに、中堅・中小企業の安全対策を進めていくため、今後も団体・関係省庁との連携を進め、協力を具体化していくこととしました。

2024年のイラン、イスラエル、パレスチナ等での治安情勢の悪化に際しては、上記の平素からの対策・取組を基盤としつつ、情勢を的確に見極めながら、国際機関等とも連携し、現地の国際協力事業関係者の迅速な国外退避を実施し、人命最優先で関係者の安全確保に努めました。

©さいとう・たかを

外務省・ゴルゴページ

また、2023年にも国外退避案件が複数発生したことから、2024年３月、外務省は、国際協力事業者を含む国民の海外での安全対策強化のために活用してきた「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」に「退避への備え」の必要性を訴えるエピソードを加えた増補２版を作成しました。

（3）開発協力における性的搾取・虐待などに関する取組

近年、人道・開発支援における性的搾取・虐待およびセクシャルハラスメント（SEAH）への国際的な関心が高まっています。2019年７月には、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）において、「開発協力と人道支援における性的搾取・虐待・セクシャルハラスメントの撲滅に関するDAC勧告」が採択されました。2023年に日本が議長国を務めたG7広島サミットでは、首脳コミュニケにおいて、G7首脳は、SEAH撲滅の取組へのコミットメントを確認しました。

こうした動きを踏まえ、外務省では、研修などを通じた職員の啓発に加え、国民の理解促進のため、日本の基本的な立場や勧告の概要を外務省ホームページ 注32 に掲載しています。

JICAにおいても、SEAH撲滅に向けての理事長メッセージをホームページ 注33 に掲載するとともに、就業規則やJICA関係者の倫理等ガイドラインにSEAH防止を記載し、事業に関わる幅広い関係者にSEAH防止の重要性を周知しています。また、相談窓口や、万一事案が発生した際の対応およびモニタリング体制の整備にも取り組んでいます。

また、2022年度以降の日本NGO連携無償資金協力の実施要領では、SEAHの予防について盛り込むなどの対応をとっています。

注32 開発分野における性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント（SEAH）に係る国際的取組
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page24_000019.html

注33 性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメントの撲滅に向けて（理事長メッセージ）
https://www.jica.go.jp/information/info/2019/20191120_01.html

4 開発協力人材・知的基盤の強化、発信に向けた取組

（1）開発協力人材・知的基盤の強化

効果的・戦略的な開発協力の実施には、開発課題に高い知見を有する人材の確保・育成および国民の理解と支持が不可欠です。

日本政府は、国連関係機関で勤務する日本人職員数を2025年までに1,000人とする目標を掲げ、大学や国際機関駐日事務所などと連携しつつ、世界を舞台に活躍する人材の発掘・育成・キャリア構築を積極的に支援しています 注34。「開発協力を担う人材の育成」（ODAに関する有識者懇談会提言）でも触れられているように、開発協力を担う人材を含めたグローバル人材の育成を喫緊の課題とし、高等教育機関の学生や既就職者などを含む幅広い層を対象に、国際機関の採用制度を説明するセミナーを国内外で開催しています。最近では主にオンラインで実施することにより、海外在住の現職の国際機関職員も登壇し、具体例を交えて紹介することが可能になっています。このほか、動画配信、国際機関の幹部や人事担当者によるセミナーの実施なども行っています。

また、日本政府は、ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）派遣制度（詳細は図表V-3「日本人が国際機関職員になるための主な方法」を参照）を通じて、開発協力分野に携わる機関を含む、国際機関で活躍する人材の育成に努めています（国際機関日本人職員の活躍については37ページの「国際協力の現場から」、62ページの「案件紹介」を、JPO制度で派遣中の国際機関職員のキャリア紹介については151ページの「国際協力の現場から」を参照）。外務省は、1974年にJPO派遣制度を開始して以降、これまでに累計2,000人以上を派遣し、2024年には制度開始から50周年を迎えました。2023年度には55人のJPOを派遣しています。このほか、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」注35も実施しています。

JICAでは、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」注36を通じ、省庁、JICAに加え、NGO、国際機関、企業および大学などの幅広い主体の国際協力に関する情報（求人および各種研修・セミナーなど）を一元的に発信しているほか、人材の登録、キャリア相談などを行っています。また、日本の国際協力に関心を持ち、将来幅広い分野で国際協力人材として活躍したいという意思を有する大学生・大学院生などに対し、インターンシップを実施しています。さらに、国際協力専門員制度により、高い専門的な能力と開発途上国での豊富な業務経験を持つ人材を確保するとともに、人材育成のため、ジュニア専門員の採用や、能力強化研修なども実施しています。

また、JICA緒方貞子平和開発研究所では、開発協力の現場で得られた知見を分析し、その研究結果をJICAの事業にフィードバックするとともに、人間の安全保障に関する報告書・学術書籍の出版やシンポジウムの開催を行うなど人間の安全保障の実現およびSDGsの達成に貢献しています。

モザンビークでUNICEFが支援する就学前教育プログラムを受けているこどもたちとUNICEFモザンビーク事務所の原田匡剛（教育担当官）（写真：UNICEF Mozambique）

注34 外務省国際機関人事センター・ホームページ（https://www.mofa-irc.go.jp/）では、国際機関空席情報や国際機関で働くための様々な情報提供をしています。
注35 50ページの注40を参照。
注36 国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」 https://partner.jica.go.jp/

図表V-3　日本人が国際機関職員になるための主な方法

	空席公募*	JPO派遣制度**	国際機関側の若手育成・採用制度
実施機関	各国際機関	外務省	国連事務局、世界銀行など
年齢制限	特になし	35歳以下	制度による
求められる学歴	修士号以上 （※学士号＋追加的な職歴2年で応募可能なポストもある。）	修士号以上	制度による
求められる職歴	2年以上	2年以上	制度による
ポイント	毎日多くの国際機関から様々な空席公募が出るので、随時応募することができる。	正規の職員になるには、JPO任期後に空席公募を通じて採用される必要がある。	国連事務局、OECDや世界銀行グループが実施するヤング・プロフェッショナル・プログラム（YPP）を始め、国際機関が実施する若手育成・採用プログラムが存在する。

（注）
*国際機関職員の任期満了などによって空きが生じた場合に国際的に公募されるポストのこと。ポストの条件に自身の経歴などを照らし合わせて応募する。
**若手の日本人を原則2年間、国際機関に職員として派遣し、必要な知識・経験を積んでもらい、派遣後の正規採用を目指す制度。国連関係機関で働く専門職以上の日本人職員のうち、半数近くは外務省の実施するJPOの経験者であり、若手日本人が国際機関職員を目指すうえで非常に有効な手段。世界銀行グループのJPOのように、外務省以外が実施するJPOも存在する。

★それぞれの制度の詳細は下記ホームページをご覧ください。
空席公募　https://www.mofa-irc.go.jp/boshu/open-recruitment.html
JPO派遣制度　https://www.mofa-irc.go.jp/jpo/seido.html
国際機関側の若手育成・採用制度（YPP）　https://www.mofa-irc.go.jp/apply/ypp.html

（2）情報公開、国民の理解と支持の促進に向けた取組

グローバル化が進んだ現在、日本と開発途上国は共に支え合う関係にあります。日本のODAは、開発途上国を含む世界の平和と繁栄に貢献し、それにより日本の国益の確保を図る上で重要な取組であり、大きな意義を有しています。ODAが国民の公的資金を原資としている以上、こうした開発協力の意義や取組を分かりやすく発信し、国内の幅広い国民の理解と支持を得ることは不可欠です。また、海外においてもこうした日本の取組を正しく理解してもらうことは、友好な二国間関係や日本の国際社会における信頼を高める上でも重要です。こうした観点から、ODA広報の重要性はますます高まっており、民間企業や地方自治体、NGO等の多様な担い手との連携を進めるためにも、多くの人々に認識していただき、参画を得ていくことが重要です。

日本政府は、ODAに関する広報・情報発信について、次のとおり様々な取組を行っています。

■広報・情報発信の強化

効果的なODA広報を行うために、外務省、JICAは共に連携し取組を進めています。日本国内向けには、ODAホームページやSNS、YouTube動画、メールマガジン、コンテンツ制作、広報イベントの開催、出前講座などを通じて、普段あまりODAに接点のない若者や地方の中小企業関係者などにも届くよう政策広報に取り組んでいます。具体的には、国際協力の現場を舞台としたテレビドラマシリーズの第3弾「ファーストステップ3　世界をつなぐ平和への願い」の制作、「鷹の爪団の　行け！ODAマン」シリーズの制作など、知名度の高い出演者やキャラクターを活用し国民に分かりやすく紹介しています。外務省、JICAのみならず日本の開発協力の関係者が一体となって広報発信する取組として、毎年、国際協力の日（10月6日）の前後に、外務省、JICAおよび国際協力NGOセンター（JANIC）の共催で、日本最大級の国際協力イベント「グローバルフェスタJAPAN」を開催しています。2024年は国際協力70周年記念事業を複数開催しています（具体的な取組の詳細は153ページの「開発協力トピックス」を参照）。また、国際協力に携わった人の話を聞くことができる国際協力出前講座などにも力を入れています。

日本国外においては、開発途上国にある日本大使館などで、現地報道機関にODA事業の現場を取材してもらったり、現地語による広報資料を作成したり、供与した機材や建設した施設に日の丸を表示するなど、顔の見える支援に努めています。また、大使や総領事が自らX（旧ツイッター）やインスタグラムで積極的に発信しており、現地の人々の日本のODA事業への

国際協力の現場から 6

国際機関で活躍する日本人職員の声
～強制移住の課題に立ち向かう～

2024年、日本がジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）派遣制度[注1]を開始してから50周年を迎えました。これまでに2,000人以上の日本人の若手人材を国際機関に派遣し、2023年末現在、国連関係機関で活躍する約960人の日本人職員（専門職以上）のうち、約半数がJPO出身者です。このように、JPO派遣制度は日本人が国際機関職員として国際協力分野のキャリアを踏み出す第一歩として大きな役割を果たしています。本コラムを執筆した篠﨑（しのざき）智美氏も同制度を活用する一人であり、2025年1月から正規ポストでの採用が決定しています。

難民キャンプ訪問をきっかけに、国際協力の道へ

小学校の修学旅行でヒロシマを訪れ、被爆者の方の体験談を聞いてから、「平和な世界の実現に貢献したい、国際協力に携わりたい。」と思うようになった私は、自分が将来取り組みたい活動や分野を絞るため、学生時代には国内外でのインターンシップや留学に積極的に挑戦しました。大学院では戦後復興学を専攻し、修士論文研究で訪れた東アフリカのウガンダで難民の方々の体験を直接聞いたことが、国際移住機関（IOM）でのキャリアを目指すきっかけとなっています。生きるために避難を強いられ、言語も文化も異なる国で新しい生活を始めることの大変さや困難を痛感した経験から、移住を強いられた避難民の方々の生活再建の手助けや、強制的な移住の原因となる課題の解決に貢献したいと思うようになりました。

大学院卒業後は日本の国際協力NGOに就職し、南スーダンとウガンダの避難民支援に取り組みました。「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」[注2]を通じてIOM ナイジェリアで国連ボランティアを経験した後、JPOとして2022年1月からIOMギリシャで人身取引[注3]対策支援を、2023年4月からはケニアに拠点を置くIOMソマリアで平和構築支援を担当しています。最初は新規プロジェクトの計画や、実施中のプロジェクトの報告書作成等を主に担当していましたが、現在は自身が計画したプロジェクトの管理も任せてもらえるようになり、ソマリアの政府関係機関や援助国政府、他の国際機関との連携・調整、現地スタッフの雇用や共同で事業を実施する現地NGOの選定、予算管理や活動のモニタリングなど、幅広い業務を担当しています。

生計を立てるため、ウガンダの難民居住区内の市場で働く難民の女性たち（写真：篠﨑智美）

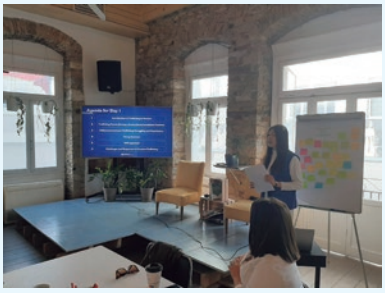
IOMギリシャのスタッフを対象に、人身取引対策の研修を実施する筆者（写真：篠﨑智美）

強制移住の根底にある課題の解決を目指して

ソマリアでは、アル・シャバーブを始めとする暴力的過激派組織の活動が人命の喪失や強制移住を引き起こす一因となっています。このため、ソマリア政府はこれらの組織における非リーダー格の「低リスク」な人々への社会復帰支援を行うことで、自主的な脱退を促し、組織の弱体化を目指しています。組織から脱退した女性の多くは、戦闘員の妻など、殺戮（さつりく）や暴力行為に直接的に加担していないにもかかわらず、地域コミュニティからの差別や疎外、組織からの報復のリスクなどの深刻な課題に直面しています。また、紛争に関連して生じる性的暴力（CRSV）の被害者も少なくありません。私が担当しているプロジェクトでは、このような女性を含む暴力的過激派組織からの低リスクな脱退者や、今後、社会から疎外され暴力的過激派組織に勧誘されるリスクの高い若年層に対して、心のケアや職業訓練等の支援を行い、社会への復帰や参画を促しています。

IOMソマリアでは、ケニアの首都にあるナイロビサポート事務所で勤務しています。現地のスタッフとは電話やSNS、メールやオンライン会議等で連絡を取ることが多いです。事業地に足を運ぶことは難しいですが、同じ志を持つ現地スタッフや提携する現地NGOと協力しながら、支援が届きにくい地域でニーズの高い支援を実施することに大きなやりがいを感じています。これからも、強制移住を引き起こす課題の解決に取り組み、その影響を受けた人々の支援に携わり続けたいと思っています。

国際移住機関（IOM）ソマリア事務所　篠﨑智美

注1　詳細は150ページの図表V-3を参照。
注2　50ページの注40を参照。
注3　56ページの注51を参照。

開発協力トピックス 5

ODA広報
～ODAをもっと身近に感じてもらうために～

■ 開発協力の情報発信

2023年に実施した内閣府世論調査[注1]では、「今後の開発協力のあり方」について、回答者の79.4%が「積極的に進めるべきだ」または「現在程度でよい」と回答し、開発協力に対して前向きな評価が示されました。こうした前向きな日本国内の世論の背景には、持続可能な開発目標（SDGs）に対する意識の高まりのほか、ロシアによるウクライナ侵略など国際社会が複合的危機に直面する中、災害や感染症など世界的な課題に対して各国が協力して助け合う必要がある、開発協力はエネルギー資源などの安定供給の確保に資する、国際社会での日本への信頼を高める必要がある、そして開発協力は日本の外交政策を戦略的に進める上での重要な手段であるという理解が広がっていることなどが挙げられます。

本コラムでは、こうした開発協力の意義についての外務省による情報発信・政策広報の試みをいくつか紹介します。

■ 国際協力70周年記念事業

2024年は、日本がODAを開始してから70年の節目に当たります。外務省では、この節目の年を、これまでODAが果たした役割を振り返りつつ、これからの国際協力の在り方について幅広く国民の皆様と考える機会とするべく、JICA等関係機関と連携し、3月に国際協力70周年記念キックオフ・イベント in Kobe、5月に国際協力ミライ会議、9月にグローバルフェスタJAPAN2024、12月に国際協力70周年記念シンポジウムなど、各種の記念事業を実施しました。

12月17日に国連大学で行われた国際協力70周年記念シンポジウムの様子

■ テレビドラマ

外務省は、幅広い層に届くよう、知名度の高い出演者を活用した広報コンテンツの制作にも取り組んでいます。

その一つとして、タレントで作家の又吉直樹（またよし）氏をナビゲーターとし、外務省国際協力局や国際協力の現場を舞台としたテレビドラマ「ファーストステップ」シリーズを発信してきました。2024年には、シリーズ第3弾として、カンボジアへの地雷除去支援をテーマとし、争いのない平和な世界を願う青年が様々な人々との交流の中で成長する姿を描いた物語「ファーストステップ3　世界をつなぐ平和への願い」を制作・発信しました。

外務省国際協力局や開発協力の現場を舞台にしたテレビドラマ第3弾「ファーストステップ3　世界をつなぐ平和への願い」

■ 鷹の爪団の　行け！ODAマン

外務省のODAキャラクターとして、7年目を迎えたODAマン（150ページの第Ⅴ部4（2）も参照）も、世界で役立つ日本のODAを知ってもらうために、様々な動画を発信しています。2024年は国際協力70周年を振り返り、ODAの意義を取り上げた「ODAマンが行く！国際協力70周年の巻」や、「日本とトルコ100年の歩みの巻」「SATREPS[注2]の巻」の3作品を公開しました。

鷹の爪団の　行け！ODAマン

■ グローバルフェスタJAPAN2024

「世界をつなぐ平和への願い　地雷除去支援でミライを紡ぐ」のステージの様子

2024年9月28日・29日に国際協力イベント「グローバルフェスタJAPAN2024」を開催しました。33回目となる今回は、「国際協力70年、ともに未来へ」をテーマに、国際協力に携わる様々な団体（NGO、NPO、国際機関、企業、大学等）や日本に駐在する各国の大使館など約200団体によるブース展示を始め、多彩なゲストが登壇するステージプログラムや体験ワークショップが実施され、屋外会場には様々な国の食事や文化が楽しめる飲食・物販ブース等を配置しました。会場への参加とオンライン配信視聴を合わせ、前年を大きく上回る約7.4万人の参加を得ました。

グローバルフェスタJAPAN2024オープニングセレモニーで挨拶する穂坂外務大臣政務官（当時）

外務省は、オープニングセレモニーを始めとし、オファー型協力[注3]をODAマンがわかりやすく解説するステージや、中小企業の海外展開に向けたODAの活用をテーマとしたステージプログラム、身近な食材にもODAが関係していることを紹介するクイズステージ、カンボジアでの地雷除去と復興支援の最前線で活躍する方々のトークセッションを実施しました。また、恒例となる外務省フォトコンテストの授賞式も行いました[注4]。「みんなが輝く世界 for the First Step!」をテーマにした今回のコンテストには、笑顔のあふれる作品が多く寄せられ、応募作品350点の中から、受賞作品を選びました。このほかのプログラムとして、外務省国際機関人事センターによる国際機関キャリアセミナー、外務省国際協力局NGO協力推進室とNGO団体の関係者が参加した国際協力NGOの活動報告等を行いました。結果は、ODAホームページの開催報告[注5]をご覧ください。

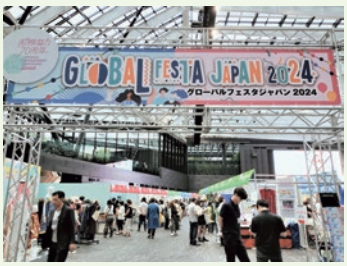

日本駐在の大使館、国際機関やNGO等の展示が行われたロビーギャラリーの様子。外務省も出展し、世界で役立つ日本のODAをわかりやすく伝えた。

■ ODAメールマガジン、ODA広報X

外務省ではODAメールマガジンを月1回発行し、ホームページにも掲載しています。また、SNSのXでも、ODAについての情報を発信しています。2024年12月時点で、メールマガジンの登録者数は約2万人、Xのフォロワーは1.3万人を超えています。

外務省/ODA X

ODAメールマガジン

国際協力70周年記念キービジュアル

注1 2023年9月から10月、内閣府が調査機関に委託し、日本全国の18歳以上の日本国籍を有する3,000人を対象に郵送法で令和5年度外交に関する世論調査が行われた（内閣府世論調査　https://survey.gov-online.go.jp/r05/r05-gaiko/）。
注2 43ページの用語解説を参照。
注3 12ページの第Ⅰ部2（2）および145ページの第Ⅴ部2（2）を参照。
注4 外務省フォトコンテスト「みんなが輝く世界 for the First Step!」開催報告　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/event/pagew_001313_00001.html
フォトコンテストの応募写真はviページ写真特集（1）も参照。
注5 グローバルフェスタJAPAN2024開催報告　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/event/pagew_000001_00233.html

理解に努めています。

毎年公表する開発協力白書においては、写真や現場からのコラムなどを充実させることで分かりやすく親しみやすい内容を目指し、統計データを掲載することで実施状況に関する透明性の確保に努めており、また、日本語に加え英語でも発行しています。こうした取組の結果、グローバルフェスタへの参加者や出前講座の件数、動画再生回数など各種広報ツールへの国民の反応は着実に増しており、引き続き一層効果的な広報に努めていきます。

■ ODAの実施・評価に関する情報公開

外務省・JICAは、「ODA見える化サイト」注37をJICAホームページ上に設け、ODA事業の概要、成果および事前・事後評価などを随時掲載しています。

また、外務省ホームページでは、新規ODA案件や統計資料などを掲載しているほか、政策・プロジェクトレベルのODA評価の結果なども公表注38しており、より効果的なODAの実施とODAに対する国民の理解および支持の促進に努めています。

■ 開発協力の推進

外務省は、外務省職員が国内の教育機関やNGOなどで、ODAを始めとする国際協力について解説する「ODA出前講座」を開催し、過去10年間において合計318回の講座を開催し、約3.2万人の学生を中心とした参加者を得ました。JICAでも全国15か所の国内拠点がJICA海外協力隊経験者や地域の国際協力関係者、来日中のJICA研修員を講師として紹介する対面型出前講座に加え、開発途上国に派遣中のJICA海外協力隊やJICA職員らが体験談や異文化理解などを伝えるオンライン型出前講座を開催し、2023年度は約1,600回、約14万人の参加を得ました。そのほか、国内拠点で学生の訪問を受け入れる「JICA訪問」、「JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」を実施するほか、展示施設「地球ひろば」を提供するなど、国際協力の理解や参加の促進に努めています。

外務省職員によるODA出前講座の様子

開発途上国に派遣中のJICA海外協力隊と接続する、オンライン型出前講座の様子

■ 議論や対話の促進

日本政府は、ODAを活用した支援について、NGOや企業、経済団体などに対する説明会を開催しています。また、国際協力をめぐる動きや日本の取組を紹介する講演などを開催しており、外交やODAに関心を有する国民と対話する場を随時設けています。

注37 ODA見える化サイト　https://www.jica.go.jp/oda/）
注38 ODA評価　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html

資料編

参考統計

1 2024年度政府開発援助予算（当初予算） 156
（1）政府開発援助予算の内訳 156
（2）政府開発援助一般会計予算（政府全体） 156
（3）政府開発援助事業予算（区分ごと）内訳（政府全体） 157
（4）政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目 158
（5）省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算） 159
（6）省庁別政府開発援助予算推移（事業予算） 159

2 2023年の日本の政府開発援助実績 160
（1）政府開発援助の援助形態別・通貨別実績 160
（2）二国間政府開発援助分野別配分 161

巻末資料

索引 162

1 2024年度政府開発援助予算（当初予算）

（1）政府開発援助予算の内訳

（単位：億円、%）

区　　分	2023年度			2024年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
一般会計予算	5,709	98	1.7	5,650	-60	-1.0
事業予算（純額）	20,415	4,679	29.7	23,995	3,580	17.5
事業規模（総額）	27,533	4,643	20.3	31,439	3,905	14.2
（参考）円／ドル・レート	137円			139円		

（注）
・本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

（2）政府開発援助一般会計予算（政府全体）

（単位：億円、%）

区　　分	2023年度			2024年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
Ⅰ　贈　　与	5,231	90	1.8	5,165	-66	-1.3
1. 二国間贈与	4,235	111	2.7	4,166	-69	-1.6
（1）経済開発等援助	1,634	1	0.1	1,562	-72	-4.4
（2）技術協力	2,591	110	4.4	2,594	3	0.1
（3）その他	10	―	―	10	―	―
2. 国際機関への出資・拠出	996	-21	-2.1	999	3	0.3
（1）国連等諸機関	650	-63	-8.9	653	3	0.5
（2）国際開発金融機関	346	43	14.0	346	-0.1	-0.04
Ⅱ　借　款	478	8	1.6	485	6	1.3
JICA（有償資金協力部門）	478	8	1.6	485	6	1.3
Ⅲ　計	5,709	98	1.7	5,650	-60	-1.0

（注）
・本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

（3）政府開発援助事業予算（区分ごと）内訳（政府全体）

（単位：億円、%）

区　分	2023年度			2024年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
Ⅰ　贈　与	8,528	-95	-1.1	8,615	87	1.0
1. 二国間贈与	4,878	101	2.1	4,799	-79	-1.6
（1）経済開発等援助	1,634	1	0.1	1,562	-72	-4.4
（2）技術協力	3,234	100	3.2	3,227	-6	-0.2
（3）その他	10	―	―	10	―	―
2. 国際機関への出資・拠出	3,650	-196	-5.1	3,815	165	4.5
（1）国連等諸機関	1,070	-93	-8.0	1,105	35	3.3
（2）国際開発金融機関	2,580	-103	-3.8	2,710	130	5.1
Ⅱ　借　款	19,005	4,738	33.2	22,824	3,819	20.1
（1）JICA（有償資金協力部門）	18,940	4,740	33.4	22,800	3,860	20.4
（2）その他	65	-2	-3.2	24	-41	-63.4
Ⅲ　計（事業規模）	27,533	4,643	20.3	31,439	3,905	14.2
（参考）　回収金	-7,118	―	―	-7,443	―	―
純　額	20,415	4,679	29.7	23,995	3,580	17.5

（注）
・本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

（4）政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目

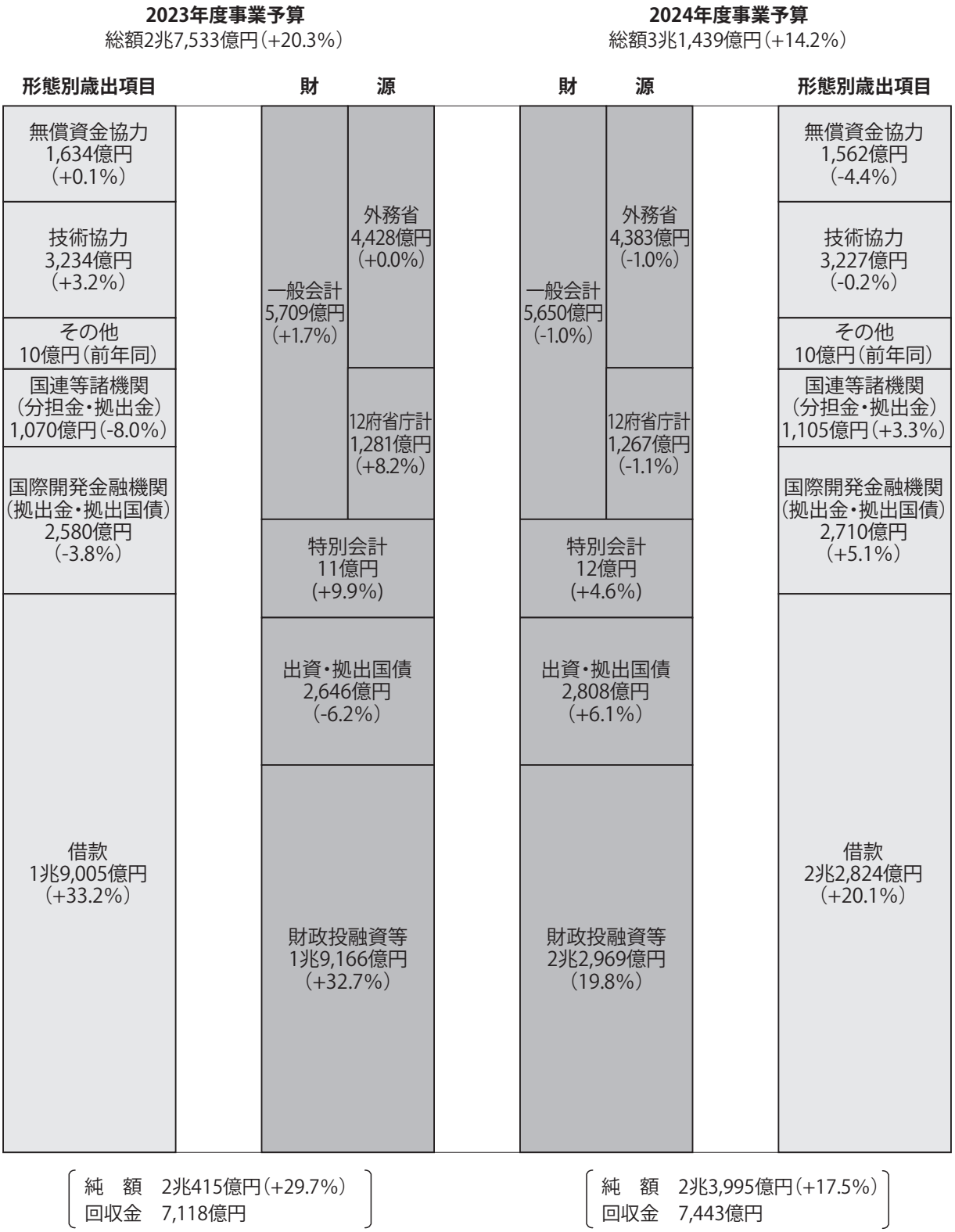

（注）各々の計数において億円未満を四捨五入している。

（5）省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算）

（単位：百万円、%）

区分	2023年度	2024年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
内閣本府	48	25	-23	-48.5
警察庁	19	19	0.3	1.6
金融庁	200	200	-0.01	-0.01
総務省	1,022	1,022	0.4	0.04
法務省	855	1,568	713	83.4
外務省	442,841	438,264	-4,577	-1.0
財務省	82,820	83,443	622	0.8
文部科学省	17,506	17,955	449	2.6
厚生労働省	10,587	7,761	-2,826	-26.7
農林水産省	2,510	2,432	-78	-3.1
経済産業省	11,688	11,333	-355	-3.0
国土交通省	308	334	27	8.7
環境省	534	612	79	14.8
計	570,937	564,969	-5,969	-1.0

（注）
・本図表において「増減額」および「伸び率」は、百万円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・2023年度予算額は、2024年度予算額との比較対照のため、2024年に一部省庁間で行われた事業予算の移管を反映した記載としている。

（6）省庁別政府開発援助予算推移（事業予算）

（単位：百万円、%）

区分	2023年度	2024年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
内閣本府	48	25	-23	-48.5
警察庁	19	19	0.3	1.6
金融庁	200	200	-0.01	-0.01
総務省	1,022	1,022	0.4	0.04
法務省	855	1,568	713	83.4
外務省	484,058	482,557	-1,502	-0.3
財務省	2,216,305	2,614,453	398,148	18.0
文部科学省	17,506	17,955	449	2.6
厚生労働省	10,929	8,087	-2,842	-26.0
農林水産省	9,055	4,830	-4,226	-46.7
経済産業省	12,490	12,203	-287	-2.3
国土交通省	308	334	27	8.7
環境省	534	612	79	14.8
計（事業規模）	2,753,329	3,143,865	390,537	14.2
（参考）回収金	-711,822	-744,324	—	—
純　額	2,041,507	2,399,541	358,034	17.5

（注）
・本図表において「増減額」および「伸び率」は、百万円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2 2023年の日本の政府開発援助実績

（1）政府開発援助の援助形態別・通貨別実績

2023年（暦年）	ドル・ベース（百万ドル）			円ベース（億円）		
援助形態	実　績	前年実績	増減率（%）	実　績	前年実績	増減率（%）
無償資金協力	1,636.38	963.53	69.8	2,299.22	1,266.35	81.6
債務救済	－	3.10	-100.0	－	4.08	-100.0
国際機関等経由	2,625.81	2,293.02	14.5	3,689.42	3,013.68	22.4
技術協力	2,242.69	2,368.63	-5.3	3,151.11	3,113.05	1.2
贈与計	6,504.88	5,628.28	15.6	9,139.75	7,397.16	23.6
政府貸付等（貸付実行額：総額）	13,882.80	14,020.44	-1.0	19,506.17	18,426.82	5.9
（回収額）	5,339.53	5,516.41	-3.2	7,502.37	7,250.13	3.5
（債務救済を除く回収額）	5,339.53	5,516.41	-3.2	7,502.37	7,250.13	3.5
（純額）	8,543.26	8,504.02	0.5	12,003.80	11,176.69	7.4
（債務救済を除く純額）	8,543.26	8,504.02	0.5	12,003.80	11,176.69	7.4
二国間政府開発援助計（総額ベース）	20,387.67	19,648.72	3.8	28,645.93	25,823.98	10.9
二国間政府開発援助計（純額ベース）	15,048.14	14,132.30	6.5	21,143.56	18,573.85	13.8
国際機関向け贈与	3,618.54	2,622.39	38.0	5,084.27	3,446.56	47.5
国際機関向け政府貸付等（貸付実行額）	－	－	－	－	－	－
国際機関向け拠出・出資等計	3,618.54	2,622.39	38.0	5,084.27	3,446.56	47.5
政府開発援助計（支出総額）	24,006.22	22,271.11	7.8	33,730.20	29,270.54	15.2
政府開発援助計（支出純額）	18,666.68	16,754.69	11.4	26,227.83	22,020.41	19.1
名目GNI値（単位：10億ドル、10億円）	4,451.23	4,517.51	-1.5	625,425.50	593,728.60	5.3
対GNI比（%）（純額ベース）	0.42	0.37		0.42	0.37	

（注）
・換算率：2022年＝131.4283円/ドル、2023年＝140.5061円/ドル(OECD-DAC指定レート)。
・ここでいう「無償資金協力」は、日本が実施している援助形態としての無償資金協力ではない。
・「開発途上地域」指定国向け援助を含む。

（2）二国間政府開発援助分野別配分

2023年（暦年）　　（約束額ベース、単位：百万ドル）

分野＼形態	無償資金協力	技術協力	贈与計	政府貸付等	二国間ODA	構成比(%)
Ⅰ．社会インフラおよびサービス	1,426.78	540.01	1,966.79	1,135.66	3,102.45	11.01
1．教育	174.65	268.80	443.45	－	443.45	1.57
2．保健	740.10	80.63	820.73	499.54	1,320.27	4.69
3．人口政策およびリプロダクティブ・ヘルス	21.07	13.73	34.80	－	34.80	0.12
4．水と衛生（上下水道等）	128.03	72.51	200.54	337.20	537.74	1.91
5．政府と市民社会	282.04	52.19	334.23	213.51	547.75	1.94
6．その他社会インフラおよびサービス	80.89	52.15	133.05	85.41	218.45	0.78
Ⅱ．経済インフラおよびサービス	337.46	214.41	551.87	15,233.08	15,784.95	56.03
1．輸送および貯蔵	124.01	124.80	248.80	13,281.56	13,530.37	48.02
2．通信	56.63	20.39	77.02	－	77.02	0.27
3．エネルギー	151.67	46.65	198.32	1,837.54	2,035.86	7.23
4．銀行および金融サービス	4.59	6.39	10.98	－	10.98	0.04
5．ビジネス支援	0.56	16.18	16.74	113.98	130.73	0.46
Ⅲ．生産セクター	236.18	258.01	494.20	2,464.48	2,958.68	10.50
1．農林水産業	208.84	144.61	353.45	349.56	703.01	2.50
1）　農業	191.40	107.38	298.78	349.56	648.34	2.30
2）　林業	3.31	20.11	23.42	－	23.42	0.08
3）　漁業	14.13	17.12	31.25	－	31.25	0.11
2．工業・鉱業・建設業	18.29	77.32	95.62	1,901.41	1,997.03	7.09
1）　工業	17.69	75.03	92.73	456.21	548.93	1.95
2）　鉱物資源および鉱業	0.60	2.29	2.89	1,445.20	1,448.09	5.14
3）　建設業	－	－	－	－	－	－
3．貿易および観光	9.04	36.09	45.13	213.51	258.64	0.92
1）　貿易	7.79	26.79	34.58	213.51	248.10	0.88
2）　観光	1.25	9.29	10.55	－	10.55	0.04
Ⅳ．マルチセクター援助	1,000.66	550.17	1,550.83	2,238.53	3,789.35	13.45
1．環境保護（環境政策、生物多様性等）	20.32	20.02	40.33	66.25	106.58	0.38
2．その他マルチセクター（都市・地方開発等）	980.34	530.15	1,510.49	2,172.28	3,682.77	13.07
Ⅴ．商品援助／一般プログラム援助	47.30	－	47.30	714.21	761.51	2.70
1．一般財政支援	－	－	－	714.21	714.21	2.54
2．食糧援助	47.30	－	47.30	－	47.30	0.17
3．輸入支援	－	－	－	－	－	－
Ⅵ．債務救済＊1	－	－	－	11.15	11.15	0.04
Ⅶ．人道支援（緊急食糧援助、復興、防災等）	1,024.93	12.03	1,036.96	－	1,036.96	3.68
Ⅷ．行政経費等	67.08	661.51	728.59	－	728.59	2.59
総　合　計	4,140.41	2,236.14	6,376.54	21,797.11	28,173.65	100.00

人間の基礎生活分野（BHN）	2,707.86	696.65	3,404.51	1,485.22	4,889.73	17.36

（注）
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・ここでいう「無償資金協力」は、日本が実施している援助形態としての無償資金協力ではない。
・「開発途上地域」指定国向け援助を含む。
・人間の基礎生活分野（BHN）は上記の項目のうちⅠ.社会インフラ、Ⅲ.1農林水産業、Ⅴ.2食糧援助、Ⅶ.人道支援を加えたもの
　BHN：Basic Human Needs　人間の基礎生活分野（衣食住や教育など人間としての基本的な生活を営む上で最低限必要なもの）。
・本データはDACの基準に基づく。

＊1 「Ⅵ.債務救済」は、既に供与した政府貸付等の返済条件等を変更するものであって新規に資金を供与するものではない。

索引（2024年版）

あ

アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP：Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia）…… 54
アジア開発銀行（ADB：Asian Development Bank）…… 30, 36, 45, 68, 71
アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC：Asia Zero Emission Community）…… 14, 32, **64**, 145
アジア太平洋地域教育2030会合（APMED2030）…… 78
アジア・太平洋電気通信共同体（APT：Asia-Pacific Telecommunity）…… 41
アジェンダ2063 …… **117**, 119
アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net：ASEAN University Network/Southeast Asia Engineering Education Development Network）…… **138**
アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）…… 34, **36**
アフリカ開発会議（TICAD：Tokyo International Conference on African Development）…… 3, 11, 31, 33, 34, 35, 36, 44, 45, 47, 48, 64, 67, 69, 70, 77, 78, 81, 117, 119, **121**
アフリカ開発銀行（AfDB：African Development Bank）…… 35, 36, 48, 118
アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP：African Clean Cities Platfrom）…… 67, **68**, 119
アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA：New Approach for Peace and Stability in Africa）…… 119, 120, **121**
アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ（EPSA）…… 47, **48**
アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ：African Business Education Initiative for Youth）…… 31, 118, **121**, 129, 140
アフリカ連合（AU：African Union）…… 11, 81, 117, 120, 121

い

1.5度目標 …… 63
一般特恵関税制度（GSP：Generalized System of Preferences）…… 29
イノベーティブ・アジア …… 31, 92
違法・無報告・無規制（IUU：Illegal, Unreported, Unregulated）漁業 …… 67, 99
インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP：ASEAN Outlook on the Indo-Pacific）…… 90, **93**

う

宇宙航空研究開発機構（JAXA：Japan Aerospace Exploration Agency）…… 55, 119

え

栄養改善拡充のための信託基金 …… 34, **36**
エビアン・アプローチ …… 45
円借款 ≫ 借款
エンパワーメント …… 77, 79, 80, 84, 85, 88, 114, 115, 129

お

欧州復興開発銀行（EBRD：European Bank for Reconstruction and Development）…… 36
大阪ブルー・オーシャン・ビジョン …… 65
オファー型協力 …… **12**, 13, 32, 38, 91, **145**, 153
温室効果ガス …… 33, 34, 63, 64, 65, 66, 68, 131

か

海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN：Japan Overseas Infrastructure Investment Corporation for Transport & Urban Development）…… 130
海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT：Fund Corporation for the Overseas Development of Japan's ICT and Postal Services）…… 130, 145
海外投融資 …… iv, 106, 108, **128**, **129**, **130**
カイゼン …… 31
開発協力大綱 …… **iv**, 3, 4, 5, 10, 12, 13, 35, 128, 142, 143, 145
「開発途上地域」指定国 …… **16**, 17, 125, 160, 161
海洋プラスチックごみ …… 65, 66, 91
顧みられない熱帯病（NTDs：Neglected Tropical Diseases）…… **72**
顔の見える開発協力／支援／援助 …… 101, 134, 144, 146, 150
科学技術イノベーション（STI：Science, Technology, and Innovation）…… **42**, 43, 88
科学技術振興機構（JST：Japan Science and Technology Agency）…… 43, 138
拡大HIPCイニシアティブ …… 45, 47, 48

カーボンニュートラル …… 63
カリブ共同体/カリコム (CARICOM：Caribbean Community) …… 103, 104
感染症危機対応医薬品 (MCMs：Medical Countermeasures) …… 69
感染症対策 ……56, 61, 69, 70, 71, 73, 91, 119, **121**
カンボジア地雷対策センター (CMAC：Cambodian Mine Action Centre) …… 51, 53, 108
官民連携 (PPP：Public-Private Partnership) ／官民パートナーシップ … 41, 69, 71, 73, 91, 102, 106, 128, 129

き

気候変動 …… 7, 11, 14, 32, 33, 36, 43, 49, 55, 61, 62, **63**, 64, 65, 66, 68, 74, 78, 80, 81, 82, 84, 85, 86, 88, 91, 95, 98, 100, 101, 102, 105, 115, 118, 129, 130, 132, 134, 139, 145
気候変動枠組条約 (国際連合気候変動枠組条約) (UNFCCC：UN Framework Convention on Climate Change) …… 63, 66, 68
気候変動枠組条約第29回締約国会議 (COP29) …… 63
基礎教育 ……**77**, 82
基礎生活分野 (BHN：Basic Human Needs) ……146, **161**
教育2030行動枠組 ……77, **79**
教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE：Global Partnership for Education) (旧称：FTI (ファスト・トラック・イニシアティブ)) …… 79
教育を後回しにはできない基金 (ECW：Education Cannot Wait) …… 79
京都コングレス ≫ 第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議
京都宣言 …… 59
協力準備調査 …… **129**
緊急対応基金 (CFE：Contingency Fund for Emergencies) ……69, **73**
緊急無償資金協力 …… 8, 61, **62**, 96, 112, 114
金融活動作業部会 (FATF：Financial Action Task Force) …… 57

く

草の根技術協力 ……34, **83**, **135**, 137, 138
草の根・人間の安全保障無償資金協力 …… 2, 52, 82, **99**, **145**
グッド・ガバナンス …… 11, 57, 60
国が決定する貢献 (NDC: Nationally Determined Contribution) ……**63**, 68
国別開発協力方針 …… 142
グリーン・トランスフォーメーション (GX) …… 6, 12, 44, 145
グローバル・インフラ投資パートナーシップ (PGII:Partnership for Global Infrastructure and Investment) ……**44**, 111, 129, 130, 132
グローバル・サウス …… 12, 133
グローバル難民フォーラム (GRF: Global Refugee Forum) …… 50
グローバル・ファイナンシング・ファシリティ (GFF: Global Fainancing Facility) ……34, **36**
グローバルファンド …… 71
グローバルフェスタJAPAN …… 150, 152, **153**, 154
グローバルヘルス・アーキテクチャー (GHA：Global Health Architecture (国際保健の体制)) …… **68**, 69, 71, 132
グローバルヘルス技術振興基金 (GHIT：Global Healtah Innovative Technology) …… 72
グローバルヘルス戦略 …… 68
グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ (トリプル・アイ (Triple I)) …… 69

け

経済協力開発機構 (OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development) …… 2, 10, 16, 22, 26, 28, 29, 30, 36, 44, 45, 77, 133, 143, 148, 150
経済協力開発機構開発援助委員会 (OECD/DAC) / (DAC：Development Assistance Committee) … 6, 16, 17, 19, 20, 22, 23, 24, 25, 26, 125, 133, 143, 148
経済連携協定 (EPA：Economic Partnership Agreement) ……29, **35**
結核 ……**71**, 102
健康危機プログラム (WHO Health Emergencies Programme) ……69, **73**
現職参加 …… 144
現地ODAタスクフォース …… 142, **143**

こ

効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ (GPEDC：Global Partnership for Effective Development Co-operation) …… 133
公衆衛生危機 …… 11, 68, 69, 119
後発開発途上国 (LDCs：Least Developed Countries) …… 26, 29, **35**, 39, 90, 96
国際移住機関 (IOM：International Organization for Migration) ……50, 56, 84, 96, 103, 133, **151**

国際海事機関 (IMO：International Maritime Organization) …… 55
国際開発協会 (IDA：International Development Association) …… 2, 34
国際開発金融機関 (MDBs：Multilateral Development Banks) …… 34, **36**, 68, 130, 132, 133, **134**, 156, 157, 158
国際家族計画連盟 (IPPF：International Planned Parenthood Federation) …… 70
国際協力機構 (JICA：Japan International Cooperation Agency) …… 2, 3, 4, 9, 11, 13, 14, 29, 30, 36, 38, 39, 40, 41, 43, 47, 51, 58, 59, 61, 64, 68, 70, 74, 77, 84, 85,102, 106, 108, 112, 115, 116, 119, 128, 129, 130, 131, 135, 137, 138, 140, 141, 142, 143, 145, 147, 148, 149, 150, 152, 154, 156, 157
国際協力キャリア総合情報サイト (PARTNER) …… 129, **149**
国際協力銀行 (JBIC：Japan Bank for International Cooperation) …… 3, **130**, 143, 145
国際協力の日 …… 150
国際緊急援助隊 …… 2, 8, 61
国際獣疫事務局 (WOAH：World Organisation for Animal Health) …… 35
国際水路機関 (IHO：International Hydrographic Organization) …… 55
国際通貨基金 (IMF：International Monetary Fund) …… 30, 48, 50, 69
国際電気通信連合 (ITU：International Telecommunication Union) …… 39
国際熱帯木材機関 (ITTO：International Tropical Timber Organization) …… 66, 67
国際農業開発基金 (IFAD：International Fund for Agricultural Development) …… 35
国際農業研究協議グループ (CGIAR：Consultative Group on International Agricultural Research) …… 35, 36
国際農林水産業研究センター (JIRCAS: Japan International Research Center for Agricultural Sciences) …… 36
国際貿易センター (ITC：International Trade Centre) …… 29
国際連合アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI：United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders) …… **59**, 60
国際連合宇宙部 (UNOOSA：United Nations Office for Outer Space Affairs) …… 55, 56
国際連合開発計画 (UNDP：United Nations Development Programme) …… 7, **10**, 32, 42, 64, 68, 75, 103, 108, 112, 115, 120
国際連合環境計画 (UNEP：United Nations Environment Programme) …… 66, 67, 68
国際連合教育科学文化機関 (UNESCO：United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization) …… 78, 79, 86
国際連合訓練調査研究所 (UNITAR：United Nations Institute for Training and Research) …… 75
国際連合児童基金 (UNICEF：United Nations Children's Fund) …… 39, 52, 72, 82, 96, 113, 115, 119, 133
国際連合食糧農業機関 (FAO：Food and Agriculture Organization) …… 35
国際連合女性機関 (UN Women：United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women) …… 80, 85, 103
国際連合地雷対策サービス部 (UNMAS：United Nations Mine Action Service) …… 52
国際連合人口基金 (UNFPA：United Nations Population Fund) …… 70, 84, 133
国際連合世界食糧計画 (WFP：World Food Programme) …… 34, 35, **37**, 50, 96, 103, 113
国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR：The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees) …… 50, 51, **62**, 83, 84, 96, 103, 114, 133
国際連合人間居住計画 (UN-Habitat：United Nations Human Settlements Programme) …… 68, 75, 77, 115
国際連合パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA：United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East) …… 50, 113, 114, 133
国際連合平和維持活動 (PKO：United Nations Peacekeeping Operations) …… 3, 50, 120
国際連合平和構築委員会 (PBC：Peacebuilding Commission) …… 50, **52**
国際連合平和構築基金 (PBF：Peacebuilding Fund) …… 50, **52**
国際連合防災世界会議 …… 75
国際連合南スーダン共和国ミッション (UNMISS：United Nations Mission in the Republic of South Sudan) …… 120
国際連合薬物・犯罪事務所 (UNODC：United Nations Office on Drugs and Crime) …… 54, 55, 56, 59, 115
国際労働機関 (ILO：International Labour Organization) …… 31
国内資金動員 …… **30**

国民総所得（GNI：Gross National Income）… 16, 17, 20, 21, 26, 35, 160
国連三角パートナーシップ・プログラム（TPP：Triangular Partnership Programme ）…… 50, 120
国連水会議2023 …… 73

さ

再生可能エネルギー ……33, 64, 65, 109, 131
サイバーセキュリティ …… **41**, 42, 91
債務救済 …… 17, 23, 24, 45, 47, 48, 160, 161
債務持続可能性 ……6, 43, 45, 47
債務支払猶予イニシアティブ（DSSI：Debt Service Suspension Initiative）…… 47, **48**
サステナブルファイナンス …… 13, 14
サプライチェーン … 6, **28**, 29, 35, 101, 105, 106, 110
三角協力 ≫ 南南協力・三角協力
産業人材育成協力イニシアティブ2.0 …… 92

し

ジェンダー ……62, 73, **79**, 80, 81, 84, 85, 88, 101, 103, 107, 110, 129, 130, 132
ジェンダー主流化 …… 80
資金洗浄（マネー・ローンダリング）…… **56**, **57**
持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）…… **79**
持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）…… **36**, 42, **88**, 117
持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）…… 3, 4, 7, 10, 25, 30, 31, **36**, 42, 63, 68, 70, 71, 73, 74, 77, 78, 79, 80, 86, 88, 90, 95, 119, 130,134, 142, 149, 152
質の高いインフラ …… 6, 39, **43**, 44, **45**, 73, 90, 91, 101, 118, 132
質の高いインフラ投資に関するG20原則 ……25, 26, 44, 45, 47, 91, 132
質の高い教育 ……**77**, 78, 112, 119, 132
質の高い成長 …… **28**, 30, **35**, 38, 43, 45, 57, 118
市民社会／市民社会組織（CSO：Civil Society Organization）…… 73, 79, 81, 117, 133, 135, 147, 161
借款／円借款 ……iv, 2, 4, 6, 7, 8, 28, 33, 38, 46, 47, 76, 93, 95, 96, 100, 107, 109, 114, 115, 118, 129, 138, **146**, 156, 157, 158
ジャパン・プラットフォーム（JPF：Japan Platform）……51, 62, 70, 84, 93, 96, **110**, **134**, 137
重債務貧困国（HIPC：Heavily Indebted Poor Countries）…… 45, **48**
自由で開かれたインド太平洋（FOIP：Free and Open Indo-Pacific）……3, 52, 90, 93, 95, 96
自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）…… 35
ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO：Junior Professional Officer）……149, **150**, 151
障害と開発／障害者／障害児（障害のあるこども）……7, 77, 78, **81**, 82, 109, 110, **112**, 134
小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP：Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion）アプローチ …… 34, **36**
情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）…… **38**, **39**, 41, 42, 45, 75, 78, 108, 113, 128
職業技術教育訓練（TVET：Technical and Vocational Education and Training）…… 31
食料安全保障 ……9, 11, **33**, 35, 69, 118, 129, 130, 132
食糧援助 …… 2, 4, 22, 23, **34**, 118, 120, 161
女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi：Women Entrepreneurs Finance Initiative）…… 80
女性の活躍推進のための開発戦略 …… 80
女性・平和・安全保障（WPS：Women, Peace and Security）……49, **81**, **84**, 85, 103, 106, 107, 110, 117, 120
地雷 …… **51**, 52, **53**, 82, 92, 107, 108, 134, 146, 152, 153
シリア平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR：Japanese Initiative for the future of Syrian Refugees）…… 114
新型コロナウイルス感染症（新型コロナ／COVID-19）…… 3, 28, 38, 40, 41, 47, 48, 56, 60, 68, 69, 71, 77, 103
新興ドナー …… **25**, 26
人材育成 …… 5, 7, 10, 11, 12, 14, 30, 31, 34, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 46, 50, 52, 53, 54, 55, 59, 60, 62, 64, 66, 67, 69, 70, 71, 73, 75, 78, 79, 86, 87, 91, 92, 96, 97, 99, 102, 104, 111, 112, 113, 114, 115, 118, 120, 121, 128, 132, 135, 136, 138, 141, 144, 145, 149
人材育成奨学計画（JDS：the Project for Human Resource Development Scholarship）…… 31, 112, 138
人身取引 …… **56**, 60, 151
人道支援 …… 7, 8, 22, 23, 32, 49, 50, 51, 61, 62, 82, 83, 93, 95, 96, 103, 107, 109, 110, 113, 114, 115, 134, 135, 137, 161
人道・開発・平和の連携（HDP ネクサス）….10, **49**, 51, 62, 88
信頼性のある自由なデータ流通（DFFT：Data Free Flow with Trust）…… 38

す

水銀に関する水俣条約 …… 67, 68
ストップ結核ジャパンアクションプラン …… 71
スポーツ・フォー・トゥモロー …… 86

せ

税源浸食と利益移転 (BEPS：Base Erosion and Profit Shifting) …… 30, **36**
性的搾取・虐待およびセクシャルハラスメント (SEAH：Sexual Exploitation, Abuse, and Harassment) …… 148
性的暴力 …… 50, 81, 83, 85, 151
性と生殖に関する健康／リプロダクティブ・ヘルス …… 70, 84, 161
生物多様性 ……14, 63, **65**, 66, 68, 95, 99, 102, 161
生物多様性条約 (CBD：Convention on Biological Diversity) …… 63, 65, **68**
世界銀行 …… 2, 5, 6, 34, 36, 42, 45, 48, 50, 68, 69, 70, 79, 80, 134, 150
世界税関機構 (WCO：World Customs Organization) ……29, 111, 118
世界津波の日 …… 75
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 (世界遺産条約) …… 86
世界貿易機関 (WTO：World Trade Organization) …… 29, 36
世界保健機関 (WHO：World Health Organization) ……69, 70, 72, 73, 83, 113, 115
赤十字国際委員会 (ICRC：International Committee of the Red Cross) …… 50, 52, 134
仙台防災枠組2015-2030 …… 75, 132

そ

贈与相当額計上方式 (Grant Equivalent System：GE方式) …… **16**, 17, 19, 20, 21, 22
その他の公的資金 (OOF：Other Official Flows) ……129, 130, 145

だ

第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議 (京都コングレス) …… 59
対人地雷 ≫ 地雷
太平洋・島サミット (PALM：Pacific Islands Leaders Meeting) …… 3, 44, 59, 98, 99, **100**
太平洋諸島フォーラム (PIF：Pacific Islands Forum) …… **98**, 100
脱炭素 …32, 33, 64, 65, 67, 68, 105, 109, 118, 119, 145

ち

地球環境ファシリティ (GEF：Global Environmental Facility) …… 63, **68**
地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development) …… 42, **43**, 74, 138, **139**, 152
地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T：Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial) …… **39**, 102
「中央アジア＋日本」対話 …… 111
中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク …… 147
中小企業・SDGsビジネス支援事業 …. **40**, **58**, 74, 108, **128**, 129, **130**
中東和平 …… **113**
中南米外交イニシアティブ ……101, 103, **105**
中米統合機構 (SICA：Sistema de la Integracion Centroamericana) …… 55, 104
チュニス宣言 …… 70

て

低所得国 (LICs：Low Income Countries) …… 26, 45, 47, 48
ディーセント・ワーク …… 31
低中所得国 (LMICs：Lower Middle Income Countries) …… 26, 69
締約国会議 (COP：Conference of Parties) …. 63, 65, 68
適応分野 …… 63
デジタル・トランスフォーメーション (DX) …… 6, 12, **38**, 39, 44, 118, 145
テロ対策 …… **56**

と

東京栄養サミット2021 …… 34
東京オリンピック・パラリンピック競技大会 ……3, 86
東南アジア諸国連合 (ASEAN：Association of Southeast Asian Nations) … 8, 29, 31, 32, 41, 44, 56, 59, 60, 62, 66, 67, 78, 81, **90**, 91, 92, 93, 122, 125, 138, 140

な

南南協力・三角協力 …. 51, 102, **103**, **104**, 116, 132

難民/避難民/国内避難民 ····7, 29, 32, 49, **50**, 51, 61, 62, 77, 78, 81, 82, 83, 84, 96, 101, 103, 109, **110**, 112, 113, 114, 115, 137, 151

に

二国間クレジット制度 (JCM：Joint Crediting Mechanism) ····· 65, **68**
日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター (AJCCBC：ASEAN-Japan Cybersecurity Capacity Building Centre) ····· 41, 91
日・ASEAN統合基金 (JAIF：Japan-ASEAN Integration Fund) ····· 41, 66, **91**
日ASEAN包括的連結性イニシアティブ ····· 31, 44, 91
日・ウクライナ経済復興推進会議 ····· 106, 107, 128
日本ASEAN友好協力50周年 ····· 90
日本医療研究開発機構 (AMED：Japan Agency for Medical Research and Development) ····· 43, 138
日本NGO連携無償資金協力 ····· 52, 70, 96, **112**, **134**, **136**, 148
「2本の柱」の解決策 ····· 30, **36**
日本貿易振興機構 (JETRO：Japan External Trade Organization) ····· 107, 117, 143, 145
日本貿易保険 (NEXI：Nippon Export and Investment Insurance) ····· 130, 145
日本・メコン地域諸国首脳会議 (日メコン首脳会議) ··· 92
人間の安全保障 ····**7**, 10, 50, 68, 70, 77, 80, 86, 88, 96, 119, 130, 132, 145, 149

ね

ネリカ (NERICA：New Rice for Africa) ····· 34, **36**

の

農業市場情報システム (AMIS：Agricultural Market Information System) ····· 35

は

ハイチ多国籍治安支援 (MSS：Multinational Security Support) ミッション ····· 103
パリ協定 ····· 3, 4, 63, 64, 65
パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 ····· 63
パリクラブ ····· **45**, 47, 48

ひ

非営利組織 (NPO：Non-Profit Organization) ·····52, 153
非政府組織 (NGO：Non-Governmental Organization) ····· 4, 8, 10, 12, 25, 36, 41, 51, 52, 61, 62, 70, 81, 82, 87, 93, 96, 97, 108, 109, 112, 113, 114, 115, **134**, 135, 136, 137, 141, 142, 147, 148, 149, 150, 151, 153, 154

ふ

フィージビリティ調査 ····· 129
フードバリューチェーン ····· **29**, 91
ブルーカーボン ····· 66
ブルー・ドット・ネットワーク (BDN：Blue Dot Network) ····· 44
プログラム・アプローチ ····· 142
文化無償資金協力 ····· 86, **87**
紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金 (GSF：Global Survivors Fund) ····· 81, **83**, 85

へ

米州開発銀行 (IDB：Inter-American Development Bank) ····· 36
米州機構 (OAS: Organization of American States) ····· 103
平和構築 ··· 9, **49**, 50, 52, 78, 80, 81, 85, 90, 95, 151
平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業 ·····**50**, 149, 151
ベンガル湾産業成長地帯 (BIG-B：Bay of Bengal Industrial Growth Belt) 構想 ····· 95

ほ

貿易のための援助 (AfT：Aid for Trade) ····· 29, **36**
防災 ··· 9, 39, 42, 43, 55, 62, **74**, 75, 76, 77, 78, 81, 85, 86, 87, 90, 91, 96, 100, **101**, 102, 104, 110, 132, 133, 134, 139, 145, 161
防災ICTシステム ····· 75
防災の主流化 ····· **74**, 75
法制度整備 ····· 5, 6, 38, **57**, 59, 80, 83, 95
保健システム ····· 69, 70, 71, 117, 119, 121
母子保健 ····· 34, 36, 70, 71, 92, 97, 115, 137
ポリオ ····· **72**, 97
本邦技術活用条件 (STEP：Special Terms for Economic Partnership) ····· 46, 146

ま

マラリア ····· 71
マリーン (MARINE) ・イニシアティブ ····· 65, 67

み

緑の気候基金 (GCF：Green Climate Fund) …… **64**, **68**
未来サミット …… 3, 25, 77, **88**
ミレニアム開発目標 (MDGs：Millennium Development Goals) …… 3, 36
民間資金動員 …… 12, **13**, 69, 133
みんなの学校プロジェクト …… **78**, 119

む

無償資金協力 … iv, 2, 4, 8, 12, 17, 24, 28, 34, 45, 49, 52, 54, 61, 62, 64, 69, 70, 73, 78, 82, 86, 87, 91, 94, 96, 97, 98, 99, 100, 102, 105, 108, 109, 112, 113, 114, 115, 118, 121, 122, 129, 130, 131, 134, 136, 137, 142, 143, 145, 148, 158, 160, 161
無税無枠措置 …… 29, **35**

も

元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰 (DDR：Disarmament, Demobilization and Reintegration) …… 49

や

薬剤耐性 (AMR：Antimicrobial Resistance) …… 72

ゆ

有償資金協力 …… iv, 6, 12, 24, 46, 91, 97, 130, 142, 143, **146**, 156, 157
ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC：Universal Health Coverage) … **68**, **69**, 70, 71, 73, 115, 119, 121, 132

よ

予防・備えおよび対応 (PPR：Prevention, Preparedness and Rsponse) …… **68**, 69, 119
より良い復興 (Build Back Better) …… 75

わ

ワクチン …… 10, 29, 68, 70, 71, 72, 73, 97
ワンストップ・ボーダーポスト (OSBP) …… 45, 118

A

ABEイニシアティブ ≫ アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ
ACCP ≫ アフリカのきれいな街プラットフォーム
ADB ≫ アジア開発銀行
AfDB ≫ アフリカ開発銀行
AfT ≫ 貿易のための援助
AJCCBC ≫ 日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター
AMED ≫ 日本医療研究開発機構
AMIS ≫ 農業市場情報システム
AMR ≫ 薬剤耐性
AOIP ≫ インド太平洋に関するASEANアウトルック
APMED2030 ≫ アジア太平洋地域教育2030会合
APT ≫ アジア・太平洋電気通信共同体
ASEAN ≫ 東南アジア諸国連合
ASEAN感染症対策センター …… 91
ASEAN共同体 …… 90, 91, 93
ASEAN連結性マスタープラン2025 …… 91, **93**
AU ≫ アフリカ連合
AUN/SEED-Net ≫ アセアン工学系高等教育ネットワーク
AZEC ≫ アジア・ゼロエミッション共同体 (AZEC)

B

BDN ≫ ブルー・ドット・ネットワーク
BEPS ≫ 税源浸食と利益移転
BHN ≫ 基礎生活分野
BIG-B ≫ ベンガル湾産業成長地帯 (BIG-B) 構想
Build Back Better ≫ より良い復興

C

CAF (Capital Adequacy Framework) レビュー … **134**
CARD ≫ アフリカ稲作振興のための共同体
CARICOM ≫ カリブ共同体/カリコム
CBD ≫ 生物多様性条約
CFE ≫ 緊急対応基金
CGIAR ≫ 国際農業研究協議グループ
CMAC ≫ カンボジア地雷対策センター
Connect2Recover (C2R) …… 39
COP ≫ 締約国会議
COP29 ≫ 国連気候変動枠組条約第29回締約国会議
COVID-19 ≫ 新型コロナウイルス感染症
CSO ≫ 市民社会／市民社会組織

D

DAC ≫ 経済協力開発機構開発援助委員会
DDR ≫ 元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰

DFFT ≫ 信頼性のある自由なデータ流通
DSSI ≫ 債務支払猶予イニシアティブ
DSSI後の債務措置に係る共通枠組 …… 47, **48**
DX ≫ デジタル・トランスフォーメーション

E

EBRD ≫ 欧州復興開発銀行
ECW ≫ 教育を後回しにはできない基金
EPA ≫ 経済連携協定
EPSA ≫ アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ
ESD ≫ 持続可能な開発のための教育

F

FAO ≫ 国際連合食糧農業機関
FATF ≫ 金融活動作業部会
FOIP ≫ 自由で開かれたインド太平洋
FTA ≫ 自由貿易協定

G

Gaviワクチンアライアンス (Gavi、the Vaccine Alliance) …… 70, 71, 72, **73**
GCF ≫ 緑の気候基金
GEF ≫ 地球環境ファシリティ
GE方式 ≫ 贈与相当額計上方式
GFF ≫ グローバル・ファイナンシング・ファシリティ
GHA ≫ グローバルヘルス・アーキテクチャー
GHIT ≫ グローバルヘルス技術振興基金
GNI ≫ 国民総所得
GPE ≫ 教育のためのグローバル・パートナーシップ
GPEDC ≫ 効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ
GRF ≫ グローバル難民フォーラム
GSF ≫ 紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金
GSP ≫ 一般特恵関税制度
G7 …… 2, 3, 22, 25, 28, 35, 43, 44, 56, 57, 59, 63, 69, 77, 80, 103, 106, 107, 111, 115, 129, **130**, 132, 133, 134, 136, 148
G7アルシュ・サミット …… 57
G7伊勢志摩サミット …… 3, 43
G7エルマウ・サミット …… 44
G7コーンウォール・サミット …… 63
G7広島サミット … 3, 35, 57, 63, 69, 107, 129, 134, 136, 148
G7プーリア・サミット …… 25, 44, 63, 69, 80, 107, 130, 134
G8九州・沖縄サミット …… 3, 71
G20 …… 3, 6, 25, 26, 30, 33, 35, 36, 38, 44, 45, 47, 48, 65, 66, 69, 72, 75, 80, 101, 105, **130**, 132, 133, 134
G20大阪サミット …… 3, 38, 44, 45, 65, 66, 72
G20ハンブルク・サミット …… 80
G20リオデジャネイロ・サミット …… 26, 33, 132, 134
GX ≫ グリーン・トランスフォーメーション

H

HDPネクサス ≫ 人道・開発・平和の連携
HIPC ≫ 重債務貧困国
HIV/エイズ …… **71**, 79, 102, 121

I

ICRC ≫ 赤十字国際委員会
ICT ≫ 情報通信技術
IDA ≫ 国際開発協会
IDB ≫ 米州開発銀行
IFAD ≫ 国際農業開発基金
IHO ≫ 国際水路機関
ILO ≫ 国際労働機関
IMF ≫ 国際通貨基金
IMO ≫ 国際海事機関
IOM ≫ 国際移住機関
IPPF ≫ 国際家族計画連盟
ISDB-T ≫ 地上デジタル放送日本方式
ITC ≫ 国際貿易センター
ITTO ≫ 国際熱帯木材機関
ITU ≫ 国際電気通信連合
IUU漁業 ≫ 違法・無報告・無規制漁業

J

JAIF ≫ 日・ASEAN統合基金
JAXA ≫ 宇宙航空研究開発機構
JBIC ≫ 国際協力銀行
JCM ≫ 二国間クレジット制度
JDS ≫ 人材育成奨学計画
JETRO ≫ 日本貿易振興機構
JICA ≫ 国際協力機構
JICA海外協力隊 …… 2, 3, 4, 9, 37, 71, 82, 87, 93, 99, 100, 102, 128, 129, 140, 141, **144**, **146**, 154
JICA青年研修 …… 138
JICA専門家／日本人専門家/専門家派遣 … **3**, 4, 11, 28, 29, 30, 35, 47, 51, 53, 54, 60, 61, 64, 67, 72, 76, 82, 86, 87, 100, 102, 104, 112, 137, 141, **144**
JICT ≫ 海外通信・放送・郵便事業支援機構
JIRCAS ≫ 国際農林水産業研究センター

JISR ≫ シリア平和への架け橋・人材育成プログラム
JOIN ≫ 海外交通・都市開発事業支援機構
JPF ≫ ジャパン・プラットフォーム
JPO ≫ ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー
JST ≫ 科学技術振興機構

L

LDCs ≫ 後発開発途上国
LICs ≫ 低所得国
LMICs ≫ 低中所得国

M

MCMs ≫ 感染症危機対応医薬品
MDBs ≫ 国際開発金融機関
MDGs ≫ ミレニアム開発目標
MSSミッション ≫ ハイチ多国籍治安支援

N

NAPSA ≫ アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ
NDC ≫ 国が決定する貢献
NERICA ≫ ネリカ
NEXI ≫ 日本貿易保険
NGO ≫ 非政府組織
NGOインターン・プログラム …… **136**
NGO・外務省定期協議会 …… **137**
NGO研究会 …… **136**
NGO事業補助金 …… **135**
NGOスタディ・プログラム …… **136**
NGO相談員制度 …… **135**
NGO-JICA協議会 …… **137**
NPO ≫ 非営利組織
NTDs ≫ 顧みられない熱帯病

O

OAS ≫ 米州機構
ODA対象国・地域に関するDACリスト …… 16, 17, 26
ODA出前講座 …… 154
ODAに関する有識者懇談会 …… 149
ODA評価 …… 143, 154
ODA見える化サイト …… 154
OECD ≫ 経済協力開発機構
OECD／G20 BEPSプロジェクト …… 30, **36**
OOF ≫ その他の公的資金
OSBP ≫ ワンストップ・ボーダーポスト

P

PALM ≫ 太平洋・島サミット
PARTNER ≫ 国際協力キャリア総合情報サイト
PBC ≫ 国際連合平和構築委員会
PBF ≫ 国際連合平和構築基金
PDCAサイクル (PDCA cycle：Plan-Do-Check-Act cycle) …… 142, 143
PGII ≫ グローバル・インフラ投資パートナーシップ
PIF ≫ 太平洋諸島フォーラム
PKO ≫ 国際連合平和維持活動
PPP ≫ 官民連携／官民パートナーシップ
PPR ≫ 予防・備えおよび対応

R

ReCAAP ≫ アジア海賊対策地域協力協定
RICE (Resilience, Industrialization, Competitiveness, Empowerment) アプローチ …… 34, **36**

S

SATREPS ≫ 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム
SDGs ≫ 持続可能な開発目標
SDGs達成のための科学技術イノベーション (STI for SDGs) …… 42
SEAH ≫ 性的搾取・虐待およびセクシャルハラスメント
SHEPアプローチ ≫ 小規模農家向け市場志向型農業振興 (SHEP) アプローチ
SICA ≫ 中米統合機構
STEM教育 …… **77**, 109
STEP ≫ 本邦技術活用条件
STI ≫ 科学技術イノベーション
STI for SDGs ≫ SDGs達成のための科学技術イノベーション

T

TICAD ≫ アフリカ開発会議
TPP ≫ 国連三角パートナーシップ・プログラム
Triple I ≫ グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ (トリプル・アイ)
TVET ≫ 職業技術教育訓練

U

UHC ≫ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNAFEI ≫ 国際連合アジア極東犯罪防止研修所
UNDP ≫ 国際連合開発計画
UNEP ≫ 国際連合環境計画

UNESCO ≫ 国際連合教育科学文化機関
UNFCCC ≫ 気候変動枠組条約
UNFPA ≫ 国際連合人口基金
UN-Habitat ≫ 国際連合人間居住計画
UNHCR ≫ 国際連合難民高等弁務官事務所
UNICEF ≫ 国際連合児童基金
UNITAR ≫ 国際連合訓練調査研究所
UNMAS ≫ 国際連合地雷対策サービス部
UNMISS ≫ 国際連合南スーダン共和国ミッション
UNODC ≫ 国際連合薬物・犯罪事務所
UNOOSA ≫ 国際連合宇宙部
UNRWA ≫ 国際連合パレスチナ難民救済事業機関
UN Women ≫ 国際連合女性機関

W

WCO ≫ 世界税関機構
We-Fi ≫ 女性起業家資金イニシアティブ
WFP ≫ 国際連合世界食糧計画
WHO ≫ 世界保健機関
WOAH ≫ 国際獣疫事務局
WPS ≫ 女性・平和・安全保障
WPSタスクフォース …… 81
WTO ≫ 世界貿易機関

2024年版開発協力白書　日本の国際協力

令和7年3月14日 発行

編　集　外　務　省
〒100-8919
東京都千代田区霞が関2-2-1
電　話（03）3580-3311（代表）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/

©2025 Printed in Japan

2024年版

開発協力白書

日本の国際協力